

R 5 - 9 淀川河川公園  
運営維持管理業務

別紙資料  
(案)

令和 5 年 月

国土交通省近畿地方整備局

実施要項に関連する別紙・別紙（情報開示）・様式

【淀川河川公園】

分類	資料名		頁番号
業務の内容を示す書類	別紙 1	主要公園施設一覧	別紙 1
	別紙 2	主要建築物一覧	別紙 3
	別紙 3	収益施設一覧	別紙 4
	別紙 4	R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務 管理基本方針	別紙 5
	別紙 5	R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務 共通仕様書	別紙 14
	別紙 6	R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務 個別仕様書（本業務全体の計画立案及びマネジメント）	別紙 48
	別紙 7	R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務 個別仕様書（企画運営管理）	別紙 55
	別紙 8	R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務 個別仕様書（施設・設備維持管理）	別紙 72
	別紙 9	R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務 個別仕様書（植物管理）	別紙 90
	別紙 10	R 5 - 9 淀川河川公園収益施設等管理運営規定書	別紙 98
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 11	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙 147
	別紙 12	精算報告書	別紙 154
	別紙 13	利用者の集計方法・利用者数等	別紙 160
	別紙 14	公園利用者アンケート	別紙 177
	別紙 15	自然環境・歴史文化に関する利用プログラム実績	別紙 178
	別紙 16	広報・報道実績	別紙 189
	別紙 17	SNS 情報発信件数	別紙 191
	別紙 18	混雑時の状況	別紙 192
	別紙 19	提供物品一覧	別紙 196
	別紙 20	購入備品一覧	別紙 199
	別紙 21	貸与車両の使用状況・維持管理状況	別紙 200
	別紙 22	危機管理対応実績・報告①<事故対応等>	別紙 204
	別紙 23	危機管理対応実績・報告②<野生動物 セアゴケモ対応>	別紙 216
	別紙 24	出水時の公園管理に係る業務履歴	別紙 217
	別紙 25	職員等配置表	別紙 218
	別紙 26	統括責任者による外部会議への出席	別紙 222
	別紙 27	苦情、要望等対応処理	別紙 225
	別紙 28	紙媒体（種類・発行部数）	別紙 226
	別紙 29	淀川河川公園 巡視マニュアル	別紙 228
	別紙 30	建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）	別紙 247
	別紙 31	清掃実施状況	別紙 251
	別紙 32	事業系一般廃棄物（サービスセンター等）（排出量、経費）	別紙 255
	別紙 33	農薬散布（位置、数量、時期、頻度等）	別紙 256
	別紙 34	収益施設利用者数、売り上げ等	別紙 257
	別紙 35	公衆電話	別紙 258
その他	別紙 36	業務評定	別紙 259

種類	資料名		頁番号
様式	様式 1-1	競争参加資格確認申請書	別紙 260
	様式 1-2	企業の業務実績	別紙 261
	様式 1-3	業務責任者の業務実績	別紙 262
	様式 1-4	守秘性に関する要件	別紙 263
	様式 1-5	業務実施体制	別紙 264
	様式 1-6	実施方針	別紙 269
	様式 1-7	再委託または下請負の予定	別紙 271
	様式 1-8	業務経験証明書	別紙 273
	様式 1-9	収益施設運営実績書	別紙 274
	様式 1-10	誓約書	別紙 278
	様式 2-1	表紙（企画書）	別紙 285
	様式 2-2-1~11	企画提案	別紙 286
	様式 2-2-12	改善提案	別紙 297
	様式 2-2-13	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組	別紙 298
	様式 2-2-14	従業員への賃金引上げ計画の表明書	別紙 299
	様式 3	収益施設運営計画書	別紙 304

## 主要公園施設一覧

対応窓口	地区名称	面積 (ha)	主 要 施 設
守口 サービス センター	海老江地区	10.5	野球場 (4 面)、少年野球場 (2 面)、テニスコート (3 面)、サッカー・ラグビー場 (陸上トラック兼用 1 面)、駐車場 (137 台)、移動式トイレ (6 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	大淀野草地区	7.5	野草広場
	長柄地区	4.3	芝生広場、移動式トイレ (1 基)、バーベキュー指定区域
	長柄河畔地区	0.8	休養施設、移動式トイレ (1 基)、管理所 (1 基)
	毛馬地区	9.4	野球場 (2 面)、テニスコート (2 面)、サッカー・ラグビー場 (陸上トラック兼用 1 面、野草広場、移動式トイレ (3 基)、バーベキュー指定区域
	赤川地区	4.8	テニスコート (6 面)、サッカー・ラグビー場 (1 面)、駐車場 (119 台)、移動式トイレ (4 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	城北河畔地区	0.9	休養施設
	太子橋地区	13.3	野球場 (2 面)、少年野球場 (1 面)、徒渉池、駐車場 (223 台)、移動式トイレ (5 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	外島地区	3.7	テニスコート (6 面)、陸上トラック (1 面)、移動式トイレ (2 基)、バーベキュー指定区域
	守口地区	2.2	休養施設
	八雲野草地区	8.5	野草広場
	八雲地区	5.7	少年野球場 (1 面)、テニスコート (3 面)、駐車場 (32 台)、移動式トイレ (1 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	庭窪河畔地区	0.8	休養施設
	十三野草地区	8.3	野草広場
	西中島地区	10.9	野球場 (3 面)、駐車場 (224 台)、移動式トイレ (6 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	豊里地区	7.4	テニスコート (4 面)、更衣室 (1 棟)、駐車場 (155 台)、移動式トイレ (3 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	大日地区	4.9	野球場 (2 面)、駐車場 (170 台)、移動式トイレ (2 基)
	佐太西地区	10.0	野球場 (2 面)、少年野球場 (2 面)、テニスコート (3 面)、駐車場 (317 台)、移動式トイレ (6 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	仁和寺野草地区	15.7	パターゴルフコース (27 ホール)、ゲートボール場 (3 面)、グラウンドゴルフ (24 ホール)、駐車場 (86 台)、移動式トイレ (2 基)、倉庫 (2 棟)
	点野野草地区	4.2	野草広場
太間地区	15.1	野球場 (1 面)、陸上トラック (1 面)、駐車場 (682 台)、移動式トイレ (6 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域	
木屋元地区	6.5	野球場 (2 面)、サッカー・ラグビー場 (1 面)、テニスコート (3 面)、ストリートバスケットコート (2 面)、移動式トイレ (3 基)、バーベキュー指定区域	
出口野草地区	4.0	野草広場	
出口地区	8.7	芝生広場、移動式トイレ (1 基)	
出口河畔地区	0.3	休養施設	

対応窓口	地区名称	敷地面積 (ha)	主 要 施 設
守口サービスセンター	伊加賀野草地区	10.0	野草広場
	三矢地区	2.4	テニスコート (4 面)、砂場、駐車場 (68 台)、移動式トイレ (1 基)、バーベキュー指定区域
	枚方地区	33.2	淀川スタジアム (野球場・サッカー場兼用) (1 面)、淀川アクアシアター、多自然池、駐車場 (420 台)、移動式トイレ (5 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
鳥飼サービスセンター	一津屋野草地区	10.4	野草広場、駐車場 (64 台)、移動式トイレ (1 基)
	一津屋河畔地区	0.3	芝生広場
	鳥飼西地区	3.0	駐車場 (57 台)、移動式トイレ (2 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	鳥飼野草地区	5.4	野草広場
	鳥飼下地区	11.1	サッカー (1 面)、フットサルコート (2 面)、駐車場 (139 台)、移動式トイレ (2 基)、バーベキュー指定区域
	鳥飼上地区	13.4	野球場 (3 面)、テニスコート (7 面)、陸上トラック (サッカー・ラグビー兼用 1 面)、ローラースケート場、駐車場 (323 台)、移動式トイレ (4 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	三島江地区	8.3	野球場 (2 面)、テニスコート (2 面)、サッカー・ラグビー場 (1 面)、駐車場 (315 台)、移動式トイレ (3 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	三島江野草地区	5.9	野草広場
背割堤サービスセンター	大塚地区	25.2	野球場 (2 面)、テニスコート (2 面)、サッカー・ラグビー場 (1 面)、駐車場 (322 台)、移動式トイレ (6 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	背割堤地区	19.8	桜並木、駐車場 (156 台)、移動式トイレ (4 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	島本地区	4.9	野球場 (1 面)、少年野球場 (1 面)、テニスコート (2 面)、サッカー・ラグビー場 (1 面)、駐車場 (83 台)、移動式トイレ (2 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
	御幸橋野草地区	(16.5)	多目的広場、野草広場、観察デッキ
	大山崎地区	11.05	野球場 (2 面)、フットサルコート (1 面)、駐車場 (266 台)、移動式トイレ (3 基)、管理所 (1 基)、バーベキュー指定区域
守口サービスセンター	面積は守口地区に含む	休憩室、インフォメーション、トイレ、会議室	
太間サービスセンター	0.1	休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ	
鳥飼サービスセンター	0.2	休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ	
背割堤サービスセンター (さくらであい館)	面積は背割堤地区に含む	展望塔、イベント広場、学習室、会議室、情報発信スペース、トイレ、さくらショップ、駐車場 (22 台)	
庭窪レストセンター	面積は庭窪河畔地区に含む	会議室、休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ	

※下線は利用料金を徴収する施設や飲食・物販施設 (以下「収益施設」という。) を示す。

※海老江地区、大淀野草地区の 2 地区は閉園中

※波線は業務期間中に追加供用や再整備を予定する地区を示す。

- ・御幸橋野草地区 1 工区 (7.5ha) : 令和 5 年度中供用予定
- ・御幸橋野草地区 2 工区 (4.5ha) : 令和 7 年度中供用予定
- ・御幸橋野草地区 3 工区 (4.5ha) : 令和 9 年度中供用予定

※このほかに自動販売機を設置する。

※駐車場の台数は臨時駐車場を含む。

※太間サービスセンター、庭窪レストセンターは建物施設の管理のみとし、イベント等での使用を除き、公園利用者への日常的なサービスは行わないものとする。

主要建築物一覧

種類	数	設置箇所
守口サービスセンター	1	守口地区 (299.3m <sup>2</sup> )
太間サービスセンター	1	太間地区隣接 (230.0m <sup>2</sup> )
烏飼サービスセンター	1	烏飼下地区隣接 (518.1m <sup>2</sup> )
庭窪レストセンター	1	庭窪河畔地区 (145.1m <sup>2</sup> )
背割堤サービスセンター	1	背割堤地区 (907 m <sup>2</sup> )

・各サービスセンターの詳細は、別添3「管理事務所図」を参照のこと

## 収益施設一覧

対応窓口	地区名	公園施設の名称	許可面積 (㎡)	数量
守口サービスセンター	毛馬地区	野球場	7,589	2面
		テニスコート	1,321	2面
		サッカー・ラグビー場 (陸上トラック兼用)	8,613	1面
	赤川地区	テニスコート	4,933	6面
		サッカー・ラグビー場	9,502	1面
	太子橋地区	野球場	12,017	2面
		少年野球場	4,311	1面
	外島地区	テニスコート	903	1面
		陸上トラック	5,627	1面
	八雲地区	少年野球場	4,193	1面
		テニスコート	2,104	3面
	西中島地区	野球場	16,157	3面
	豊里地区	テニスコート	2,559	4面
	大日地区	野球場	14,411	2面
	佐太西地区	野球場	14,468	2面
		少年野球場	5,108	2面
		テニスコート	2,110	3面
	仁和寺野草地区	パターゴルフコース	15,501	27ホール
		ゲートボール場	1,932	3面
		グラウンドゴルフ (24ホール)	13,380	1面
	太間地区	野球場	4,879	1面
		陸上トラック	6,251	1面
	木屋元地区	野球場	10,111	2面
サッカー・ラグビー場		12,749	1面	
テニスコート		2,505	3面	
三矢地区	テニスコート	1,473	2面	
枚方地区	淀川スタジアム (野球場・サッカー場兼用)	14,549	1面	
鳥飼サービスセンター	鳥飼下地区	サッカー場	10,194	1面
		フットサルコート	2,812	2面
	鳥飼上地区	野球場	20,532	3面
		テニスコート	3,009	4面
		サッカー・ラグビー場 (陸上トラック兼用)	13,867	1面
	三島江地区	野球場	12,969	2面
		テニスコート	2,090	2面
		サッカー・ラグビー場	9,851	1面
	大塚地区	野球場	14,491	2面
		テニスコート	1,345	2面
サッカー・ラグビー場		6,886	1面	
背割堤サービスセンター	島本地区	少年野球場	5,161	1面
		テニスコート	785	1面
		サッカー・ラグビー場	7,492	1面
	大山崎地区	野球場	9,638	2面
		フットサルコート	1,099	1面

※このほかに、近畿地方整備局の許可を受けた上で、収益施設として自動販売機を設置することができる。  
 ※許可面積は、小数点以下を四捨五入している。

# R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務

## 管理基本方針

令和 5 年 4 月

－ 目 次 －

1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ .....	1
1. 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的 .....	1
1. 2 運営維持管理基本方針の位置づけ .....	1
1. 3 運営維持管理基本方針の対象 .....	1
2. 運営維持管理の基本方針 .....	3
2. 1 淀川河川公園の基本方針 .....	3
2. 2 今後の運営維持管理の基本方針 .....	4
3. 運営維持管理の項目別の考え方 .....	9

## 1. 運営維持管理基本方針の目的・位置づけ

---

### 1. 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

淀川河川公園は、都市公園法第2条第1項第2号「イ）一の都府県の区域を超えるような見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づくイ号国営公園である。淀川の広大な河川敷、豊富な自然環境を活かして、近畿のレクリエーション需要の増大に対応するとともに、淀川の河川空間を広域緑地系統の骨格として活用することを目的として、昭和47年から公園整備を進めている。

大阪府大阪湾河口部から桂川、宇治川、木津川が合流する京都府三川合流部までの延長約37km、計画面積1,216haのうち、約241.2ha、計40地区（※令和5年4月現在。ただし、海老江地区及び大淀野草地区の2地区は閉園中）を開園している。

淀川河川公園の利用者数は、概ね年間600万人程度であり、昭和48年度の供用開始時から令和3年度までに、累計約18,800万人の方々に利用されている。なお令和3年度は、コロナ禍の影響から約387万人となっている。

一方、平成24年度からの維持管理業務に民間事業者も含めた総合評価による競争入札を行うこととなり、事業者に対し、維持管理業務にあたっての基本的な考え方を示す必要が生じている。

以上のような背景を踏まえ、「運営維持管理基本方針」を策定した。

### 1. 3 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、淀川河川公園が、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

- ① 運営維持管理の基本方針
- ② 運営維持管理の項目別の考え方

### 1. 4 運営維持管理基本方針の対象

運営維持管理基本方針は、現在の供用区域を対象としたものであるが、今後追加供用される区域にも適用されるものである。

今後の維持管理においては、野球場・テニスコート等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な維持管理に努めるものとする。

## 2. 運営維持管理の基本方針

---

### 2. 1 淀川河川公園の公園づくりの基本方針

淀川河川公園では、昭和 50 年に策定した「淀川河川公園基本計画」を平成 20 年 8 月に改定した。「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にする」という認識のもとで、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指している。公園づくりの基本方針、整備方針及び管理運営方針が示されており、今後もこれらの基本方針等を継承するとともに、社会情勢の変化などをふまえて整備及び管理運営を進めていくこととする。

#### <基本方針>

- ① 河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にします。
- ② 淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぎます。
- ③ 多様な主体の参加と連携のもと、全ての生物が共存できる健全かつ秩序ある利用を促し、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる公園にします。

#### <整備方針>

- ① 淀川の自然環境が縦断及び横断的に連続するようゾーニング計画を新たに定めます。
- ② 淀川の自然環境の保全・再生を図ります。
- ③ 淀川らしい利用ができるようにします。
  - ・淀川の自然環境と利用の調和を図ります。
  - ・淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくります。
  - ・淀川全体をつなぎ、まちと淀川をつなぎます。
  - ・淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくります。
- ④ 淀川にまつわる歴史・文化資源を活かします。

#### <管理運営方針>

- ① 淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行います。
- ② 安全、快適に利用できるようにします。
- ③ 淀川にふれ、学ぶための機会を増やします。
- ④ 多様な主体の参加と連携を図ります。

## 2. 2 今後の運営維持管理の基本方針

淀川河川公園は、その存在価値や利用価値を、継承・連携・発信していくことにより、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐ役割を担う公園である。

公園の存在価値とは、社会資本である公園が公共の福祉の増進等に貢献する機能や施設を有していることであり、公園の存在自体に価値があることである。この存在価値は、市場原理になじみやすく、持続的に維持しなければならない根元的なものである。

一方、利用価値とは、存在価値を維持した上で、公園施設や機能を活用した様々な活動が豊かに展開される公園の利用環境を意味している。この利用価値は、多様な主体の知恵や工夫を活用して、安全、安心、快適な公園環境を創出していかなければならないものである。

この存在価値や利用価値を継承・連携・発信していくためには、淀川河川公園を運営維持管理・利用する多様な主体（国、運営維持管理事業者、NPO、ボランティア、利用者等）が、今後の淀川河川公園のあるべき目標・将来像を共有し、淀川河川公園のさらなる魅力向上に向けた取組を推進していく必要がある。

こうした背景を踏まえて令和3年6月に策定された「淀川河川公園整備・管理運営プログラム」に基づき、今後の淀川河川公園における運営維持管理の基本的な方針として、以下に示す4つの基本方針を設定した。

### 基本方針1) 歴史文化・水辺の体験プログラムの提供

淀川を知る事は、関西の水の歴史を知る事であり、沿川の各所には淀川の昔を物語る歴史資源が今もなお数多く残っているため、以下のプログラム提供を行う。

- ・春や秋の行楽シーズンには舟運事業と連携した散策ツアーや、気軽に楽しめるカヌー・ボート体験を通して淀川の歴史文化と水辺の学習プログラムを提供する。
- ・さらに、淀川をフィールドに活躍する様々な地域の活動団体とのネットワークを広げ、淀川だからこそ体感できる水と緑にふれあえる機会を創出する。

#### [運営管理実施例]



【水辺の体験学習】



【歴史散策ツアー】



【サップ体験】

## 基本方針2) 国営公園ならではの健康づくりプログラムの提供

- ・多様な方々が一緒にマラソンやレクリエーションを楽しめる「ふれあいマラソン」や、「スロージョギング」、「ノルディックウォーク」など、健康づくりにつながる公園プログラムを提供する。
- ・健康づくりと体力向上のためプロスポーツ選手やスポーツの専門学生から指導を受けられる「こどもスポーツスクール」などを実施する。

### [運営管理実施例]



【淀川河川公園ふれあいマラソン】



【スロージョギング】

## 基本方針3) 淀川を満喫する緑の空間演出とその利活用

- ・河川に咲く野の花や植栽花木を活かした風景づくりに加え、背割堤の桜並木については、平成30年度の台風21号による被害からの復旧や、健全育成を進めることで、季節を彩る草花で公園の四季を演出し、来園者の目を楽しませる緑の空間を作る。
- ・この緑の空間を使って、マルシェや野草観察会等の自然体験プログラムなど、地域の様々な活動主体とともに利活用していく。

### [運営管理実施例]



【背割堤さくらまつり】



【花修景】

#### 基本方針4) 快適性と安全性を目指した公園管理

- ・河川に立地する公園として、利用者には一定の自己責任が伴うという原則のもと、健全かつ秩序ある利用を促し、安全かつ快適に利用できるようにする。
- ・公園の快適性や安全性を高めるため、日常的に公園内の巡視をおこなうとともに、施設の点検を実施し、老朽化対策を含めた施設修繕を行う。

##### [運営管理実施例]



【施設点検】



【地元消防署指導のもとでの消火訓練】

### 3. 運営維持管理の項目別の考え方

2. で定めた基本方針とともに、「淀川河川公園基本計画」の管理運営計画に基づき、河川に立地する公園として、利用者が安全かつ快適に利用できるようにするため、利用マナーの周知や不適切な利用への注意、公園施設の適正な点検・管理などを行うとともに、利用者には一定の自己責任が伴うという原則のもと、水辺の利用には危険性があるということの周知などを行い、以下に示す主な項目についての考え方等を踏まえ、地区毎の特性に応じた管理運営を行う。

#### ① 点検・補修、植物管理、清掃

河川公園を安全かつ快適に利用できるよう、公園施設を適正に管理するため、動植物の生息・生育状況に留意しつつ、園路や広場、トイレ、水飲み場等公園施設の点検・補修、植物管理、清掃などを計画的かつ定期的に行う。

#### ② 広報

淀川河川公園における整備及び管理運営の方針や内容、利用マナー等について周知を図る。また、淀川の自然環境や歴史・文化にふれ、学ぶための機会をつくるため、パンフレットの作成、インターネット等による情報発信、サービスセンターにおける展示などを行うとともに、利用プログラムやイベント等の情報提供を行う。

#### ③ 利用プログラム

淀川を利用しながら淀川に対する理解を深めてもらうため、ガイドなどが同行しながら淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ体験講座など様々な素材を活かした利用プログラムや、生物の生息・生育環境の保全活動、清掃等の維持管理活動などのイベントを実施する。

#### ④ 出水時等対応

出水により河川敷の冠水が予測される場合には、利用者の安全を確保するとともに、流水の疎通に支障をきたす恐れがある公園施設の撤去を支援する。また、津波警報が発令された時及び高潮の発生が予測される場合にも利用者の安全を確保する。

#### ⑤ 管理運営体制

通常時及び緊急時の系統的な管理運営を適切に行うため、サービスセンターを拠点に、必要な人員を配置する。

#### ⑥ 地域協議会との連携

整備及び管理運営において、利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体など、淀川河川公園に関わる多様な主体が参加する「淀川河川公園地域協議会」と連携した取り組みを推進する。

R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務  
共通仕様書

令和 5 年 4 月

## 第1章 総則

### 第1条 目的

淀川河川公園（以下「本公園」という。）は、淀川の広大な河川敷、豊富な自然環境を活かして、近畿のレクリエーション需要の増大に対応するとともに、淀川の河川空間を広域緑地系統の骨格として活用することを目的として、昭和47年から国が整備を進めているイ号公園である。

本公園では、「淀川河川公園基本計画」を平成20年8月に改定し、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指しており、以下の基本方針のもとに総合的に整備、管理運営を進めている。（別紙4；「R5－9 淀川河川公園運営維持管理業務 管理基本方針」参照）

#### <基本方針>

- ① 河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にします。
- ② 淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぎます。
- ③ 多様な主体の参加と連携のもと、全ての生物が共存できる健全かつ秩序ある利用を促し、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる公園にします。

大阪府大阪湾河口部から桂川、宇治川、木津川が合流する京都府三川合流部までの延長約37km、計画面積1,216haのうち、約241.2ha、計40地区（※令和5年4月現在。ただし、海老江地区及び大淀野草地区の2地区は閉園中）を開園している。

淀川河川公園の利用者数は、概ね年間600万人程度であり、昭和48年度の供用開始時から令和3年度までに、累計約18,800万人の方々に利用されている。なお令和3年度は、コロナ禍の影響から約387万人となっている。

本業務は、本公園において、国の組織である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（以下「国事務所」という。）との調整の下で、淀川の自然環境と利用の調和を図る公園として、自然環境の保全・再生に留意しつつ、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、当公園全般にわたり、公園資産を保全、増進させることを目的とする。

### 第2条 適用及び用語の定義

本仕様書は、R5－9 淀川河川公園運営維持管理業務のうち、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

- 1) 「近畿地方整備局」とは、公園の管理主体者であり、本業務の発注者のこと。
- 2) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。
- 3) 「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
- 4) 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。
- 5) 「公園利用者」とは、本公園を利用する者のこと。
- 6) 「開園」とは、駐車場、サービスセンター及び野球場・テニスコート等の運動施設の利用可能な期間及び時間のこと。

- 7) 「閉園」とは、駐車場、サービスセンター及び野球場・テニスコート等の運動施設の利用を終了あるいは休止している期間及び時間のこと。
- 8) 「閉園措置」とは、出水、地震等の発生に係る危険防止対策として、公園の利用を中止する措置（駐車場の閉鎖、立入禁止措置、利用者への利用中止の呼びかけ・避難誘導等）を行うこと。
- 9) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。
- 10) 「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 11) 「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金のこと。
- 12) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設運営者が近畿地方整備局に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 13) 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき近畿地方整備局から金額を通知し、事業者が近畿地方整備局に納める料金のこと。ただし、公共性の高い行催事を淀川河川事務所との共催により行う場合は、建物使用料及び土地使用料は不要となる場合がある。
- 14) 「業務責任者」とは、本仕様書の第 11 条に示す業務内容である本業務全体の計画立案及びマネジメント、企画運営管理、施設・設備の維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理するもののこと。
- 15) 「総括責任者」とは、本業務全体を監理するものであり、業務責任者のうち、本業務全体の計画立案及びマネジメントの業務責任者をもってそれにあてること。
- 16) 「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
- 17) 「管理物件」とは、別添 1「公園平面図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお同敷地内であっても、第三者が持ち込み、または、管理許可を受け、もしくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
- 18) 「国事務所」とは、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所のこと。
- 19) 「サービスセンター」及び「レストセンター」とは、堤内地に設置する利用者サービス等の拠点施設のこと。各サービスセンターが管轄する地区の利用調整、管理所への連絡等を行う。このうち守口サービスセンターは公園全体の運営維持管理を統括する施設である。（別紙 26「職員等配置表」参照）。
- 20) 「管理所」とは、駐車場を有する地区の河川敷等に設置する現地詰所のこと。各地区の利用案内、利用者指導等を行う（別紙 26「職員等配置表」参照）。
- 21) 「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。

- 22) 「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 23) 「保守」とは、機器等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 24) 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
- 25) 「指示」とは、近畿地方整備局又は調査職員等が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 26) 「通知」とは、近畿地方整備局若しくは調査職員等が事業者に対し、又は事業者が発注者若しくは調査職員等に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 27) 「報告」とは、事業者が調査職員等に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 28) 「承諾」とは、事業者が調査職員等に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員等が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 29) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、近畿地方整備局又は調査職員等と事業者が対等の立場で合議することをいう。
- 30) 「提出」とは、事業者が調査職員等に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 31) 「書面」とは、定められた様式または調査職員が指示する様式による手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。なお、情報共有システム等の活用も可とする。
- 32) 「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。
- 33) 「勧告」とは、近畿地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
- 34) 「命令」とは、近畿地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。
- 35) 「モニタリング業務」とは、事業者が実施する利用実態調査及び本業務に対する自己評価並びにその結果について近畿地方整備局に報告を行う一連の業務を指す。

### 第3条 総則

1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
2. 本業務の実施は、R5-9淀川河川公園運営維持管理業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

### 第4条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準・関係法令等に準拠する。なお、更新等が行われた場合には、最新の基準等に準拠するものとする。

- 1) 河川法
- 2) 都市計画法
- 3) 都市公園法

- 4) 道路交通法
- 5) 景観法、屋外広告物条例
- 6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 7) 消防法
- 8) 建築基準法
- 9) 労働基準法、労働安全衛生法
- 10) 下水道法
- 11) 水道法
- 12) 水質汚濁防止法
- 13) 浄化槽法
- 14) 食品衛生法
- 15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 16) 大気汚染防止法
- 17) 騒音規制法
- 18) 振動規制法
- 19) 個人情報保護に関する法律
- 20) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 21) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 22) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 23) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 24) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 25) 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 26) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 27) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 28) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 29) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 30) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 31) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）  
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 32) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- 33) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）令和3年7月7日、サイバーセキュリティ戦略本部
- 34) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 35) 移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
- 36) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）

- 37) 公園のユニバーサルデザインマニュアル  
(財団法人 都市緑化技術開発機構 公園緑地バリアフリー共同研究会編)
- 38) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第2版)  
(国土交通省都市局公園緑地・景観課)
- 39) 公園施設の安全点検に係る指針(案) (国土交通省都市局公園緑地・景観課)
- 40) 国土交通本省委託契約取扱要領 (別添2)
- 41) 環境省版レッドリスト「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」(環境省自然環境局野生生物課編)
- 42) 「大阪府レッドリスト2014」
- 43) 「京都府レッドデータブック2015」
- 44) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 45) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 46) 淀川河川公園における行為の禁止等について (別添4)
- 47) 土木工事共通仕様書(案) (近畿地方整備局)
- 48) 土木工事施工管理基準 (近畿地方整備局)
- 49) 「土木構造物標準設計」(建設省)
- 50) 「土木工事標準設計図集」(近畿地方整備局)
- 51) デジタル写真管理情報基準(案) (国土交通省)
- 52) 電気通信設備工事共通仕様書
- 53) 機械工事共通仕様書
- 54) 建設業法
- 55) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- 56) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 57) 遺失物法
- 58) 鉄道事業法
- 59) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 60) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン (改訂版)  
(国土交通省住宅局住宅総合整備課)
- 61) 著作権法
- 62) 農薬取締法
- 63) 公園施設の安全点検に係る指針(案) (国土交通省)
- 64) 公園緑地工事共通仕様書 (国土交通省都市局公園緑地・景観課)
- 65) 発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック (国土交通省総合政策局安心生活政策課)
- 66) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- 67) 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) (平成29年9月 国土交通省)
- 68) その他、関係諸法令等

## 第5条 事業者の義務

1. 運営維持管理者となる事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を

負うものとする。

2. 本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
5. 事業者は、本業務の実施にあたって、近畿地方整備局又は調査職員等と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

#### 第6条 近畿地方整備局と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するにあたり、事業者と近畿地方整備局の責任分担を下表「責任分担表」とおとりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、近畿地方整備局と事業者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

事業者と近畿地方整備局の責任分担表

項目	内 容	近畿地方 整備局	事業者	
			運営維 持管理	収益 施設
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	近畿地方整備局より提供のあった物品の管理		○	◎
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	/
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		/	◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		/
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	/
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎	◎
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用（※1）200万円（税抜き）【令和5年度分】、1,000万円（税抜き）【令和6～8年度】、800万円（税抜き）【令和9年度分】を超えない場合（上記①を除く。）。		○	/
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）。（※2）		/	◎
	上記3項目以外の場合 なお予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上	○		

	の体制をとるような事態)の不可抗力(以下この表において「②」という。)により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 なお上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。			
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合(事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等)		◎	◎
	共通仕様書第33条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎
	上記2項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎	◎
	上記以外の場合	○		

責任を有する側を項目ごとに○または◎としており、事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については委託費を充当することができない。

※1：年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成31年度(令和元年度)～令和4年度の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙30「建物・工作物に係る修繕履歴(修繕箇所、費用等)」を参照のこと。

※2：震災等大規模な自然災害の影響やウイルス等による感染症のまん延等の影響等、事業者の責めに帰すことが出来ない理由で収益施設の収支バランスが大きく変わった場合、収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる計画内容や責任分担の変更について、近畿地方整備局と協議することができる。

#### 第7条 近畿地方整備局長又は調査職員による指示

近畿地方整備局長又は調査職員は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できる。

#### 第8条 契約の解除

近畿地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- a) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- b) 入札参加に要求される資格の要件を満たさなくなったとき。
- c) 契約に従って本業務を実施できなかったとき、又は実施できないことが明らかになったとき。
- d) 契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- e) 繰り返し法令違反を行ったとき。
- f) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
- g) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

## 第2章 業務内容

### 第9条 運営維持管理基本方針

事業者は、国有財産としての適正な管理を保持しつつ、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、以下の運営維持管理方針に則り、本業務の遂行に努めなければならない。（別紙4；「R5-9 淀川河川公園 運営維持管理業務 管理基本方針」参照）

- 1) 歴史文化・水辺の体験プログラムの提供
- 2) 国営公園ならではの健康づくりプログラムの提供
- 3) 淀川を満喫する緑の空間演出とその利活用
- 4) 快適性と安全性を目指した公園管理

### 第10条 業務実施の基本的事項

1. 事業者は、本業務の実施にあたっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、第1条の4つの管理運営方針に沿った管理運営を行うものとする。

#### 1) 点検・補修、植物管理、清掃

河川公園を安全かつ快適に利用できるよう、公園施設を適正に管理するため、動植物の生息・生育状況に留意しつつ、園路や広場、トイレ、水飲み場等公園施設の点検・補修、植物管理、清掃などを計画的かつ定期的に行う。

#### 2) 広報

淀川河川公園における整備及び管理運営の方針や内容、利用マナー等について周知を図る。また、淀川の自然環境や歴史・文化にふれ、学ぶための機会をつくるため、パンフレットの作成、インターネット、SNS等による情報発信、サービスセンターにおける展示などを行うとともに、利用プログラムやイベント等の情報提供を行う。

#### 3) 利用プログラム

淀川を利用しながら淀川に対する理解を深めてもらうため、ガイドなどが同行しながら淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ体験講座など様々な素材を活かした利用プログラムや、生物の生息・生育環境の保全活動、清掃等の維持管理活動などのイベントを実施する。

#### 4) 出水時等対応

出水により河川敷の冠水が予測される場合には、利用者の安全を確保するとともに、流水の疎通に支障をきたす恐れがある公園施設の撤去を支援する。また、津波警報が発令された時及び高潮の発生が予測される場合にも利用者の安全を確保する。

#### 5) 管理運営体制

通常時及び緊急時の系統的な管理運営を適切に行うため、サービスセンターを拠点に、必要な人員を配置する。

#### 6) 地域協議会との連携

整備及び管理運営において、利用者や利用団体、地域住民、学識経験者、地元自治体など、淀川河川公園に関わる多様な主体が参加する「淀川河川公園地域協議会」と連携した取り組みを推進する。

## 第11条 履行場所及び履行期限

### 1. 履行場所

施設名称 淀川河川公園

所在地 大阪市福島区海老江三丁目・四丁目・六丁目並びに大阪市大淀北二丁目  
(海老江地区)～京都府八幡市八幡在応寺地先(背割堤地区)

面積 349.9ha(令和5年度、令和7年度、令和9年度供用予定面積を含む)

※別添1「公園平面図」参照

### 2. 履行期限

令和6年2月1日から令和10年1月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開園に備えなければならない。

## 第12条 開園日時等

本業務の履行期間における本公園の開園期間及び開園時間は原則として次頁の表のとおりとする。

開園期間及び時間

地区名	管理所	3月1日～5月31日、 9月1日～11月30日	6月1日～ 8月31日	12月1日～ 2月28日(29日)
海老江地区	海老江管理所 (閉園中)	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
大淀野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
長柄地区	赤川管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
長柄河畔地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
毛馬地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
赤川地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
城北河畔地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
太子橋地区	太子橋管理所	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
外島地区		(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
守口地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
八雲野草地区	○八雲管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
八雲地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
庭窪河畔地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
十三野草地区	西中島管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
西中島地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
豊里地区	豊里管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
大日地区	佐太西管理所	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00
佐太西地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00
仁和寺野草地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00
点野野草地区	太間管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
太間地区		7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
木屋元地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
出口野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
出口地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
出口河畔地区	枚方管理所(下流)	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
伊加賀野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
三矢地区		(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
枚方地区		7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
背割堤地区	(*1) 背割堤管理所	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
御幸橋野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
一津屋野草地区	鳥飼西管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
一津屋河畔地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼西地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼野草地区	鳥飼上管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼下地区		(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼上地区		(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00

地区名	管理所	3月1日～5月31日、 9月1日～11月30日	6月1日～ 8月31日	12月1日～ 2月28日(29日)
三島江地区	三島江管理所	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
三島江野草地区		9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
大塚地区	大塚管理所	7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
島本地区	○島本管理所	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
大山崎地区	大山崎管理所	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00

- ・ 管理員の配置が必要な管理所は上記のとおりである。
- ・ ○印の管理所は土曜日、日曜日、祝祭日のみ運営する。
- ・ (\*1) 背割堤管理所は令和6年度以降、段階的に平日の運営日を減じ、令和9年度には土日祝祭日のみの運営に移行する予定である
- ・ 背割堤地区の休園日は12月29日～1月3日、その他の地区は休園日なし。
- ・ 鳥飼サービスセンター、背割堤サービスセンター（さくらであい館）の休館日は12月29日～1月3日、守口サービスセンターは休館日なし。
- ・ 海老江地区及び大淀野草地区の2地区は閉園中
- ・ 繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者（以下「事業者」という。）が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。
- ・ 開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる。

### 第13条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設を対象として、個別仕様書に記載された管理水準の達成、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行うものとする。(別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」)

#### <業務内容>

##### 1) 公園施設維持管理業務(委託費により行う業務)

###### (1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・運営維持管理業務以外の施設の管理運営者との連絡・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等

###### (2) 企画運営管理業務

- ・企画広報(行催事企画運営、広報、公園又は河川に関するボランティア活動の支援・調整)
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等

###### (3) 施設・設備維持管理業務

維持修繕・保守点検等(建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備)

清掃(園内清掃、園内建物清掃) 等

###### (4) 植物管理業務

高木管理、中低木管理、草丈管理、草花管理等(草刈り、施肥、灌水、剪定等)

##### 1) 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

##### 2) 企画運営管理業務

利用促進のための行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む)や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。

##### 3) 施設・設備維持管理業務

###### (1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常から、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行う。

## (2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。

## 4) 植物管理業務

安全で快適な利用環境を確保するため、利用状況、景観等に応じた施肥、灌水、樹木の剪定、等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。

## 第14条 業務実施体制

1. 公園の設置目的を達成し、公園利用者の安全・快適な利用サービスを提供するため、下記の資格要件を備えている職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを調査職員等に提出するものとする。

<事業者が保有する必要がある資格>

- ・ 1級造園施工管理技士
2. 日常管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
  3. 本業務全体の計画立案及びマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理、植物管理について業務別に業務責任者を配置することとする。なお、本業務全体の計画立案及びマネジメントの業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区別しなければならない。
  4. 開園期間中は、第13条1)～4)の業務責任者及び収益施設等管理運営業務の業務責任者のうち、少なくとも1名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め第13条1)～4)の業務及び収益施設等管理運営業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者が1名以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、上記1)～4)の業務及び収益施設等管理運営業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。(ただし、事故などやむを得ない事由により事前に承認を得られない場合を除く。)

主な業務従事(勤務)場所は、以下のとおりとする(別紙25「職員等配置表」、別紙29「淀川河川公園巡視マニュアル」、及び別添3「管理事務所図」参照)。なお、上記1)～4)の業務が迅速かつ円滑に行われる体制が確保できるのであれば、テレワークについても勤務と認める。

- ・ 守口サービスセンター(公園全体を統括する施設) 1箇所
  - ・ 鳥飼サービスセンター(利用者サービスのローカル拠点) 1箇所
  - ・ 背割堤サービスセンター(さくらであい館)(利用者サービスのローカル拠点) 1箇所
  - ・ 管理所(巡視、利用者サービス等を行う現地詰所、土日祝日のみ運営も含む) 16箇所
5. この他、救急対応を担当する者を配置する。

配置予定者の業務実績等に関する要件

	①業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	②企画運営管理業務の業務責任者	③施設・設備維持管理業務の業務責任者	④植物管理業務の業務責任者	⑤収益施設等管理運営業務の業務責任者
業務	下記に示す同種及び類似業務(平成15年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験を有すること(なお申請書類提出時において実施中の業務にあっては、令和6年1月31日までに完了するもの)				
同種業務の経験※1	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)の実績を有し、かつ、下記のエ)又はバ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はバ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はバ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のエ)又はバ)のいずれかの経験を有すること
	1)都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している10ha以上の都市公園(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など) 2)レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、2ha以上の園地※6管理を行っている施設				
	ア)延べ2年以上の総括責任者※2の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者※3の経験 ウ)総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	エ)延べ2年以上の総括責任者※2、または業務責任者※3の経験 バ)延べ3年以上の業務経験			
類似業務の経験	下記の3)～4)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.1(1)、(2)、1.2.2～1.2.5参照)のいずれかに関する業務の実績を有し、かつ下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、企画運営管理業務に関する下記のエ)又はバ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はバ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務(本実施要項1.2.4参照)の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はバ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のエ)又は

					わ)のいずれかの経験を有すること
	3) 地区公園、特殊公園、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している都市公園（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など） 4) レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、園地※6管理を行っている施設				
	ア) 延べ2年以上の総括責任者※2の経験 イ) 延べ3年以上の業務責任者※3の経験 ウ) 総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者	エ) 延べ2年以上の総括責任者※2、または業務責任者※3の経験 オ) 延べ3年以上の業務経験			
資格	—	—	—	1級造園施工管理技士	—
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務責任者※3 は、令和6年2月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあること（雇用関係にあることを約束する念書等（任意書式）で確認する）。なお、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。</li> <li>・上記①の業務責任者※3 1名を総括責任者※2 とすること。</li> <li>・共同体にあっては、上記①の総括責任者※1 は代表企業に所属する者とする。</li> <li>・総括責任者は、原則、実施期間中専任（※7）とする。なお、病気・死亡・出産・育児・介護等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。</li> <li>・総括責任者※2 は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者※3 は他業務の業務責任者※3 を兼務することができる。</li> <li>・開園期間中は、上記①～⑤の業務責任者のうち少なくとも1名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め上記①～⑤が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者が1名以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、上記①～⑤の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。（ただし、事故などやむを得ない事由により事前に承認を得られない場合を除く。）</li> <li>・主な業務従事（勤務）場所は、守口サービスセンターとすることを想定している。なお、上記①～⑤の業務が迅速かつ円滑に行われる体制が確保できるのであれば、テレワークについても勤務と認める。</li> </ul>				

※1: 業務実績は、契約書等により実施が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該配置予定者が実施した業務のみが実績となる。）

※2: 総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。収益施設等管理運営業務を行う場合及び収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等管理運営業務への委託

費の支出は認めない。

- ※3:業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。なお、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者を補佐する者の経験は、業務責任者の経験とみなす。
- ※4:レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)
- ※5:観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)
- ※6：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等の植物管理は含まない。)
- ※7:専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。

## 第15条 業務計画書

1. 総括責任者は、契約締結日の14日前までに、企画書にもとづく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制を記載した「業務計画書」を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。
2. 「業務計画書」の策定にあたっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 維持管理運営の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応について、年度内での変更が求められる場合は、「業務計画書」を随時修正する。  
変更業務計画書の提出の必要の有無は内容に応じて調査職員等と協議する。
4. 四半期別必要経費内訳書には、「業務計画書」の変更がある場合は、その結果を反映した上で、数量、単価を記載し、積算根拠を明確にする。

### <業務計画書に記載が必要な項目>

- ・ 年間管理運営計画（月別）
- ・ 年間行事計画書（月別）
- ・ 企画提案された実施方針（月別）
- ・ 業務実施体制
- ・ 業務実施のための管理機構及び職務分担
- ・ 実施計画
- ・ 四半期別必要経費内訳書（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 再委託承諾申請書（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- ・ 施設管理作業（建物管理、工作物管理、清掃）
- ・ 植物管理作業
- ・ 収益施設管理運営計画
- ・ 公園内巡視作業
- ・ 公園利用者への利用指導
- ・ 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
- ・ 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
- ・ 市民参加による公園運営（ボランティア）
- ・ 環境への配慮

## 第16条 業務報告書

1. 事業者は、運営維持管理の実施状況と包括的な質や管理水準等の達成状況のモニタリングが確実に行えるよう、報告書を調査職員等に月次、四半期ごとに定期的に提出する。
2. 事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、年度内に実施した運営維持管理実績の全てを報告書（正本1通、副本1通）に成果物を添えて提出する。
3. 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、近畿地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員等の指示に従い、誠実に対応する。
4. 本業務は電子納品（試行）対象業務とする。電子納品とは、上記業務報告書の最終成果のうち調査職員等が指示するものを電子データで納品する。

### <定期報告で提出が必要な項目>

- 1) 「管理月報」（実務実績簿を含む）（提出期限は翌月の10日 別添様式1）。
- 2) 「管理四半期報」（提出期限、四半期翌月の15日 別添様式2）
- 3) 「連絡会議報告書」（毎月5日まで）
- 4) 運営管理実施方針（毎月5日まで）
- 5) 貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告（毎月初め）
- 6) 上記以外の発注者で指定した報告事項（適宜）

### <完了報告で提出が必要な項目>

- 1) 「完了報告書」（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 2) 「精算報告書」（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 3) 「残存物件報告書」（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
- 4) 「事業評価報告書」（任意様式）
- 5) 「実施状況等の記録書」

### <実施状況等の記録書に添付が必要な項目>

- 1) 作業日誌
- 2) 保守点検の記録
- 3) 作業実施数量の記録
- 4) 作業記録者写真
- 5) 安全衛生点検の記録
- 6) 修繕等の記録

### <電子納品>

- 1) 電子データとは、「電子納品等運用ガイドライン」、「現場における電子納品に関する事前協議ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」）及び近畿地方整備局の「電子納品に関する手引き（案）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途調査職員等と協議するものとする。
- 2) 最終年度の業務を完了した時には、別に定める様式（電子媒体納品書）に署名・捺印の上、「ガイドライン」に基づいて作成した電子データをCD-Rで2部提出する。
- 3) 受発注者相互にCD-Rの内容を確認した上でCD-Rの受領を行うものとする。
- 4) 「ガイドライン」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員等と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 5) 上記によりがたい場合は、調査職員等と協議するものとする。

## 第17条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、近畿地方整備局等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において5年間保存する。また、契約期間終了時には調査職員等へ引き継ぐこと。

なお、本業務の記録類については以下を最低限とする。

- ・ 作業実施数量等の記録
- ・ 保守点検の記録
- ・ 作業日誌
- ・ 安全衛生点検の記録

- ・修繕等の記録
- ・作業記録写真
- ・事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録
- ・その他、近畿地方整備局が指示する記録

#### 第18条 モニタリング業務

1. 事業者は、公園利用者からの意見要望を積極的に把握、評価し、業務に反映させるため、次の各号に掲げる調査を行い、その結果について近畿地方整備局に報告する。

##### 1) 利用実態調査

本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケート等を実施するなど事業者の工夫により、確実に把握すること。また、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、近畿地方整備局と事前に協議した上で、調査を実施し、その結果は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析を実施する。

##### 2) 本業務に対する自己評価

本業務に関して、利用実態調査結果と、その結果に基づいて、本業務に反映させるよう努めた事項について年度毎に適宜自己評価を行い、その結果を事業評価報告書にまとめ、近畿地方整備局に提出する。

#### 第19条 近畿地方整備局が行うモニタリング調査

1. 近畿地方整備局は、事業者で実施するモニタリング業務（本共通仕様書第16条）とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施する。
2. 事業者は、本業務等の実施内容の評価が確実に実施されるよう、実施状況等の調査に協力するものとする。
3. 調査は、個別仕様書等に示す管理水準や事業者から企画提案された実施方針の履行状況を確認する予定である。

### 第3章 委託費の支払い

#### 第20条 委託費の支払い

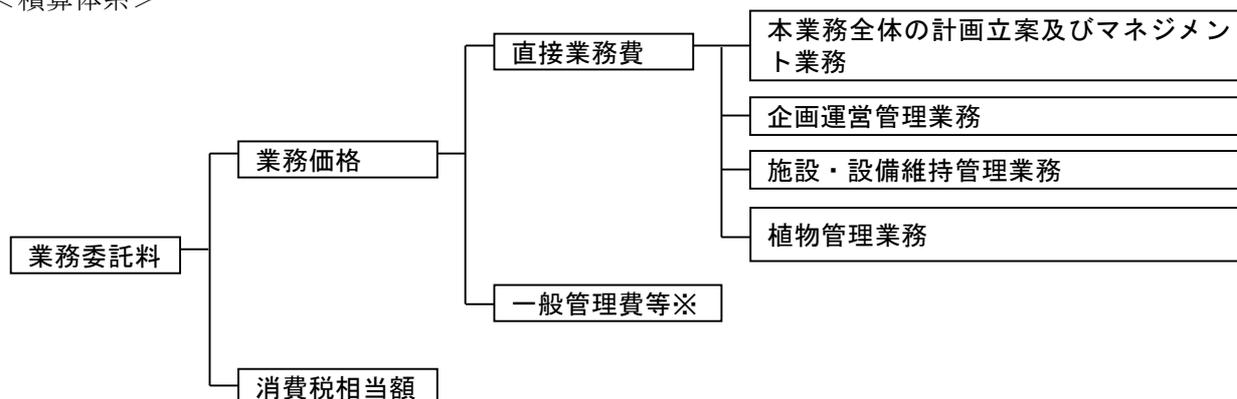
1. 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、公園運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。
2. 近畿地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害による長期閉鎖その他の事業者の責めに帰すことが出来ない事由によると近畿地方整備局が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

（注）事業者の責めに帰すことが出来ない場合とは以下の場合である。

- ・震災等大規模な自然災害の影響やウイルス等による感染症のまん延等の影響が認められる場合
  - ・募集時には計画のなかった主要施設の一定期間使用中止があった場合
  - ・公園の運営に関する利用者満足度及び公園特性を生かした植物管理に関する満足度について、過年度に比べ天候不良等の影響が認められる場合であって、達成すべき質からマイナス5%の範囲内で確保されている場合
  - ・その他、事業者の責めに帰すことが出来ない事由が発生し、近畿地方整備局が認めた場合
3. 各年度の契約金額の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の契約金額の支払の限度額のいずれか低い額とする。
  4. 委託費の支払いについては、会計法第22条、予算決算及び会計令第58条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の概算払を四半期毎に請求できるが、業務の改善指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払いに係る委託費の請求はできないものとする。なお、委託費の請求は、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づく、各年度の四半期における所要額とする。
  5. 事業者の責めに帰すことが出来ない近畿地方整備局が判断した、風水害による長期閉園その他の事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。
  6. 本業務の準備期間における経費は、委託費（一般管理費を含む）にて支出することはできない。

7. 各業務の積算体系は、以下のとおりである。

<積算体系>



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

## 第4章 公園内の安全管理

### 第21条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする（別添4「淀川河川公園における行為の禁止等について」参照）。
2. 新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ等の感染症等については、調査職員等と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行うこと。
3. セアカゴケグモについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きたままの生息場所からの移動は禁止されていることから、本公園内で発見し、利用者の安全確保に支障がある場合は、調査職員等と協議の上、適切な措置・対応を行うこと。
4. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、近畿地方整備局が定める消防計画・危険物予防規定を遵守すること。
5. 事業者は、近畿地方整備局と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。
6. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員等に報告するものとする。
7. 異常を確認した場合、速やかに調査職員等に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

### 第22条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員等に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
5. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により調査職員等に報告するものとする。（なお、近畿地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。）
  - 1) 事故発生日時
  - 2) 事故発生場所
  - 3) 事故発生の原因
  - 4) 事故の程度
  - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
  - 6) 事故処理の概略

## 7) 再発防止策等

### 第23条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員等に提出するものとする。
2. 事業者は、調査職員等が指定する箇所に救急施設を配置し、そのうちの主たる箇所に開園時間中は看護師または普通救命講習終了者（1，2）の資格を有した救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急手当等の研修を受けた者を配置すること。
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めるときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員等に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故についてはただちに調査職員等に報告し、その指示に従うこととする。  
なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、または30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

### 第24条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園措置等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ近畿地方整備局の承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員等に速やかに報告する。
3. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員等に速やかに報告する。
4. 調査職員等は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
5. 調査職員等の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。（なお、近畿地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。）
6. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、事務所が定める「淀川河川公園災害対策要領」（別添7）及び「危機管理について（別添8）」に基づき、事業者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員等と協議するものとする。
7. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。
8. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員

等に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。

## 第25条 出水時施設撤去の支援

1. 淀川の出水、高潮により利用者に危険が及ぶ可能性があるときには、速やかに以下の措置を講じ、調査職員等に報告を行う。
  - 1) 出水、高潮等で利用者に危険が及ぶ可能性のある公園区域では、巡視員の配置又は巡回により、利用者に警告を行ったうえで利用中止を呼びかけ、避難誘導する。
  - 2) 一般車両が公園区域に入らないよう坂路入口を進入禁止にする。ただし、公園区域より利用者が自動車避難する場合等においては、退出可能な措置を講ずる。
  - 3) 公園区域の危険箇所は、看板及び仮柵の設置により立入禁止措置を行う。
  - 4) その他利用者の安全確保に必要な措置を行う。
2. 1. に挙げる危険防止対策を講じる場合、対象となる公園区域の利用を中止し、以下の措置を講じる。
  - 1) 公園の地区全体を利用中止する場合は、速やかに閉園措置を行う。
  - 2) 危険防止対策を講じる公園区域の利用予定者に速やかに利用中止の連絡を行うとともに、利用受付を中止する。
  - 3) 危険防止対策を講じる区域での通常の維持作業を中止する。
3. 危険防止対策を講じる基準、および危険防止対策や施設撤去に備えての待機の目安は「淀川河川公園災害対策要領」（別添 7）に基づくものとする。
4. 事業者は、調査職員等と協議し出水期前に「施設撤去計画」を作成する。
5. 国事務所が実施する施設撤去に際し、事業者は現地立会により状況確認、撤去作業への助言を行う（別添 9「施設撤去仮置場所位置図」参照）。
6. 事業者は、公園利用者の被災、施設撤去を行う公園地区の放置物件の発見、撤去作業の遅れ等不測の事態が生じたときは、直ちに調査職員等に報告し、必要な指示を受けるものとする。
7. 退水後は、速やかに以下の措置を行い、園内の安全を確認したうえで早期の利用再開を目指すものとする。
  - 1) 退水開始後は速やかに、公園区域の冠水状況、被災状況等を調査し、調査職員等に報告する。
  - 2) 必要に応じ撤去施設の復旧、冠水区域の堆積塵芥処理等、利用禁止区域の利用再開に向けた復旧計画を速やかに作成し、調査職員等と協議する。
  - 3) 利用禁止区域における利用再開は、近畿地方整備局の指示に従うものとする。

## 第26条 地震・津波への対応

1. 地震等が発生した場合は、直ちにテレビ・ラジオ等を通じ情報の収集を行う。気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度5以上を発表した時、および気象庁が大阪府において津波警報又は津波注意報を発表した場合は、危険防止対策を講じるため、速やかに行動を開始する。
2. 気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度5以上を発表した時は、緊急巡視及び緊急施設点検を行うものとする。
  - 1) 公園の開園時間内に地震が発生した場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策や、閉園措置を行う。
  - 2) 公園の開園時間外に地震が発生した場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、

必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策を行う。利用の安全が確認出来た場合は、速やかに利用を開始する。

- 3) 点検結果、安全措置、被害状況等を、調査職員等に速やかに報告を行うものとする。
3. 気象庁が大阪府において津波警報又は津波注意報を発表した場合は、直ちに津波に関する情報を収集するとともに、調査職員等の指示を受け、迅速な初動対応を行うものとする。
- 1) 園内放送により避難誘導案内を行い、利用者に対し速やかに堤内地への避難を促す。
  - 2) 津波注意報・警報発令時は施設利用禁止（駐車場閉鎖）の措置を行う。
  - 3) 園内放送により公園利用者に対し避難誘導を行う地区は、以下のとおりである。
    - (1) 赤川管理所（長柄河畔地区・長柄地区）
    - (2) 西中島管理所（西中島地区・十三野草地区）
  - 4) 事業者は、調査職員等に随時情報の確認を行い、安全が確認された場合は、現場管理員に連絡・指示を行う。現場管理員は、巡視等により安全を確認するとともに、利用者への放送による周知を行うなど、利用再開の措置を講ずる。

## 第5章 協議・調整等

### 第27条 近畿地方整備局の要請への協力

1. 調査職員等から本公園に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. その他、近畿地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者は、管理業務を円滑に実施するため、調査職員等及び管理運営に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催するものとする。なお、連絡会議には、第三者を参加させることができるものとする。
4. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は近畿地方整備局の指示により立会等に協力する。
5. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、近畿地方整備局に報告するよう、努めるものとする。

### 第28条 別途工事等との調整

1. 国事務所の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国事務所が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応については、調査職員等と調整すること。

### 第29条 近畿地方整備局との協議等

1. 事業者は、本仕様書、各個別仕様書及び収益施設等設置管理運営規定書に明記されていない事項又はその内容について疑義を生じた場合は、調査職員等と協議すると共に、協議の内容を記録して調査職員等に提出し、確認を得る。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について必要がある場合は、調査職員等の指示を求めるほか、打合せを行い、その内容を記録して調査職員等に提出し、確認を得る。
3. 施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加供用等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、近畿地方整備局と事業者の間で調整又は協議を行う。
4. 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員等と協議する。

### 第30条 その他の協議・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく報告しなければならない。

- 1) 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との協議
- 2) その他園内施設の運営者との協議

### 3) 持込みイベント等の利用調整

#### 第31条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは近畿地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は事業者において行う。

## 第6章 雑則

### 第32条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して、又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

#### ＜本業務における主たる部分＞

本業務における総合的計画立案、業務遂行管理、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等

- 1) 事業者は業務の一部を第三者に委託させようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2) 事業者が近畿地方整備局に対して負う業務を履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項8.3に想定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- 3) 事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。
- 4) 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
- 5) 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレーズ、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいうものとする。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額100万円未満のものをいう。
- 6) なお、再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- 7) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

### 第33条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、事業者の負担とする。

### 第34条 建築物及び機械器具の無償貸与等

#### 1. 建築物及び機械器具の無償貸与

本業務の遂行に必要な、近畿地方整備局が保有する建築物及び機械器具等に限り、事業者は無償

で貸与する。提供施設については事業者にて適正に管理すること。なお、その取扱いについて、近畿地方整備局において定める規定等がある場合には、それによる（別添 10「提供施設一覧表（建築物）」、別添 11「提供施設一覧表（機械器具等）」、別添 13「提供施設等の取扱いについて」参照）。

## 2. 残存する備品の取扱い

事業者は、本業務完了の際、残存する備品で近畿地方整備局がその費用を負担したのものについて当該備品を近畿地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品のうち、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。また、近畿地方整備局より提供された5万円以下の備品については残数を報告する。

その他、残存する備品の取扱いについては、近畿地方整備局が定める規定等によるものとする。

3. 事業者は、国事務所の事務・事業に支障を来たさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運營業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。
4. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、国事務所の事務・事業に支障をきたすことのないよう適切な管理を行うこと。
5. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、調査職員等の承認を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、調査職員等の承認・確認を得なければならない。
6. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、事業者の負担とする。

## 第35条 本業務の引継

1. 事業者は、契約が完了するとき、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意をもって、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎにあたっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

### 1) 運営・利用者サービスに関する事項

利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等

### 2) 施設・設備維持管理に関する事項

施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録 等

### 3) 動植物管理に関する事項

芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録 等

### 4) 収益施設運営に関する事項

運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項 等

### 5) 広報宣伝に関する事項

マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページの更新方法、ホームページに係る全てのデータ、ドメイン及びシステム管理方法 等

### 6) イベントに関する事項

主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域

連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項

7) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項

ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等

8) 国への提出資料に関する事項

都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の記録 等

9) その他

救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録 等

2. 不可抗力その他、近畿地方整備局や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と事業者は管理の継続の可否について協議すること。

3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、公園維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（第12条記載）を維持すること。

4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。

5. 新たな事業者に対し、令和5年12月から令和6年～1月まで準備室を貸与する。準備室は別添3「管理事務所図」に示す守口サービスセンター会議室とする。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は近畿地方整備局が負担する。

### 第36条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号、最終改正平成28年5月27日法律第51号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員等と協議すること。

### 第37条 調査等への対応

事業者は、近畿地方整備局が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

### 第38条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、または同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は近畿地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

### 第39条 愛称の使用

事業者は、共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、愛称を設定の上使用することができる。

## 第7章 コンプライアンス

### 第40条 守秘義務

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 近畿地方整備局が定める情報セキュリティ対策と同等以上に、情報管理を適切に行うこと。
3. 事業者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

## 第8章 個人情報の取扱いについて

### 第41条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第42条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 第43条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### 第44条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 第45条 複写等の禁止

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 第46条 再委託の禁止

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

### 第47条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員等に報告し、調査職員等の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 第48条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために発注者から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

#### 第49条 管理の確認等

近畿地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

#### 第50条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

#### 第51条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### 第52条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

# R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務 個別仕様書

【本業務全体の計画立案及びマネジメント】

令和 5 年 4 月

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本個別仕様書は、R5-9 淀川河川公園運営維持管理業務のうち、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に適用する。

### 第2条 基本事項

1. 運営維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営維持管理を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携し、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する場合は、公園利用者の安全と快適な利用を確保するため、制限速度 20km/h を厳守し、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るよう努めること。
8. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両運行許可証等を前面に提示して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は 20km/h 以下とする。
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
10. 禁止事項である車両等の乗り入れを発見した際は、口頭注意を行うとともにナンバーを記録するなどし、違反の防止に努める。また自転車利用者のスピードの出しすぎや、駐輪マナーについては、利用者の安全確保を優先した上で利用指導を行うものとする。

### 第3条 その他

本仕様書によるもののほか、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員と協議の上定めることとする。

## 第2章 業務の計画立案及びマネジメント業務

### 第4条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、適切な進捗管理を行うとともに、地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、運営維持管理業務以外の施設の管理運営者との連絡・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

### 第5条 計画立案

淀川河川公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標をさだめるとともに計画立案を行うものとする。

### 第6条 マネジメント業務

1. 別紙4「R5-9 淀川河川公園運営維持管理業務 管理基本方針」をふまえ、統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上するため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。  
業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理など、総合的な視点から淀川河川公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。
2. 近畿地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 収益施設等管理運営業務が、他の運営維持管理業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるよう調整を行うこと。
4. 別紙13「利用者数の集計方法・利用者数等」に基づき、毎日、公園利用者数を計測し、調査職員に報告すること。

### 第7条 保険の加入

万一の事故に備えて、動産総合保険（園内における保管・輸送を対象）等に参加すること。

### 第8条 安全管理

1. 本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行にあたり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする（別添4「淀川河川公園における行為の禁止等について」参照）。
2. 新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ等の感染症等については、調査職員と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置・対応を行うこと。
3. セアカゴケグモについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きたままの生息場所からの移動は禁止されていることから、本公園内で発見し、利用者の安

全確保に支障がある場合は、調査職員と協議の上、適切な措置・対応を行うこと。

4. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、近畿地方整備局が定める消防計画・危険物予防規定を遵守すること。
5. 事業者は、近畿地方整備局と協力し、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記することとする。
6. 事業者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
7. 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

## 第9条 安全確保

1. 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講じ、事故の発生を防止する。
3. 設備に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講ずる。
4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は運転制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
5. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により調査職員に報告するものとする。（なお、近畿地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。）
  - 1) 事故発生日時
  - 2) 事故発生場所
  - 3) 事故発生の原因
  - 4) 事故の程度
  - 5) 人身事故の場合は、医師の診断結果
  - 6) 事故処理の概略
  - 7) 再発防止策等

## 第10条 救急対応

1. 事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出するものとする。
2. 事業者は、調査職員が指定する箇所に救急施設を配置し、そのうちの主たる箇所に開園時間中は看護師または普通救命講習終了者（1，2）の資格を有した救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、応急手当等の研修を受けた者を配置すること。
3. 救急担当者は、救急活動を要する事態を認めたときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができる。
5. 重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従うこととする。  
なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、または30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。
6. 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。

#### 第11条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園措置等の必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ近畿地方整備局の承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
2. 前項の場合においては、事業者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
3. 事業者は、夜間及び休園日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。
4. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
5. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。(なお、近畿地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。)
6. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、事務所が定める別添7「淀川河川公園災害対策要領」及び別添8「危機管理について」に基づき、事業者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員と協議するものとする。
7. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成したマニュアルに基づき、公園の開園日、開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。
8. 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。

#### 第12条 出水時施設撤去の支援

1. 淀川の出水、高潮により利用者に危険が及ぶ可能性があるときには、速やかに以下の措置を講じ、調査職員に報告を行う。
  - 1) 出水、高潮等で利用者に危険が及ぶ可能性のある公園区域では、巡視員の配置又は巡回により、利用者に警告を行ったうえで利用中止を呼びかけ、避難誘導する。
  - 2) 一般車両が公園区域に入らないよう坂路入口を進入禁止にする。ただし、公園区域より利用者が自動車避難する場合等においては、退出可能な措置を講ずる。
  - 3) 公園区域の危険箇所は、看板及び仮柵の設置により立入禁止措置を行う。
  - 4) その他利用者の安全確保に必要な措置を行う。

2. 1. に挙げる危険防止対策を講じる場合、対象となる公園区域の利用を中止し、以下の措置を講じる。
  - 1) 公園の地区全体を利用中止する場合は、速やかに閉園措置を行う。
  - 2) 危険防止対策を講じる公園区域の利用予定者に速やかに利用中止の連絡を行うとともに、利用受付を中止する。
  - 3) 危険防止対策を講じる区域での通常の維持作業を中止する。
3. 危険防止対策を講じる基準、および危険防止対策や施設撤去に備えての待機の目安は「淀川河川公園災害対策要領」（別添 7）に基づくものとする。
4. 事業者は、調査職員と協議し出水期前に「施設撤去計画」を作成する。
5. 国事務所が実施する施設撤去に際し、事業者は現地立会により状況確認、撤去作業への助言を行う（別添 9「施設撤去仮置場所位置図」参照）。
6. 事業者は、公園利用者の被災、施設撤去を行う公園地区の放置物件の発見、撤去作業の遅れ等不測の事態が生じたときは、直ちに調査職員に報告し、必要な指示を受けるものとする。
7. 退水後は、速やかに以下の措置を行い、園内の安全を確認したうえで早期の利用再開を目指すものとする。
  - 1) 退水開始後は速やかに、公園区域の冠水状況、被災状況等を調査し、調査職員に報告する。
  - 2) 必要に応じ撤去施設の復旧、冠水区域の堆積塵芥処理等、利用禁止区域の利用再開に向けた復旧計画を速やかに作成し、調査職員と協議する。
  - 3) 利用禁止区域における利用再開は、近畿地方整備局の指示に従うものとする。

### 第 13 条 地震・津波への対応

1. 地震等が発生した場合は、直ちにテレビ・ラジオ等を通じ情報の収集を行う。気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度 5 以上を発表した時、および気象庁が大阪府において津波警報又は津波注意報を発表した場合は、危険防止対策を講じるため、速やかに行動を開始する。
2. 気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度 5 以上を発表した時は、緊急巡視及び緊急施設点検を行うものとする。
  - 1) 公園の開園時間内に地震が発生した場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策や、閉園措置を行う。
  - 2) 公園の開園時間外に地震が発生した場合は、点検チェックリストに基づいて緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策を行う。利用の安全が確認出来た場合は、速やかに利用を開始する。
  - 3) 点検結果、安全措置、被害状況等を、調査職員に速やかに報告を行うものとする。
3. 気象庁が大阪府において津波警報又は津波注意報を発表した場合は、直ちに津波に関する情報を収集するとともに、調査職員の指示を受け、迅速な初動対応を行うものとする。
  - 1) 園内放送により避難誘導案内を行い、利用者に対し速やかに堤内地への避難を促す。
  - 2) 津波注意報・警報発令時は施設利用禁止（駐車場閉鎖）の措置を行う。
  - 3) 園内放送により公園利用者に対し避難誘導を行う地区は、以下のとおりである。
    - (1) 赤川管理所（長柄河畔地区・長柄地区）
    - (2) 西中島管理所（西中島地区・十三野草地区）
  - 4) 事業者は、調査職員に随時情報の確認を行い、安全が確認された場合は、現場管理員に連絡・

指示を行う。現場管理員は、巡視等により安全を確認するとともに、利用者への放送による周知を行うなど、利用再開の措置を講ずる。

#### 第14条 繁忙日対応

行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況の把握等から、事前に繁忙日や利用者数を予想し、調査職員や関係者との協議・調整、適切な人員配置及び駐車場の早期開場の検討等、事前準備を含めた対応を行う。

R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務  
個別仕様書  
【企画運営管理】

令和 5 年 4 月

## 第1編 総則

### 第1条 適用

本個別仕様書は、R5-9 淀川河川公園運営維持管理業務のうち、企画運営管理業務に適用する。

### 第2条 基本事項

1. 企画運営管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営維持管理を行うものとする。なお、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携し、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
5. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
6. 業務責任者を含めた全てのスタッフについて、調査職員の指定する名札を作成し着用すること。
7. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者に対しては、公園利用者の安全と快適な利用を確保するため、制限速度 20km/h を厳守するよう指導し、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るよう努めること。
8. 持ち込み可能な車種及び車両の運行については、維持管理車両であることを明示するプレートを車体側面に貼付するとともに、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、国事務所発行の車両通行許可証等を前面に掲示して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は 20km/h 以下とする。
9. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
10. 禁止事項である車両等の乗り入れを発見した際は、口頭注意を行うとともにナンバーを記録するなどし、違反の防止に努める。また自転車利用者のスピードの出しすぎや、駐輪マナーについては、利用者の安全確保を優先した上で利用指導を行うものとする。

### 第3条 その他

本仕様書によるもののほか、企画運営管理業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員と協議の上定めることとする。

## 第2編 企画広報

### 第1章 行催事企画運営

#### 第4条 目的

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる利用プログラム（イベント・行事から構成される行催事含む）について、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して行うものとする。

行催事は、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一貫として通年的に提供されるサービスと、公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供する定期および不定期のサービスがある。

また、近畿地方整備局の主催、あるいは近畿地方整備局と事業者との共催による行催事のほか、近畿地方整備局長の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙10「R5-9淀川河川公園収益施設等管理運営規定書」参照）。

#### 第5条 管理水準

事業者は、別添16「行催事について」に示す行催事を適切に実施し、本公園の設立趣旨の達成及び利用の促進に寄与することとする。

#### 第6条 年間行事計画の作成

事業者は、現地及び企画内容を十分に検討し、年間行事計画を作成する（共通仕様書第15条参照）。年間行事計画は、調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。

#### 第7条 行催事の企画立案

行催事を円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員と密接に連絡調整の上、提出するものとする。

行催事は、淀川の広大な河川敷、豊かな自然環境を活かし、多くの公園利用者が参加・学習・体験・交流できる多種・多様な内容とする。また、各地区の資源に相応しい利用プログラムの内容とする。

#### 第8条 行催事の開催・運営

行催事の目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する行催事の開催・運営を行うものとする。

また、行催事の開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

##### 1) 官公署への連絡、届出

行催事の主催または共催時には、必要に応じ、警察・消防等行政機関との協議のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

##### 2) 事故防止対策

参加者の誘導整理、救護、緊急連絡など、事故防止対策には特に注意する。

また、大型の行催事の主催または共催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。

なお、けが人、病人などが発生した場合は、適切に対処し、調査職員に報告すること。

##### 3) 災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時は、迅速に必要な人員を確保し、行催事の開催の可否の判断を行うとともに、行催事の参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行うこと。

4) 保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

5) 地域連携の継承

大型イベントについて、地域連携を継承していくものとする。

## 第9条 提出書類

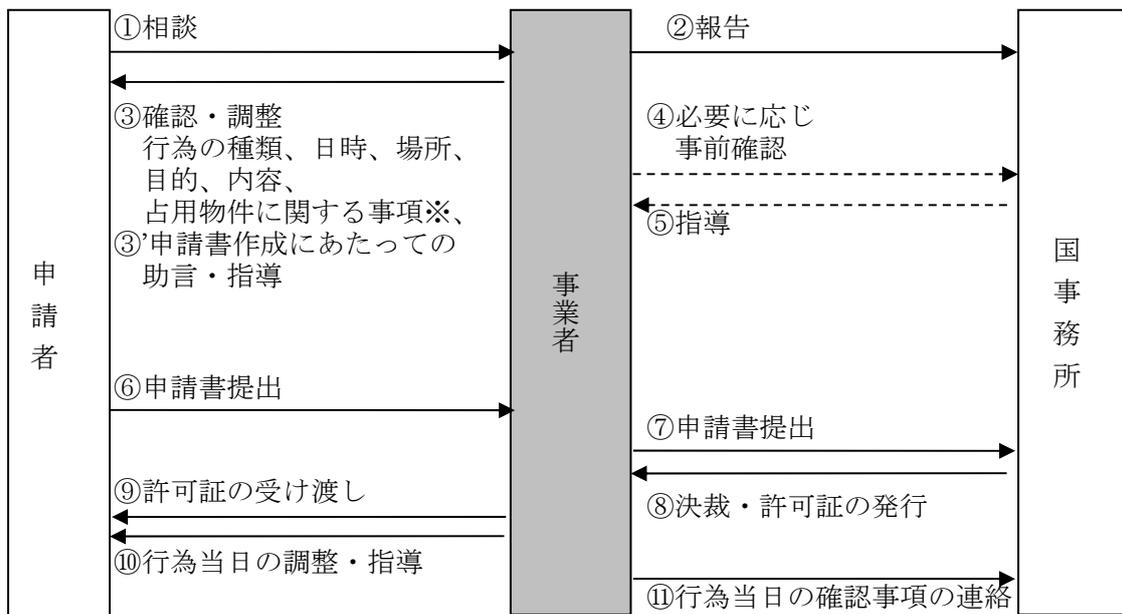
事業者は、調査職員が指定する主要な行催事について、別添 16「行催事について」に掲げる書類、その他指示する図書を準備作業開始の3週間前までに調査職員に提出するものとする。

## 第10条 行為の許可申請の調整等

主催または共催以外で、第3者が本公園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込イベント」という。）については、都市公園法第12条に基づく近畿地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は、下図に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。また持込イベントの開催に際しては、共通仕様書第30条に示す協議・報告を行うなど、調査職員の指示に従い、必要な調整を行うものとする（別添 18「団体、持込イベント、ロケーション、施設占用利用の手続き」参照）。

- 1) 事業者は、利用者からの持込イベントの相談窓口として、日時、規模、内容、建物使用料及び土地使用料が発生するかどうか等を確認・調整するものとするとともに、その概要を調査職員に報告すること。
- 2) 他の利用形態等との調整を経て、持込イベントについて事業者と近畿地方整備局間で確認・調整するものとする。なお、必要に応じて、国事務所も入りイベント主催者と調整を行う。
- 3) イベント主催者側から、事業者を通じ国事務所に対し必要書類の提出を受けるものとする。
- 4) 国事務所において都市公園法等に基づく許認可と、建物使用料及び土地使用料の徴収などを行う。
- 5) 事業者は、イベント開催時に実際に占用が発生したかどうかを確認し、調査職員に報告するものとする。

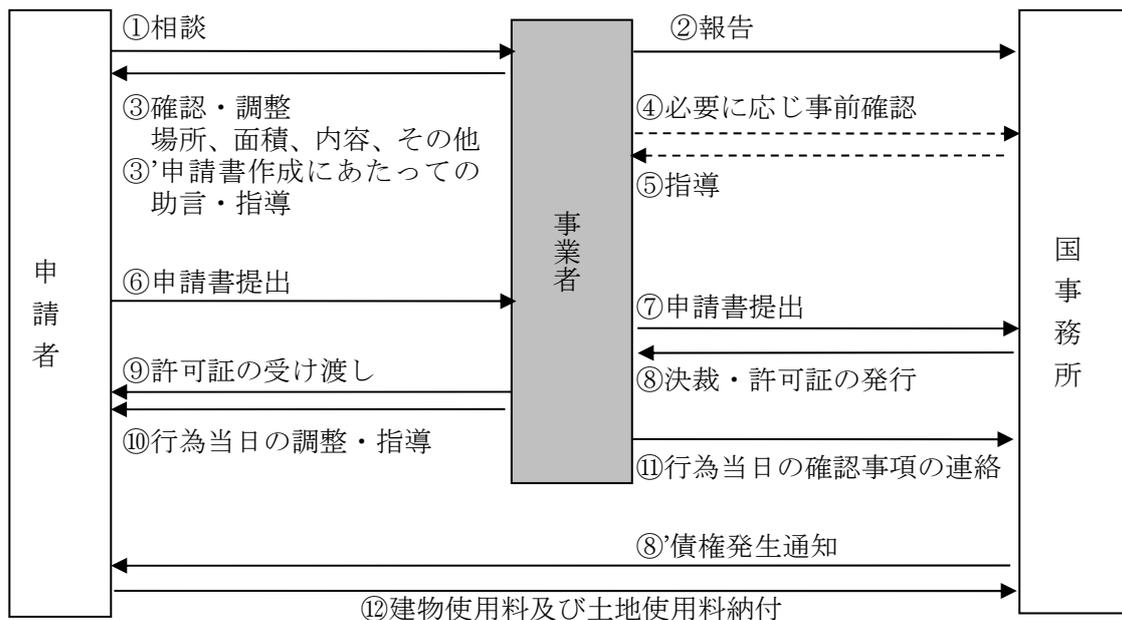
<都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>



※占有物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）

また行催事の開催に際し、占有物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく近畿地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応すること。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途国事務所で行う。

<都市公園法第6条に基づく占有の許可に関する手続きフロー>



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

## 第11条 その他

1. 行催事の実施に際しては、園内の施設工作物及び樹木等を損傷しないように注意すること。また、行催事の実施中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意すること。
2. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従うものとする。
3. 行催事の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園及び河川の適正管理の観点から、公園利用重点調整区域（別添 33）または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。
4. 行催事の実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工する。
5. 公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。
6. 行催事を開催する関係者については、アルバイト等を含むスタッフ全員が名札を着用すること。
7. 本仕様書に定める行催事の実施に当たり、必要な原材料費等相当程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。但し、実施に当たっては、調査職員に事前に承諾を得た上で、実施するものとし、その徴収額と経費については、本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、調査職員に報告するものとする（別添 15「許認可事務」参照）。

## 第2章 公園又は河川に関するボランティア活動の支援・調整

### 第12条 管理水準

市民のボランティア活動を促進するため、事業者が既存のボランティア活動の実態を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう側面的に支援するとともに、活動の調整を行うものとする。

### 第13条 ボランティア活動の内容

ボランティアの活動の内容、および認定団体等の状況（令和5年3月現在）は以下の表のとおりである。（別添20「淀川サポート制度実施要領」参照）

ボランティア名	活動内容	認定団体数
淀川サポーター	「清掃」、「除草、植栽・植生管理」、「生物保護活動」、「その他淀川河川事務所が認める活動」	9

※令和5年3月現在

### 淀川サポーター認定状況

No.	名称	認定日	活動場所	活動内容	担当出張所
1	新川姫虫と花を守る会	H22. 5. 17	芥川左岸 高槻市南庄所町地先	清掃	高槻
2	淀川掃除に学ぶ会	H22. 7. 16	淀川左岸 淀川河川公園海老江地区	清掃	福島
3	高槻市立第七中学校	H22. 7. 30	淀川右岸 淀川河川公園三島江地区～芥川合流点付近	清掃	高槻
4	ジャンボ	H22. 12. 28	芥川右岸 城西橋下流付近	清掃、除草、植栽、植生管理	高槻
5	関西大学ボランティアセンター学生スタッフ	H23. 1. 21	淀川右岸 大阪市淀川区西中島2丁目地先（一部淀川河川公園西中島地区を含む。）	清掃	福島
6	淀納所桂川愛護会	H23. 2. 28	桂川左岸 京都市伏見区納所町1番2～583番地先	清掃、除草	山崎
7	鴻池運輸株式会社	H25. 6. 7	淀川左岸 大阪市此花区伝法5丁目付近	清掃	福島
8	西京極河川美化推進会	H26. 7. 16	桂川左岸 京都市南区吉祥院流作町～京都市右京区西京極西中島町地先	清掃	桂川
9	東嵐会	H29. 2. 28	桂川左岸 京都市右京区嵯峨天龍寺造路町地先	清掃	桂川

※令和5年3月現在

### その他管理運営に関する連携状況

	連携相手の名称	活動場所	期間	活動内容
淀川守口すこやか花壇	淀川守口すこやか花壇を育てる会	淀川河川公園守口地区内（守口市外島町6番（面積約20㎡））	H26. 10. 1～H28. 3. 31	淀川河川公園の景観および公園機能の向上に資する目的のために、「淀川守口すこやか花壇」を設置。連携相手は材料費の負担、草花の育成、維持管理を実施。事

				業者は技術協力等を行っている。
淀川河川公園と りかいアドプト 花壇	大阪府立とりかい 高等支援学校、大 阪府立摂津支援学 校	淀川河川公園鳥飼 上地区内	H26.10.20 ～H28.3.31	花を主とする公園景観の向 上とともに沿川の地域への 貢献に資する目的のため に、「アドプト花壇」を設置。 連携相手はプランターへの 花の植え込み及び裁培育 成、堆肥の製作作業及び管 理等を実施。事業者は技術 の提供、材料の提供、花壇 (プランター)の淀川河川 公園への搬入搬出を実施。

#### 第14条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成

前条以外に新たにボランティア活動を行う場合には、事業者は、本公園において、活動を希望する個人または団体を対象とした公園ボランティア規約案を作成し、調査職員と協議する。

#### 第15条 調査職員との協議等

事業者は、公募により組織されたボランティア団体については、ボランティアの募集及び窓口等の業務を行うものとする。

事業者は、調査職員と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理、年間活動計画の策定、当該年度のボランティア活動の報告を行う。

#### 第16条 ボランティア登録の抹消

近畿地方整備局は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡、調整等を行うものとする。

- 1) 登録者より登録取消しの申出があったとき
- 2) 登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき
- 3) 登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき

### 第3章 淀川管内河川レンジャーの支援・調整

#### 第17条 管理水準

事業者は淀川管内河川レンジャーの活動（以下「活動」という。）を促進するため、既存の活動実態を把握し、淀川管内河川レンジャーとの連携を図り、淀川管内河川レンジャーが円滑に活動できるよう情報・資料提供、資材・Eポート等の貸し出し等、側面的に支援するとともに、淀川管内河川レンジャーが実施するプログラムの調整・協力を行うものとする。

#### 第18条 淀川管内河川レンジャーの活動内容

淀川管内河川レンジャーの主な活動の内容は、以下の表のとおりである。

活動内容	
防災の推進を図る活動	○防災意識の啓発（体験談に基づく水害への対処方法の学習会等） ○自主防災活動の活性化（水防活動、集団避難活動等）
川の管理を支援する活動	○不法投棄の監視 ○河川利用者への安全指導 ○河川美化（清掃活動、除草活動等） ○節水意識の普及・啓発・学習
川の環境保全を図る活動	○環境啓発（自然観察会等） ○動植物の保護、貴重種の監視 ○水質監視・測定
川の歴史・文化を普及・啓発する活動	○歴史・文化教室（河川と地域の歴史、河川にまつわる文化等） ○イベント ○河川啓発（体験学習、出前講座等）
川づくり・人づくりの参画・支援する活動	○住民等の河川整備の計画段階からの参画・支援 ○川の人材育成

## 第4章 広報

### 第19条 管理水準

公園の利用促進や適正な利用の確保のため、ホームページの維持・更新や情報紙の作成・配布等、各種広報を適切に行う。

### 第20条 年間広報計画の作成

事業者は、情報紙、チラシ等の広報の展開に関する年間広報計画を調査職員と協議し、了解を得た上で策定する。

### 第21条 情報紙、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、情報紙、チラシ、パンフレット等を作成し、配布や掲示等を行うものとする。

### 第22条 「情報紙よしぶえ」の作成

事業者は、年間広報計画に基づき、「情報紙よしぶえ」を年4回（各1万部）作成し、配布や掲示等を行うものとする。

### 第23条 情報提供

事業者は、本公園の自然や施設等の資源や行催事等について、ダイレクトメールによる広報活動や、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供等を行う。

### 第24条 広報に係る素材等

1. 事業者は、本公園のロゴ（名称）及びホームページアドレス等を入れた広告媒体を、調査職員と協議の上、作成することができる。本公園のロゴ（名称）等は、別添22「公園ロゴタイプとマスコットキャラクター」に従って使用するものとする。  
なお、本業務の成果及び本業務の実施過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案等の無体財産については、近畿地方整備局が継承するものとする。
2. 事業者は、近畿地方整備局から提供したパンフレット等の電子媒体を、調査職員と協議の上、使用することができる。なお、提供した電子媒体について修正等を行った場合は、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員に提出することとする。

### 第25条 取材・視察等への対応

テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力をを行うものとする。

なお、いずれの場合も事前に調査職員に連絡し、指示を受けるものとする。

なお、調査職員への連絡については、視察の場合は事前協議を行うものとし、即時性が求められる取材等の場合は事後報告を行うものとする。

### 第26条 公開場所

ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、原則として調査職員が指定するレンタルサーバーに格納して公開することとし、レンタルサーバー管理会社にサーバー維持管理費を支払うもの

とする。

#### 第27条 ホームページ及びSNSによる情報発信

1. 事業者は、淀川河川公園ホームページ及びSNS上で発信する情報について共通仕様書第8章に定める「個人情報の取扱いについて」及び近畿地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
2. ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
3. 他人の著作物を淀川河川公園ホームページ及びSNSに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得ることとする。
4. 淀川河川公園ホームページは原則として一つとし、収益施設や行催事等で作成したホームページは公園ホームページよりアクセスできるようリンクをはるものとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。

#### 第28条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 事業者は、淀川河川公園ホームページについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行うものとする。なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案の無体財産については、近畿地方整備局が継承するものとする。
2. 事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 事業者は、淀川河川公園ホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、訂正等必要な措置を求めることとする。

#### 第29条 SNS等携帯サイトの更新・修正・訂正

事業者は、淀川河川公園のSNS等携帯サイトについて、施設情報や行催事・草花等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行うものとする。

#### 第30条 その他

1. 事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（及びブログ、プロフ、SNS等を含む）は、淀川河川公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しないこととする。
2. 事業者は、月1回アクセス解析を行い、その結果を調査職員に報告する。
3. 本仕様書によるもののほか、淀川河川公園ホームページの運用に関し必要な事項は、事業者が調査職員と協議の上定めることとする。

## 第3編 利用サービス等

### 第1章 公園利用者への利用指導

#### 第31条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図ることとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導、また電話対応、園内放送、障害者・高齢者等の公園利用者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応等、公園利用者への利用サービスに関する業務全般を行う。

#### 第32条 一般事項

1. 公園利用者へ受付であることが容易に理解されるよう必要な表示や案内を行うこと。
2. 事業者は、公園利用者への利用指導及び利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置すること。
3. 遊具が正しく利用されているか、監視及び遊具周辺の巡視を行うこと。
4. 自転車利用者が危険な走行をしていないか、監視及び利用指導を行うこと。
4. 公園規則から逸脱している者、他の公園利用者著しく迷惑をかける者等については、統括責任者が退園を命じることができるものとする。
5. ペット同伴者のマナー遵守や他の公園利用者とのトラブルが発生しないよう、ペット同伴者の注意事項の配布や適切な掲示、利用指導を行うこと（別添 23「ペット対応」参照）。
6. その他、不法行為、危険・迷惑行為について、監視及び利用指導を行うこと（別添 24「利用者指導について」参照）。

## 第2章 公園利用者等へのサービス業務

### 第33条 管理水準

1. 公園利用者等に直接接する業務であり、公園利用者等が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。
2. 業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。

### 第34条 利用者サービスを提供する拠点

事業者は、各利用者サービス拠点を中心に、巡視・利用者整理・利用者指導及び利用者サービスの提供に努めるものとする。利用者サービスを提供する拠点は下表に示すとおりとする。

拠点名	備考
守口サービスセンター	維持管理及び運営管理の統括を行う。また淀川下流域及び淀川左岸域の地区を対象に、巡視・利用者整理・利用者指導および利用者サービスの堤内地の拠点施設を兼ねる。
鳥飼サービスセンター	主として淀川右岸域の地区を対象に、巡視・利用者整理・利用者指導および利用者サービスを行う堤内地の拠点施設。
背割堤サービスセンター	主として上流域地区を対象に、巡視・利用者整理・利用者指導および利用者サービスを行う堤内地の拠点施設。
管理所	各々が管理対象とする地区について、巡視・利用者整理・利用者指導および利用者サービスを行う現地詰所。 設置場所については、別添 12「園内施設位置図」を参照。

※太間サービスセンター、庭窪レストセンターについては、平常時の一般利用は行わない。大型イベント等の開催時において、利用者サービスの拠点として運営を行うものとする。

### 第35条 公園利用者等への利用案内

1. 園内の概要、見頃の花や開催するイベント等の基本情報を収集し、案内所にて公園利用者の問い合わせに対応すること。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応すること。  
なお、必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐこととする。
2. 公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録すること。
3. 施設の利用終了時間、呼び出し等の園内放送を行うこと。
4. 運営管理業務において作成する情報紙を希望する公園利用者等に配布すること。
5. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
6. 障害者及び高齢者等の補助を行うこと。

### 第36条 拾得物、残置物の処理

1. 事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理すること。
2. 事業者は、拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察に届けることとする。
3. 事業者と契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者へ届けるように指導すること。
4. 事業者と契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄すること。
5. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員と協議すること。

### 第3章 園内巡視

#### 第37条 管理水準

公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用サービス及び公園施設の点検確認を行うため定期的に園内巡視を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

#### 第38条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は巡視計画書を作成し、調査職員の承諾を受けなければならない
2. 巡視業務には、区域巡視、巡回巡視、特別巡視、サービスセンター建物等警備がある。
3. 巡視員は、巡視計画書及び次の各号に掲げる要領にて巡視業務を行うものとする。
  - 1) 巡視ルートは、別添 25「巡視ルート図」のとおりとし、これに従って巡視するものとする。  
なお、天候、利用状況、工事等その他状況に応じ、柔軟に園内を巡視するものとする。
  - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感等を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。
  - 3) 巡視員は、小規模な修理用具を携帯し、必要に応じて処置するものとする。
  - 4) 巡視員は、都市公園法第11条、第12条及び都市公園法施行令第18条、第19条に定める違反行為を発見した場合には適切な指導をするものとする。

#### 第39条 区域巡視

区域巡視は、公園施設の安全点検等を行い、公園利用者が公園を快適に利用できるようにすることを目的とする。管理所に管理員を配置し担当区域の巡視を行う（別紙29「淀川河川公園巡視マニュアル」別添25「巡視ルート図」参照）。

- 1) 公園の利用開始、利用終了時における駐車場、トイレ等の施設の解錠及び施錠
- 2) 園内における公園利用者（車両等含む）の案内・誘導・整理、利用指導及び利用状況の報告
- 3) 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導
- 4) 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかに適切な処置と報告
- 5) 事件、事故または災害等が発生した場合の適切な処置と報告
- 6) 園内不審物の有無の確認
- 7) 拾得物を発見した場合の保管、速やかな報告及び拾得物預かり書の作成
- 8) 植物、施設及び清掃状況等の点検
  - (1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
  - (2) 危険を及ぼす動植物の発見
  - (3) 園路、広場・、路側、法面、排水桝、橋梁、階段、建物その他構造物等の異常の有無
  - (4) 門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場、遊具施設等の異常の有無
  - (5) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無
  - (6) 草刈作業、清掃、ゴミ収集の状況の確認
  - (7) トイレ・水のみ場の清掃
  - (8) 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無

9) 緊急車両の誘導（救急車、消防車、パトカー等）

10) 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告、関係者への連絡

#### 第40条 巡回巡視

巡回巡視は、区域巡視の補完を行い情報の共有化を図るとともに、公園管理に必要な書類や工具類の受け渡しを行うことを目的とする。通常は、守口サービスセンターを起終点として、同センター常駐員が、一日1回、すべての管理所、各サービスセンター、レストセンターの巡回を行うものとする。（別紙29「淀川河川公園巡視マニュアル」参照）。

- 1) 公園管理に必要な書類・物品・工具類の受け渡し
- 2) 公園及び河川の利用者指導
- 3) 危険を及ぼす動植物の発見

#### 第41条 特別巡視

特別巡視は、出水・地震時・事故等の緊急巡視や、不正行為是正の指導を行うことを目的として、必要に応じ重点的な巡視を行う。

#### 第42条 サービスセンター建物警備

1. 事業者は、警備装置が常に正常な機能を維持しているか確認すること。また、機械警備の異常を発見した場合には、調査職員に報告するものとする。なお、保守契約については、近畿地方整備局が別途行う。
2. 事業者は、警備装置が異常を感知した場合は、該当場所の異常の有無を確認し、異常を発見したときは、調査職員に報告するものとする。

#### 第43条 報告等

巡視員は点検実施後、巡視の結果を毎日巡視業務日報（写真帳含む）及び巡回報告書（写真帳含む）に記録し、調査職員に報告するものとする。

また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受けるものとする。

巡視に伴う打合せを実施した場合は、その打合せ終了後、速やかに業務打合せ簿を作成するとともに、その他調査職員が指示する書類もあわせて作成する。

## 第4章 繁忙日対応

### 第44条 管理水準

繁忙日において、クレーム等の発生がなく、利用者が安全、快適に利用できるよう、事前準備を十分に行い、適切な運営体制や臨時施設等の準備・管理を行う。

### 第45条 事前準備

行催事の実施計画や過年度の利用者数の状況を把握し、事前に繁忙日や利用者数を予想し、調査職員や関係者との協議・調整も含めた事前準備を行う。

### 第46条 繁忙日に対応した運営体制の補強

繁忙日が予想される場合は、巡視・警備や案内・誘導等が円滑に行われるよう、利用者数を想定し、適切に人員配置を行う。

- 1) 駐車場の巡回、公園利用者（車輛等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導を行う巡視・警備員等の人材を配置する。
- 2) 利用者の安全確保に向けて、利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対処するための情報伝達、対応方針決定手続き等の流れを作成し、その体制を整える。

### 第47条 臨時施設等の設置・管理

不足が予想される駐車場やトイレ等の設置と開園中の適正運用、清掃等を行う。

- 1) 利用者数等を想定し、臨時駐車場の開設準備を行うとともに、開園時間中の車両整理、案内・誘導員を増員、配置する。
- 2) トイレ等の臨時設置を行うとともに、常に美観を保ち、利用者が快適に使えるよう、利用状況に応じて清掃や塵芥収集を行うとともに、仮設トイレ等においては、利用状況を確認の上、水の補給を行う。

## 第5章 三島江野草地区の管理運営

### 第48条 管理水準

三島江野草地区における、多様で豊かな自然環境の創出・再生、公園利用者の安全利用の確保、及び川らしい利用の促進のため、ゲートの管理や巡視を実施する（別添 21「三島江野草地区の管理運営にかかる取扱について」参照）。

### 第49条 管理内容

事業者は、次の各号に掲げる管理運営を行うものとする。

- 1) 通常時のゲート管理
- 2) 三島江野草地区内の巡視
- 3) 出水時におけるゲート管理

### 第50条 通常時のゲート管理

事業者は、公園出入口の車止めゲートに合わせたゲートの開閉や、利用届出の受付及び鍵の貸出しを行うものとする。

### 第51条 巡視

事業者は、別添 25「巡視ルート図」に従って、地区内を巡視するものとする。なお、巡視方法は「現場管理員マニュアル（平成 23 年 8 月改訂）」によるものとする。

### 第52条 出水時におけるゲート管理

事業者は、別添 21「三島江野草地区の管理運営にかかる取扱について」に示す閉鎖基準を満たした際に、三島江野草地区内のゲートを閉鎖するものとする。また、再開基準を満たした際は、ゲートの再開を行う。

## 第6章 背割堤サービスセンター（さくらであい館）の運営

### 第53条 管理水準

背割堤サービスセンター（さくらであい館）は、公園のサービスセンターとしての役割に加え、三川合流域の地域活性化を促す拠点施設としての役割を担うため、本業務の実施要項（別紙、別添含む）に規定しているサービスセンターの運営に関する内容のほか、地域の地方公共団体や市民団体等の様々な活動が円滑に行われるよう側面的に支援するとともに、行催事や施設利用の調整を行うものとする。

### 第54条 活動の内容

学習室やイベント広場等の利用受付や利用調整を行うものとする。また、サービスセンターを拠点に三川合流域の地域活性化を促す活動を行う組織や活動との調整を行うものとする。詳細については、調査職員と協議すること。

R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務  
個別仕様書  
【施設・設備維持管理】

令和 5 年 4 月

## 第1編 総則

### 第1条 適用

本個別仕様書は、R5-9 淀川河川公園運営維持管理業務のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

### 第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、淀川河川公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

### 第3条 事前協議等

事業者は、共通仕様書、淀川河川公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、明示無きもの又は疑義が生じた場合は、近畿地方整備局の指定する調査職員等と事前に協議するものとする。

### 第4条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員等に提出しなければならない。また、施工体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

### 第5条 施工体制の点検

事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2により近畿地方整備局から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

### 第6条 基本事項

1. 施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置するものとする。
5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行うこととする。
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員等の承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
8. 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
9. 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメー

ジアップに心掛けるものとする。

10. 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員等に報告すること。

#### 第7条 安全管理等

1. 本業務の実施に係る車両の運行に際しては、維持管理車両であることを明示するプレートを車体側面に貼付するとともに、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努める。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は制限速度 20km/h を厳守する。
2. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
3. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
4. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
5. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

#### 第8条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行うこと。

#### 第9条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員等に報告すること。

## 第2編 建物維持修繕等

### 第10条 管理水準

事業者は、公園内の建物を常に良好な状態に維持し、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。事業者の責任において常に建物の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

### 第11条 作成書類

事業者は、調査職員等が指示する主要な建築物の修繕等については、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は、提出すること（別添2「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）。

- 1) 作業計画書（工程表含む）----- 各作業着手前に作成
- 2) 作業打合簿----- 打合せ毎に終了後、速やかに作成
- 3) 施工図書----- 施工後、速やかに作成
- 4) 作業記録写真----- 施工後、速やかに作成
- 5) その他調査職員等が指示する書類----- 適宜

### 第12条 サービスセンター修繕

サービスセンター建物について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うとともに、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする（別添3「管理事務所図」参照）。

- 1) 外観については、美観の維持に努め、塗装面等の防腐、防錆等の点検を行う。
- 2) 自動ドアについては、原則年4回保守点検を実施するものとする。

### 第13条 車庫・倉庫等修繕

車庫、倉庫について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

### 第14条 その他修繕

建物の維持修繕において、第12条から第15条までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

### 第3編 建物設備維持修繕

#### 第15条 管理水準

事業者は、公園内の空調設備、昇降機の機能及び消防設備を常に安全かつ良好に維持するため軽微な修繕及び点検を行うものとする。(別添3「管理事務所図」参照)。

#### 第16条 空調設備維持修繕等

建物内に設置されている空調設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。また、なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

#### 第17条 昇降機等設備保守点検等

建物内に設置されている昇降機等設備について、国土交通省が定めた「建築保全業務共通仕様書」に基づき点検を行い、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。

#### 第18条 消防設備維持修繕等

建物内に設置されている消防設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

#### 第19条 電気設備維持修繕等

建物内に設置されている電気設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

#### 第20条 その他維持修繕等

建物内に設置されているその他設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

## 第4編 園路広場維持修繕工

### 第21条 管理水準

事業者は、公園内の園路広場等の施設を常に安全かつ良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

### 第22条 園路・広場維持修繕等

園路・階段、舗装、サイン・ファニチャー、手摺・柵等について、区域巡視時及び巡回巡視時に、目視あるいは必要に応じて触診・聴診を行い、施設の異常等の有無を点検する。また4月（連休前点検）と12月（年末点検）の年2回、各サービスセンターを中心に全地区の施設について一斉定期点検を実施する。これらの点検において、異常が認められた場合は、腐朽・破損箇所等の小規模な修繕を適切に行うこと。

なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

## 第5編 遊具維持修繕工、その他修繕

### 第1章 遊具維持修繕工

#### 第23条 管理水準

事業者は、公園内の遊具について、劣化や危険を早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行うこと。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等（「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」等）を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

- 1) 安全性の確保
- 2) 機能の保持
- 3) 美観に配慮した形姿の維持

#### 第24条 用語の定義

1. 「点検責任者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2. 「点検担当者」は、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。
3. 「同等と認めた者」とは、(社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員等が認めた者をいう。
4. 「作業」とは、遊具の点検をいう。
5. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)
6. 「日常点検」とは、目視診断、触手診断、聴音診断等により、遊具の異常、劣化等の有無を調べるために日常的に行う点検をいう。
7. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
8. 「SP表示認定企業」とは、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「SP-S：2014QMS-SP表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると(社)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。
9. 「SP点検済シール」とは、「SPマーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

## 第25条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、JPFA-SP-S:2014に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

## 第26条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

## 第27条 点検の種類

点検には、「日常点検」「定期点検」がある。

事業者は各点検の内容とその必要性を正しく理解した上で業務計画書を立案し、調査職員等に承諾を受けてから点検を実施しなければならない。

## 第28条 診断の方法

遊具の点検は、点検表を作成し、診断することで安全性を確認すること。

診断方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

### 1) 目視診断

遊具の外観・形状を観てその劣化状態を診断する方法

### 2) 触手診断

遊具を素手で触ってその劣化状態を診断する方法

### 3) 聴音診断

遊具の可動部を動かし、発生する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法

### 4) 打音診断

遊具を点検ハンマー等で軽打し、異音の有無を判断し、その劣化状態、亀裂、ボルトの緩み等を診断する方法

### 5) 揺動診断

遊具本体を揺り動かし、仕様に対応できるかを診断する方法（複合系遊具の場合は単体ごとに行う）

### 6) JPFA 検査器具による判定

JPFAが開発した器具で遊具の規準（JPFA-SP-S:2014）に適合しているかを調べる

### 7) ノギスによる測定（JIS 認定商品を使用する）

### 8) メジャーによる測定（JIS 認定商品を使用する）

### 9) 傾斜計による測定

## 第29条 作成書類

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合、提出すること。

### 1) 作業計画書

業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定めた定期点検に関する作業計画書を作業前に作成して調査職員等の承諾を受けること。作業計画書には、点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取

扱と処置方法、連絡手順について記載すること。

2) 定期・精密点検記録簿

点検実施後、(社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPSA-SP-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき速やかに作成すること。

3) 写真帳

客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況を写真に記録すること。

写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに写真帳に整理すること。

4) その他調査職員等が指示する書類―― 適宜

第30条 日常点検

1. 日常点検を行う者は、遊具の外観を目視し、必要に応じて触診により部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、設置面や植栽等を含めた遊具周辺の確認も行う。
2. 日常点検は、区域巡視時及び巡回巡視時に行うものとする。
3. 点検対象遊具は、以下の通りとする。

遊具区分、タイプ 区分		地区名	太子	外	大	木	出	西	豊	鳥	鳥	三	大	合	備考
			橋	島	日	屋	口	中	里	飼	飼	島	塚	計	
すべり台	コンクリート型	単体遊具-B				5								5	
健康器具系施設		単体遊具-A		5	3									8	ステンレス製
フィールドアスレチック遊具		単体遊具-A						1						1	人工木材製
スプリング遊具		単体遊具-A			5									5	
その他	自動車・新幹線・宇宙船	複合遊具(小)				7				5				12	コンクリート製遊具
	四角柱	単体遊具-A										2		2	コンクリート製遊具
	動物(コンクリート)	単体遊具-A	15		24	14	9		10		6	9	5	92	コンクリート製遊具
	動物(ブロンズ)	単体遊具-A											2	2	
合計			15	5	32	26	9	1	10	5	6	9	9	127	

4. 公園内巡視時に日常点検を行う者は、点検箇所や点検方法をよく理解したうえで、日常点検を実施すること。
5. 事業者は、対象となる遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、日常点検記録簿を精査したうえで、保管しておく。
6. 点検履歴については、遊具履歴書を作成、追記、修正をすること。
7. 台風や豪雨等の異常気象時や震度5以上の地震発生により、遊具に異常箇所が生じるおそれのある場合に、遊具及び遊具の周辺状況について、必要に応じて特別巡視を実施し、臨時的に点検を行うものとする。また、遊具の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似遊具等で事故があった場合も点検を行うものとする。

### 第31条 定期点検

1. 定期点検を完了させるために、管理体制を確立し、品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行う。
2. 事業者は、点検責任者を定め調査職員等に届け出る。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
3. 点検を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。
4. 点検対象遊具は、日常点検に準ずる。
5. 遊具の点検内容は、(社)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。
6. 点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(社)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。
7. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
8. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせで総合的な機能判定を行うこと。その判定基準については、必要に応じ事前に調査職員等と協議をしておくこと。
9. 定期点検は、年1回実施すること。
10. 点検終了後、「合格」と判断された遊具について、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には調査職員等の承諾を受けて、点検実施時期を明記して添付する。

### 第32条 遊具維持修繕等

点検により確認された破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

### 第33条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者の遊具利用への影響が無いように十分な安全対策を講ずること。
2. 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員等へ報告すること。
3. 点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員等と打合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員等に速やかに連絡する。
4. 点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等がある場合は携帯して作業に従事する。
5. 本仕様書に記載されていない事項については、(社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」を参考にすること。

## 第2章 その他修繕

### 第34条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態に維持し、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

### 第35条 その他修繕等

園路広場及び遊具以外の工作物について、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

## 第6編 電気設備維持修繕

### 第36条 管理水準

事業者は、本公園の電気設備について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。

### 第37条 電気設備維持修繕等

1. 分電盤・配電盤等、別添 27「工作物に係る点検整備（位置図）」に示す施設について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を行う。
2. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。
3. 落雷があった場合には、すみやかに電気設備の巡回点検を行うこととする。
4. 開園時間外に電気設備において異常が発生した場合は、法定点検の受託者等と連携して、適切な措置を講じること。

## 第7編 排水施設維持修繕

### 第38条 管理水準

事業者は、公園内の汚水・排水施設の機能を常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。

### 第39条 排水施設維持修繕

1. 公園内の側溝、排水枡等の排水施設について、適宜巡回点検し、異常があれば小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。
2. 台風や大雨が予想される場合は、巡回点検を行うとともに、適切な対策を講じるものとする。

## 第8編 給水施設維持修繕

### 第40条 管理水準

事業者は、本公園の給水施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため点検を行うものとする。

### 第41条 給水施設維持修繕等

1. 別添 27「工作物に係る点検整備（位置図）」に示す、水道管、仕切弁等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。
2. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を行う。

## 第9編 その他設備維持修繕等

### 第42条 管理水準

事業者は、本公園の放送設備、電話設備等について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び修繕を行うものとする。

### 第43条 放送設備保守点検等

別添 27「工作物に係る点検整備（位置図）」に示す園内の放送設備、スピーカー、配線等について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を年1回行い、破損箇所の小規模な修繕等を適切に行うこと。

### 第44条 電話設備維持修繕等

日常、各サービスセンター内の電話設備、配線等について、適宜点検を行い、不具合等に係わる小規模な修繕等を適切に行うこと。なお、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

## 第10編 園内清掃、公園内建物清掃

### 第1章 基本事項

#### 第45条 管理水準

事業者は、公園施設を常に清潔を保ち、快適な環境を保持する。また、本公園の利用状況に適切に対応するため、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行うものとする。

#### 第46条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、支給しない。

#### 第47条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員等に報告すること。

## 第2章 清掃

### 第48条 建物清掃

- 1) 清掃箇所は、各サービスセンター、レストセンターとする。(別添3「管理事務所図」参照)。
- 2) 壁、床、扉、窓、柱、ベンチ、机、イス、黒板等は、掃き掃除、拭き掃除を行い、公園利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。
- 3) くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除くものとする。
- 4) 天井、照明器具、展示物等は、必要に応じ清掃するものとする。
- 5) 清掃箇所及び実施頻度は下表の通りとする。なお背割堤サービスセンター(さくらであい館)展望室のガラス窓については公園利用者に不快感を与えないように適宜清掃を行うものとする。

清掃箇所	実施頻度
守口サービスセンター 鳥飼サービスセンター 背割堤サービスセンター(さくらであい館)	1回/1日実施
太間サービスセンター 庭窪レストセンター	イベント等の開催に合わせ随時実施

### 第49条 工作物清掃

- 1) 対象施設は、業務対象敷地内に位置する各種の工作物とする。ただし、収益施設は除く。
- 2) 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、園路(園地含む)や側溝、水飲場、遊具等の工作物をきれいな状態に保つこと。
- 3) 回収したゴミは指定場所に集積すること。
- 4) U型溝、排水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行う。ゴミ、土砂等の堆積が見られた場合は、それらの除去、清掃を行う。
- 5) 公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れが無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行うこと。
- 6) 水飲み場は、排水口等に溜まっているゴミ、土砂等を除去し、たわし、デッキブラシ等を用いて洗浄する。
- 7) 移動式トイレは、手洗い水が常時あるように補充するとともに、トイレットペーパーを管理所に常備し利用者の便宜を図る。また、1日1回トイレのタンク容量の確認を行う。汚れが認められた場合、清掃(便器、床のデッキブラシ等による洗浄、壁、棚等の水拭きによる清掃)を実施し、清潔な状態を維持すること。
- 8) 徒渉池等へビン、缶等が投棄されていないか確認し、発見した場合は除去・清掃を行う。
- 9) 外灯等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行うこと。
- 10) 大規模な行催事の開催後は、行事主催者が許可条件に沿った適切な清掃、塵芥の処理を行っているか確認を行うものとする。
- 11) 実施頻度は下表の通りとする。

清掃箇所	実施頻度
全地区	適宜実施

第50条 移動式トイレの汲み取り

- 1) 区域巡視時に1日1回トイレの汚物量の確認を行う。
- 2) 汚物量の状況に応じ、下表に示す各自治体の回収方法に従って回収日を調整のうえ、自治体窓口もしくは委託業者に汲み取りを依頼する。
- 3) トイレの汚物量の状況によっては、臨時回収を行うものとする。

対象自治体	該当地区	収集方法等
大阪市	長柄、長柄河畔、毛馬、赤川、城北河畔、太子橋、十三野草、西中島、豊里	月曜日にその週のくみ取り対象トイレを指定し依頼。
守口市	外島、守口、八雲、八雲野草、庭窪河畔、大日、佐太西	事前にカレンダーでくみ取り日を調整。原則金曜日に実施。
寝屋川市	仁和寺野草、点野野草、大間、木屋元	事前にくみ取り日を調整。
枚方市	出口野草、出口、出口河畔、伊加賀野草、三矢、枚方	毎月第2、4木曜日。
摂津市	一津屋野草、一津屋河畔、鳥飼西、鳥飼野草、鳥飼下、鳥飼上	2週に一回市の、都合の付く日
高槻市	三島江、三島江野草、大塚	大塚地区 毎週月曜日 三島江地区 1回/2週間 市の都合の付く日
島本町	島本	不確定、適宜依頼
大山崎町	大山崎	
八幡市	背割堤	
		市の予定表による。

第51条 雑作業等

事業者は、使用機材等の改良・メンテナンス、使用車両の給油・メンテナンス、等の業務責任者の判断による作業を行うこと。

R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務  
個別仕様書  
【植物管理】

令和 5 年 4 月

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本個別仕様書は、R5-9 淀川河川公園運営維持管理業務のうち、植物管理業務に適用する。  
植物管理として、中低木管理、高木管理、草丈管理、草花管理の4種の施工について、適用する。

### 第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、淀川河川公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

### 第3条 事前協議等

事業者は、共通仕様書、淀川河川公園の設計図書及び現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に照査し、次の各号に掲げる事項のほか明示無きもの又は疑義が生じた場合は、調査職員等と事前に協議するものとする。

また、管理年度内にあっても、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員等に提案し、協議の上、変更理由を明記の上、業務計画書の変更を行うことも可能である。

- 1) 植物について補植を要する事態が生じたとき。
- 2) 既存木の移植（又は伐採）を行う必要が生じたとき。
- 3) 公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

### 第4条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第13条2により近畿地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

### 第5条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の試行業務であり、調査職員等より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行うこと。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員等に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

### 第6条 基本事項

1. 植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。
3. 事業者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
4. 管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。

る。

5. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行うこととする。
6. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること。
7. 植生状況等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員等の承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
8. スタッフの身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。

## 第7条 安全管理等

1. 常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
2. 本業務の実施に係る車両の運行に際しては、維持管理車両であることを明示するプレートを車体側面に貼付するとともに、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努める。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は制限速度 20km/h を厳守する。
3. 作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へすみやかに移動するものとする。
4. 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と枯枝の除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
5. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
6. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

## 第8条 利用サービス

1. 公園利用者に対する案内及び緊急対応等のサービスに努めること。
2. 業務責任者を含めた全てのスタッフは調査職員等の指定する名札を作成し着用すること。
3. スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要がある場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示するものとする。

## 第2章 中低木管理

### 第9条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす低木管理を行うこと。(別添 28「樹木・草花管理区域図」参照)

管理目標	・公園利用者にとって安全で快適な利用環境の確保
管理水準	・利用者の安全確保面および快適な利用面で支障となる、枯損枝、伸長枝等が除去されていること。 ・巡視時における見通しの支障となる、枯損枝、伸長枝等が除去されていること。 ・管理所および駐車場周辺において、安全管理面での見通し確保の支障となる、枯損枝、伸長枝等が除去されていること。
標準実施回数	
中低木剪定工	・巡視時に見通しの支障の状況を確認し、必要に応じ適宜実施する。標準的な実施回数は年1回とする。
対象地	・公園内の全域を対象とする。

### 第10条 中低木剪定工

1. 樹種毎の特性に応じ、主に刈り込み機械（ヘッジトリマー等）を用いた剪定作業を行うこと。
2. 刈り取った枝葉は調査職員等の指定する箇所に運搬、集積すること。

### 第11条 中低木地除草工

1. 人力による抜根除草とし、根に付着した土を取り除いた後、調査職員等の指定する場所に箇所に運搬、集積すること。

### 第12条 中低木病虫害防除工

1. 病虫害の発生を確認したときは、業務責任者の判断で速やかに対応すること。
2. 薬剤散布は、原則として開園時間外の施工とする。病虫害の発生状況、散布時間、枝葉のボリュームなどを考慮して薬剤、希釈倍率及び散布方法、散布量について配慮すること。

### 第13条 中低木雑工（雑作業）

1. 中低木雑工については業務責任者の判断する作業を実施するものとする。

### 第3章 高木管理

#### 第14条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす高木管理を行うこと。(別添 28「樹木・草花管理区域図」参照)

管理目標	背割堤地区サクラ並木	サービスセンター・レストセンター内の景観木
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春の開花期の鑑賞や、夏季の緑陰としての機能の維持</li> <li>・公園利用者にとって安全で快適な利用環境の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各サービスセンターの景観木としての機能の維持</li> <li>・公園利用者にとって安全で快適な利用環境の確保</li> </ul>
管理水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確保面および快適な利用面で支障となる、枯損枝、支障枝等が除去されていること。</li> </ul>	
標準実施回数	(単位；回/年)	
剪定	枯れ枝、支障枝落ろし、薬剤散布を適宜実施（ヤゴ取等は随時行う） 標準的な実施回数は年1回とする。	
対象地	背割堤地区サクラ並木	守口、太間、鳥飼サービスセンター、背割堤サービスセンター、庭窪レストセンター

#### 第15条 高木剪定工

1. 樹種の特性に応じた剪定作業を行うこと。
2. 公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけがなどないよう努めること。
3. 調査職員等の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努めること。
4. 剪定した枝葉は、調査職員等の指定する箇所に運搬、集積すること。

#### 第16条 ヤゴ取り工

1. ヤゴ取りは、やご（ひこばえ）、幹ぶき（胴ぶき）を剪定鋏、鋸等で剪定するものとする。

#### 第17条 高木病虫害防除工

1. 病虫害の発生を確認したときは、業務責任者の判断で速やかに対応すること。
2. 薬剤散布は、原則として開園時間外の施工とする。病虫害の発生状況、散布時間、枝葉のボリュームなどを考慮して薬剤、希釈倍率及び散布方法、散布量について配慮すること。

#### 第18条 高木雑工（雑作業）

1. 高木雑工については、業務責任者の判断する作業を実施するものとする。

## 第4章 草丈管理

### 第19条 草丈管理

1. 管理員は、区域巡視において毎日一回、所定の調査地点における草丈を測定し記録する。それらを集計し、草丈報告書を調査職員等に提出する。
2. 調査地点は、別添 29「草丈調査報告書（草地管理区域図）」に示すとおりとする。
3. 事業者は、草丈調査の結果、公園の利用状況及び予定を踏まえ、高水敷の除草を実施する国事務所に対し、適切な除草の時期及び方法について調査職員等に情報提供を行う。
4. 公園の快適かつ安全な利用の阻害、または公園の美観を損なう雑草については、巡回時に管理員が適宜除去を行うものとする。

## 第5章 草花管理

### 第20条 管理水準

以下に示す管理水準を満たす草花管理を行うこと。

なお、草花管理においては、行催事の開催時期等に十分留意すること。

対象エリア名称	対象面積	目的・目標	管理頻度
太間地区	1,660 m <sup>2</sup>	季節ごとに咲く既存の花類について、鑑賞に耐えるレベルに維持管理を行うこと。	播種 2回/年
鳥飼上地区	140 m <sup>2</sup>		播種 2回/年

### 第21条 草花耕耘工

1. 播種前に、現地の状況に応じて抜根、土壌改良、土の入れ替えを行い、花の生育を助長させる。

### 第22条 草花植栽工

1. 花苗、球根の植えつけの際には、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植えつける。
2. 植えつけ後、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは植え直しする。
3. 深さ・播種間隔、播種時期等については業務責任者の判断により決定し、播種を行い、必要に応じて覆土する。施工後十分な灌水及び養生を行う。

### 第23条 草花除草工

1. 播種後は、生育状況を観察し、必要に応じて人力除草および灌水を実施する。

### 第24条 草花雑工（雑作業）

1. 草花雑工については業務責任者の判断する作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、ロープ柵設置・撤去等）を実施するものとする。

## 第6章 特殊管理

### 第25条 対象

本章は、植物廃棄物処分工について、適用する。

### 第26条 植物廃棄物処分工

1. 剪定や枯損枝除去により発生した植物性廃棄物については、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）等の関係法令により適切に処理するものとする。

R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務  
収益施設等管理運営規定書

令和 5 年 4 月

## 目 次

はじめに

### 第1編 淀川河川公園収益施設等管理運営共通規定書

第1章 総則	1
第2章 マネジメント（運営管理）	17
第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）	22
第4章 安全衛生管理	24
第5章 施設管理	28
第6章 財産管理	30

### 第2編 淀川河川公園収益施設等管理運営個別規定書

第1章 運動施設	32
第2章 飲食・物販施設	39
第3章 自動販売機	42
第4章 自主事業における行催事等	44

## はじめに

本規定書は、淀川河川公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である運動施設、及び自動販売機の管理運営業務及び自主事業において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取りまとめたものである。

なお自動販売機は裁量施設であり、事業者が近畿地方整備局の許可を受けた上で自ら設置することのできるものである。

淀川河川公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考にされたい。

第1編 淀川河川公園収益施設等管理運営共通規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 淀川河川公園

所在地 大阪市福島区海老江三丁目・四丁目・六丁目並びに大阪市北区大淀北二丁目  
(海老江地区)～京都府八幡市八幡在応寺先地(背割堤地区)

面積 257.7ha (令和5年度、令和7年度、令和9年度供用予定面積を含む)

うち収益施設許可面積 321,477 m<sup>2</sup>

■対象となる収益施設

対応窓口	地区名	公園施設の名称	許可面積 (m <sup>2</sup> )	数量
守口サービスセンター	毛馬地区	野球場	7,589	2面
		テニスコート	1,321	2面
		サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用)	8,613	1面
	赤川地区	テニスコート	4,933	6面
		サッカー・ラグビー場	9,502	1面
	太子橋地区	野球場	12,017	2面
		少年野球場	4,311	1面
	外島地区	テニスコート	903	1面
		陸上トラック	5,627	1面
	八雲地区	少年野球場	4,193	1面
		テニスコート	2,104	3面
	西中島地区	野球場	16,157	3面
	豊里地区	テニスコート	2,559	4面
	大日地区	野球場	14,411	2面
	佐太西地区	野球場	14,468	2面
		少年野球場	5,108	2面
		テニスコート	2,110	3面
	仁和寺野草地区	パターゴルフコース	15,501	27ホール
		ゲートボール場	1,932	3面
		グラウンドゴルフ	13,380	24ホール
	太間地区	野球場	4,879	1面
		陸上トラック	6,251	1面
	木屋元地区	野球場	10,111	2面
サッカー・ラグビー場		12,749	1面	
テニスコート		2,505	3面	
三矢地区	テニスコート	1,473	2面	
枚方地区	淀川スタジアム(野球場・サッカー場兼用)	14,549	1面	
鳥飼サービスセンター	鳥飼下地区	サッカー場	10,194	1面
		フットサルコート	2,812	2面
	鳥飼上地区	野球場	20,532	3面
		テニスコート	3,009	4面
		サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用)	13,867	1面
	三島江地区	野球場	12,969	2面
		テニスコート	2,090	2面
サッカー・ラグビー場		9,851	1面	

	大塚地区	野球場	14,491	2面
		テニスコート	1,345	2面
		サッカー・ラグビー場	6,886	1面
ビ背 ス割 セ堤 ンサ ンタ	島本地区	少年野球場	5,161	1面
		テニスコート	785	1面
		サッカー・ラグビー場	7,492	1面
	大山崎地区	野球場	9,638	2面
		フットサルコート	1,099	1面

※このほかに、近畿地方整備局の許可を受けた上で、収益施設として自動販売機を設置することができる。

※許可面積は、小数点以下を四捨五入している。

## 2. 履行期限

管理運営期間は、令和6年2月1日から令和10年1月31日までとするが、収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することができる。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、近畿地方整備局は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者あるいは収益施設の次期現任施設等運営者の指示を受けることがある。

施設等運営者は、収益施設等管理運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、開園に備えなければならない。

## 第2条 基本事項

本公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な公園利用者サービス向上のための収益施設である運動施設、自動販売機の管理運営業務及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第5条、第6条または第12条の手続きを行った上で実施しなければならない。

## 第3条 本業務の目的

1. 本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、以下に掲げる本公園の目的、基本方針、本公園全体の地区構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

【本公園の施設目的、基本方針、管理運営方針、公園全体の地区構成】

### 1) 本公園の施設目的

淀川河川公園は、都市公園法第2条第1項第2号「イ）一の都府県の区域を超えるような見

地から設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づくイ号国営公園である。淀川の広大な河川敷、豊富な自然環境を活かして、近畿のレクリエーション需要の増大に対応するとともに、淀川の河川空間を広域緑地系統の骨格として活用することを目的として、昭和 47 年から公園整備を進めている。大阪府大阪湾河口部から桂川、宇治川、木津川が合流する京都府三川合流部までの延長約 37km、計画面積 1,216ha のうち、約 241.2ha、計 40 地区（※令和 5 年 4 月現在。ただし、海老江地区及び大淀野草地区の 2 地区は閉園中）を開園している。

淀川河川公園の利用者数は、概ね年間 600 万人程度であり、昭和 48 年度の供用開始時から令和 3 年度までに、累計約 18,800 万人の方々に利用されている。なお令和 3 年度は、コロナ禍の影響から約 387 万人となっている。

本公園では、「淀川河川公園基本計画」を平成 20 年 8 月に改定し、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指しており、以下の基本方針、整備方針及び管理運営方針のもとに総合的に整備、管理運営を進めている。

## 2) 基本方針

- ① 河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にします。
- ② 淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぎます。
- ③ 多様な主体の参加と連携のもと、全ての生物が共存できる健全かつ秩序ある利用を促し、淀川流域とその周辺の人々が将来にわたって自然とふれあえる公園にします。

## 3) 管理運営方針

- ① 淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行います。
- ② 安全、快適に利用できるようにします。
- ③ 淀川にふれ、学ぶための機会を増やします。
- ④ 多様な主体の参加と連携を図ります。

## 4) 地区構成

海老江地区、十三野草地区、西中島地区、大淀野草地区、長柄地区、長柄河畔地区、毛馬地区、赤川地区、城北河畔地区、太子橋地区、外島地区、守口地区、豊里地区、八雲野草地区、八雲地区、庭窪河畔地区、大日地区、佐太西地区、仁和寺野草地区、点野野草地区、太間地区、木屋元地区、出口野草地区、出口地区、出口河畔地区、伊加賀野草地区、三矢地区、枚方地区、背割堤地区、一津屋野草地区、一津屋河畔地区、鳥飼西地区、鳥飼野草地区、鳥飼下地区、鳥飼上地区、三島江地区、三島江野草地区、大塚地区、島本地区、大山崎地区

（※令和5年4月現在。ただし、海老江地区及び大淀野草地区の2地区は閉園中）

## 第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「近畿地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、R 5－9 淀川河川公園運営維持管理業務の発注者のこと。
- 2) 「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 3) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。
- 4) 「施設等運営者」とは、収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のこと。
- 5) 「調査職員」とは、近畿地方整備局として本業務を監督する職員のこと。
- 6) 「維持管理業務受託者」とは、R 5－9 淀川河川公園運営維持管理業務を受託した事業者のこと。
- 7) 「収益施設等管理運営業務責任者」とは、施設等運営者として第 2 編淀川河川公園収益施設等管理運営個別規定書に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
- 8) 「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設を個別に監理する者であり、主に各収益施設の利用指導や事故報告等を担当する業務従事者のこと。
- 9) 「現場管理員」とは、管理所に常駐し、園内巡視等を担当する業務従事者のこと。
- 10) 「公園利用者」とは、公園を利用する者のこと。
- 11) 「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。
- 12) 「開園」とは、駐車場、サービスセンター及び運動施設の運動施設の利用可能な期間及び時間のこと。
- 13) 「閉園」とは、駐車場、サービスセンター及び運動施設の運動施設の利用を終了あるいは休止している期間及び時間のこと。
- 14) 「閉園措置」とは、出水、地震等の発生に係る危険防止対策として、公園の利用を中止する措置（駐車場の閉鎖、立入禁止措置、利用者への利用中止の呼びかけ・避難誘導等）を行うこと。
- 15) 「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内のこと。
- 16) 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
- 17) 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内に設置されているもののこと。
- 18) 「特定備品」とは、本業務の実施及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
- 19) 「指示」とは、調査職員が施設等運営者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
- 20) 「承諾」とは、施設等運営者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事

項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意すること。

- 21) 「協議」とは、本規定書の協議事項及び近畿地方整備局が指示する事項について、近畿地方整備局又は調査職員と施設等運営者が対等の立場で合議すること。
- 22) 「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について本規定書との適合を判断すること。
- 23) 「提出」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。
- 24) 「報告」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。
- 25) 「書面」とは、定められた様式または調査職員が指示する様式による手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。なお、情報共有システム等の活用も可とする。
- 26) 「利用料金」とは、収益施設の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のこと。
- 27) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設等運営者が近畿地方整備局に納める公園の土地又は建物に使用にかかる料金のこと。
- 28) 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物品販売等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき近畿地方整備局から金額を通知し、施設等運営者が近畿地方整備局に納める料金のこと。ただし、公共性の高い行催事を淀川河川事務所との共催により行う場合は、建物使用料及び土地使用料は不要となる場合がある。
- 29) 「修繕」とは、施設若しくは設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 30) 「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部補修等、市販の交換品や補修材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。
- 31) 「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 32) 「保守」とは、施設若しくは設備又は備品等の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 33) 「点検」とは、施設若しくは設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常または劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

## 第 5 条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、近畿地方整備局に都市公園法第 5 条、第 6 条又は 12 条に基づく許可申請を行うものとする。基本的には、「R 5 - 9 淀川河川公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設管理運営計画書」及び本運営規定書に記載されている条件によるものとする。ただし、申

請された事業内容が本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。

なお、臨時売店については、近畿地方整備局が指定する設置場所、設置期間に限り、営業を許可するものとする。

2. 施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令で必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行うものとする。

## 第6条 法令等の遵守

施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び近畿地方整備局の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

## 第7条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、次の各号に掲げる基準・関係法令等に準拠する。なお、更新等が行われた場合には、最新の基準等に準拠するものとする。

- 1) 河川法
- 2) 都市公園法
- 3) 景観法、屋外広告物条例
- 4) 建築基準法
- 5) 消防法（消防庁）
- 6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）
- 7) 水道法
- 8) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 9) 高圧ガス保安法
- 10) ボイラー及び圧力容器安全規則
- 11) 食品衛生法
- 12) 官公法
- 13) 下水道法
- 14) 浄化槽法
- 15) 環境基本法
- 16) 大気汚染防止法
- 17) 水質汚濁防止法
- 18) 騒音規制法
- 19) 振動規制法
- 20) 悪臭防止法
- 21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 22) 地球温暖化対策の推進に関する法律

- 23) リサイクル法（容器包装リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法）
- 24) エネルギー使用の合理化に関する法律
- 25) 温泉法
- 26) 公衆浴場法
- 27) 旅館業法
- 28) 風俗営業法
- 29) 鉄道法
- 30) 建設業法
- 31) 労働基準法、労働安全衛生法
- 32) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 33) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- 34) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 35) 移動等円滑化の促進に関する基本方針
- 36) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- 37) 公園のユニバーサルデザインマニュアル
- 38) 公園施設の安全点検に係る指針（案）（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- 39) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）
- 40) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 41) 淀川河川公園における行為の禁止等について（別添 4）
- 42) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 3 年度版）令和 3 年 7 月 7 日、サイバーセキュリティ戦略本部
- 43) 個人情報保護に関する法律
- 44) 遺失物法
- 45) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 46) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- 47) 環境省版レッドリスト「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」（環境省自然環境局野生生物課編）
- 48) 「大阪府レッドリスト 2014」
- 49) 「京都府レッドデータブック 2015」
- 50) 著作権法
- 51) その他、関係諸法令

#### 第 8 条 施設等運営者の義務

1. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。なお、異常を確認した場合、速やかに近畿地方整備局に報告しその指示に従うものとする。
2. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、

淀川河川公園設置の意義を踏まえて行動すること。

3. 収益施設の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
4. 繁忙日には、臨時駐車場の確保や早期開場を行わなければならない。
5. 施設等運営者は、近畿地方整備局が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、近畿地方整備局の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
6. 施設等運営者は、近畿地方整備局が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典、緑化フェア等）への参加・協力・実施、行催事開催時に営業時間の変更等を行うこと、要人案内等、近畿地方整備局や維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
7. 施設等運営者は、調査職員から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
8. 管理運営要領の策定及び管理運営に際して、同じ国営公園内において異なる施設を管理する施設等運営者や維持管理業務受託者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
9. 別添 4「淀川河川公園における行為の禁止等について」を参考に、収益施設の運営にあたること。
10. 施設等運営者は、本業務の実施にあたって、常に近畿地方整備局と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておくものとする。

#### 第9条 景観への配慮

施設等運営者は、収益施設の運営においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

#### 第10条 近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担表」のとおりとする。ただし、「責任分担表」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担表」に定めのない事項については、近畿地方整備局と施設運営者の間で十分に協議のうえ決定するものとする。

近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧表

項目	内 容	近畿地方 整備局	事業者	
			運営 維持 管理	収益 施設
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	近畿地方整備局より提供のあった物品の管理		○	◎
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	/
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		/	◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○	/	/
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	/
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎	◎
	修繕にかかる費用が1件あたり100万円を超えない場合かつ年間修繕費用（※1）200万円（税抜き）【令和5年度分】、1,000万円（税抜き）【令和6～8年度分】、800万円（税抜き）【令和9年度分】※を超えない場合（上記①を除く。）。		○	/
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）。（※2）		/	◎
	上記3項目以外の場合 なお予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 なお上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○		
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎	◎
	共通仕様書第33条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎
	上記2項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎	◎
	上記以外の場合	○		

責任を有する側を項目ごとに○または◎としており、事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については委託費を充当することができない。

※1：年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成31年度（令和元年度）～令和4年度の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙31「建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）」を参照のこと。

※2：震災等大規模な自然災害の影響やウイルス等による感染症のまん延等の影響等、事業者の責めに帰すことが出来ない理由で収益施設の収支バランスが大きく変わった場合、収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる計画内容や責任分担の変更について、近畿地方整備局と協議することができる。

#### 第11条 公租公課

1. 施設等運営者は、運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置等により賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について全て施設等運営者の負担とする。
2. 施設等運営者は、地方税法第73条第7項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について近畿地方整備局に協力するものとする。

#### 第12条 運営日時等

1. 収益施設の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、運営方法の内容によっては近畿地方整備局との協議の上、当該運営日時を変更して運営することができる。（共通仕様書第12条参照）。
2. 近畿地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化及びその他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする。
3. 近畿地方整備局は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止または営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わないものとする。
4. 施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ調査職員と協議を行った上で、協議の結果を記載した文書にて申請しなければならない。

#### 第13条 提供品目及び利用料金

1. 自動販売機等において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては公園利用者の要望等配慮して定めるものとする。
2. 収益施設の利用料金等については、近畿地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格を踏まえて定める。なお、利用状況等を踏まえて、曜日や季節等によって異なる料金を設定することも可能とする。施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及びその価格に関して変更を希望する場合は、事前に近畿地方整備局と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。
3. 施設等運営者が、本規定書に基づき収益施設の管理運営を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

#### 第14条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設について  
毎月の施設使用料については、歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知

書により、当月分を指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

近畿地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

なお、風水害その他の事業者の責めに帰することが出来ない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、近畿地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。

■施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	税込み施設使用料（円／年）
淀川河川公園収益施設 1式	約754万

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

対応窓口	地区名	公園施設の名称	税込施設使用料（円／年）	数量
守口サービスセンター	毛馬地区	野球場	60,712	2面
		テニスコート	104,359	2面
		サッカー・ラグビー場（陸上トラック兼用）	68,904	1面
	赤川地区	テニスコート	369,975	6面
		サッカー・ラグビー場	66,514	1面
		管理所	126	1基
	太子橋地区	野球場	144,204	2面
		少年野球場	51,732	1面
		管理所	200	1基
	外島地区	テニスコート	99,330	1面
		陸上トラック	61,897	1面
		少年野球場	37,737	1面
	八雲地区	テニスコート	199,880	3面
		管理所	158	1基
		野球場	339,297	3面
	西中島地区	野球場	339,297	3面
		管理所	362	1基
		テニスコート	258,459	4面
	豊里地区	管理所	178	1基
		更衣室	854	1基
		受付	83,160	1室
	守口地区	事務所	55,440	1室
		野球場	129,699	2面
	大日地区	野球場	129,699	2面
		少年野球場	45,972	2面
		テニスコート	185,680	3面
		管理所	148	1基
	仁和寺野草地区	パターゴルフコース	341,022	27ホール
		ゲートボール場	85,008	3面
		グラウンドゴルフ(24ホール)兼用	240,840	1面
		倉庫	1,440	2棟
	太間地区	野球場	63,427	1面
		陸上トラック	81,263	1面
		管理所	230	1基

対応窓口	地区名	公園施設の名称	税込施設使用料 (円/年)	数量
	木屋元地区	野球場	101,110	2面
		サッカー・ラグビー場	127,490	1面
		テニスコート	258,015	3面
	三矢地区	テニスコート	281,343	2面
	枚方地区	淀川スタジアム(野球場・サッカー場兼用)	494,666	1面
		管理所	284	1基
鳥飼サービスセンター	鳥飼下地区	サッカー場	214,074	1面
		フットサルコート	747,992	2面
		受付	21,021	1基
	鳥飼上地区	野球場	205,320	3面
		テニスコート	297,891	4面
		サッカー・ラグビー場(陸上トラック兼用)	138,670	1面
		管理所	166	1基
	三島江地区	野球場	90,783	2面
		テニスコート	160,930	2面
		サッカー・ラグビー場	68,957	1面
		管理所	128	1基
	大塚地区	野球場	188,383	2面
		テニスコート	173,505	2面
		サッカー・ラグビー場	89,518	1面
		管理所	214	1基
	背割堤サービスセンター	島本地区	少年野球場	72,254
テニスコート			114,610	1面
サッカー・ラグビー場			104,888	1面
管理所			244	1基
大山崎地区		野球場	173,484	2面
		フットサルコート	250,572	1面
		管理所	304	1基

※施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

※施設使用料全体額と個別施設毎の施設使用料合計額が合致しないのは、端数調整によるものである。

※守口地区の受付、事務室は現行の使用料を表記している。よって業務開始時の使用料は、再算定のうえ変更となる可能性がある。

## 2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地または建物を使用する場合は、許可申請毎に占有面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知の日から20日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

近畿地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができる。

※ 1 令和3年度の土地使用料は最大266円/月・m<sup>2</sup>であった。(建物使用料は徴収していない。)

※ 2 [建物の占有]及び[土地の占有で占有期間が1ヶ月を超えない場合]は、別途消費税が課される。

※ 3 建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準

について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、毎年4月1日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

## 第15条 経費等の負担

### 1. 施設等運営者の負担範囲

- 1) 通常の施設運営に関わる一切の費用(営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等)、運営に関する備品等(建物除く)の費用、許可区域に関する各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修または改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。なお、委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。
- 2) 施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については原則施設等運営者が点検を行うものとし、近畿地方整備局が実施する法定点検との役割分担について協議の上、実施時期を近畿地方整備局に報告すること。点検結果については遅滞なく近畿地方整備局に書面により報告すること。
- 3) 上記以外に定めのない費用については、近畿地方整備局と協議を行い、協議録を保管するとともに書面をもって負担等を定めるものとする。

### 2. 光熱水費納付

#### 1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金で近畿地方整備局の指示のもと維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担するものとする。

#### 2) 従量料金

水道及び電気料金については、個別にメーターを設置するなど、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担するものとする。ガス、その他メーターが設置できない場合は近畿地方整備局と協議するものとする。なお、計算方法については変更する場合がある。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく温室効果ガスの排出抑制等の取組を推進するため、電力調達について、再生可能エネルギー電力や排出係数が低い電力に切り替えていくこととしているため、収益施設等設置管理運営業務の実施に係る電力調達も変更となる予定であり、光熱水費が過年度実績から上昇する可能性がある。

### 3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行うこと。発生量等が不明確な場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

### 4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に近畿地方整備局または維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあっては、近畿地方整備局と費用分担ルール及び費用分担結果の近畿地方整備局との確認方法、並びに支払方法について

協議すること。また、協議結果を書面にして残すこと。

## 第16条 コンプライアンス

### 1. 守秘義務

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。
- 2) 近畿地方整備局が定める外部委託における情報セキュリティ対策実施規程（平成29年4月）に沿って、情報管理を適切に行うこと。

### 2. 個人情報保護

- 1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

## 第17条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により近畿地方整備局の承諾を得たときは、この限りではない。
2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこととする。
4. 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。
5. 施設等運営者は、前項の規定により近畿地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより近畿地方整備局に損害を及ぼしたときは、近畿地方整備局に対して、その損害を賠償するものとする。
6. 施設等運営者は、前項の規定により近畿地方整備局が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに近畿地方整備局に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果については、書面により近畿地方整備局に報告するものとする。

## 第18条 許可した目的以外の利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設を運営するにあたっては、許可した目的以外の利用は禁止する。

2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
3. 施設管理者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、または担保に供してはならない。ただし、近畿地方整備局に書面により承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、または継承させてはならない。

#### 第19条 業務の履行

1. 管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、近畿地方整備局の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限または、契約が解除されるまでは、施設利用者に利便性を図るために本規定書及び管理運営要領を維持することとする。

#### 第20条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、近畿地方整備局は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、近畿地方整備局は都市公園法第5条2項の許可を取り消すことがある。

#### 第21条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、または近畿地方整備局に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合は、近畿地方整備局または新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適當若しくは近畿地方整備局が特定物品の残置を希望した場合、施設等運営者及び近畿地方整備局間で事前に協議を行った上で、近畿地方整備局の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
  - 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。
  - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。
  - 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
  - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、近畿地方整備局は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するかまたは施設等運営者の費用をもって原状回復を行うこ

とができる。

4. 不可抗力その他、近畿地方整備局や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、近畿地方整備局が書面により指示することとする。

## 第22条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合、または不可抗力の場合は、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取または立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

## 第23条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、必要に応じて、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、各種保険に加入するものとする。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

## 第24条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成15年5月30日法律第58号)の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員の書面による指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、近畿地方整備局が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

## 第25条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項または疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、近畿地方整備局の指示により、決定することとする。

## 第2章 マネジメント（運営管理）

### 第26条 基本事項

#### 1. 提出書類

- 1) 収益施設等管理運営業務責任者は許可を受けた後に、近畿地方整備局が指定した様式による関係書類を近畿地方整備局に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が近畿地方整備局に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後調査職員に了解を得て提出するものとする。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、近畿地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

#### 2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等管理運営業務責任者は、必要に応じて調査職員と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 調査職員と収益施設等管理運営業務責任者は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 3) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する場合や、追加供用等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、近畿地方整備局と施設等運営者の間で書面により調整または協議を行う。
- 4) 不測の事態または疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

#### 3. 報告事項

- 1) 施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、近畿地方整備局に書面により報告するものとする。
  - ① 管理運営要領・・・・・・・・・・許可日より14日以内に提出
  - ② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等）・・翌月の10日迄に提出
  - ③ 業務打合せ簿・・・・・・・・・・打合せ毎に終了後速やかに提出
  - ④ 施設保守定期点検等の実施結果報告・・・・・・・・点検後速やかに提出
  - ⑤ その他近畿地方整備局が指示する書類・・・・・・・・適宜

### 第27条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務の計画立案及びマネジメントを担当する収益施設等管理運営業務責任者を配置しなければならない。
4. 収益施設等管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

5. 開園期間中は、維持管理業務の各業務における業務責任者及び収益施設等管理運営業務責任者のうち、少なくとも1名以上が勤務する体制とすること。さらに収益施設等管理運営業務責任者が勤務しない場合については、本業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者が1名以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、収益施設等管理運営業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。(ただし、事故などやむを得ない事由により事前に承認を得られない場合を除く。)なお、収益施設等管理運営業務が迅速かつ円滑に行われる体制が確保できるのであれば、テレワークについても勤務と認める。
6. 収益施設等管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者と常に調節し、業務を遂行する。
  - 1) 調査職員について
    - ① 近畿地方整備局は、本業務における調査職員を定め、施設等運営者に通知するものとする。
    - ② 調査職員は、本規定書に定められた事項の範囲内において、近畿地方整備局または、施設等運営者の責任者である、収益施設等管理運営業務責任者に対し連絡、調節等の職務を行うものとする。
  - 2) 収益施設等管理運営業務責任者について
    - ① 収益施設等管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。
  - 3) 適切な業務従事者の配置について
    - ① 収益施設等管理運営業務責任者は、施設担当責任者及び業務従事者の手持ちの手持ち業務量が適切となるよう配慮すること。
    - ② 調査職員は、必要に応じて収益施設等管理運営業務責任者、施設担当責任者及び業務従事者の経歴・職歴に関する事項について書面により報告を求めることができる。

## 第28条 許可、承諾等を要する事項

### 1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、許可日より14日以内に収益施設管理運営計画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を近畿地方整備局に提出し、承諾を得るものとする。その際、管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。
  - ①業務内容（主な商品とその価格、サービス内容、イベント企画等）
  - ②業務の実施方針
  - ③業務の実施工程（業務の順序及び手順）
  - ④業務の実施体制
  - ⑤連絡体制（緊急時含む）
  - ⑥その他（業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領の策定にあたっては、維持管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利

用者からの意見・苦情・要望を踏まえた運営計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載すること。

- 3) 施設等運営者は、収益施設の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による修正が必要と判断した場合（主な商品とその価格等軽微な変更は除く）は、近畿地方整備局と協議の上近畿地方整備局に変更した管理運営要領を提出し、許可を得ること。なお、軽微な変更については、主な商品とその価格に関するものとするが、別途調査職員と協議するものとする。

## 2. 管理運営報告書

- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、近畿地方整備局に決算に関する報告書を提出すること。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理すること。
- 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月10日までに、書面により近畿地方整備局に報告すること。
- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、近畿地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応すること。
- 4) 近畿地方整備局は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

## 3. 施設の修繕等

- 1) 施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に近畿地方整備局に書面により報告するものとする。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に近畿地方整備局と書面により協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、近畿地方整備局と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。
- 4) 施設等運営者は、運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い近畿地方整備局または第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設等運営者は、近畿地方整備局の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わないものとする。

## 4. 施設等運営者の変更

- 1) 新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

## 5. 広告物の掲出

施設等運営者は、広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ近畿地方整備局に提示し書面により承諾を得るものとし、掲出物については許可区域内とする。

なお、施設等運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、近畿地方整備局と書面により協議を行うこと。

①収益施設の運営に関して、通常業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。あわせて、淀川河川公園の施設であることを明示すること。

②収益施設の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、また本公園に関する広報物に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。

③施設等運営者は、事前に近畿地方整備局の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広報物はもちろんのこと、協賛する淀川河川公園の名称を冠した企画商品や協賛での行催事等の広告物より目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。

④施設等運営者は、事前に近畿地方整備局の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができるが、企画商品や協賛での行催事等の名称より目立ちすぎないように、その形状・大きさ・色彩において十分留意すること。

#### 6. 施設等運営者のその他提出義務

施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を近畿地方整備局に書面により提出しなければならない。

- ①施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。
- ②施設が損傷、破損又は滅失したとき。
- ③施設内で事故等が発生したときまたはそのおそれがあるとき。
- ④施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。
- ⑤施設等運営者に対して破産の申立て、または更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

#### 第29条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければならない。

- 1) 関係機関等との協議。
- 2) その他施設の運営者との協議。

#### 第30条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは近畿地方整備局に協力し、遅滞なくこれ

を処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは施設等運営者において行う。

### 第31条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事または別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、調査職員と調整すること。

### 第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、近畿地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける収益施設ごとに整理・保管し、施設等運営者において5年間保存する。

### 第33条 再調査等の依頼

近畿地方整備局は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

### 第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

#### 第34条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心がけるものとする。
2. 業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにすること。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
4. 全ての業務従事者について、名札を作成し着用すること。
5. 作業にかかる車両の乗り入れは最小限にとどめ、また開園時間中の乗り入れも最小限に留めること。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。

#### 第35条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応すること。問い合わせの内容に関して必要に応じて維持管理業務受託者等に確認または引き継ぐこと。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録するとともに書面をもって報告すること。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理すること。
4. 障害者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処すること。
5. 団体での施設利用者の誘導、バス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。

#### 第36条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者へ届け出ること。

#### 第37条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、収益施設において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価、苦情や意見などの聴取や記録に取り組まなければならない。
2. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文などの意見を集約し、近畿地方整備局に書面により報告しなければならない。
3. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、近畿地方整備局と協議した上で策定し、それに基づき広報活動を行う。
4. 施設等運営者がホームページによる情報発信を行う際、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、基本提供

サービス等基本的な運營業務内容については維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに掲載することは可能である。

但し、その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、ホームページとは別に設置することとし、そのホームページを維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。

なお、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に調査職員と協議を行う。

5. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営淀川河川公園ホームページ上で発信する情報について、別に定める「個人情報の取扱いについて」及び近畿地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認することとする。
6. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮することとする。
7. 施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途協議によるものとする。

### 第38条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設のホームページやポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努めることとする。
2. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人または保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとることとする。
3. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、近畿地方整備局に報告をした上で、当該ホームページ管理者に対し訂正等必要な措置を求めることとする。

## 第4章 安全衛生管理

### 第39条 基本事項

#### 1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、収益施設における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 2) 本業務の履行にあたり、適切な措置・対応を行うなど、施設等運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。
- 3) 施設等運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、近畿地方整備局が別途定める計画・規定等を遵守する。
- 4) 施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告するものとする。
- 5) 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告しその指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 6) 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に調査職員と協議を行い、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出するものとする。また、施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
- 7) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

#### 2. 安全確保

- 1) 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故を防止しなければならない。
- 2) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を調査職員に書面により報告の上講じ、事故の発生を防止しなければならない。
- 3) 本業務の実施に係る車両の運行に際しては、維持管理車両であることを明示するプレートを車体側面に貼付するとともに、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努める。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は制限速度 20km/h を厳守する。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
- 4) 公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
- 5) 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

#### 3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
- 2) 施設等運営者は、開園時間中は救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めるときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

- 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに調査職員に報告する。
  - 5) 傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うこと。
4. 災害時、異常時、出水時、地震発生時等の対応
- 1) 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設等運営者はあらかじめ近畿地方整備局の書面による承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
  - 2) 前項の場合においては、施設等運営者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに書面により報告する。
  - 3) 淀川の増水、高潮により公園施設が冠水する恐れのある場合は、調査職員と密接な連絡をとるとともに、巡視等を実施して、利用者の安全の確保に努めなければならない。また、減水後は速やかに、施設等に関する被害報告を行う。出水時の措置については「H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務共通仕様書」第4章の第25条を参照すること。
  - 4) 気象庁が大阪府北部・京都府南部において、震度5以上を発表した時は、施設の緊急巡視及び緊急施設点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策をとるものとする。地震発生時の対応については「R5-9 淀川河川公園運営維持管理業務共通仕様書」第4章の第26条を参照すること。
  - 5) 気象庁が大阪府において津波警報又は津波注意報を発表した場合は、調査職員等と密接な連絡をとりながら、利用者の避難誘導、施設の利用禁止（駐車場の閉鎖）の措置を行う。避難誘導・利用禁止措置を実施する対象地区等、対応の詳細については、「R5-9 淀川河川公園運営維持管理業務共通仕様書」第4章の第26条を参照すること。
  - 6) 近畿地方整備局は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設等運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
  - 7) 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設等運営者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行うこと。なお、近畿地方整備局が策定した災害発生等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
  - 8) 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、近畿地方整備局に書面により報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行うこと。
  - 9) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、本規定書第1編総則第6条にもとづき適切な措置・対応を行うこと。
  - 10) 関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設等運営者は調査職員の指示により

立会等に協力する。

#### 第40条 点検等

##### 1. 安全衛生管理計画

- 1) 施設等運営者は、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を近畿地方整備局に提出の上、書面により承認を受けること。
- 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
- 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく近畿地方整備局に書面により報告すること。

##### 2. 定期点検

- 1) 施設等運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとする。
- 2) 施設の定期点検項目は、原則として施設等運営者が行うが、別途近畿地方整備局が行う点検との役割分担について協議の上実施し、両者が不可分のものについては費用を按分する。協議内容については近畿地方整備局が書面により残すものとする。
- 3) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定するものとする。

##### 3. 自主点検

- 1) 自主点検は、施設等運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

##### 4. 日常点検

- 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うこと。
- 2) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損または滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに近畿地方整備局に報告するものとする。

##### 5. スタッフ管理・研修

- 1) 日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
- 2) 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置するものとする。
- 3) 施設等運営者は、近畿地方整備局が実施または要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うこと。
- 4) 施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。
- 5) 車両の運行に際しては、維持管理車両であることを明示するプレートを車体側面に貼付するとともに、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努める。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は制限速度 20km/h を厳守する。

## 第41条 危機管理

### 1. 事故・災害

#### 1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、近畿地方整備局に提出すること。また、施設内に掲示をすること。

#### 2) 予防対策

①施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は近畿地方整備局に書面により報告するものとする。

②本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を近畿地方整備局に報告の上、当該措置を講じ事故の発生を防止する。

#### 3) 初期対応

①施設等運営者は、近畿地方整備局の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努めること。

②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止または運転制限をする等の措置をした上、直ちに近畿地方整備局に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。

③その他事故等が発生したとき、またはその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により近畿地方整備局に報告するものとする。なお、近畿地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。

- 一 事故発生日時。
- 二 事故発生場所。
- 三 事故発生の原因。
- 四 事故の程度。
- 五 人身事故の場合は、医師の診断結果。
- 六 事故処理の概略。
- 七 再発防止など改善策等。

④重大事故についてはただちに近畿地方整備局に報告し、その指示に従うこととする。

### 2. 異常事態対策

1) 施設等運営者は、近畿地方整備局が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

2) 施設等運営者は、異常な事案が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに近畿地方整備局へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

## 第5章 施設管理

### 第42条 基本事項

1. 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、許可を受けた施設内及びその周辺の環境を良好に維持することを心掛けなければならない。
2. 施設等運営者は、収益施設内及び許可範囲内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
3. 設備及び管理備品は施設運営者の注意義務で管理すること。

### 第43条 清掃等

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施するものとする。
2. 施設等運営者が、清掃を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

### 第44条 工事等

1. 施設等運営者は、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に調査職員と協議を行ない、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出するものとする。また施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設等運営者が、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行ない、善良なる管理を行うものとする。
3. 施設等運営者は、自らが実施する修繕工事について、その施工範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることを注意するものとする。

### 第45条 安全管理

1. 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に調査職員と協議を行い、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出するものとする。また、施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 常に施設利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
3. 車両の運行に際しては、維持管理車両であることを明示するプレートを車体側面に貼付するとともに、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努める。なお、園内の車両通行の際には管理用園路は制限速度 20km/h を厳守する。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。

4. 施設利用者や公園利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分確保するものとする。
5. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
6. 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者には不快感を与えないよう留意するものとする。

## 第6章 財産管理

### 第46条 台帳管理

1. 施設等運営者が施行した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

### 第47条 備品の取り扱い

#### 1. 管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備するものとする。

ただし、業務開始時に近畿地方整備局が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で近畿地方整備局がその費用を負担したものについて当該備品を近畿地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。

なお、その取扱いについては、近畿地方整備局が定める規定等による。

#### 2. 特定備品の取扱い

施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

ただし、「本章 第21条 業務の完了・引継、原状回復等」に記載があるとおり、施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、「本章 第22条 立退料等の不請求」にあるとおり、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

ただし、下記引継方針に従い、次期施設等運営者に資産を引き渡す場合は、原状回復を行わなくてもよいものとする。なお、資産の処分については、施設等運営者が責任を負うものとする。

3. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要な経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

### 第48条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するときまたは、契約が解除された場合は、近畿地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能若しくは不相当である場合、近畿地方整備局の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
2. 不可抗力その他、近畿地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由によ

り管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議すること。

3. 施設等運営者は、本業務の履行期限または、契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第27条記載）を維持すること。
4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

## 第2編 国営淀川河川公園収益施設等管理運営個別規定書

### 第1章 運動施設

#### 第1条 総則

施設等運営者は、運動施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は近畿地方整備局と協議するものとする。

#### 第2条 施設の目的

運動施設は、淀川河川公園の利用者に対し、多様なスポーツ活動の場を提供することを目的とする。

#### 第3条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

##### ■運営対象施設一覧

対応窓口	地区名	公園施設の名称	数量
守 口 サ ー ビ ス セ ン タ ー	毛馬地区	野球場	2面
		テニスコート	2面
		サッカー・ラグビー場（陸上トラック兼用）	1面
	赤川地区	テニスコート	6面
		サッカー・ラグビー場	1面
	太子橋地区	野球場	2面
		少年野球場	1面
	外島地区	テニスコート	1面
		陸上トラック	1面
	八雲地区	少年野球場	1面
		テニスコート	3面
	西中島地区	野球場	3面
	豊里地区	テニスコート	4面
	大日地区	野球場	2面
	佐太西地区	野球場	2面
		少年野球場	2面
		テニスコート	3面
	仁和寺野草地区	パターゴルフコース	27ホール
		ゲートボール場	3面
		グラウンドゴルフ	24ホール
	太間地区	野球場	1面
		陸上トラック	1面
	木屋元地区	野球場	2面
		サッカー・ラグビー場	1面
		テニスコート	3面
	三矢地区	テニスコート	2面
枚方地区	淀川スタジアム（野球場・サッカー場兼用）	1面	

対応窓口	地区名	公園施設の名称	数量
鳥飼サービスセンター	鳥飼下地区	サッカー場	1面
		フットサルコート	2面
	鳥飼上地区	野球場	3面
		テニスコート	4面
		サッカー・ラグビー場（陸上トラック兼用）	1面
	三島江地区	野球場	2面
		テニスコート	2面
		サッカー・ラグビー場	1面
	大塚地区	野球場	2面
		テニスコート	2面
		サッカー・ラグビー場	1面
	背割堤サービスセンター	島本地区	少年野球場
テニスコート			1面
サッカー・ラグビー場			1面
大山崎地区		野球場	2面
		フットサルコート	1面

※上記施設は、必須施設である。

※このほかに、近畿地方整備局の許可を受けた上で、裁量施設として自動販売機を設置することができる。

#### 第4条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、運動施設の管理運営にあたらせるものとする。

#### 第5条 運営日時

運営日時は、原則として本公園の開園日を営業日とする。なお、運営日時を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に近畿地方整備局と協議し、書面により提出するものとする。

<参考> 現行の運営日

地区名	3月1日～5月31日、 9月1日～11月30日	6月1日～ 8月31日	12月1日～ 2月28日(29日)
海老江地区	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
大淀野草地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
長柄地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
長柄河畔地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
毛馬地区	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
赤川地区	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
城北河畔地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
太子橋地区	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
外島地区	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
守口地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
八雲野草地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
八雲地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
庭窪河畔地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00

地区名	3月1日～5月31日、 9月1日～11月30日	6月1日～ 8月31日	12月1日～ 2月28日(29日)
十三野草地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
西中島地区	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
豊里地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
大日地区	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00
佐太西地区	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00
仁和寺野草地区	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00
点野野草地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
太間地区	7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
木屋元地区	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
出口野草地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
出口地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
出口河畔地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
伊加賀野草地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
三矢地区	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
枚方地区	7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
背割堤地区	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
一津屋野草地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
一津屋河畔地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼西地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼野草地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼下地区	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
鳥飼上地区	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
三島江地区	(平日)9:00～17:00 (土日祝)7:00～17:00	(平日)9:00～19:00 (土日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
三島江野草地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00
大塚地区	7:00～17:00	7:00～19:00	7:00～17:00
島本地区	(平日土)9:00～17:00 (日祝)7:00～17:00	(平日土)9:00～19:00 (日祝)7:00～19:00	9:00～17:00
大山崎地区	9:00～17:00	9:00～19:00	9:00～17:00

- ・背割堤地区の休園日は12月29日～1月3日、その他の地区は休園日なし。
- ・鳥飼サービスセンター、背割堤サービスセンター（さくらであい館）の休館日は12月29日～1月3日、守口サービスセンターは休館日なし。
- ・海老江地区及び大淀野草地区の2地区は閉園中
- ・繁忙期、イベント開催時等においては、事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。
- ・開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる。

## 第6条 利用料金

1. 運動施設の利用料金は、近畿地方整備局との協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格を踏まえて定める。なお、利用状況等を踏まえて、曜日や季節等によって異なる料金を設定することも可能とする。

<参考> 現行の利用料金

施設名	貸出単位	曜日	料金	摘要
野球場	2時間	全曜日	1,230円	少年野球場も同料金
野球場(人工芝)	2時間	全曜日	4,530円	淀川スタジアム
陸上トラック	2時間	全曜日	1,230円	
サッカー・ラグビー場	2時間	全曜日	1,230円	
サッカー場(人工芝)	2時間	全曜日	4,530円	淀川スタジアム、鳥飼下地区
フットサルコート	2時間	全曜日	620円	大山崎地区
フットサルコート(人工芝)	2時間	全曜日	2,060円	
ゲートボール場	1時間	全曜日	210円	
ディスクゴルフ場	1ラウンド	全曜日	210円	小学生以下及び65歳以上は100円・協議用器具持参の場合は無料
グラウンドゴルフ場	1ラウンド	全曜日	210円	1ラウンド16H
パターゴルフ場	1ラウンド	平日	530円	小学生以下及び65歳以上は270円
		土日祝	740円	小学生以下及び65歳以上は370円
テニスコート	2時間	平日	1,690円	
		土日祝	2,300円	

## 第7条 業務内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - 1) よどいこ！システムによる運動施設の利用者登録、予約受付および料金収受に関すること(別添31「淀川河川公園施設予約システム(よどいこ)一般ユーザー操作マニュアル、別添32「施設(よどいこ!)の利用申し込み手順」参照)。
  - 2) 運動施設の維持修繕に関すること。
  - 3) 運動施設利用者の安全管理、安全確保に関すること。
  - 4) 運動施設の利用指導に関すること。
  - 4) 運動施設の利用に伴う苦情処理に関すること。
  - 5) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

## 第8条 施設の運営

### 1. 利用者登録

各サービスセンターは、以下に示す「よどいこ！」の利用者登録事務を行う。

- 1) 利用者登録申請書および預金口座振替依頼書の配布
- 2) 利用者登録申請書の受付
- 3) 登録番号(利用者ID)とパスワードを記した、「利用者ID登録書」の発行

- 4) 利用者登録情報（銀行口座変更）の受付と手続き
- 5) 個人情報管理
2. 予約の受付
  - 1) 施設等運営者は、運動施設の利用について、「よどいこ！」システムにより先着順で予約の受け付けを行う。
  - 2) ただし野球場の土日祝祭日の予約については「抽選予約」とし、システムの自動抽選により利用者を決定する。
3. 予約のキャンセル
  - 1) 利用者の都合による予約のキャンセルは、利用希望日の1週間前の午後5時までとし、「よどいこ！」システムにより自動受付を行う。
  - 2) 降雨等により運動施設の利用ができない場合は、各サービスセンターが電話連絡等によるキャンセルの受付を行い、区域管理員に天候の状況を確認の上、利用料金口座引落としの中止手続きを行う。
  - 3) 運動施設の利用中に利用ができなくなった場合については、区域管理員の証明に基づき、利用時間に見合った利用料金の請求を行う。
4. 施設利用中止の周知・連絡

公園内での工事、出水、優先使用等により運動施設の利用ができない場合は、「よどいこ！」システムの予約画面にその旨を明示するとともに、既に予約済みの利用者に対しては、メールまたは電話により連絡を行うものとする。
5. テニスコートの利用ポイント付与

テニスコートの利用1枠（2時間）につき2ポイントの利用ポイントを付与する。20ポイントでテニスコートの利用料1枠（2時間）を無料とする。
6. 「よどいこ！」の利用停止措置

「よどいこ！」の利用に際して、以下の事項に該当する場合、「よどいこ！」の利用停止措置を行う。なお守口サービスセンターは、利用停止に係わる問合せに対する窓口対応を行う。

  - 1) 誤ったパスワードが3回連続して入力された場合
  - 2) 口座振替日に利用料金が引き落とせなかった場合（口座残高不足）
  - 3) 最後に「よどいこ！」へログインした日から1年以上経過した場合
  - 4) 運動施設の利用に際して、『予約の空き状況の確認と申込み画面』において選択された利用目的以外の利用が確認された場合
  - 5) 上記2)と4)に該当した場合及び別添24「利用者指導について」の「淀川河川公園施設利用規約」に記する「その他の禁止行為」に該当する場合は、予約を無効として予告なしに取消することができる。この場合、印刷された『淀川河川公園施設利用券』は無効として扱う。
7. 管理所での利用受付

現場管理員は、利用者から利用券または携帯電話の「予約状況の確認画面」の提示を受け、現地での利用案内を行うものとする。
8. 利用指導

現場管理員は、運動施設の利用者に対し以下のような利用指導を行い、一般利用者を含む

快適な公園利用環境の維持を図るものとする。

- 1) 施設の管理上、利用が不相当であると認められる場合（例：目的外利用など 別添 24 「利用者指導について」参照）、利用者に注意を行う。改善が見られないときは、予約の停止や ID 番号の取り消しとなる旨を警告する。
- 2) テニスシューズ以外でのテニスコート面への立ち入り、硬式球の使用、投てき具の使用など、不適切な利用を行わないよう、利用指導を行う。
- 3) 申込み時間以外の利用は厳禁とするほか、利用時間には施設利用後の整備時間も含まれることを周知する。10 分前には利用を終了し、用具の片付け、清掃、整地を行い、施設を正常な状態に戻した上で、直ちに次の利用者に明け渡すよう指導する。
- 4) 発生したゴミ類の持ち帰りの指導を行う。

#### 9. 施設の運営管理

- 1) 増水等の危険が予想される場合は、未然に事故の発生を防ぐため、施設利用の「可・否」の判断を行い、「否」と判断した場合は、利用者が立ち入ったり、利用できないように速やかにカラーコーン・杭・ロープ等で閉鎖し、使用禁止の表示を行うものとする。
- 2) 運動施設の用具箱の開閉と貸出管理、備品・消耗品の確認・補充等を行う。

#### 10. 利用制限等

次の各号に該当する場合は、利用を禁止するものとする。

- ①危険物を持ち込み、その他、秩序を乱し、風紀を害する恐れがある者
- ②公園で定める制限事項に違反する者
- ③その他施設利用者及び公園利用者の安全、快適を妨げる者

### 第9条 施設・設備等の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に施設を良好な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - 1) 施設に係る清掃及び塵芥の集積
  - 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理
  - 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等

### 第10条 安全管理

1. 施設に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を速やかに行うものとする。
2. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の使用を一時中止又は利用制限をする等の措置をした上、臨時に点検を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
3. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき、業務責任者の報告を行い、適切な処置を行うものとする。
4. 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。

5. 淀川の出水、高潮により公園施設が冠水する恐れのある場合は、巡視等を実施して、利用者の安全の確保に努めなければならない。また施設利用者に注意を促し利用中止と避難を呼びかけなければならない。また、駐車場の利用を中止し、車が駐車場に入らないように車止め施設を閉鎖しなければならない。

#### 第11条 費用負担

1. 運動施設の運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、貸出等に供する用具を始めとする運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する諸管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。  
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復すること。
3. 施設利用者の不適切な使用により、運動施設に係わる工作物等を破損等した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

## 第2章 飲食・物販施設

### 第12条 総則

施設等管理者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う臨時の飲食・物販施設の運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は調査職員と協議する。

### 第13条 施設の目的

飲食・物販施設は、淀川河川公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

### 第14条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。

#### ■運営対象施設一覧

・必須施設

<物販施設>

施設名称	営業場所
さくらショップ (淀川三川合流域さくらであい館内)	背割堤地区

### 第15条 責任者の選任

1. 施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせる。

#### ■物販施設の休業期間

施設名称	休業期間
さくらショップ (淀川三川合流域さくらであい館売店)	公園の休園日に同じ

2. 臨時施設については、調査職員と協議の上、決定すること。
3. 定休日以外に休業する場合や運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は調査職員と事前に協議を行い、書面により提出する。
4. 施設等運営者は、以下の営業時間を原則とする。ただし、施設利用者へのサービス提供を安定的に行うことを前提に、施設利用者の状況に応じて営業時間の短縮又は延長する場合は、近畿地方整備局と協議することとする。
5. 行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員より営業時間の延長または短縮の指示を行うことがある。

## ■営業時間

施設名称	営業期間
さくらショップ (淀川三川合流域さくらであい館売店)	年間を通じ10:00～16:00までとする。 ただし、春休み・ゴールデンウィーク・ 夏休み・イベント実施期間等の営業時間 変更の場合は、協議する。

### 第16条 繁忙期の対応

繁忙期の管理運営にあたっては、飲食施設の供給機能を補完し施設利用者へのサービス提供を強化するため、近畿地方整備局が指定した場所及び期間に臨時売店の開設を許可する。なお、開設にあたっては、事前に開設時間及び販売品目について近畿地方整備局と事前に協議を行い、書面により提出すること。

### 第17条 業務の内容

1. 施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 1) 飲食・物販施設の運営に関すること。
  - 2) 飲食・物販施設の維持管理に関すること。
  - 3) 飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。
  - 4) 前各号に掲げる業務に付随するもの。

### 第18条 施設・設備の維持管理

1. 施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行う。
  - 1) 施設に係る清掃及び塵芥処理。
  - 2) 施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。
  - 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

### 第19条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負う。
2. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、調査職員に提出すること。また、安全衛生管理計画書作成にあたっては、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努める。
3. 運営に当たる全職員を対象として、年1回の健康診断を実施し、検査の結果、異常ある者は、完全に回復したとの医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないこと。その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。
4. 法定点検等の結果については、遅滞なく調査職員に報告すること。
5. 飲食施設は、施設利用者に満足していただけるよう、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみ等、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持する。そのため、以下の管理を実施

する。

- 1) 始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うとともに、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うこと。
  - 2) 毎日の始業時に、服装、髪型、アクセサリー、爪、健康状態、頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めること。
  - 3) 毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うこと。
  - 4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブルや厨房内、カウンター、水溝、厨房機器、ごみ箱の点検を行うこと。
  - 5) 毎日、売店商品の保管状況点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭などを確認すること。
  - 6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うこと。
  - 7) 緊急時には、緊急連絡事項の取り扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、近畿地方整備局、運営維持管理業務受託者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応すること。
  - 8) 納品を行う業者に対して、書面及び日常的な安全運転の指導を行うこと。
  - 9) 運営に当たる全職員を対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年2回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で異常の有無を確認し正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととするなど、二次感染の防止に努めること。
6. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、書面等により調査職員に報告する。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、近畿地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、近畿地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない。また、近畿地方整備局が策定した事故等への対応計画、規定等がある場合は、それに則った対応を図ること。
7. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

### 第3章 自動販売機

#### 第20条 設置箇所、販売内容・料金等

1. 本施設は、近畿地方整備局の許可を受けた上で、施設等運営者が自ら設置することのできる裁量施設であり、設置箇所、設置台数は施設等運営者の提案によるものとする。
2. 自動販売機での販売は、缶飲料、ペットボトル、パン、携帯食品等を想定している。
3. 自動販売機で酒類の販売は行わないこと。
4. 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
5. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

#### ■設置箇所一覧 参考；平成29年度実績

設置箇所	設置する自動販売機の種別	台数
太間サービスセンター	飲料（缶及びペットボトル）	2基
鳥飼サービスセンター	飲料（缶及びペットボトル）	1基
庭窪レストセンター	飲料（缶及びペットボトル）	2基
背割堤サービスセンター	飲料（缶及びペットボトル）	4基

#### 第21条 費用負担

1. 自動販売機運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等等）、自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。  
その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に近畿地方整備局と協議の上、費用分担ルール及び費用分担結果の近畿地方整備局との確認方法について協議し、決定すること。なお、費用分担の確認方法に基づき、近畿地方整備局及び維持管理業務受託者と確認を行った上で、費用分担を行うこと。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経費は、施設等運営者の負担とする。
4. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備すること。  
但し、施設等運営者は、業務が完了する場合又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。
5. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

## 第22条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
2. 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分すること。
3. 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
4. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」すること。

## 第23条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うこと。
2. 自動販売機の設置にあたっては、事前に近畿地方整備局と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置すること。
3. 販売商品等については事前に近畿地方整備局と協議し、決定すること。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならないこと。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、近畿地方整備局の指示に従うこと。

## 第4章 自主事業における行催事等

### 第24条 自主事業における行催事等

1. 施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことができる。
2. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
3. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため事業者は、事前に調査職員と協議を行うこと。
4. 自主事業の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、公園利用重点調整区域（別添 33）または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。
5. 調査職員と事業者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議すること。
6. 事業者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないように、十分に調整を図って対応すること。
7. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を発注者に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、事業者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
8. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。ただし、公共性の高い行催事を国や地方公共団体との共催により行う場合、施設使用料または建物使用料及び土地使用料が不要となる場合がある。
9. 事業者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第20条に基づく都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担するものとする。
10. 事業者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
  - 1) 事業者は、事前に近畿地方整備局長の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、大阪府の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守すること。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ない。
  - 2) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
  - 3) 事業者は、事前に発注者の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
11. 事業者は、調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じ

なければならない。

## 第25条 自主事業における飲食・物販施設等の新設・管理運営

施設等運営者は、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴うものに限っては、別添 34（自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲と指定する既存施設の改修運営の対象）に定める範囲において、関係諸機関の承認を得て、施設を新設し、本業務の実施期間を超えて、10年間を上限として管理運営することができる。この場合、管理運営の方法については、本規定書に記載する各種収益施設の方法に準じるものとする。なお、自主事業においても他の収益施設同様に、都市公園法第5条に基づく許可を受けた上で、土地使用料を納めなければならない。

新たに飲食・物販施設を設置した場合、本業務契約期間終了後は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施するものであり、近畿地方整備局が承諾した場合は、許可期間終了後の許可の更新（共同体の場合は構成員単独への承認）も可能である。

また、飲食・物販施設等を新設した場合、本業務の実施期間終了時又は許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならないが、近畿地方整備局が特別に承認した場合はこの限りではない。

### <参考>実績一覧表

名称	実施場所	内容
バーベキュー有料化事業	淀川河川公園西中島地区	バーベキュー利用を有料とし、ゴミの回収・処分費用に充てる事業
淀川河川公園アーバンキャンプ	淀川河川公園西中島地区	水辺に賑わい空間を創出する事業
みなと五六市	淀川河川公園枚方地区	水辺に賑わい空間を創出する事業
ミュージック&マルシェ	淀川河川公園背割堤地区	地域活性化の拠点として河川公園施設の活用を図る事業
乗捨て型レンタサイクル事業	淀川河川公園背割堤地区	河川公園内の移動や、周辺地域の周遊観光を促進させる事業（八幡市観光協会、大山崎町商工会との連携事業）

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)			
		令和元年度(4-1月)	令和元年度(2-3月)	令和2年度	令和3年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費等	委託費定額部分	323,771	55,439	391,710	391,710
	植物管理	11,353	200	6,171	6,172
	建物管理				
	工作物管理				
	清掃				
	諸掛				
	運営管理費	242,348	42,225	291,984	294,595
	一般管理費	27,054	4,581	32,370	32,370
	施設・設備維持管理費	16,846	3,393	25,574	22,963
	間接業務費				
	消費税相当額	26,171	5,040	35,610	35,610
	成果報酬等				
旅費その他					
計(a)					
参考値	減価償却費				
	退職給付費用				
(b)	間接部門費				
(a)+(b)					
(注記事項)					
・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設等管理運営業務に係る費用は除く)					

2 従来の実施に要した人員

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
常勤職員	0	0	0	0
非常勤職員	0	0	0	0

(令和5年度の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 知識、経験に関する要件  
同種又は類似業務の経験
2. 技術力に関する要件  
○植物管理業務責任者  
・1級造園施工管理技士

(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 知識、経験に関する要件

	①本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)	②企画運営管理業務の業務責任者	③施設・設備維持管理業務の業務責任者	④植物管理業務の業務責任者	⑤収益施設等設置管理運営業務の業務責任者
業務の経験	下記に示す同種及び類似業務(平成15年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る)の経験を有すること(なお申請書類提出時において実施中の業務にあっては、令和6年1月31日までに完了するもの)				
同種業務の経験※1	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務(本実施要項1.2.1参照)の実績を有し、かつ、下記の7)～9)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、企画運営管理業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務(本実施要項1.2.4参照)に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること
	1)都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している10ha以上の都市公園(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など)				
	2)レクリエーション施設※4又は観光・商業施設※5で、2ha以上の園地※6管理を行っている施設				
	ア)延べ2年以上の総括責任者※2の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者※3の経験 ロ)総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者		エ)延べ2年以上の総括責任者※2、または業務責任者※3の経験 ウ)延べ3年以上の業務経験		
類似業務の経験	下記の3)～4)のいずれかを対象とした業務全体の計画立案及びマネジメント業務、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.1～1.2.5参照)のいずれかに関する業務の実績を有し、かつ下記の7)～9)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした企画運営管理業務(本実施要項1.2.2参照)に関する業務の実績を有し、かつ、企画運営管理業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務(本実施要項1.2.3参照)に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務(本実施要項1.2.4参照)の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～4)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務(本実施要項1.2.5参照)に関する業務の実績(収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績)を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務に関する下記のロ)又はハ)のいずれかの経験を有すること
	3)地区公園、特殊公園、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している都市公園(総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など)				
	4)レクリエーション施設※4又は観光・商業施設※5で、園地※6管理を行っている施設				
	ア)延べ2年以上の総括責任者※2の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者※3の経験 ロ)総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士(建設部門:都市及び地方計画)または技術士(総合技術監理部門:建設)の資格を有する者	験	エ)延べ2年以上の総括責任者※2、または業務責任者※3の経験 ウ)延べ3年以上の業務経験		
資格	-	-	-	1級造園施工管理技士	-

2. 技術力に関する要件  
○植物管理業務責任者  
・1級造園施工管理技士

(業務の繁閑の状況とその対応)

なし

(注記事項)

- ・運営維持管理業務の人員のみ(収益施設等管理運営業務に係る人員はのぞく。)
- ・令和4年度、委託企業の職員18名及び非常勤職員等24名が従事していた。
- ・従事者に求める知識や技術は、令和5年時の資格要件である。

3 従来の実施に要した施設及び設備(委託事業者に対して供与した施設・設備)

・主要公園施設一覧(別紙1)、主要建築物一覧(別紙3)、提供物品一覧(別紙20)及び建物・工作物に係る修繕履歴(別紙32)を参照

(注記事項)

・運営維持管理業務の施設・設備のみ(収益施設等管理運営業務に係る施設・設備はのぞく。)

## 4 従来の実施における目的の達成の程度

### 【令和元年度(4-12月)】

項目	単位	数値目標												今期達成率	備考			
		平成31年(令和元年)度(第3四半期まで)																
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計				
1-1. 公園利用者数の確保(四半期単位)																		
公園利用者数実績	人	1,872,149		1,091,044		1,300,233		4,263,426										
(共同体目標数値)		1,880,000		1,080,000		1,260,000		4,220,000								101.0%		
(発注者設定値)		1,836,929		1,053,186		1,244,478		4,134,593								103.1%		
四半期別達成率(対共同体目標)	%	99.6		101.0		103.2		101.0										
年間比率(対共同体目標)	%	44.4		25.9		30.8		101										
1-2. 公園利用者数の確保																		
公園利用者数実績	人	823,047	661,603	387,499	305,582	439,439	346,023	366,064	666,543	267,626			4,263,426					
(共同体目標数値)		680,000	780,000	420,000	350,000	410,000	320,000	370,000	630,000	260,000			4,220,000				101.0%	
月比率	%	121	85	92	87	107	108	99	106	103			101.0					
年間比率	%	19.6	15.7	9.2	7.2	10.4	8.2	8.7	15.8	6.3			101					
2. 利用者満足度の向上																		
利用者満足度(国対応)	%	82.2		79.9		77.2		79.8									<発注者設定値> [第1]75.0% [第2]72.0% [第3]71.0% [第3四半期まで]73.0%	
(共同体目標数値)		79.0		76.0		75.0		77.0										
3. 多様な利用プログラムの提供																		
自然環境・歴史文化に関する利用プログラム[14回/3,000人/第3四半期まで](共同体目標数値)	回	4	7	7	2	3	3	4	7	3			40					<発注者設定値> 8回/第3四半期まで
	人	995	2,119	598	1,101	89	1,038	9,933	7,111	865			23,849					<発注者設定値> 1,908人/第3四半期まで
		3,000										3,000						
地域連携プログラム[7回/10,000人/第3四半期まで](共同体目標数値)	回	3	4	5	4	3	4	7	4	3			37					<発注者設定値> 7回/第3四半期まで
	人	608	3,521	7,449	723	1,489	6,476	16,650	5,839	1,045			43,800					<発注者設定値> 7,867人/第3四半期まで
		10,000										10,000						
4. 情報発信																		
マスコミ報道件数[130件/第3四半期まで](共同体目標数値)	件	29	5	7	17	20	21	13	12	10			134					<発注者設定値> 66件/第3四半期まで
		130										130						
ホームページアクセス件数[280,000件](共同体目標数値)	件	152,405	177,244	37,709	37,382	44,083	47,612	49,878	37,971	22,142			606,426					<発注者設定値> 259,585件/第3四半期まで
		280,000										280,000						

### 【令和元年度(2-3月)】

項目	単位	数値目標			今期達成率	備考
		平成31年(令和元年)度(2~3月)				
		2月	3月	計		
1-1. 公園利用者数の確保(2~3月)						
公園利用者数実績	人	698,706	698,706	1,397,412	64.1%	<発注者設定値> [2~3月]930,000人
(共同体目標数値)		1,090,000	1,090,000	2,180,000		
(発注者設定値)		930,000	930,000	1,860,000		
1-2. 公園利用者数の確保						
公園利用者数実績	人	293,551	405,155	698,706	64.1%	
(共同体目標数値)		310,000	780,000	1,090,000		
月比率	%	0.95	0.52	1		
2. 利用者満足度の向上						
利用者満足度(国対応)	%	93.0	93.0	93.0		<発注者設定値> [2~3月]90.0%
(共同体目標数値)		91.0	91.0	91.0		
3. 多様な利用プログラムの提供						
自然環境・歴史文化に関する利用プログラム[6回/1,800人/2~3月](共同体目標数値)	回	4	0	4	66.7%	<発注者設定値> 4回/2~3月
	人	1,547	0	1,547	81.4%	<発注者設定値> 710人/2~3月
		1,900	1,900	3,800		
4. 情報発信						
マスコミ報道件数[30件以上](共同体目標数値)	件	12	17	29	96.7%	<発注者設定値> 21件以上/2~3月
		30	30	60		
SNS発信件数[80件以上](共同体目標数値)	件	53	50	103	128.8%	<発注者設定値> 60件以上/2~3月
		80	80	160		

### 【令和2年度】

項目	単位	数値目標												今期達成率	備考			
		令和2年度																
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計				
1-1. 公園利用者数の確保(四半期単位)																		
公園利用者数実績	人	998,627		797,905		987,188		3,741,480									<発注者設定値> [年間]5,570,000人	
(共同体目標数値)		1,830,000		1,070,000		1,250,000		4,200,000									※四半期毎の数値は参考値	
四半期別達成率	%	54.6		74.6		79.0		67.4									[第1]1,830,000人 [第2]1,070,000人 [第3]1,250,000人 [第4]1,420,000人	
年間比率	%	17.9		14.3		17.7		17.2										
1-2. 公園利用者数の確保(月別)																		
公園利用者数実績	人	381,675	322,789	294,163	237,760	290,594	269,551	373,862	350,038	263,288	253,559	309,458	394,743	3,741,480				
(共同体目標数値)		800,000	670,000	360,000	330,000	420,000	320,000	370,000	630,000	250,000	330,000	310,000	780,000	5,570,000				
月比率	%	48	48	82	72	69	84	101	56	105	77	100	51	67.2				
年間比率	%	6.9	5.8	5.3	4.3	5.2	4.8	6.7	6.3	4.7	4.6	5.6	7.1	67.2				
2. 利用者満足度の向上																		
利用者満足度(国対応)	%	95.2		92.5		93.4		95.0		94.0		103.3%					<発注者設定値> [第1]90.0% [第2]90.0% [第3]90.0% [第4]90.0% [年間]90.0%	
(共同体目標数値)		91.0		91.0		92.0		91.0		91.0		91.0						
3. 多様な利用プログラムの提供																		
自然環境・歴史文化に関する利用プログラム	回	0	0	0	2	7	5	6	16	1	2	2	5	46				<発注者設定値> 21回/年
[31回/年, 8,100人/年](共同体目標数値)		0	0	0	509	2,623	107	277	369	5	33	109	55	4,087				<発注者設定値> 4,300人/年
	人	8,100												8,100				
4. 情報発信																		
マスコミ報道件数[170件/年](共同体目標数値)	件	11	5	6	10	22	21	17	16	21	9	10	20	168				<発注者設定値> 126件/年
		170												170				
SNS発信件数[480件](共同体目標数値)	件	46	47	53	48	45	46	59	57	50	36	43	51	581				<発注者設定値> 370件/年
		480												480				

【令和3年度】

項目	単位	数値目標												今期 達成率	備考			
		令和3年度																
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計				
1-1. 公園利用者数の確保(四半期単位)																		
公園利用者数実績	人	727,746				676,181				861,482				1,064,461		3,329,870	59.5%	≪免注者設定値≫ [第1]1,830,000人 [第2]1,070,000人 [第3]1,250,000人 [第4]1,420,000人 [年間]5,570,000人
(共同目標数値)		1,840,000				1,080,000				1,260,000				1,420,000		5,600,000		
四半期別達成率	%	39.6				62.6				68.4				75.0		59.5		
年間比率	%	13				12.1				15.4				19		59.5		
1-2. 公園利用者数の確保(月別)																		
公園利用者数実績	人	307,471	206,223	214,052	253,547	202,238	220,396	367,921	275,755	217,806	292,400	273,787	498,274	3,329,870	59.5%			
(共同目標数値)		800,000	690,000	360,000	330,000	430,000	320,000	370,000	640,000	250,000	330,000	310,000	780,000	5,600,000				
月比率	%	38	30	59	77	47	69	99	43	87	89	88	64	59.5				
年間比率	%	5.5	3.7	3.8	4.5	3.6	3.9	6.6	4.9	3.9	5.2	4.9	8.9	59.5				
2. 利用者満足度の向上																		
利用者満足度(国対応)	%			96.4			94.7			95.3			97.3	95.9	104.3%	≪免注者設定値≫ [第1]90.0% [第2]90.0% [第3]90.0% [第4]90.0% [年間]90.0%		
(共同目標数値)				92.0			92.0			93.0			92.0	92.0				
3. 多様な利用プログラムの提供																		
自然環境・歴史文化に関する 利用プログラム	回	2	1	0	8	3	3	7	10	1	4	2	4	45	136.4%	≪免注者設定値≫ 21回/年		
(共同目標数値)														33				
SNS発信件数	件	18	12	0	668	30	152	190	124	8	62	64	302	1,630	19.6%	≪免注者設定値≫ 4,300人/年		
(共同目標数値)														8,300				
4. 情報発信																		
マスコミ報道件数[180件/年]	件	22	7	7	9	11	17	20	12	5	16	7	34	167	92.8%	≪免注者設定値≫ 126件/年		
(共同目標数値)														180				
SNS発信件数	件	47	48	52	50	43	49	47	54	50	41	43	73	597	117.1%	≪免注者設定値≫ 370件/年		
(共同目標数値)														510				

## 5 従来の実施方法等

従来の実施方法

・業務区分表参照

(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

・地域特性を生かした植物管理、多様な利用プログラムの提供、情報の受発信の充実を一元的に検討し、利用者数及び満足度を目標としている。

(注記事項)

・公園利用者数等(別紙13)、公園利用者アンケート(別紙14)、自然環境・歴史文化に関する利用プログラム(別紙15)、地域連携イベント実績(別紙16)、広報・報道実績(別紙17)、ホームページアクセス件数(別紙18)

【業務区分表】

	業務内容	業務細目	現状(28～29年度)			民間競争入札(32年度以降)			備考 (作業時期・ 頻度・条件 等)
			国土 交通省	A(主な 受託者)	A以外 の業者	国土 交通省	B(主な 受託者)	B以外 の業者	
淀川河川公園 運営維持管理 業務	①本業務全体の マネジメント及び 企画立案業務	マネジメント		○			○		通年
		企画運営管理		○			○		通年
	②施設・設備維 持管理業務	維持修繕・保守 点検		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	③植物管理業務	植物管理		○			○		通年
	④収益施設等 管理運営業務	収益施設運営		○			○		通年
		自主事業		○			○		通年

精 算 報 告 書 ( 令 和 元 年 度 )

別紙 12

税抜き

( 単 位 : 円 )

経費区分	予定経費( A )	支出額( B )	過不足額	摘要
			( A ) - ( B )	
運営管理	42,633,000	42,225,016	407,984	99.0%
利用サービス等 1 式	28,392,000	28,189,208	202,792	
利用サービス等	4,681,000	6,471,224	-1,790,224	
園内巡視	10,980,000	8,290,180	2,689,820	
巡視補助	12,731,000	13,427,804	-696,804	
利用者サービス諸資材購入	0	0	0	
自動車等維持修繕工 1 式	130,000	124,519	5,481	
自動車等維持修繕工	86,000	81,200	4,800	
燃料費	20,000	10,966	9,034	
保険料	24,000	32,353	-8,353	
広報宣伝 1 式	1,480,000	1,437,514	42,486	
広報宣伝費	960,000	888,220	71,780	
行催事費	520,000	549,294	-29,294	
出水時措置	0	0	0	
その他 1 式	30,000	72,265	-42,265	
その他	30,000	72,265	-42,265	
運営管理費 1 式	12,601,000	12,401,510	199,490	
人件費	10,196,000	9,694,968	501,032	
旅費	69,000	53,048	15,952	
庁費	2,336,000	2,653,494	-317,494	
施設・設備維持管理	2,985,000	3,392,984	-407,984	113.7%
建物維持修繕等 1 式	68,000	287,272	-219,272	
サービスセンター修繕	68,000	287,272	-219,272	
建物設備維持修繕 1 式	59,000	126,292	-67,292	
空調設備維持修繕	16,000	90,192	-74,192	
消防施設維持修繕	3,000	0	3,000	
電気設備維持修繕	0	0	0	
その他維持修繕	40,000	36,100	3,900	
園路広場維持修繕等 1 式	336,000	250,802	85,198	
園路広場維持修繕等	336,000	250,802	85,198	
遊具維持修繕等その他維持修繕 1 式	483,000	451,780	31,220	
遊具維持修繕等	225,000	256,000	-31,000	
その他維持修繕等	51,000	0	51,000	
諸資材購入	207,000	195,780	11,220	
電気設備維持修繕 1 式	0	0	0	
電気設備維持修繕	0	0	0	
給水設備維持修繕工	146,000	168,820	-22,820	
給水設備維持修繕工	146,000	168,820	-22,820	
その他設備維持修繕工 1 式	168,000	60,255	107,745	
その他設備維持修繕工	113,000	0	113,000	
諸資材購入	55,000	60,255	-5,255	

経費区分	予定経費( A )	支出額( B )	過不足額	摘要
			( A ) - ( B )	
園内清掃、公園内建物清掃1 式 清掃	1,725,000	2,047,763	-322,763	
	1,725,000	2,047,763	-322,763	
植物管理	200,000	200,000	0	100.0%
中低木管理 1式	0	0	0	
中低木剪定工	0	0	0	
高木管理 1 式	200,000	200,000	0	
高木剪定工	200,000	200,000	0	
高木病虫害防除工	0	0	0	
草花管理 1式	0	0	0	
草花耕耘工	0	0	0	
草花除草工	0	0	0	
草花資材購入	0	0	0	
直接業務費	45,818,000	45,818,000	0	
業務原価	45,818,000	45,818,000	0	
一般管理費等	4,581,000	4,581,000	0	
業務価格	50,399,000	50,399,000	0	
消費税相当額	5,039,900	5,039,900	0	
合計	55,438,900	55,438,900	0	

精 算 報 告 書 ( 令和2年度)

税抜き  
( 単位: 円)

経費区分	予定経費( A )	支出額( B )	過不足額	摘要
			( A ) - ( B )	
運営管理	292,011,000	291,984,338	26,662	100.0%
利用サービス等 1 式	141,047,000	159,073,405	-18,026,405	
利用サービス等	16,142,000	34,358,229	-18,216,229	
園内巡視	57,794,000	43,469,289	14,324,711	
巡視補助	67,009,000	81,156,537	-14,147,537	
利用者サービス諸資材購入	102,000	89,350	12,650	
自動車等維持修繕工 1 式	1,370,000	659,529	710,471	
自動車等維持修繕工	754,000	517,200	236,800	
燃料費	218,000	103,649	114,351	
保険料	398,000	38,680	359,320	
広報宣伝 1 式	8,185,000	8,336,029	-151,029	
広報宣伝費	4,679,000	6,467,173	-1,788,173	
行催事費	3,501,000	1,859,333	1,641,667	
出水時措置	5,000	9,523	-4,523	
その他 1 式	206,000	189,922	16,078	
その他	206,000	189,922	16,078	
運営管理費 1 式	141,203,000	123,725,453	17,477,547	
人件費	124,348,000	106,077,380	18,270,620	
旅費	631,000	321,766	309,234	
庁費	16,224,000	17,326,307	-1,102,307	
施設・設備維持管理	26,575,000	25,574,374	1,000,626	96.2%
建物維持修繕等 1 式	525,000	2,060,073	-1,535,073	
サービスセンター修繕	525,000	2,060,073	-1,535,073	
建物設備維持修繕 1 式	904,000	1,865,406	-961,406	
空調設備維持修繕	537,000	399,000	138,000	
消防施設維持修繕	0	90,000	-90,000	
電気設備維持修繕	39,000	191,290	-152,290	
その他維持修繕	328,000	1,185,116	-857,116	
園路広場維持修繕等 1 式	2,246,000	4,133,042	-1,887,042	
園路広場維持修繕等	2,246,000	4,133,042	-1,887,042	
遊具維持修繕等その他維持修繕 1 式	3,511,000	658,575	2,852,425	
遊具維持修繕等	1,326,000	460,800	865,200	
その他維持修繕等	1,031,000	68,000	963,000	
諸資材購入	1,154,000	129,775	1,024,225	
電気設備維持修繕 1 式	4,000	4,000	0	
電気設備維持修繕	4,000	4,000	0	
給水設備維持修繕工	814,000	1,085,710	-271,710	
給水設備維持修繕工	814,000	1,085,710	-271,710	
その他設備維持修繕工 1 式	1,319,000	5,456,849	-4,137,849	
その他設備維持修繕工	629,000	651,436	-22,436	
諸資材購入	690,000	4,805,413	-4,115,413	

経費区分	予定経費 ( A )	支出額 ( B )	過不足額	摘要	
			( A ) - ( B )		
植物管理	園内清掃、公園内建物清掃 1 式	17,252,000	10,310,719	6,941,281	120.0%
	清掃	17,252,000	10,310,719	6,941,281	
	中低木管理 1 式	5,144,000	6,171,288	-1,027,288	
	中低木剪定工	1,329,000	1,320,000	9,000	
	中低木剪定工	1,329,000	1,320,000	9,000	
	高木管理 1 式	929,000	870,000	59,000	
	高木剪定工	752,000	870,000	-118,000	
	高木病虫害防除工	177,000	0	177,000	
	草花管理 1 式	2,886,000	3,981,288	-1,095,288	
	草花耕耘工	1,734,000	3,308,180	-1,574,180	
	草花除草工	113,000	0	113,000	
	草花資材購入	1,039,000	673,108	365,892	
	直接業務費	323,730,000	323,730,000	0	
	業務原価	323,730,000	323,730,000	0	
一般管理費等	32,370,000	32,370,000	0		
業務価格	356,100,000	356,100,000	0		
消費税相当額	35,610,000	35,610,000	0		
合計	391,710,000	391,710,000	0		

精 算 報 告 書 ( 令和3年度)

税抜き  
( 単位: 円)

経費区分	予定経費( A )	支出額( B )	過不足額	摘要
			( A ) - ( B )	
運営管理	292,011,000	294,594,862	-2,583,862	100.9%
利用サービス等 1 式	141,047,000	154,252,479	-13,205,479	
利用サービス等	16,142,000	36,600,696	-20,458,696	
園内巡視	57,794,000	48,085,848	9,708,152	
巡視補助	67,009,000	69,565,935	-2,556,935	
利用者サービス諸資材購入	102,000	0	102,000	
自動車等維持修繕工 1 式	1,370,000	1,228,202	141,798	
自動車等維持修繕工	754,000	924,880	-170,880	
燃料費	218,000	238,642	-20,642	
保険料	398,000	64,680	333,320	
広報宣伝 1 式	8,185,000	8,350,888	-165,888	
広報宣伝費	4,679,000	5,443,697	-764,697	
行催事費	3,501,000	2,907,191	593,809	
出水時措置	5,000	0	5,000	
その他 1 式	206,000	254,297	-48,297	
その他	206,000	254,297	-48,297	
運営管理費 1 式	141,203,000	130,508,996	10,694,004	
人件費	124,348,000	111,547,907	12,800,093	
旅費	631,000	402,467	228,533	
庁費	16,224,000	18,558,622	-2,334,622	
施設・設備維持管理	26,575,000	22,963,453	3,611,547	86.4%
建物維持修繕等 1 式	525,000	1,192,200	-667,200	
サービスセンター修繕	525,000	1,192,200	-667,200	
建物設備維持修繕 1 式	904,000	2,143,788	-1,239,788	
空調設備維持修繕	537,000	886,430	-349,430	
消防施設維持修繕	0	26,000	-26,000	
電気設備維持修繕	39,000	107,199	-68,199	
その他維持修繕	328,000	1,124,159	-796,159	
園路広場維持修繕等 1 式	2,246,000	3,686,227	-1,440,227	
園路広場維持修繕等	2,246,000	3,686,227	-1,440,227	
遊具維持修繕等その他維持修繕 1 式	3,511,000	366,740	3,144,260	
遊具維持修繕等	1,326,000	157,400	1,168,600	
その他維持修繕等	1,031,000	0	1,031,000	
諸資材購入	1,154,000	209,340	944,660	
電気設備維持修繕 1 式	4,000	0	4,000	
電気設備維持修繕	4,000	0	4,000	
給水設備維持修繕工	814,000	571,950	242,050	
給水設備維持修繕工	814,000	571,950	242,050	
その他設備維持修繕工 1 式	1,319,000	4,336,181	-3,017,181	
その他設備維持修繕工	629,000	976,800	-347,800	
諸資材購入	690,000	3,359,381	-2,669,381	

経費区分	予定経費 ( A )	支出額 ( B )	過不足額	摘要
			( A ) - ( B )	
園内清掃、公園内建物清掃1 式 清掃  植物管理 中低木管理 1 式 中低木剪定工  高木管理 1 式 高木剪定工 高木病虫害防除工  草花管理 1 式 草花耕耘工 草花除草工 草花資材購入  直接業務費	17,252,000	10,666,367	6,585,633	120.0%
	17,252,000	10,666,367	6,585,633	
	5,144,000	6,171,685	-1,027,685	
	1,329,000	1,280,000	49,000	
	1,329,000	1,280,000	49,000	
	929,000	782,055	146,945	
	752,000	782,055	-30,055	
	177,000	0	177,000	
	2,886,000	4,109,630	-1,223,630	
	1,734,000	3,469,920	-1,735,920	
	113,000	0	113,000	
	1,039,000	639,710	399,290	
	323,730,000	323,730,000	0	
	業務原価	323,730,000	323,730,000	
一般管理費等	32,370,000	32,370,000	0	
業務価格	356,100,000	356,100,000	0	
消費税相当額	35,610,000	35,610,000	0	
合計	391,710,000	391,710,000	0	

利用者の集計方法・利用者数等

# 淀川河川公園における利用者数の集計方法

## 1 集計方法

- ・淀川河川公園の利用者数は、公園管理所の管轄単位で行われる通常巡視の際に、各地区の利用者の実数を1名が計測する。
- ・通常巡視1回単位で利用者数を記録及び保管するものとし、日単位で各地区の利用者数を集計する。通常巡視の回数及び時間は表1～3のとおりとする。
- ・通常巡視の終了後、公園管理所等において未計測の利用者を確認した場合は、該当する巡視時間内の利用者数として算入する。
- ・集計にあたり、各地区の利用者数のほか別途、運動施設の利用者数、バーベキューの利用件数及び人数、駐車台数を通常巡視1回単位で計測し、日単位で合計数を集計する。（表4）
- ・サービスセンターの利用者数については下記2.2、実数計測が困難な大規模行催事の利用者数については下記2.3に示すとおりとする。

## 2 計測方法

### 2.1 通常巡視による計測

- ・利用者数の計測範囲の縦断方向は、本業務の対象敷地とする。沿川自治体等が河川敷を占有するグラウンド利用者は利用者数に含めない。
- ・利用者数の計測範囲の横断方向は、堤防天端から水際までとする（図1）。水上バイク、カヌーなど水面利用者は利用者数に含めない。
- ・1回の通常巡視において、同一地区で同一者を複数回確認した場合、当該地区の利用者は1人として計測する。
- ・1回の通常巡視において、散歩、ジョギング又はサイクリングの利用者など、複数地区で同一者を確認した場合は、各地区1名として計測する。
- ・運動施設の利用者数は競技者、監督及び審判を計測対象とし、観客は運動施設の利用者数に含めない。ユニフォーム着用の有無等で判断するものとする。
- ・利用者の計測は、利用者案内、施設点検など他の業務に支障を及ぼさない範囲で行うこと。

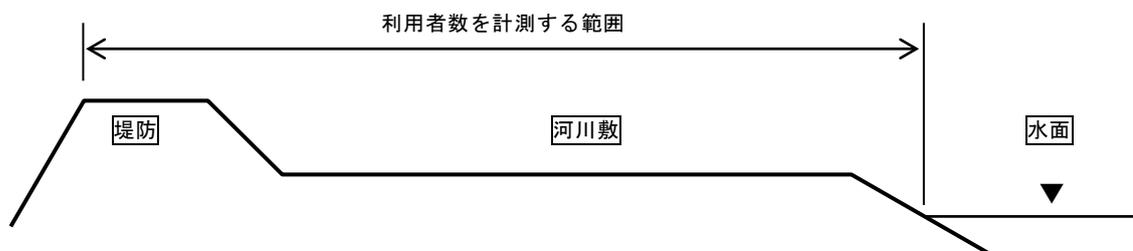


図1 利用者数を計測する範囲（横断方向）

## 2.2 サービスセンターの計測

- ・ 守口サービスセンター、鳥飼サービスセンター及び背割堤サービスセンター（以下、「サービスセンター」という）については、各サービスセンター利用者の実数を各サービスセンターのスタッフが日単位で計測及び記録し、本公園利用者数に算入する。
- ・ サービスセンター利用者の計測対象は、公園施設の利用申し込みや問い合わせで受付に訪れた者、トイレ、シャワー、会議室等の利用者とする。
- ・ 各サービスセンターの全体利用者数のほか、内訳としてシャワー室及び背割堤サービスセンター「淀」「木津」「宇治」「桂」の利用者数を計測し、日単位で利用者数を集計する。
- ・ 背割堤サービスセンターの展望塔については、施設に設置されている計測機械による計測人数を日単位で集計し、重複入場と推計される数を差し引いて、本公園利用者人数に算入する。（計測機械による計測人数×0.9を算入する。）
- ・ 背割堤サービスセンター前の広場については、集計方法「2.1 通常巡視による計測」に基づき、計測する。
- ・ 利用者の計測は、利用者案内など他の業務に支障を及ぼさない範囲で行うこと。

## 2.3 大規模行催事の計測

- ・ 地域交流イベントなど公園管理者の許可を得て開催される行催事のうち、参加者が多く実数計測が困難な大規模行催事については、当該イベントの主催者が公表する参加者数、開催場所及び時間等にもとづき、通常巡視1回単位で利用者数を算入するものとする。マラソン大会など同一の者が複数地区を利用することが特定できる場合は、通常巡視1回単位で各地区1名を算入する。
- ・ 実数計測によらず利用者数の算入を行った場合は、算入の根拠を記録し、保管すること。
- ・ 桜開花期（毎年3月下旬～4月上旬）の背割堤地区では、開花から満開にかけて混雑が予想されるため、推計利用者数を以下のとおり算出する。開催内容の変更等に伴い、以下の推計方法により難しい場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。
  - ① 背割堤園路を先端に向かう利用者数を園路入口で計測する。
  - ② 1時間ごとに10分間計測する。2時間単位の計測数として1.2倍にする。
  - ③ 1日に入場した観光バスの台数に50人を掛けた数を別途利用者として計上する。
  - ④ 2時間ごとの自転車台数を計測し、別途利用者数として計上する。
  - ⑤ 2時間ごとのさくらであい館前広場の利用者数を計測し、別途利用者数として計上する。
- ・ なにわ淀川花火大会（毎年8月頃）が開催される場合、本公園内で花火の観覧が行われる4地区（海老江地区、大淀野草地区、西中島地区、十三野草地区）では、15時まで通常巡視による計測を行い、15時以降は推計利用者数を算入する。対象地区の推計利用者数は、以下のとおりとして算出する。開催内容の変更等に伴い、以下の推計方法により難しい場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。

(参考) なにわ花火大会の15時以降の推計利用者の算出例

海老江地区	:	$70,000 \text{ m}^2 \times 0.5 \text{ 人/m}^2 =$	35,000 人 (閉園期間中は計測しない)
大淀野草地区	:	$62,000 \text{ m}^2 \times 1.0 \text{ 人/m}^2 =$	62,000 人 (閉園期間中は計測しない)
西中島地区	:	$46,000 \text{ m}^2 \times 0.5 \text{ 人/m}^2 =$	23,000 人
十三野草地区	:	$67,000 \text{ m}^2 \times 1.0 \text{ 人/m}^2 =$	67,000 人
合計	:	$245,000 \text{ m}^2$	187,000 人

■ 表1 3月～5月・9月～11月の巡視回数と時刻

管理区域名	地区名	巡視回数			巡視時間																	
					平日						土曜日						日曜日・祝日					
		平日	土	日・祝	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
1.海老江管理区域	海老江	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	大淀野草	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
2.赤川管理区域	長柄	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	長柄河畔	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	毛馬	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	赤川	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	城北河畔	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
3.太子橋管理区域	太子橋	4	4	5		○	○	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	外島	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	守口	2	2	2			○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)	
	八雲野草	2	2	2			○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)	
	八雲	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	庭窪河畔	2	2	2			○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)	
4.佐太西管理区域	大日	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	佐太西	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	仁和寺野草	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
5.太間管理区域	点野草	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	太間	5	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	
	木屋元	5	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	
	出口野草	3	3	3			○(10:00)		○				○(10:00)		○				○(10:00)		○	
	出口	3	3	3			○(10:00)		○				○(10:00)		○				○(10:00)		○	
6.枚方管理区域	出口河畔	2	2	2			○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)	
	伊加賀野草	2	2	2			○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)	
	三矢	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	枚方	5	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	
7.背割堤管理区域	背割堤	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
8.西中島管理区域	十三野草	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	
	西中島	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	
9.豊里管理区域	豊里	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
10.鳥飼西管理区域	一津屋野草	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	一津屋河畔	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	鳥飼西	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
11.鳥飼上管理区域	鳥飼野草	2	2	2			○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)	
	鳥飼下	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	
	鳥飼上	4	4	5		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
12.三島江管理区域	三島江	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	
	三島江野草	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	
13.大塚管理区域	大塚	5	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○		
14.島本管理区域	島本	4	4	5		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
15.大山崎管理	大山崎	5	5	5		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	

■ 表2 6~8月の巡視回数と時刻

管理区域名	地区名	巡視回数			巡視時間																	
					平日						土曜日					日曜日・祝日						
		平日	土	日・祝	7:00	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	7:00	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	7:00	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00
1.海老江管理区域	海老江	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大淀野草	5	5	5		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2.赤川管理区域	長柄	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	長柄河畔	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	毛馬	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	赤川	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	城北河畔	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3.太子橋管理区域	太子橋	5	5	6		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	外島	5	5	5		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	守口	3	3	3		○(10:00)		○(14:00)		○(16:00)		○(10:00)		○(14:00)		○(16:00)		○(10:00)		○(14:00)		○(16:00)
	八雲野草	3	3	3		○(10:00)		○(14:00)		○(16:00)		○(10:00)		○(14:00)		○(16:00)		○(10:00)		○(14:00)		○(16:00)
	八雲	5	5	5		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
4.佐太西管理区域	庭窪河畔	3	3	3		○(10:00)		○(14:00)		○(16:00)		○(10:00)		○(14:00)		○(16:00)		○(10:00)		○(14:00)		○
	大日	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	佐太西	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	仁和寺野草	5	5	5		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	点野草	5	5	5		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
5.太間管理区域	太間	6	6	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	木屋元	6	6	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	出口野草	4	4	4		○(10:00)		○	○	○		○(10:00)		○	○	○		○(10:00)		○	○	○
	出口	4	4	4		○(10:00)		○	○	○		○(10:00)		○	○	○		○(10:00)		○	○	○
	出口河畔	3	3	3		○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)		
6.枚方管理区域	伊加賀野草	3	3	3		○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)		
	三矢	5	5	5		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	枚方	6	6	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	背割堤	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
8.西中島管理区域	十三野草	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	西中島	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9.豊里管理区域	豊里	5	5	5		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
10.一津屋野草管理区域	一津屋野草	5	5	5		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	一津屋河畔	5	5	5		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	鳥飼西	5	5	5		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
11.鳥飼上管理区域	鳥飼野草	2	2	2		○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)		
	鳥飼下	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鳥飼上	5	5	6		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
12.三島江管理区域	三島江	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	三島江野草	5	6	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13.大塚管理区域	大塚	6	6	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14.島本管理区域	島本	5	5	6		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
15.大山崎管理	大山崎	6	6	6	○(8:00)	○	○	○	○	○	○(8:00)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

■ 表3 12～2月の巡視回数と時刻

管理区域名	地区名	巡視回数			巡視時間																	
					平日						土曜日						日曜日・祝日					
		平日	土	日・祝	7:00	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	7:00	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00	7:00	9:00	11:00	13:00	15:00	17:00
1.海老江管理区域	海老江	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	大淀野草	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
2.赤川管理区域	長柄	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	長柄河畔	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	毛馬	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	赤川	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	城北河畔	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
3.太子橋管理区域	太子橋	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	外島	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	守口	2	2	2			○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)	
	八雲野草	2	2	2			○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)	
	八雲	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
4.佐太西管理区域	庭窪河畔	2	2	2			○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)	
	大日	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	佐太西	4	5	5		○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	仁和寺野草	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	点野野草	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
5.太間管理区域	太間	5	5	5	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	木屋元	5	5	5	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	出口野草	3	3	3			○(10:00)		○	○			○(10:00)		○			○(10:00)		○	○	
	出口	3	3	3			○(10:00)		○	○			○(10:00)		○			○(10:00)		○	○	
	出口河畔	2	2	2			○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)	
6.枚方管理区域	伊加賀野草	2	2	2			○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)	
	三矢	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	枚方	5	5	5	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	背割堤	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
8.西中島管理区域	十三野草	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	西中島	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
9.豊里管理区域	豊里	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
10.一津屋野草管理区域	一津屋野草	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	一津屋河畔	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	鳥飼西	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
11.鳥飼上管理区域	鳥飼野草	2	2	2			○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)				○(10:00)		○(14:00)	
	鳥飼下	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	鳥飼上	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
12.三島江管理区域	三島江	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
	三島江野草	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
13.大塚管理区域	大塚	5	5	5	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
14.島本管理区域	島本	4	4	4		○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○	○	
15.大山崎管理	大山崎	5	5	5	○(8:00)	○	○	○	○		○(8:00)	○	○	○	○		○(8:00)	○	○	○	○	

■ 表4 地区別のカウント項目

管理区域名	地区名	利用者数		駐車台数(台)
		内訳		
		運動施設(人)	バーベキュー(件・人)	
1.海老江管理区域	海老江	○	○	○
	大淀野草			
2.赤川管理区域	長柄		○	
	長柄河畔			
	毛馬	○	○	
	赤川	○	○	○
	城北河畔			
3.太子橋管理区域	太子橋	○	○	○
	外島	○	○	
	守口			
	八雲野草			
	八雲 庭窪河畔	○	○	○
4.佐太西管理区域	大日	○		○
	佐太西	○	○	○
	仁和寺野草	○		○
5.太間管理区域	点野草			
	太間	○	○	○
	木屋元	○	○	
	出口野草 出口			
6.枚方管理区域	出口河畔			
	伊加賀野草			
	三矢 枚方	○ ○	○ ○	○ ○
7.背割堤管理区域	背割堤		○	○
8.西中島管理区域	十三野草			
	西中島	○	○	○
9.豊里管理区域	豊里	○	○	○
10.一津屋野草管理区域	一津屋野草			○
	一津屋河畔			
	鳥飼西		○	○
11.鳥飼上管理区域	鳥飼野草			
	鳥飼下	○	○	○
	鳥飼上	○	○	○
12.三島江管理区域	三島江	○	○	○
	三島江野草			
13.大塚管理区域	大塚	○	○	○
14.島本管理区域	島本	○	○	○
15.大山崎管理	大山崎	○	○	○

淀川河川公園利用状況 令和元年度報告書

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
海老江	入園者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	野球場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テニスコート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サッカーラグビー場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	駐車場利用台数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大淀野草	入園者数	2,010	1,866	3,949	1,198	87,998	1,318	459	0	0	0	0	0	98,798
	人数小計	2,010	1,866	3,949	1,198	87,998	1,318	459	0	0	0	0	0	98,798
長柄	入園者数	5,252	8,584	4,254	3,445	3,375	3,698	3,793	3,853	2,237	2,431	2,054	2,863	45,839
	人数小計	5,252	8,584	4,254	3,445	3,375	3,698	3,793	3,853	2,237	2,431	2,054	2,863	45,839
長柄河畔	入園者数	2,693	1,984	1,902	2,056	1,710	1,430	1,598	1,672	1,261	1,206	991	1,068	19,571
	人数小計	2,693	1,984	1,902	2,056	1,710	1,430	1,598	1,672	1,261	1,206	991	1,068	19,571
毛馬	入園者数	12,747	12,927	7,516	10,548	6,808	7,908	7,607	30,417	9,320	7,666	7,636	6,838	127,938
	野球場	2,318	2,236	1,720	2,866	1,614	2,619	1,910	2,405	1,549	1,579	1,848	662	23,326
	テニスコート	909	954	527	454	450	499	427	436	795	497	481	470	6,899
	サッカーラグビー場	1,900	2,000	1,765	1,274	1,513	2,087	1,290	1,295	475	955	845	950	16,349
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	17,874	18,117	11,528	15,142	10,385	13,113	11,234	34,553	12,139	10,697	10,810	8,920	174,512
	赤川	入園者数	18,537	20,529	14,407	16,405	10,903	10,133	12,551	34,639	11,980	12,499	9,613	10,819
	テニスコート	0	325	230	1,276	2,191	2,144	1,944	2,239	2,160	2,181	1,898	2,725	19,313
	サッカーラグビー場	1,265	2,003	1,560	735	3,120	2,253	805	2,533	1,290	1,300	675	415	17,954
	駐車場利用台数	6,372	7,172	6,189	6,358	6,391	5,751	5,583	6,489	4,733	5,164	4,664	5,944	70,810
	人数小計	19,802	22,857	16,197	18,416	16,214	14,530	15,300	39,411	15,430	15,980	12,186	13,959	220,282
城北河畔	入園者数	3,610	4,279	3,626	3,265	2,677	2,323	3,375	3,163	1,981	1,926	1,387	1,470	33,082
	人数小計	3,610	4,279	3,626	3,265	2,677	2,323	3,375	3,163	1,981	1,926	1,387	1,470	33,082
太子橋	入園者数	31,726	54,421	22,911	20,148	16,791	14,055	15,487	38,189	11,269	15,051	20,114	16,910	277,072
	野球場	1,658	2,000	2,101	1,449	2,944	2,141	1,818	1,818	1,397	1,019	1,713	1,722	22,130
	駐車場利用台数	7,014	9,555	6,338	5,259	4,476	4,596	5,477	5,870	3,024	3,265	3,921	4,925	63,720
	人数小計	33,384	56,421	25,012	21,597	19,735	16,196	17,655	40,007	12,666	16,070	21,827	18,632	299,202
守口	入園者数	1,340	1,334	1,374	1,452	954	1,129	1,382	1,636	1,087	972	747	933	14,340
	人数小計	1,340	1,334	1,374	1,452	954	1,129	1,382	1,636	1,087	972	747	933	14,340
外島	入園者数	10,535	7,359	6,236	5,312	4,392	3,865	3,860	34,104	9,124	7,526	11,167	4,262	107,742
	テニスコート	123	161	145	119	85	138	69	85	152	137	85	134	1,433
	陸上競技場	775	621	1,219	513	594	2,071	1,426	508	1,477	384	663	160	10,411
	人数小計	11,433	8,141	7,600	5,944	5,071	6,074	5,355	34,697	10,753	8,047	11,915	4,556	119,586
八雲野草	入園者数	6,758	1,632	2,346	2,090	2,097	1,474	1,426	11,807	3,899	3,577	8,106	1,865	47,077
	人数小計	6,758	1,632	2,346	2,090	2,097	1,474	1,426	11,807	3,899	3,577	8,106	1,865	47,077
八雲	入園者数	13,323	9,065	9,616	9,074	7,400	6,158	5,810	29,660	8,086	12,313	11,914	7,112	129,531
	野球場	1,030	653	1,352	1,404	737	1,499	1,242	1,396	1,228	1,252	1,148	1,057	13,998
	テニスコート	857	934	957	787	512	626	638	677	807	755	653	889	9,092
	駐車場利用台数	1,681	1,868	2,056	1,630	1,382	1,438	1,516	1,560	1,186	1,132	1,153	1,562	18,164
	人数小計	15,210	10,652	11,925	11,265	8,649	8,283	7,690	31,733	10,121	14,320	13,715	9,058	152,621
庭窪河畔	入園者数	5,733	2,144	3,554	2,072	1,637	1,160	1,228	2,126	999	1,031	782	1,135	23,601
	人数小計	5,733	2,144	3,554	2,072	1,637	1,160	1,228	2,126	999	1,031	782	1,135	23,601
大日	入園者数	9,438	10,018	6,333	5,964	5,943	5,681	5,205	15,014	7,071	4,877	6,532	9,520	91,596
	野球場	1,403	1,846	1,357	1,688	1,889	2,351	1,681	2,137	1,250	822	1,120	1,469	19,013
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	295	295
	駐車場利用台数	2,881	3,435	2,957	2,748	2,141	3,146	2,436	2,673	1,668	1,624	1,973	1,922	29,604
	人数小計	10,841	11,864	7,690	7,652	7,832	8,032	6,886	17,151	8,321	5,699	7,652	11,284	110,904
佐太西	入園者数	14,113	24,043	8,696	7,903	7,573	8,106	7,044	17,018	10,390	9,698	8,589	11,582	134,755
	野球場	3,493	3,437	4,271	3,243	2,655	5,325	3,343	4,608	3,520	4,136	3,492	3,045	44,568
	テニスコート	724	734	683	488	381	557	479	640	595	609	358	772	7,020
	駐車場利用台数	3,886	5,633	3,569	3,097	2,140	3,266	2,656	3,225	2,194	2,514	2,362	3,230	37,772
	人数小計	18,330	28,214	13,650	11,634	10,609	13,988	10,866	22,266	14,505	14,443	12,439	15,399	186,343
仁和寺野草	入園者数	15,699	14,325	11,183	10,256	8,386	9,824	9,947	22,608	12,983	11,345	9,081	11,651	147,288
	パターゴルフ	1,194	1,533	1,085	989	678	996	1,227	1,360	1,033	1,207	1,092	1,932	14,326
	ゲートボール	98	50	110	45	95	95	0	113	77	93	687	1,117	2,580
	ディスクゴルフ	1,732	2,135	1,432	1,403	786	1,264	1,440	1,982	1,445	1,616	1,034	2,046	18,315
	駐車場利用台数	3,700	3,800	3,231	2,650	2,240	2,673	2,740	3,424	2,650	3,203	3,400	4,318	38,029
	人数小計	18,723	18,043	13,810	12,693	9,945	12,179	12,614	26,063	15,538	14,261	11,894	16,746	182,509

淀川河川公園利用状況 令和元年度報告書

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
点野草	入園者数	5,378	1,433	742	887	713	719	1,771	11,280	2,673	3,066	1,818	1,901	32,381
	人数小計	5,378	1,433	742	887	713	719	1,771	11,280	2,673	3,066	1,818	1,901	32,381
太間	入園者数	29,692	57,345	25,118	17,451	13,224	19,668	26,840	35,690	16,652	24,064	19,434	31,648	316,826
	野球場	708	667	917	690	535	772	716	921	656	395	460	425	7,862
	陸上競技場	363	479	516	449	319	705	1,305	355	250	474	462	454	6,131
	駐車場利用台数	11,281	15,244	9,472	7,420	5,307	7,796	8,972	9,303	6,680	7,957	7,823	10,718	107,973
	人数小計	30,763	58,491	26,551	18,590	14,078	21,145	28,861	36,966	17,558	24,933	20,356	32,527	330,819
木屋元	入園者数	10,483	7,558	5,327	8,038	4,803	5,939	6,256	16,852	6,129	10,942	7,535	12,209	102,071
	野球場	1,726	1,515	1,300	1,261	1,095	1,697	1,064	1,398	1,057	724	1,064	753	14,654
	テニスコート	583	518	604	443	365	604	457	586	423	617	365	631	6,196
	サッカーラグビー場	1,346	916	847	786	1,767	1,452	770	639	1,054	755	888	1,907	13,127
	人数小計	14,138	10,507	8,078	10,528	8,030	9,692	8,547	19,475	8,663	13,038	9,852	15,500	136,048
出口野草	入園者数	4,729	1,269	1,363	1,223	1,126	1,155	1,622	13,506	3,038	9,815	4,248	2,453	45,547
	人数小計	4,729	1,269	1,363	1,223	1,126	1,155	1,622	13,506	3,038	9,815	4,248	2,453	45,547
出口	入園者数	4,880	1,473	1,437	1,201	1,086	1,097	1,670	13,327	2,613	9,425	3,786	4,390	46,385
	人数小計	4,880	1,473	1,437	1,201	1,086	1,097	1,670	13,327	2,613	9,425	3,786	4,390	46,385
出口河畔	入園者数	543	629	802	547	459	394	424	586	539	710	530	677	6,840
	人数小計	543	629	802	547	459	394	424	586	539	710	530	677	6,840
伊加賀野草	入園者数	5,272	2,036	2,729	2,328	2,110	1,984	1,908	14,520	3,807	13,869	4,136	3,807	58,506
	人数小計	5,272	2,036	2,729	2,328	2,110	1,984	1,908	14,520	3,807	13,869	4,136	3,807	58,506
三矢	入園者数	11,400	10,752	6,980	4,915	3,895	5,277	5,281	16,422	5,901	16,212	5,492	9,226	101,753
	テニスコート	151	210	122	99	66	171	104	198	173	172	41	261	1,768
	駐車場利用台数	1,802	2,364	1,624	1,261	872	1,330	1,366	1,655	1,330	1,420	1,122	2,339	18,485
	人数小計	11,551	10,962	7,102	5,014	3,961	5,448	5,385	16,620	6,074	16,384	5,533	9,487	103,521
枚方	入園者数	43,031	64,396	33,208	31,338	29,964	84,858	36,082	38,525	23,698	48,724	20,927	45,652	500,403
	野球場	388	2,433	340	191	208	139	301	323	231	112	105	545	5,316
	サッカー場	1,088	450	1,011	1,125	1,160	1,245	635	764	1,571	1,218	772	1,735	12,774
	駐車場利用台数	10,230	14,830	9,804	8,824	7,405	8,755	9,853	11,599	8,126	10,383	8,408	13,504	121,721
	人数小計	44,507	67,279	34,559	32,654	31,332	86,242	37,018	39,612	25,500	50,054	21,804	47,932	518,493
十三野草	入園者数	4,898	5,333	3,908	3,465	72,576	3,076	20,265	36,734	3,325	10,985	3,937	3,277	171,779
	人数小計	4,898	5,333	3,908	3,465	72,576	3,076	20,265	36,734	3,325	10,985	3,937	3,277	171,779
西中島	入園者数	47,298	104,875	42,601	25,352	51,923	24,076	42,562	54,396	8,403	16,420	5,721	10,898	434,525
	野球場	3,265	2,731	3,685	2,402	2,544	3,690	2,268	3,005	1,797	1,373	2,011	1,825	30,596
	駐車場利用台数	7,592	10,564	6,491	4,901	4,514	5,828	5,646	6,110	3,209	3,213	2,734	4,021	64,823
	人数小計	50,563	107,606	46,286	27,754	54,467	27,766	44,830	57,401	10,200	17,793	7,732	12,723	465,121
豊里	入園者数	21,217	28,764	13,130	10,373	11,389	11,982	26,820	29,862	10,730	17,389	11,524	12,850	206,030
	テニスコート	620	694	516	435	811	409	631	694	753	725	993	796	8,077
	駐車場利用台数	2,673	4,139	2,191	1,809	1,924	1,838	2,089	2,763	1,954	2,386	2,079	2,928	28,773
	人数小計	21,837	29,458	13,646	10,808	12,200	12,391	27,451	30,556	11,483	18,114	12,517	13,646	214,107
一津屋河畔	入園者数	2,534	2,420	2,163	1,959	1,906	1,850	1,674	2,407	1,847	1,710	1,925	2,608	25,003
	人数小計	2,534	2,420	2,163	1,959	1,906	1,850	1,674	2,407	1,847	1,710	1,925	2,608	25,003
一津屋野草	入園者数	5,298	4,480	4,419	4,191	4,623	4,225	2,924	4,258	3,405	3,875	4,505	6,235	52,438
	駐車場利用台数	1,029	1,224	1,144	928	1,038	933	736	971	679	849	861	1,149	11,541
	人数小計	5,298	4,480	4,419	4,191	4,623	4,225	2,924	4,258	3,405	3,875	4,505	6,235	52,438
鳥飼西	入園者数	8,722	14,707	6,228	4,535	4,349	4,333	5,316	6,227	5,409	3,661	13,537	7,050	84,074
	駐車場利用台数	1,404	2,122	1,176	764	727	792	1,053	1,157	563	795	858	1,533	12,944
	人数小計	8,722	14,707	6,228	4,535	4,349	4,333	5,316	6,227	5,409	3,661	13,537	7,050	84,074
鳥飼野草	入園者数	1,219	1,396	1,354	943	918	1,030	905	1,795	2,252	1,205	5,960	1,238	20,215
	人数小計	1,219	1,396	1,354	943	918	1,030	905	1,795	2,252	1,205	5,960	1,238	20,215
鳥飼下	入園者数	9,663	14,052	27,198	9,590	7,160	6,680	6,220	7,007	5,689	6,264	6,400	8,956	114,879
	サッカー場	2,305	1,506	1,642	1,999	2,403	1,587	1,383	1,409	1,532	893	1,261	1,790	19,710
	フットサル場	1,487	1,155	1,360	1,609	1,325	1,365	1,296	1,669	1,279	971	733	1,902	16,151
	駐車場利用台数	2,499	2,968	2,423	2,261	1,713	1,734	1,700	2,321	1,845	1,874	1,610	2,770	25,718
	人数小計	13,455	16,713	30,200	13,198	10,888	9,632	8,899	10,085	8,500	8,128	8,394	12,648	150,740
鳥飼上	入園者数	9,121	19,014	27,658	11,845	6,971	9,526	8,783	8,397	6,244	7,082	8,763	12,988	136,392
	野球場	2,156	2,424	2,138	2,195	2,617	3,393	2,592	3,196	2,090	1,753	2,262	1,581	28,397
	テニスコート	335	272	322	228	141	248	193	304	403	555	193	721	3,915
	サッカーラグビー場	949	485	628	1,580	953	1,188	609	886	630	977	940	1,617	11,442
	陸上競技場	60	0	0	0	10	48	76	80	0	0	25	0	299
	駐車場利用台数	5,977	6,529	5,999	4,951	5,056	5,593	4,883	6,499	4,972	5,066	4,119	5,090	64,734
人数小計	12,621	22,195	30,746	15,848	10,692	14,403	12,253	12,863	9,367	10,367	12,183	16,907	180,445	

淀川河川公園利用状況 令和元年度報告書

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
三島江	入園者数	12,926	16,368	10,948	9,868	9,372	9,966	8,900	12,561	8,139	7,792	5,313	8,927	121,080
	野球場	1,823	1,409	1,017	988	1,005	1,735	828	1,028	855	718	769	1,203	13,378
	テニスコート	38	81	47	4	7	7	17	19	42	41	16	559	878
	サッカーラグビー場	1,093	747	935	1,043	643	826	512	1,181	741	366	517	1,355	9,959
	駐車場利用台数	2,867	3,383	2,246	1,776	1,882	2,201	1,945	2,641	1,787	1,548	1,425	2,081	25,782
	人数小計	15,880	18,605	12,947	11,903	11,027	12,534	10,257	14,789	9,777	8,917	6,615	12,044	145,295
三島江野草	入園者数	3,154	2,943	3,085	3,102	2,945	2,843	2,954	3,764	2,700	2,909	2,230	1,852	34,481
	人数小計	3,154	2,943	3,085	3,102	2,945	2,843	2,954	3,764	2,700	2,909	2,230	1,852	34,481
大塚	入園者数	22,935	46,797	16,672	13,767	11,510	16,221	16,007	19,533	13,090	13,082	14,053	37,931	241,598
	野球場	0	0	0	0	569	2,351	1,357	1,534	1,192	755	1,009	1,066	9,833
	テニスコート	141	184	129	127	86	137	104	157	167	231	72	356	1,891
	サッカーラグビー場	70	412	1,173	1,220	1,127	1,816	1,523	1,610	1,309	1,076	921	2,402	14,659
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゲートボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	駐車場利用台数	5,567	8,797	4,588	3,441	3,136	4,914	4,790	5,797	3,942	3,904	3,671	6,842	59,389
	人数小計	23,146	47,393	17,974	15,114	13,292	20,525	18,991	22,834	15,758	15,144	16,055	41,755	267,981
島本	入園者数	11,695	15,349	14,190	14,853	9,647	11,383	13,331	15,997	13,085	15,458	14,346	22,260	171,594
	野球場	0	126	451	862	296	790	826	648	686	490	477	170	5,822
	テニスコート	2	28	25	227	5	34	11	96	54	60	19	627	1,188
	サッカーラグビー場	30	764	863	1,343	1,301	938	1,068	1,391	922	1,328	1,034	3,345	14,327
	ゲートボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	駐車場利用台数	910	1,372	1,321	1,690	1,044	1,215	1,572	1,631	1,055	1,485	1,018	2,092	16,405
	人数小計	11,727	16,267	15,529	17,285	11,249	13,145	15,236	18,132	14,747	17,336	15,876	26,402	192,931
大山崎	入園者数	17,790	33,282	12,432	11,188	8,311	11,903	11,582	13,091	6,372	9,427	8,412	15,082	158,872
	野球場	748	3,368	4,374	2,428	3,284	2,402	3,567	5,022	2,464	4,189	3,864	3,070	38,780
	フットサル場	431	278	226	141	233	356	240	248	326	265	139	453	3,336
	駐車場利用台数	4,854	8,849	4,470	2,825	2,971	3,217	4,470	5,090	2,421	3,289	3,281	5,394	51,131
	人数小計	18,969	36,928	17,032	13,757	11,828	14,661	15,389	18,361	9,162	13,881	12,415	18,605	200,988
背割堤	入園者数	371,350	25,641	11,216	7,752	6,310	23,565	31,328	39,504	16,920	17,154	18,609	52,338	621,687
	駐車場利用台数	4,686	5,348	2,917	2,256	1,685	2,671	3,281	4,477	2,652	2,972	2,978	3,057	38,980
	人数小計	371,350	25,641	11,216	7,752	6,310	23,565	31,328	39,504	16,920	17,154	18,609	52,338	621,687
守口サービスセンター	入園者数	511	532	618	575	469	570	484	474	435	479	480	674	6,301
	インフォメーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	532	618	575	469	570	484	474	435	479	480	674	5,790
庭窪レストセンター	入園者数	1,874	2,116	2,168	1,413	1,139	1,557	1,390	1,881	1,211	1,185	0	0	15,934
	人数小計	1,874	2,116	2,168	1,413	1,139	1,557	1,390	1,881	1,211	1,185	0	0	15,934
太間サービスセンター	入園者数	483	621	552	361	433	490	717	519	398	419	0	0	4,993
	シャワー利用者数	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
	人数小計	483	623	552	361	433	490	718	519	398	419	0	0	4,996
鳥飼サービスセンター	入園者数	1,437	1,512	1,350	1,334	1,464	1,394	1,276	1,522	1,235	1,243	1,217	0	14,984
	シャワー利用者数	40	47	52	46	109	72	44	65	53	42	46	0	616
	人数小計	1,477	1,559	1,402	1,380	1,573	1,466	1,320	1,587	1,288	1,285	1,263	0	15,600
背割堤サービスセンター	展望塔	22,039	5,120	3,427	2,905	3,106	3,627	4,365	5,662	2,374	2,608	2,771	0	58,004
	会議室	169	389	369	459	638	2,170	440	562	402	297	361	0	6,256
	人数小計	22,208	5,509	3,796	3,364	3,744	5,797	4,805	6,224	2,776	2,905	3,132	0	64,260
フィットネスリゾート	プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アイススケート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	入園者数	823,047	661,603	387,499	305,582	439,439	346,023	366,064	666,543	267,626	366,684	293,551	405,155	5,328,816
	野球場	20,716	24,845	25,023	21,667	21,992	30,904	23,863	29,439	19,972	19,317	21,342	18,593	277,673
	テニスコート	4,483	5,095	4,307	4,687	5,100	5,574	5,074	6,131	6,524	6,580	5,174	8,941	67,670
	サッカーラグビー場	6,653	7,327	7,771	7,981	10,424	10,560	6,577	9,535	6,421	6,757	5,820	11,991	97,817
	陸上競技場	1,198	1,100	1,735	962	923	2,824	2,807	943	1,727	858	1,150	909	17,136
	パターゴルフ	1,194	1,533	1,085	989	678	996	1,227	1,360	1,033	1,207	1,092	1,932	14,326
	ゲートボール	98	50	110	45	95	95	0	113	77	93	687	1,117	2,580
	ディスクゴルフ	1,732	2,135	1,432	1,403	786	1,264	1,440	1,982	1,445	1,616	1,034	2,046	18,315
	サッカー場	3,393	1,956	2,653	3,124	3,563	2,832	2,018	2,173	3,103	2,111	2,033	3,525	32,484
	フットサル場	1,918	1,433	1,586	1,750	1,558	1,721	1,536	1,917	1,605	1,236	872	2,355	19,487
	インフォメーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アイススケート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シャワー利用者数	40	49	52	46	109	72	45	65	53	42	46	0	619
	さくらであい館	22,208	5,509	3,796	3,364	3,744	5,797	4,805	6,224	2,776	2,905	3,132	0	64,260
	総合計	886,680	712,635	437,049	351,600	488,411	408,662	415,456	726,425	312,362	409,406	335,933	456,564	5,941,183
	駐車場利用台数	88,905	119,196	80,206	66,849	58,044	69,687	72,764	85,255	56,670	64,043	59,460	85,419	906,498

淀川河川公園利用状況 令和2年度報告書

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
海老江	入園者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	野球場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テニスコート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サッカーラグビー場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	駐車場利用台数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大淀野草	入園者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄	入園者数	4,168	5,027	3,702	2,031	2,070	1,972	2,354	2,324	2,210	2,134	2,874	2,661	33,527
	人数小計	4,168	5,027	3,702	2,031	2,070	1,972	2,354	2,324	2,210	2,134	2,874	2,661	33,527
長柄河畔	入園者数	1,107	1,100	1,024	922	899	631	794	883	996	1,086	1,150	1,532	12,124
	人数小計	1,107	1,100	1,024	922	899	631	794	883	996	1,086	1,150	1,532	12,124
毛馬	入園者数	8,020	8,461	7,093	6,282	8,701	5,454	5,883	6,106	6,742	5,740	8,092	6,904	83,478
	野球場	124	191	1,717	1,873	3,560	2,728	1,893	2,065	2,177	1,984	2,029	3,175	23,516
	テニスコート	145	192	404	538	644	576	481	647	647	615	556	529	5,974
	サッカーラグビー場	233	280	1,680	2,038	2,265	1,829	1,885	2,153	1,333	1,840	1,880	1,892	19,308
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	40
	人数小計	8,522	9,124	10,894	10,731	15,170	10,587	10,142	10,971	10,899	10,179	12,597	12,500	132,316
	赤川	入園者数	10,431	7,866	9,493	8,974	10,379	8,678	9,136	9,864	10,609	10,363	13,450	9,596
テニスコート	979	901	2,210	1,985	3,024	2,435	2,098	2,518	2,435	2,152	2,422	2,239	2,239	25,398
サッカーラグビー場	70	233	1,610	1,347	2,966	2,320	1,255	2,625	1,540	1,900	1,745	1,010	1,621	18,621
駐車場利用台数	5,158	3,412	5,701	5,650	6,888	5,935	5,561	6,255	4,622	4,410	5,514	5,325	64,431	
人数小計	11,480	9,000	13,313	12,306	16,369	13,433	12,489	15,007	14,584	14,415	17,617	12,845	162,858	
城北河畔	入園者数	2,140	2,798	1,805	1,430	1,390	772	1,142	1,344	1,648	1,360	1,307	1,528	18,664
	人数小計	2,140	2,798	1,805	1,430	1,390	772	1,142	1,344	1,648	1,360	1,307	1,528	18,664
太子橋	入園者数	14,908	14,487	13,090	10,928	13,379	11,114	11,348	13,102	8,385	10,079	15,907	10,156	146,883
	野球場	252	533	1,662	1,780	3,008	2,490	3,118	1,818	1,634	2,474	1,674	1,674	22,528
	駐車場利用台数	4,701	3,401	4,706	4,427	5,329	5,237	5,270	6,215	3,953	4,349	6,028	4,788	58,404
	人数小計	15,160	15,020	14,752	12,708	16,387	13,604	13,433	16,220	10,203	11,713	18,381	11,830	169,411
守口	入園者数	987	931	962	823	933	669	854	734	739	691	803	835	9,961
	人数小計	987	931	962	823	933	669	854	734	739	691	803	835	9,961
外島	入園者数	5,673	5,836	5,185	4,021	4,456	4,092	3,933	3,797	3,496	5,125	7,345	3,698	56,657
	テニスコート	77	51	75	71	119	131	130	169	165	201	183	125	1,497
	陸上競技場	34	0	250	660	609	1,755	783	1,694	704	508	792	753	8,542
	人数小計	5,784	5,887	5,510	4,752	5,184	5,978	4,846	5,660	4,365	5,834	8,320	4,576	66,696
八雲野草	入園者数	1,760	2,020	2,010	1,481	2,145	1,553	1,710	2,443	1,426	1,503	3,515	1,211	22,777
	人数小計	1,760	2,020	2,010	1,481	2,145	1,553	1,710	2,443	1,426	1,503	3,515	1,211	22,777
八雲	入園者数	6,713	7,074	6,876	5,542	7,281	6,487	6,097	8,227	5,466	6,042	9,412	5,400	80,617
	野球場	10	222	858	835	1,097	1,269	829	1,554	647	1,111	1,267	716	10,415
	テニスコート	431	434	657	605	850	801	723	905	1,057	969	885	1,133	9,450
	駐車場利用台数	1,321	1,048	1,789	1,360	1,894	1,771	1,702	1,838	1,453	1,543	1,727	1,450	18,896
	人数小計	7,154	7,730	8,391	6,982	9,228	8,557	7,649	10,686	7,170	8,122	11,564	7,249	100,482
庭窪河畔	入園者数	1,103	1,428	1,606	1,042	1,259	736	802	896	906	750	927	710	12,165
	人数小計	1,103	1,428	1,606	1,042	1,259	736	802	896	906	750	927	710	12,165
大日	入園者数	9,373	10,806	7,982	6,455	8,809	7,245	7,127	8,216	6,185	6,018	6,730	5,138	90,084
	野球場	640	436	1,400	875	1,770	1,828	1,575	1,985	1,178	1,116	2,031	866	15,700
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	269	0	0	0	0	269
	駐車場利用台数	2,039	1,271	2,018	1,888	2,734	2,385	2,174	2,302	1,532	1,746	2,423	1,473	23,985
	人数小計	10,013	11,242	9,382	7,330	10,579	9,073	8,702	10,470	7,363	7,134	8,761	6,004	106,053
佐太西	入園者数	12,645	13,356	10,708	8,413	10,176	9,646	9,365	10,462	10,514	9,033	9,188	7,784	121,290
	野球場	735	869	2,857	2,760	3,983	3,990	3,256	3,416	3,305	2,964	3,934	1,876	33,945
	テニスコート	218	381	493	498	593	600	513	745	782	795	722	486	6,826
	駐車場利用台数	3,489	2,099	3,273	2,021	2,704	2,844	2,369	2,880	2,745	2,627	3,224	2,668	32,943
	人数小計	13,598	14,606	14,058	11,671	14,752	14,236	13,134	14,623	14,601	12,792	13,844	10,146	162,061
仁和寺野草	入園者数	14,009	17,387	12,522	8,377	10,927	13,769	13,646	15,972	12,928	9,526	8,724	8,659	146,446
	パターゴルフ	610	692	1,099	826	794	1,196	1,218	1,412	1,222	1,072	1,375	1,202	12,718
	ゲートボール	90	30	90	100	60	55	56	157	105	65	8	10	826
	ディスクゴルフ	1,136	1,696	1,517	994	1,174	1,677	1,697	1,942	1,769	3,139	2,769	1,638	21,148
	駐車場利用台数	3,614	2,637	3,621	2,466	2,892	2,971	3,044	3,669	3,023	2,918	3,538	3,096	37,489
	人数小計	15,845	19,805	15,228	10,297	12,955	16,697	16,617	19,483	16,024	13,802	12,876	11,509	181,138

淀川河川公園利用状況 令和2年度報告書

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
点野草	入園者数	2,038	1,876	1,259	1,169	1,217	874	1,545	1,470	1,403	1,670	1,626	1,678	17,825
	人数小計	2,038	1,876	1,259	1,169	1,217	874	1,545	1,470	1,403	1,670	1,626	1,678	17,825
太間	入園者数	26,610	19,072	19,421	14,686	16,972	17,908	20,735	23,890	20,634	22,962	26,837	24,393	254,120
	野球場	96	96	716	675	840	964	576	857	722	585	694	1,016	7,837
	陸上競技場	0	55	257	256	300	521	348	755	659	325	513	511	4,500
	駐車場利用台数	10,060	5,796	9,439	6,974	7,948	9,623	9,611	11,578	9,491	9,125	12,954	11,909	114,508
	人数小計	26,706	19,223	20,394	15,617	18,112	19,393	21,659	25,502	22,015	23,872	28,044	25,920	266,457
木屋元	入園者数	9,107	7,329	5,434	3,636	6,091	6,176	4,616	6,756	5,921	5,063	6,397	9,765	76,291
	野球場	146	293	1,336	921	1,871	2,214	1,773	1,992	1,438	940	1,952	1,080	15,956
	テニスコート	332	406	497	381	570	536	477	737	735	641	665	438	6,415
	サッカーラグビー場	413	376	1,425	1,137	1,812	2,130	1,200	878	1,032	1,120	1,546	1,668	14,737
	人数小計	9,998	8,404	8,692	6,075	10,344	11,056	8,066	10,363	9,126	7,764	10,560	12,951	113,399
出口野草	入園者数	2,928	2,798	2,362	2,044	2,362	1,651	2,059	2,195	2,205	2,801	1,985	2,221	27,611
	人数小計	2,928	2,798	2,362	2,044	2,362	1,651	2,059	2,195	2,205	2,801	1,985	2,221	27,611
出口	入園者数	3,291	3,349	2,410	1,729	2,160	1,668	1,738	2,301	1,911	3,418	2,192	2,520	28,687
	人数小計	3,291	3,349	2,410	1,729	2,160	1,668	1,738	2,301	1,911	3,418	2,192	2,520	28,687
出口河畔	入園者数	827	786	715	574	600	509	756	767	689	552	556	537	7,868
	人数小計	827	786	715	574	600	509	756	767	689	552	556	537	7,868
伊加賀野草	入園者数	3,567	4,349	3,506	2,537	2,575	2,427	2,878	3,449	2,992	2,844	3,091	2,544	36,759
	人数小計	3,567	4,349	3,506	2,537	2,575	2,427	2,878	3,449	2,992	2,844	3,091	2,544	36,759
三矢	入園者数	7,969	6,130	4,434	3,365	3,830	4,555	5,536	6,209	5,902	5,277	6,304	6,801	66,312
	テニスコート	99	80	87	55	133	115	173	167	336	287	318	140	1,990
	駐車場利用台数	1,950	953	1,367	1,136	1,272	1,317	1,560	1,539	1,414	1,456	2,526	2,722	19,212
	人数小計	8,068	6,210	4,521	3,420	3,963	4,670	5,709	6,376	6,238	5,564	6,622	6,941	68,302
枚方	入園者数	37,761	33,397	28,294	17,873	25,153	21,883	24,441	36,206	25,951	28,611	27,104	23,111	329,785
	野球場	71	33	285	443	462	378	447	431	213	64	145	201	3,173
	サッカー場	676	247	1,980	924	1,997	1,420	557	701	1,682	2,763	1,778	905	15,630
	駐車場利用台数	12,873	7,846	11,312	7,789	9,493	10,234	10,731	10,312	9,312	10,025	9,151	6,712	114,990
	人数小計	38,508	33,677	30,559	19,240	27,612	23,681	25,445	37,338	27,846	31,438	29,027	24,217	348,588
十三野草	入園者数	3,869	5,129	3,340	3,283	3,760	3,373	24,275	6,442	7,197	3,813	5,675	18,480	88,636
	人数小計	3,869	5,129	3,340	3,283	3,760	3,373	24,275	6,442	7,197	3,813	5,675	18,480	88,636
西中島	入園者数	8,575	7,755	9,073	19,301	28,181	21,388	74,458	35,142	10,812	7,541	11,970	28,650	262,846
	野球場	605	602	2,549	1,825	3,994	3,287	2,160	2,873	2,202	1,740	2,805	1,540	26,182
	駐車場利用台数	3,338	2,317	4,471	5,585	7,406	6,263	7,045	6,193	3,468	3,518	4,146	4,808	58,558
	人数小計	9,180	8,357	11,622	21,126	32,175	24,675	76,618	38,015	13,014	9,281	14,775	30,190	289,028
豊里	入園者数	13,810	10,490	9,806	10,190	10,835	7,896	31,854	11,743	8,563	9,175	10,968	29,256	164,586
	テニスコート	181	167	475	408	587	567	677	953	760	777	869	896	7,317
	駐車場利用台数	2,878	1,835	2,821	2,296	2,775	2,312	2,578	2,664	2,447	2,663	3,162	2,318	30,749
	人数小計	13,991	10,657	10,281	10,598	11,422	8,463	32,531	12,696	9,323	9,952	11,837	30,152	171,903
一津屋河畔	入園者数	3,182	3,281	2,474	1,773	1,871	1,696	2,023	1,871	1,896	1,616	1,883	2,082	25,648
	人数小計	3,182	3,281	2,474	1,773	1,871	1,696	2,023	1,871	1,896	1,616	1,883	2,082	25,648
一津屋野草	入園者数	6,056	5,178	5,199	3,852	5,383	5,177	4,779	4,750	4,400	4,053	4,649	4,125	57,601
	駐車場利用台数	1,451	911	1,423	1,020	1,427	1,182	1,095	1,243	1,036	1,076	1,338	1,001	14,203
	人数小計	6,056	5,178	5,199	3,852	5,383	5,177	4,779	4,750	4,400	4,053	4,649	4,125	57,601
鳥飼西	入園者数	6,131	4,489	3,646	2,878	3,135	3,041	3,042	4,149	4,549	4,041	5,259	4,896	49,256
	駐車場利用台数	1,267	738	784	587	710	689	661	825	744	975	1,410	1,201	10,591
	人数小計	6,131	4,489	3,646	2,878	3,135	3,041	3,042	4,149	4,549	4,041	5,259	4,896	49,256
鳥飼野草	入園者数	1,150	1,267	994	835	835	879	703	1,428	1,843	779	928	1,013	12,654
	人数小計	1,150	1,267	994	835	835	879	703	1,428	1,843	779	928	1,013	12,654
鳥飼下	入園者数	6,072	5,729	6,947	6,448	8,292	7,037	5,725	7,368	6,243	6,090	6,549	7,127	79,627
	サッカー場	436	300	1,221	1,182	2,060	1,416	1,011	1,627	1,503	1,527	1,441	1,106	14,830
	フットサル場	545	555	1,469	1,190	1,784	1,526	1,223	1,694	1,375	1,251	1,397	1,143	15,152
	駐車場利用台数	1,726	1,195	2,227	1,804	2,503	2,058	1,878	2,346	2,147	1,871	2,440	2,129	24,324
	人数小計	7,053	6,584	9,637	8,820	12,136	9,979	7,959	10,689	9,121	8,868	9,387	9,376	109,609
鳥飼上	入園者数	10,306	8,065	10,007	8,880	11,625	10,326	8,929	11,796	9,235	9,180	12,153	10,500	121,002
	野球場	225	530	2,278	2,020	3,574	2,616	2,285	3,224	2,017	2,175	3,078	1,912	25,934
	テニスコート	289	362	251	203	244	141	262	391	530	579	574	387	4,213
	サッカーラグビー場	165	875	1,250	1,034	1,380	1,805	1,441	1,675	1,285	1,070	1,880	920	14,780
	陸上競技場	0	0	40	0	0	0	0	25	0	0	120	15	200
	駐車場利用台数	3,728	2,525	4,858	4,494	5,658	5,256	4,718	5,867	4,513	4,478	5,748	5,102	56,945
人数小計	10,985	9,832	13,826	12,137	16,823	14,888	12,917	17,111	13,067	13,004	17,805	13,734	166,129	

淀川河川公園利用状況 令和2年度報告書

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
三島江	入園者数	5,246	5,030	7,194	5,697	6,602	6,126	5,657	5,426	4,644	3,846	5,216	3,963	64,647
	野球場	363	333	1,398	467	1,145	1,490	1,004	1,178	1,428	1,174	1,996	693	12,669
	テニスコート	51	35	40	13	11	45	36	23	95	123	69	24	565
	サッカーラグビー場	279	402	712	612	761	501	527	835	781	660	955	249	7,274
	駐車場利用台数	1,669	1,075	2,020	1,402	1,893	1,797	1,705	1,902	1,703	1,366	2,369	1,517	20,418
	人数小計	5,939	5,800	9,344	6,789	8,519	8,162	7,224	7,462	6,948	5,803	8,236	4,929	85,155
三島江野草	入園者数	1,775	2,508	3,305	2,884	3,582	3,007	2,966	2,870	2,441	1,927	1,912	1,688	30,865
	人数小計	1,775	2,508	3,305	2,884	3,582	3,007	2,966	2,870	2,441	1,927	1,912	1,688	30,865
大塚	入園者数	30,743	28,881	25,227	15,636	17,396	17,667	15,400	17,258	15,705	15,374	17,717	14,914	231,918
	野球場	223	309	1,173	1,423	1,560	2,419	1,471	1,846	1,670	1,567	1,976	1,213	16,850
	テニスコート	150	168	150	114	175	174	204	215	275	260	219	150	2,254
	サッカーラグビー場	782	403	1,723	1,246	1,261	1,284	1,149	1,290	859	1,085	1,220	1,890	14,192
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゲートボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	駐車場利用台数	5,565	3,370	5,312	3,974	4,984	4,881	4,791	5,632	4,768	5,028	5,630	5,435	59,370
	人数小計	31,898	29,761	28,273	18,419	20,392	21,544	18,224	20,609	18,509	18,286	21,132	18,167	265,214
島本	入園者数	20,060	22,206	22,110	13,245	18,493	14,301	16,577	20,920	15,351	14,222	14,490	12,863	204,838
	野球場	90	255	1,026	551	1,061	838	853	1,666	726	879	1,065	271	9,281
	テニスコート	42	51	69	44	88	58	76	68	109	138	94	94	931
	サッカーラグビー場	579	1,370	3,919	1,328	2,188	1,294	1,200	2,032	858	1,405	1,575	1,174	18,922
	ゲートボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	駐車場利用台数	1,333	1,018	2,187	1,180	1,833	1,460	1,455	1,985	1,205	1,670	2,048	1,388	18,762
	人数小計	20,771	23,882	27,124	15,168	21,830	16,491	18,706	24,686	17,044	16,644	17,224	14,402	233,972
大山崎	入園者数	10,344	7,560	12,034	12,135	11,554	11,681	10,902	14,851	10,796	12,122	16,982	12,791	143,752
	野球場	219	0	4,494	7,880	5,807	4,734	5,390	6,689	3,681	2,878	3,034	3,481	48,287
	フットサル場	96	0	814	229	512	874	354	793	535	430	525	263	5,425
	駐車場利用台数	3,837	2,298	4,347	4,666	4,160	4,226	4,082	5,140	3,779	4,053	4,981	4,558	50,127
	人数小計	10,659	7,560	17,342	20,244	17,873	17,289	16,646	22,333	15,012	15,430	20,541	16,535	197,464
背割堤	入園者数	67,066	27,558	19,844	14,965	21,965	24,187	26,733	34,836	18,443	16,038	26,044	101,580	399,259
	駐車場利用台数	3,576	3,129	2,808	1,895	2,218	2,965	3,635	4,972	3,136	3,176	4,897	4,804	41,211
	人数小計	67,066	27,558	19,844	14,965	21,965	24,187	26,733	34,836	18,443	16,038	26,044	101,580	399,259
守口サービスセンター	入園者数	155	0	264	221	166	145	194	208	167	110	134	230	1,994
	インフォメーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	155	0	264	221	166	145	194	208	167	110	134	230	1,994
庭窪レストセンター	入園者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太間サービスセンター	入園者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シャワー利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥飼サービスセンター	入園者数	0	0	806	1,203	1,373	1,155	1,150	1,367	1,145	984	1,413	1,203	11,799
	シャワー利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	806	1,203	1,373	1,155	1,150	1,367	1,145	984	1,413	1,203	11,799
背割堤サービスセンター	展望塔	0	0	1,933	2,355	2,768	3,389	3,635	5,193	2,381	2,256	3,364	3,474	30,748
	会議室	0	0	130	171	313	267	245	315	237	102	96	177	2,053
	人数小計	0	0	2,063	2,526	3,081	3,656	3,880	5,508	2,618	2,358	3,460	3,651	32,801
フィットネスリゾート	プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アイススケート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	入園者数	381,675	322,789	294,163	237,760	290,594	269,551	373,862	350,038	263,288	253,559	309,458	394,743	3,741,480
	野球場	3,799	4,702	23,749	24,328	33,732	31,245	25,597	32,894	23,222	20,811	28,480	19,714	272,273
	テニスコート	2,994	3,228	5,408	4,915	7,038	6,179	5,850	7,538	7,926	7,537	7,576	6,641	72,830
	サッカーラグビー場	2,521	3,939	12,319	8,742	12,633	11,163	8,657	11,488	7,688	9,080	10,801	8,803	107,834
	陸上競技場	34	55	547	916	909	2,276	1,131	2,743	1,363	833	1,465	1,279	13,551
	パターゴルフ	610	692	1,099	826	794	1,196	1,218	1,412	1,222	1,072	1,375	1,202	12,718
	ゲートボール	90	30	90	100	60	55	56	157	105	65	8	10	826
	ディスクゴルフ	1,136	1,696	1,517	994	1,174	1,677	1,697	1,942	1,769	3,139	2,769	1,638	21,148
	サッカー場	1,112	547	3,201	2,106	4,057	2,836	1,568	2,328	3,185	4,290	3,219	2,011	30,460
	フットサル場	641	555	2,283	1,419	2,296	2,400	1,577	2,487	1,910	1,681	1,922	1,406	20,577
	インフォメーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アイススケート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シャワー利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	さくらであい館	0	0	2,063	2,526	3,081	3,656	3,880	5,508	2,618	2,358	3,460	3,651	32,801
	総合計	394,612	338,233	346,439	284,632	356,368	332,234	425,093	418,535	314,296	304,425	370,533	441,098	4,326,498
	駐車場利用台数	75,598	48,874	76,484	62,614	76,721	74,684	75,168	85,776	66,491	68,073	85,254	74,404	870,141

淀川河川公園利用状況 令和3年度報告書

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
海老江	入園者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	野球場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テニスコート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サッカーグランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	駐車場利用台数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大淀野草	入園者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長柄	入園者数	3,007	4,097	4,056	3,680	2,740	1,576	1,817	2,189	1,747	1,880	1,575	2,657	31,021
	人数小計	3,007	4,097	4,056	3,680	2,740	1,576	1,817	2,189	1,747	1,880	1,575	2,657	31,021
長柄河畔	入園者数	2,786	3,142	3,657	3,382	3,249	1,180	1,256	1,206	1,018	804	724	1,235	23,639
	人数小計	2,786	3,142	3,657	3,382	3,249	1,180	1,256	1,206	1,018	804	724	1,235	23,639
毛馬	入園者数	7,625	5,626	7,728	8,240	6,220	4,802	5,403	5,096	5,899	5,906	7,183	16,902	86,630
	野球場	1,782	0	1,090	3,208	2,381	2,164	2,167	2,004	1,223	1,098	1,198	1,883	20,198
	テニスコート	525	0	244	819	547	576	676	689	517	602	501	583	6,279
	サッカーグランド	2,372	0	1,370	2,858	1,458	1,910	1,806	1,383	1,117	932	1,022	1,089	17,317
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	30
	人数小計	12,304	5,626	10,432	15,125	10,606	9,452	10,052	9,172	8,756	8,568	9,904	20,457	130,454
	赤川	入園者数	11,439	6,290	9,780	13,917	10,982	11,042	11,226	10,312	9,402	10,794	12,691	23,349
テニスコート	1,769	0	924	2,740	1,978	2,186	2,638	2,439	2,188	2,298	2,002	2,174	23,336	
サッカーグランド	1,720	0	827	2,043	1,476	1,497	1,598	1,576	910	812	637	871	13,967	
駐車場利用台数	5,386	0	2,003	6,649	5,068	5,368	6,046	5,418	3,944	4,185	4,241	5,854	54,162	
人数小計	14,928	6,290	11,531	18,700	14,436	14,725	15,462	14,327	12,500	13,904	15,330	26,394	178,527	
城北河畔	入園者数	2,862	3,559	4,375	3,924	3,390	1,442	1,737	1,727	1,424	1,886	1,266	1,732	29,324
	人数小計	2,862	3,559	4,375	3,924	3,390	1,442	1,737	1,727	1,424	1,886	1,266	1,732	29,324
太子橋	入園者数	14,963	8,367	5,528	9,564	7,523	7,868	9,655	9,966	7,024	11,168	22,634	27,882	142,142
	野球場	1,307	0	488	2,090	1,511	2,664	2,299	2,341	1,537	1,235	2,101	1,584	19,157
	駐車場利用台数	5,260	0	1,366	4,421	3,402	4,238	4,157	4,353	2,950	3,429	3,508	3,909	40,993
	人数小計	16,270	8,367	5,999	11,654	9,034	10,532	11,954	12,307	8,561	12,403	24,735	29,466	161,282
守口	入園者数	839	802	684	733	560	446	648	562	606	455	456	939	7,730
	人数小計	839	802	684	733	560	446	648	562	606	455	456	939	7,730
外島	入園者数	4,265	4,172	2,371	3,190	1,853	2,271	7,056	3,805	6,920	7,054	17,633	22,416	83,006
	テニスコート	127	0	21	179	118	127	160	0	0	0	0	0	732
	陸上競技場	491	0	164	1,037	494	1,593	996	0	0	0	0	0	4,775
	人数小計	4,883	4,172	2,556	4,406	2,465	3,991	8,212	3,805	6,920	7,054	17,633	22,416	88,513
八雲野草	入園者数	1,623	1,555	1,388	1,757	928	976	3,038	1,404	2,173	3,093	9,004	10,638	37,577
	人数小計	1,623	1,555	1,388	1,757	928	976	3,038	1,404	2,173	3,093	9,004	10,638	37,577
八雲	入園者数	6,319	4,300	4,167	6,034	4,390	6,947	9,832	6,305	5,415	8,047	19,065	18,371	99,192
	野球場	748	0	125	1,130	831	1,291	1,067	1,131	798	790	881	750	9,542
	テニスコート	565	0	301	1,185	939	907	777	748	1,239	1,086	525	743	9,015
	駐車場利用台数	1,455	0	603	1,630	1,294	1,747	1,678	1,426	1,220	1,274	1,069	1,233	14,629
	人数小計	7,632	4,300	4,593	8,349	6,160	9,145	11,676	8,184	7,452	9,923	20,471	19,864	117,749
庭窪河畔	入園者数	727	959	775	784	597	684	559	676	519	499	449	598	7,826
	人数小計	727	959	775	784	597	684	559	676	519	499	449	598	7,826
大日	入園者数	4,912	3,306	3,549	5,600	4,858	5,689	10,445	6,332	5,576	9,417	6,687	8,461	74,832
	野球場	1,036	0	369	1,894	919	1,872	2,303	1,495	1,269	827	1,833	879	14,696
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	駐車場利用台数	1,778	0	579	2,965	2,028	2,396	2,822	2,791	1,553	1,873	1,897	1,620	22,302
	人数小計	5,948	3,306	3,918	7,494	5,777	7,561	12,748	7,827	6,845	10,244	8,520	9,340	89,528
佐太西	入園者数	7,386	5,076	5,928	6,470	6,395	6,957	12,288	7,696	6,362	11,298	7,595	10,446	93,897
	野球場	1,998	0	833	3,502	2,289	2,938	3,150	3,509	2,002	3,331	2,912	2,433	28,897
	テニスコート	415	0	178	534	364	733	690	730	739	698	452	567	6,100
	駐車場利用台数	2,504	0	788	2,541	2,061	2,617	2,509	2,682	2,255	2,341	2,481	2,518	25,297
	人数小計	9,799	5,076	6,939	10,506	9,048	10,628	16,128	11,935	9,103	15,327	10,959	13,446	128,894
仁和寺野草	入園者数	8,467	4,965	6,573	7,792	7,002	7,956	13,753	9,381	7,869	8,140	7,877	9,617	99,392
	バタールゴルフ	1,102	0	366	807	664	1,103	1,312	1,367	1,066	1,129	1,098	1,213	11,227
	ゲートボール	50	0	13	12	26	8	50	90	0	216	0	58	523
	ディスクゴルフ	1,562	0	428	974	763	1,365	1,563	1,502	1,308	1,394	1,672	1,706	14,237
	駐車場利用台数	2,824	0	901	2,507	2,055	2,489	3,334	3,298	2,463	2,842	2,830	3,030	28,573
	人数小計	11,181	4,965	7,380	9,585	8,455	10,432	16,678	12,340	10,243	10,879	10,647	12,594	125,379

淀川河川公園利用状況 令和3年度報告書

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
点野野草	入園者数	1,764	1,487	1,702	1,530	1,108	1,231	3,155	1,694	2,485	4,233	1,534	2,646	24,569
	人数小計	1,764	1,487	1,702	1,530	1,108	1,231	3,155	1,694	2,485	4,233	1,534	2,646	24,569
太間	入園者数	23,929	8,661	11,194	17,147	13,941	17,935	22,388	21,800	17,582	21,644	17,547	18,944	212,712
	野球場	716	0	290	1,364	1,037	841	904	992	659	665	888	936	9,292
	陸上競技場	473	0	226	715	991	793	1,240	1,005	408	818	478	538	7,685
	駐車場利用台数	8,627	0	2,227	7,538	6,640	8,950	9,962	10,199	7,469	9,159	8,496	9,034	88,301
	人数小計	25,118	8,661	11,710	19,226	15,969	19,569	24,532	23,797	18,649	23,127	18,913	20,418	229,689
木屋元	入園者数	7,893	6,427	5,700	6,859	6,431	7,013	6,743	6,838	5,561	8,650	4,404	5,632	78,151
	野球場	982	0	534	2,397	1,618	2,298	1,916	2,032	1,571	1,572	1,394	1,767	18,081
	テニスコート	385	0	158	530	419	604	582	638	605	627	426	406	5,380
	サッカーラグビー場	669	0	182	1,001	905	952	776	607	897	938	0	0	6,927
	人数小計	9,929	6,427	6,574	10,787	9,373	10,867	10,017	10,115	8,634	11,787	6,224	7,805	108,539
出口野草	入園者数	2,460	2,342	2,340	1,995	1,400	1,484	1,653	1,341	1,826	4,457	1,318	6,893	29,509
	人数小計	2,460	2,342	2,340	1,995	1,400	1,484	1,653	1,341	1,826	4,457	1,318	6,893	29,509
出口	入園者数	2,246	2,955	2,375	2,018	1,334	1,692	1,401	1,497	1,531	4,559	1,108	6,981	29,697
	人数小計	2,246	2,955	2,375	2,018	1,334	1,692	1,401	1,497	1,531	4,559	1,108	6,981	29,697
出口河畔	入園者数	604	674	629	602	495	429	587	458	459	454	435	610	6,436
	人数小計	604	674	629	602	495	429	587	458	459	454	435	610	6,436
伊加賀野草	入園者数	2,961	3,535	3,184	2,518	2,014	2,150	3,338	2,439	2,859	5,335	1,966	8,444	40,743
	人数小計	2,961	3,535	3,184	2,518	2,014	2,150	3,338	2,439	2,859	5,335	1,966	8,444	40,743
三矢	入園者数	5,431	4,843	3,800	3,141	2,992	3,414	5,149	4,977	5,313	11,862	3,905	13,172	67,999
	テニスコート	128	0	31	146	146	132	162	167	222	263	194	144	1,735
	駐車場利用台数	1,528	0	387	921	894	1,195	1,451	1,571	1,549	1,474	1,324	1,568	13,862
	人数小計	5,559	4,843	3,831	3,287	3,138	3,546	5,311	5,144	5,535	12,125	4,099	13,316	69,734
枚方	入園者数	22,843	20,003	21,250	18,659	17,707	22,625	31,433	27,785	21,583	33,340	18,859	43,501	299,588
	野球場	324	0	87	454	171	234	397	2,274	499	3,526	454	7,297	15,717
	サッカー場	845	0	54	1,521	924	1,206	1,452	432	1,157	1,412	475	330	9,808
	駐車場利用台数	8,389	0	2,429	7,806	6,765	8,911	10,683	10,369	8,405	10,380	8,195	10,605	92,937
	人数小計	24,012	20,003	21,391	20,634	18,802	24,065	33,282	30,491	23,239	38,278	19,788	51,128	325,113
十三野草	入園者数	5,507	5,343	5,279	5,043	4,214	3,750	26,790	10,722	4,980	5,598	5,660	24,088	106,974
	人数小計	5,507	5,343	5,279	5,043	4,214	3,750	26,790	10,722	4,980	5,598	5,660	24,088	106,974
西中島	入園者数	17,947	7,001	8,395	11,640	8,675	9,390	48,245	16,540	10,730	18,878	13,635	51,676	222,752
	野球場	1,930	0	1,040	3,865	2,250	2,330	19,942	3,635	2,881	19,942	6,988	3,760	55,515
	駐車場利用台数	4,359	0	1,373	4,145	3,019	3,018	4,476	3,913	3,228	2,992	3,143	4,624	38,290
	人数小計	19,877	7,001	9,435	15,505	10,925	11,720	68,187	20,175	13,611	25,866	17,395	58,570	278,267
豊里	入園者数	10,971	10,717	9,778	8,013	7,827	7,428	27,235	11,335	7,913	11,574	11,978	30,328	155,097
	テニスコート	463	0	140	618	551	521	639	879	811	854	1,098	557	7,131
	駐車場利用台数	2,570	0	565	2,058	1,510	1,607	1,905	1,959	1,588	1,972	1,970	2,270	19,974
	人数小計	11,434	10,717	9,918	8,631	8,378	7,949	27,874	12,214	8,724	12,428	13,076	30,885	162,228
一津屋河畔	入園者数	2,159	2,075	2,142	1,855	1,492	1,411	1,946	1,821	1,733	1,971	1,558	2,100	22,263
	人数小計	2,159	2,075	2,142	1,855	1,492	1,411	1,946	1,821	1,733	1,971	1,558	2,100	22,263
一津屋野草	入園者数	4,366	3,056	3,194	4,383	4,308	4,089	4,625	6,349	3,924	4,822	4,889	5,511	53,516
	駐車場利用台数	1,038	0	298	1,049	1,083	1,026	1,226	1,149	934	1,162	1,149	1,211	11,325
	人数小計	4,366	3,056	3,194	4,383	4,308	4,089	4,625	6,349	3,924	4,822	4,889	5,511	53,516
鳥飼西	入園者数	4,684	2,937	2,748	3,058	2,653	2,757	3,465	3,269	3,020	4,204	3,450	4,898	41,143
	駐車場利用台数	1,123	0	210	614	555	585	817	814	642	1,016	808	953	8,137
	人数小計	4,684	2,937	2,748	3,058	2,653	2,757	3,465	3,269	3,020	4,204	3,450	4,898	41,143
鳥飼野草	入園者数	935	1,092	788	727	643	691	818	833	884	897	856	1,848	11,012
	人数小計	935	1,092	788	727	643	691	818	833	884	897	856	1,848	11,012
鳥飼下	入園者数	6,893	5,224	5,328	10,859	8,422	7,415	7,187	7,134	5,534	5,748	5,284	7,081	82,109
	サッカー場	1,183	0	446	2,192	1,657	1,384	1,430	1,555	1,865	1,543	1,065	1,572	15,892
	フットサル場	978	0	106	1,745	1,399	1,770	1,688	1,385	1,224	1,133	1,028	1,407	13,863
	駐車場利用台数	1,931	0	694	2,664	2,128	2,437	2,343	2,284	1,673	1,904	1,672	2,089	21,819
	人数小計	9,054	5,224	5,880	14,796	11,478	10,569	10,305	10,074	8,623	8,424	7,377	10,060	111,864
鳥飼上	入園者数	10,241	6,040	9,226	14,731	10,106	10,883	12,542	13,732	9,724	9,903	9,734	13,078	129,940
	野球場	1,655	0	708	2,982	1,776	2,750	2,751	2,653	1,793	1,888	2,109	2,154	23,219
	テニスコート	343	0	98	186	172	207	343	285	397	445	218	341	3,035
	サッカーラグビー場	1,070	0	410	2,513	1,085	1,400	1,615	1,993	964	724	1,168	1,365	14,307
	陸上競技場	80	0	0	30	71	85	78	0	52	60	45	0	501
	駐車場利用台数	5,235	0	1,955	6,617	4,117	5,534	5,708	6,351	4,284	4,934	4,491	5,577	54,803
	人数小計	13,389	6,040	10,442	20,442	13,210	15,325	17,329	18,663	12,930	13,020	13,274	16,938	171,002

淀川河川公園利用状況 令和3年度報告書

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
三島江	入園者数	4,021	2,575	3,072	4,694	4,091	4,331	4,814	4,718	3,479	3,643	3,568	4,955	47,961
	野球場	829	0	453	1,067	1,123	1,634	1,171	1,440	1,180	626	714	1,129	11,366
	テニスコート	102	0	12	53	50	20	68	28	65	77	56	25	556
	サッカーラグビー場	500	0	0	657	498	638	853	602	412	559	676	459	5,854
	駐車場利用台数	1,496	0	464	1,382	1,413	1,530	1,719	1,616	1,083	1,062	1,199	1,609	14,573
	人数小計	5,452	2,575	3,537	6,471	5,762	6,623	6,906	6,788	5,136	4,905	5,014	6,568	65,737
三島江野草	入園者数	1,262	1,307	1,222	1,153	898	794	869	861	719	770	731	1,001	11,587
	人数小計	1,262	1,307	1,222	1,153	898	794	869	861	719	770	731	1,001	11,587
大塚	入園者数	16,337	16,440	15,432	11,913	12,381	13,639	14,334	13,396	11,583	14,843	13,204	16,057	169,559
	野球場	1,043	0	318	1,345	1,314	1,928	1,523	1,668	685	1,226	873	1,089	13,012
	テニスコート	247	0	55	207	168	199	254	227	219	238	191	197	2,202
	サッカーラグビー場	912	0	308	1,676	1,448	1,607	1,200	852	814	1,006	606	1,144	11,573
	陸上競技場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゲートボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	駐車場利用台数	5,472	0	1,300	3,829	4,149	5,366	5,326	4,987	3,802	4,388	3,930	5,120	47,669
	人数小計	18,539	16,440	16,113	15,141	15,311	17,373	16,143	13,301	17,313	14,874	18,487	18,487	196,346
島本	入園者数	13,331	10,763	11,024	12,973	10,078	13,779	12,791	11,170	10,201	9,662	9,347	10,752	135,871
	野球場	398	0	185	815	743	1,981	1,274	962	817	724	595	735	9,229
	テニスコート	64	0	6	245	62	96	78	55	97	103	61	61	928
	サッカーラグビー場	952	0	452	2,369	1,089	2,857	1,377	1,266	1,275	1,247	908	1,291	15,083
	ゲートボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	駐車場利用台数	1,341	0	470	1,709	1,078	2,683	1,800	1,487	1,388	1,582	1,540	1,745	16,823
人数小計	14,745	10,763	11,667	16,402	11,972	18,713	15,520	13,453	12,390	11,736	10,911	12,839	161,111	
大山崎	入園者数	11,879	2,763	5,199	11,176	4,154	2,312	7,635	7,937	5,769	6,648	5,689	6,364	77,525
	野球場	2,596	0	792	6,341	2,394	0	4,041	5,070	2,785	2,376	2,036	1,984	30,415
	フットサル場	974	0	231	325	102	0	527	454	202	286	273	332	3,706
	駐車場利用台数	4,413	0	1,365	4,448	1,441	0	3,912	4,267	3,359	3,786	3,311	3,735	34,037
	人数小計	15,449	2,763	6,222	17,842	6,650	2,312	12,203	13,461	8,756	9,310	7,998	8,680	111,646
背割堤	入園者数	48,435	21,747	18,132	20,378	12,957	18,590	28,530	28,981	15,129	16,825	16,954	54,858	301,516
	駐車場利用台数	2,384	0	869	2,153	761	0	3,658	3,993	2,624	2,885	3,141	3,455	25,923
	人数小計	48,435	21,747	18,132	20,378	12,957	18,590	28,530	28,981	15,129	16,825	16,954	54,858	301,516
守口サービスセンター	入園者数	147	0	45	170	120	133	211	139	239	242	180	322	1,948
	インフォメーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	147	0	45	170	120	133	211	139	239	242	180	322	1,948
庭窪レストセンター	入園者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太間サービスセンター	入園者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シャワー利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥飼サービスセンター	入園者数	1,005	0	315	1,245	1,110	1,195	1,324	1,332	1,092	1,197	1,155	1,291	12,261
	シャワー利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	1,005	0	315	1,245	1,110	1,195	1,324	1,332	1,092	1,197	1,155	1,291	12,261
背割堤サービスセンター	展望塔	1,074	0	703	2,869	1,492	0	4,031	4,066	2,010	2,477	2,765	5,144	26,631
	会議室	33	0	68	284	105	0	424	402	504	251	202	238	2,511
	人数小計	1,107	0	771	3,153	1,597	0	4,455	4,468	2,514	2,728	2,967	5,382	29,142
フィットネスリゾート	プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アイススケート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	入園者数	307,471	206,223	214,052	253,547	202,238	220,396	367,921	275,755	217,806	292,400	273,787	498,274	3,329,870
	野球場	17,344	0	7,312	32,454	20,357	24,925	44,905	31,206	19,699	26,872	21,748	31,514	278,336
	テニスコート	5,133	0	2,168	7,442	5,514	6,308	7,067	6,885	7,099	7,291	5,724	5,798	66,429
	サッカーラグビー場	8,195	0	3,549	13,117	7,959	10,861	9,225	8,279	6,389	6,218	5,017	6,219	85,028
	陸上競技場	1,044	0	390	1,782	1,556	2,471	2,314	1,005	460	908	523	538	12,991
	パターゴルフ	1,102	0	366	807	664	1,103	1,312	1,367	1,066	1,129	1,098	1,213	11,227
	ゲートボール	50	0	13	12	26	8	50	90	0	216	0	58	523
	ディスクゴルフ	1,562	0	428	974	763	1,365	1,563	1,502	1,308	1,394	1,672	1,706	14,237
	サッカー場	2,028	0	500	3,713	2,581	2,590	2,882	1,987	3,022	2,955	1,540	1,902	25,700
	フットサル場	1,952	0	337	2,070	1,501	1,770	2,215	1,839	1,426	1,419	1,301	1,739	17,569
	インフォメーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アイススケート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シャワー利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	さくらであい館	1,107	0	771	3,153	1,597	0	4,455	4,468	2,514	2,728	2,967	5,382	29,142
	総合計	346,988	206,223	229,886	319,071	244,756	271,797	443,909	334,383	260,789	343,530	315,377	554,343	3,871,052
	駐車場利用台数	69,113	0	20,846	67,646	51,461	61,697	75,472	74,927	56,413	64,640	60,395	71,759	674,369

## 公園利用者アンケート

## 淀川河川公園 ご利用される皆様へのアンケート

Q1. あなたの性別は?..... 男 ・ 女

Q2. あなたの年齢は? (1つお選びください)

- 1) 小学生 2) 中学生 3) 15~18歳 4) 19~29歳 5) 30~39歳 6) 40~49歳 7) 50~59歳  
8) 60~69歳 9) 70歳以上

Q3. あなたのお住まいはどちらですか? (1つお選びください)

- 大阪市** 1) 福島区 2) 北区 3) 都島区 4) 旭区 5) 西淀川区 6) 淀川区  
7) 東淀川区 8) 此花区 9) 西区 10) 中央区 11) 城東区 12) 鶴見区  
**大阪府** 13) 守口市 14) 門真市 15) 寝屋川市 16) 枚方市 17) 吹田市  
18) 摂津市 19) 茨木市 20) 高槻市 21) 島本町  
**京都府** 22) 大山崎町 23) 八幡市 24) 長岡京市 25) 久御山町 26) 京都市  
**その他** ( )

Q4. 公園までの主な交通手段は何ですか? (主な手段を1つだけ、お選びください)

- 1) 徒歩 2) 自転車 3) バイク 4) 自動車 5) 電車 6) 路線バス 7) その他 ( )

Q5. 本日はどなたといらっしゃいましたか? (1つお選びください)

- 1) 一人で 2) 友人・知人と 3) カップルで 4) 夫婦で 5) 家族と 6) 学校の団体 7) 地域の団体  
8) 職場の団体 9) その他 ( )

Q6. どのくらいの頻度でいらっしゃいますか? (1つお選びください)

- 1) ほぼ毎日 2) 週に2~3回 3) 週に1回 4) 月に2~3回 5) 月に1回 6) 年に数回  
7) 年に1回 8) 数年に1回程度 9) 今回が初めて

Q7. 本日は、どのくらいの時間、公園で過ごされますか? (1つお選びください)

- 1) 15分以内 2) 15~30分 3) 30分~1時間 4) 1~2時間 5) 2~3時間 6) 3~5時間 7) 5時間以上

Q8. 公園には満足されましたか? (1つお選びください)

- 1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満  
(よろしければ理由をお教えてください: )

Q9. 公園を利用した感想を、①~⑦それぞれについてお聞かせ下さい。

- ① 広場の芝生・樹木の手入れ  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満
- ② 広場の清掃状況  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満
- ③ トイレの清潔さ  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満
- ④ スタッフ対応の良さ  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満 6) スタッフには会っていない
- ⑤ 駐車場を利用した感想  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満 6) 利用していないためわからない
- ⑥ 野球場、サッカー場、ラグビー場を利用した感想  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満 6) 利用していないためわからない
- ⑦ テニスコートを利用した感想  
1) 満足 2) やや満足 3) 普通 4) やや不満 5) 不満 6) 利用していないためわからない



ご協力ありがとうございました。またご利用ください!

自然環境・歴史文化に関する利用プログラム実績

	令和1年度		令和2年度		令和3年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
①委託費のみで行ったもの	40	11,604	36	3,608	34	1,057
②委託費及び自主財源で行ったもの	1	15	3	67	4	87
③委託費及び持ち込みで行ったもの	4	13,441	1	156	3	141
④自主財源で行ったもの	1	374	6	256	4	361
合計	46	25,434	46	4,087	45	1,630

■令和元年度 自然環境・歴史文化に関する利用プログラム

①委託費のみで行ったもの

	テーマ	件名	対象	内容	開催場所	実施日	参加人数	財源
1	自然環境	背割堤の野鳥を観察しよう	参加者	自然観察	背割堤地区	4月20日(土)	21人	①
2	自然環境	枚方宿みなと五六市 (動物ふれあいフェスティバル同時開催)	来園者	自然とのふれあい	枚方地区	4月14日(日)	100人	④
3	自然環境	花壇ボランティア(除草ほか)	参加者	花づくり体験	三矢地区	5月19日(日)	1人	①
4	自然環境	春の野草教室	参加者	自然観察	背割堤地区	5月11日(土)	37人	①
5	自然環境	春の草木染めワークショップ	参加者	ワークショップ	背割堤地区	5月12日(日)	16人	①
6	自然環境	とりかい高等支援学校 出前講座 (プランターづくり作業)	障がい者等	出前講座	とりかい高等支援学校	5月21日(火)	14人	①
7	自然環境	むらの高等支援学校 職場体験学習 (ワタの播種・土づくり作業)	障がい者等	職場体験学習	太間地区 太間サービスセンター	5月17日(金)	37人	①
8	自然環境	ヤナギ再樹林化防止大作戦	参加者	環境保護活動	三島江野草地区	5月18日(土)	14人	①
9	自然環境	枚方宿みなと五六市	来園者	自然とのふれあい	枚方地区	5月12日(日)	2,000人	④
10	自然環境	花壇ボランティア(除草ほか)	参加者	花づくり体験	枚方地区	6月1日(土) 3日(月)	2人	①
11	自然環境	さくらクラフトをつくろう	参加者	ワークショップ	背割堤地区	6月2日(日)	6人	①
12	自然環境	枚方宿みなと五六市	来園者	自然とのふれあい	枚方地区	6月9日(日)	400人	④
13	自然環境	むらの高等支援学校 職場体験学習	障がい者等	職場体験学習	太間地区 太間サービスセンター	6月18日(火) ~20日(木)	132人	①
14	自然環境	ヤナギ再樹林化防止大作戦	参加者	環境保護活動	三島江野草地区	6月29日(土)	12人	①
15	自然環境	みんなで七夕飾り ~短冊コーナー展開~	参加者	ワークショップ	背割堤地区	6月29日(土) ~7月7日(日)	100人	①
16	自然環境	みんなで七夕飾り ~八幡市内園児の笹飾り展示~	来場者	ワークショップ	背割堤地区	7月5日(金) ~14日(日)	1,001人	①
	自然環境	枚方宿みなと五六市	来園者	自然とのふれあい	枚方地区	7月7日(日)	雨天中止	④
17	自然環境	夏休み草木染めチャレンジ講座	参加者	ワークショップ	背割堤地区	8月3日(土)	9人	①
18	自然環境	淀川の自然を楽しむ会 ~干潟を楽しもう~	参加者	自然観察	西中島地区	8月3日(土)	79人	①
19	自然環境	花壇ボランティア(除草ほか)	参加者	花づくり体験	三矢地区	8月18日(日)	1人	①
20	自然環境	草木染めワークショップ	参加者	ワークショップ	背割堤地区	9月1日(日)	15人	①
21	自然環境	とりかい高等支援学校社会出前講座 (堆肥作り)	障がい者等	出前講座	とりかい高等支援学校	9月3日(火)	23人	①

22	自然環境	枚方宿みなと五六市	来園者	自然とのふれあい	枚方地区	9月8日(日)	1,000人	④
23	自然環境	むらの高等支援学校職場体験学習 (ワタ摘み、コースターづくりなど)	参加者	職場体験学習	太間地区	10月4日(金)	38人	①
24	自然環境	秋の野草教室	参加者	自然観察	背割堤地区	10月13日(日)	34人	①
25	自然環境	枚方地区花壇ボランティア(除草ほか)	参加者	花づくり体験	枚方地区	10月14日(月)	1人	①
	自然環境	枚方宿みなと五六市	来園者	自然とのふれあい	枚方地区	10月13日(日)	中止	④
26	自然環境	むらの高等支援学校 職場体験学習 (チューリップ球根植付)	障がい者等	職場体験学習	太間地区	11月1日(金)	12人	①
27	自然環境	クリスマスリースをつくろう!	参加者	ワークショップ	背割堤地区	11月3日(日)	13人	①
28	自然環境	ヤナギ再樹林化防止大作戦	参加者	環境保護活動	三島江野草地区	11月23日(土)	8人	①
29	自然環境	とりかい高等支援学校社会出前講座 (堆肥作り)	障がい者等	出前講座	とりかい高等支援学校	11月14日(木)	27人	①
30	自然環境	三矢地区花壇ボランティア(除草ほか)	参加者	花づくり体験	三矢地区	11月16日(土)	1人	①
31	自然環境	枚方宿みなと五六市	来園者	自然とのふれあい	枚方地区	11月10日(日)	4,000人	④
32	自然環境	枚方宿みなと五六市	来園者	自然とのふれあい	枚方地区	12月8日(日)	700人	④
33	自然環境	よどがわこどもスポーツスクール	参加者	自然とのふれあい	枚方地区	12月8日(日)	164人	①
34	自然環境	三矢地区花壇ボランティア(除草ほか)	参加者	花づくり体験	三矢地区	12月15日(日)	1人	①
35	自然環境	とりかい高等支援学校への出前事業 (堆肥切り返し作業(2回目))	障がい者等	出前講座	とりかい高等支援学校 圃場	1月14日(火)	25人	①
36	自然環境	背割堤の野鳥を観察しよう	参加者	自然観察	背割堤地区	1月25日(土)	13人	①
37	歴史文化	淀川河川公園凧揚げ大会&Hotな冬遊び	参加者	歴史文化体験	太間地区	2月9日(日)	1,500人	①
38	歴史文化	お茶の楽しみ方教室	参加者	歴史文化体験	背割堤地区	2月11日(火)	6人	①
39	自然環境	ナチュラルヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	2月16日(日)	5人	①
40	自然環境	淀川の自然を楽しむ会 ～川原の野鳥観察会	参加者	自然観察	枚方地区	2月23日(日)	36人	①

②委託費及び自主財源で行ったもの

	テーマ	件名	対象	内容	開催場所	実施日	参加人数	財源
1	自然環境	さくらチップの燻製づくり教室	参加者	ワークショップ	背割堤地区	6月16日(日)	15人	②
	自然環境	さくらチップの燻製づくり教室	参加者	ワークショップ	背割堤地区	10月19日(土)	中止	②

③委託費及び持ち込みで行ったもの

	テーマ	件名	対象	内容	開催場所	実施日	参加人数	財源
1	自然環境	淀川アーバンキャンプ2019	参加者	水辺のにぎわい作り	西中島地区	4/28(日)~30(火) 5/3(金)~5(日)	500人	③
2	自然環境	よどがわカヌー体験教室	参加者	水辺のアクティビティ	枚方地区	6月9日(日)	31人	③
3	自然環境	淀川アーバンキャンプ2019~秋	参加者	水辺のにぎわい作り	西中島地区	10月18日~20日 25日~27日	9,860人	③
4	自然環境	淀川アーバンキャンプ2019~秋	参加者	水辺のにぎわい作り	西中島地区	11月1日~4日	3,050人	③

④自主財源で行ったもの

	テーマ	件名	対象	内容	開催場所	実施日	参加人数	財源
1	歴史文化	桜のお話ツアー	来園者	背割堤の歴史解説等	背割堤地区	4月1日(月) ~7日(日)	374人	④
	歴史文化	桜のお話しツアー	来園者	背割堤の歴史解説等	背割堤地区	3月28日(土) ~31日(火)	中止	④

■令和2年度 自然環境・歴史文化に関する利用プログラム

①委託費のみで行ったもの

	テーマ	件名	対象	内容	開催場所	実施日	参加人数	財源
	自然環境	背割堤の野鳥を観察しよう	参加者	自然観察	背割堤地区	4月18日(土)	中止	①
	自然環境	ナチュラルヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	4月19日(日)	中止	①
	自然環境	春の草木染めワークショップ	参加者	ワークショップ	背割堤地区	5月9日(土)	中止	①
	自然環境	触れて・遊んで・食べる！野草教室	参加者	自然観察	背割堤地区	5月16日(土)	中止	①
	自然環境	むらの高等支援学校 職場体験学習 (ワタの播種・土づくり作業)	障がい者等	職場体験学習	太間地区、太間サービスセンタ	5月17日(日)	中止	①
	自然環境	ナチュラルヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	5月17日(日)	中止	①
	自然環境	ヤナギ再樹林化防止大作戦	参加者	環境保護活動	三島江野草地区	5月18日(月)	中止	①
	自然環境	花壇ボランティア(除草ほか)	参加者	花づくり体験	三矢地区	5月19日(火)	中止	①
	自然環境	とりかい高等支援学校 出前講座 (プランターづくり作業)	障がい者等	花づくり体験	とりかい高等支援学校	5月21日(木)	中止	①
	自然環境	花壇ボランティア(除草ほか)	参加者	花づくり体験	枚方地区	6月1日(土) 3日(月)	中止	①
	自然環境	さくらクラフトをつくろう	参加者	ワークショップ	背割堤地区	6月2日(日)	中止	①
	自然環境	むらの高等支援学校 職場体験学習 (ワタの播種・土づくり作業)	障がい者等	職場体験学習	太間地区、太間サービスセンタ	6月18日(木) ～20日(土)	中止	①
	自然環境	ナチュラルヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	6月21日(日)	中止	①
	自然環境	ヤナギ再樹林化防止大作戦	参加者	環境保護活動	三島江野草地区	6月29日(月)	中止	①
1	歴史文化	七タウィーク～短冊コーナー展開～	参加者	歴史文化体験	背割堤地区	7月2日(木) ～16日(木)	120人	①
2	歴史文化	七タウィーク～八幡市内園児の笹飾り展示～	来園者	歴史文化体験	背割堤地区	7月9日(木) ～16日(木)	389人	①
	自然環境	ナチュラルヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	7月19日(日)	中止	①

3	自然環境	さくらクラフトをつくろう	参加者	ワークショップ	背割堤地区	8月1日(土)	6人	①
4	自然環境	背割堤で生き物観察	参加者	自然観察	背割堤地区	8月9日(日)	39人	①
5	自然環境	夏休み自由研究対策	参加者	自然観察	背割堤地区	8月10日(月)	5人	①
6	自然環境	セミから学ぼう！背割堤の自然 (資料配布)	来園者	自然観察	背割堤地区	8月1日(土)～ 30日(日)		①
7	自然環境	さくらであい館から見る星空観察 (資料配布)	来園者	自然観察	背割堤地区	8月1日(土)～ 30日(日)		①
8	自然環境	背割堤の夏の休日(展示イベント)	来園者	風景紹介展示	背割堤地区	8月1日(土)～ 30日(日)	2,541人	③
9	自然環境	草木染めワークショップ	参加者	ワークショップ	背割堤地区	9月6日(日)	10人	①
10	自然環境	淀川の自然を楽しむ会 ～干潟で楽しもう～	参加者	自然観察	十三野草地区	9月17日(木)	26人	①
11	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	9月20日(日)	5人	①
12	自然環境	昼下がりのお月見会	参加者	自然観察	背割堤地区	9月22日(火)	25人	①
13	自然環境	むらの高等支援学校職場体験学習 (ワタ摘み、土づくりなど)	参加者	職場体験学習	太間地区	9月30日(水)	41人	①
14	自然環境	背割堤秋の野草教室	参加者	自然観察	背割堤地区	10月17日(土)	1人	①
15	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	10月18日(日)	9人	①
16	自然環境	むらの高等支援学校職場体験学習 (ワタ摘み、土づくりなど)	参加者	職場体験学習	太間地区	10月1日(木) 10月2日(金)	82人	①
17	自然環境	むらの高等支援学校職場体験学習 (チューリップ球根植付)	参加者	職場体験学習	太間地区	11月6日(金)	12人	①
18	自然環境	とりかい高等支援学校出前授業 (堆肥づくり)	参加者	出前講座	とりかい高等支援学校	11月24日(火)	22人	①
19	歴史文化	お茶の楽しみ方教室～和紅茶編～	参加者	歴史文化体験	背割堤地区	11月1日(日)	10人	①
20	歴史文化	秋の自然工作教室(竹細工に挑戦！)	参加者	歴史文化体験	背割堤地区	11月3日(火)	11人	①
21	歴史文化	秋の自然工作教室(よしぶえづくり)	参加者	歴史文化体験	背割堤地区	11月3日(火)	10人	①
22	歴史文化	八幡の背割堤とグリーンインフラ ～背割堤と水防災の歴史講座～	参加者	歴史文化講座	背割堤地区	11月8日(日)	17人	①

23	自然環境	クリスマスリースをつくろう	参加者	ワークショップ	背割堤地区	11月23日(月)	13人	①
24	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	11月15日(日)	12人	①
25	歴史文化	枚方歴史ハイク (散策マップ配布)	来園者	歴史文化体験	枚方地区	11月8日(日)		①
26	歴史文化	八幡の歴史散歩 (散策マップ配布)	来園者	歴史文化体験	背割堤地区	11月1日(日) ～29日(日)		①
27	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	12月20日(日)	5人	①
28	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	1月17日(日)	9人	①
29	自然環境	とりかい高等支援学校出前授業 (堆肥づくり、第1回繰り返し)	参加者	出前講座	とりかい高等支援学校	1月26日(火)	24人	①
	自然環境	背割堤の野鳥を観察しよう	参加者	自然観察	背割堤地区	1月31日(日)	中止	①
30	歴史文化	淀川河川公園凧あげ大会&Hotな冬遊び	参加者	歴史文化体験	太間地区	2月14日(日)	100人	①
31	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	2月21日(日)	9人	①
	歴史文化	八幡の背割堤とグリーンインフラ	参加者	歴史文化講座	背割堤地区	2月14日(日)	中止	①
	自然環境	淀川の自然を楽しむ会 ～川原の野鳥観察会	参加者	自然観察	枚方地区	2月27日(土)	中止	①
32	自然環境	春の草木染ワークショップ	参加者	ワークショップ	背割堤地区	3月7日(日)	10人	①
33	自然環境	さくら歴史文化さんぽ (散策マップ配布)	来園者	歴史文化体験	背割堤地区	3月6日(土)～ 21日(日)		①
34	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	3月21日(日)	10人	①
35	自然環境	とりかい高等支援学校出前授業 (堆肥づくり、第2回繰り返し)	参加者	出前講座	とりかい高等支援学校	3月16日(火)	18人	①
36	自然環境	ヤナギ再樹林化防止大作戦	参加者	環境保護活動	三島江野草地区	3月20日(土)	17人	①

②委託費及び自主財源で行ったもの

	テーマ	件名	対象	内容	開催場所	実施日	参加人数	財源
	自然環境	さくらチップの燻製づくり	参加者	ワークショップ	背割堤地区	6月16日(火)	中止	②
1	自然環境	夏の背割堤カヌー体験	参加者	水辺のアクティビティ	背割堤地区	8月9日(日)	32人	②
	自然環境	秋の背割堤カヌー教室	参加者	水辺のアクティビティ	背割堤地区	11月3日(火)	中止	②
2	自然環境	宇治川でSUPに挑戦!	参加者	水辺のアクティビティ	背割堤地区	11月15日(日)	24人	②
3	自然環境	淀川SUP体験	参加者	水辺のアクティビティ	枚方地区	11月8日(日)	11人	②

③委託費及び持ち込みで行ったもの

	テーマ	件名	対象	内容	開催場所	実施日	参加人数	財源
	自然環境	よどがわカヌー教室	参加者	水辺のアクティビティ	枚方地区	5月10日(日)	中止	③
1	自然環境	秋の背割堤周遊クルーズ	参加者	水辺のアクティビティ	背割堤地区	11月28日(土) 29日(日)	156人	③

④自主財源で行ったもの

	テーマ	件名	対象	内容	開催場所	実施日	参加人数	財源
	歴史文化	桜のお話ツアー	来園者	背割堤の歴史解説等	背割堤地区	4月1日(水) ~7日(火)	中止	④
1	自然環境	淀川アーバンフロント 秋 ~カヌー体験~	参加者	水辺のアクティビティ	西中島地区	10月17日(土)~31日(土) の土日祝	129人	④
2	自然環境	淀川アーバンフロント 秋 ~Eボート体験~	参加者	水辺のアクティビティ	西中島地区	10月17日(土)~31日(土) の土日祝	50人	④
3	自然環境	淀川アーバンフロント 秋 ~SUP体験~	参加者	水辺のアクティビティ	西中島地区	10月17日(土)~31日(土) の土日祝	6人	④
4	自然環境	淀川アーバンフロント 秋 ~カヌー体験~	参加者	水辺のアクティビティ	西中島地区	11月1日(日) 2日(月),3日(火)	53人	④
5	自然環境	淀川アーバンフロント 秋 ~Eボート体験~	参加者	水辺のアクティビティ	西中島地区	11月1日(日) 2日(月),3日(火)	7人	④
6	自然環境	淀川アーバンフロント 秋 ~SUP体験~	参加者	水辺のアクティビティ	西中島地区	11月1日(日) 2日(月),3日(火)	11人	④

■令和3年度 自然環境・歴史文化に関する利用プログラム

①委託費のみで行ったもの

	テーマ	件名	対象	内容	開催場所等	実施日	参加人数	財源
1	自然環境	ナチュラルヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	4月18日(日)	13人	①
	自然環境	ナチュラルヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	5月16日(日)	中止	①
2	自然環境	とりかい高等支援学校 出前講座 (プランターづくり作業)	障がい者等	出前講座	とりかい高等支援学校	5月25日(火)	12人	①
	自然環境	初夏の野草教室	参加者	自然観察	背割堤地区	5月29日(土)	中止	①
	自然環境	ナチュラルヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	6月20日(日)	中止	①
3	歴史文化	七夕ウィーク～短冊記入コーナー～	参加者	歴史文化体験	背割堤地区	7月1日(木)～ 7月15日(木)	144人	①
4	歴史文化	七夕ウィーク～八幡市内園児の飾り展示～	来場者	歴史文化体験	背割堤地区	7月8日(木)～ 7月15日(木)	380人	①
5	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	水辺のアクティビティ	背割堤地区	7月18日(日)	7人	①
6	自然環境	～八幡の背割堤とグリーンインフラ 「ゲームで学ぶ自然いろいろ」～	参加者	自然観察	背割堤地区	7月24日(土)	14人	①
7	自然環境	背割堤夏の休日 ～夏の草木染ワークショップ～	参加者	ワークショップ	背割堤地区	7月31日(土)	10人	①
8	自然環境	～八幡の背割堤とグリーンインフラ 「水辺の生き物探検隊」～	参加者	自然観察	背割堤地区	8月7日	22人	①
9	自然環境	背割堤夏の休日 ～さくらクラフトをつくろう～	参加者	ワークショップ	背割堤地区	8月8日(日)	6人	①
10	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	8月15日(日)	2人	①
	自然環境	昼下がりのお月見会	参加者	自然観察	背割堤地区	9月12日(日)	中止	①
11	自然環境	第111回淀川の自然を楽しむ会 ～干潟を楽しもう！～	参加者	自然観察	西中島・十三野草地区	9月19日(日)	9人	①
	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	9月19日(日)	中止	①
	自然環境	秋の草木染ワークショップ	参加者	ワークショップ	背割堤地区	9月25日(土)	中止	①
12	自然環境	むらの高等支援学校職場体験学習 (ワタ摘み、土づくりなど)	参加者	職場体験学習	太間地区	9月29日(水) 30日(木)	77人	①
13	自然環境	むらの高等支援学校職場体験学習 (ワタ摘み、土づくりなど)	参加者	職場体験学習	太間地区	10月1日(金)	37人	①
14	自然環境	秋の草木染ワークショップ	参加者	-別紙186のワークショップ	背割堤地区	10月16日(土)	10人	①

15	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	10月17日(日)	5人	①
16	歴史文化	背割堤のアキサイ！ ～京都・八幡の竹細工教室～	参加者	歴史文化体験	背割堤地区	10月23日(土)	11人	①
17	歴史文化	背割堤のアキサイ！ ～お茶の楽しみ方教室“和紅茶編”～	参加者	歴史文化体験	背割堤地区	10月31日(日)	10人	①
18	自然環境	背割堤のアキサイ！ ～地元素材のよしづえづくり～	参加者	ワークショップ	背割堤地区	11月3日(水)	9人	①
19	自然環境	八幡の背割堤とグリーンインフラ 「ゲームで学ぶ自然いろいろ」	参加者	自然観察	背割堤地区	11月6日(土)	16人	①
20	自然環境	背割堤のアキサイ！ ～秋の野草教室“草花の種図鑑”～	参加者	自然観察	背割堤地区	11月7日(日)	15人	①
21	自然環境	むらの高等支援学校職場体験学習 (チューリップ球根植付)	参加者	職場体験学習	太間地区	11月12日(金)	12人	①
22	歴史文化	八幡の背割堤とグリーンインフラ 「背割堤と水防災の歴史講座」	参加者	歴史文化講座	背割堤地区	11月14日(日)	21人	①
23	自然環境	とりかい高等支援学校出前授業 (堆肥づくり)	参加者	出前講座	とりかい高等支援学校	11月16日(火)	25人	①
24	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	11月21日(日)	2人	①
25	自然環境	背割堤のアキサイ！ ～クリスマスリースをつくろう～	参加者	ワークショップ	背割堤地区	11月23日(火)	11人	①
26	自然環境	ナチュラルヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	12月19日(日)	8人	①
27	自然環境	ナチュラルヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	1月16日(日)	3人	①
28	自然環境	とりかい高等支援学校、出前授業 (堆肥づくり、第1回切り返し作業)	参加者	出前講座	とりかい高等支援学校	1月18日(火)	27人	①
29	自然環境	八幡の背割堤とグリーンインフラ ～野鳥観察会「背割堤と野鳥たち」	参加者	自然観察	背割堤地区	1月23日(日)	15人	①
30	自然環境	淀川の自然を楽しむ会 ～川原の野鳥観察会～	参加者	自然観察	枚方地区	1月29日(土)	17人	①
	自然環境	背割堤の野鳥を観察しよう	参加者	自然観察	背割堤地区	2月6日(日)	中止	①
31	歴史文化	淀川河川公園凧あげ大会	参加者	歴史文化体験	太間地区	2月12日(土)	61人	①
	歴史文化	Hotな冬遊び	参加者	歴史文化体験	太間地区	2月12日(土)	中止	①
32	自然環境	ナチュラル・ヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	2月20日(日)	3人	①
33	自然環境	とりかい高等支援学校出前授業 (堆肥づくり、第2回切り返し)	参加者	出前講座	とりかい高等支援学校	3月8日(火)	23人	①
34	自然環境	ナチュラルヨガ教室	参加者	ヨガレッスン	背割堤地区	3月20日(日)	4人	①

②委託費及び自主財源で行ったもの

	テーマ	件名	対象	内容	開催場所	実施日	参加人数	財源
1	自然環境	背割堤夏の休日 ～SUPに挑戦！in宇治川～	参加者	水辺のアクティビティ	背割堤地区	7月18日(日)	14人	②
2	自然環境	背割堤夏の休日 ～カヌー体験in木津川～	参加者	水辺のアクティビティ	背割堤地区	7月22日(木)	60人	②
3	自然環境	背割堤のアキサイ！ ～親子で体験SUP教室in宇治川～	参加者	水辺のアクティビティ	背割堤地区	11月20日(土)、21日(日)	11人	②
4	自然環境	背割堤のアキサイ！2021 ～ペアで挑戦！大人のためのSUP教室～	参加者	水辺のアクティビティ	背割堤地区	11月20日(土)、21日(日)	2人	②

③委託費及び持ち込みで行ったもの

	テーマ	件名	対象	内容	開催場所	実施日	参加人数	財源
	自然環境	よどがわカヌー教室	参加者	水辺のアクティビティ	枚方地区	5月9日(日)	中止	③
1	歴史文化	背割堤夏の休日 ～夏休み やわた人形劇inさくらであい館～	参加者	歴史文化体験	背割堤地区	7月17日(土)	39人	③
2	自然環境	よどがわカヌー教室	参加者	水辺のアクティビティ	枚方地区	9月25日(土) 26日(日)	66人	③
3	自然環境	よどがわカヌー教室	参加者	水辺のアクティビティ	枚方地区	3月13日(日)	36人	③

④自主財源で行ったもの

	テーマ	件名	対象	内容	開催場所	実施日	参加人数	財源
1	歴史文化	オンライン！さくらのお話ツアー	参加者	背割堤の歴史解説等	京阪なにわ橋駅 アートエリアB1	4月22日(木)	5人	④
2	自然環境	淀川アーバンフロント ～カヌー体験～	参加者	水辺のアクティビティ	西中島・十三野草地区	10月16日(土)～31日(日)の土日	102人	④
3	自然環境	淀川アーバンフロント ～SUP体験～	参加者	水辺のアクティビティ	西中島・十三野草地区	10月16日(土)～31日(日)の土日	15人	④
4	歴史文化	さくらのお話ツアー	参加者	背割堤の歴史解説等	背割堤地区	3月26日(土)～31日(木)	239人	④

## 広報・報道実績

## 令和元年

	テレビ	ラジオ	新聞	チラシ	雑誌	その他	計
4月	12	0	7	0	10	0	29
5月	0	0	4	0	1	0	5
6月	1	0	2	0	4	0	7
7月	1	0	3	1	10	2	17
8月	2	0	6	5	4	3	20
9月	3	0	0	0	12	6	21
10月	2	1	0	0	8	2	13
11月	0	0	3	4	5	0	12
12月	0	0	0	3	7	0	10
1月	0	0	3	0	7	0	10
2月	1	0	4	2	5	0	12
3月	8	0	0	0	9	0	17
計	30	1	32	15	82	13	173

## 令和2年

	テレビ	ラジオ	新聞	チラシ	雑誌	その他	計
4月	3	0	6	0	2	0	11
5月	0	0	2	0	3	0	5
6月	1	0	2	0	3	0	6
7月	3	1	1	0	5	0	10
8月	12	2	3	1	3	1	22
9月	2	0	2	2	12	3	21
10月	1	0	1	6	7	2	17
11月	2	1	7	1	5	0	16
12月	7	0	11	1	2	0	21
1月	4	1	1	0	3	0	9
2月	0	0	4	2	4	0	10
3月	3	0	5	2	8	2	20
計	38	5	45	15	57	8	168

令和3年

	テレビ	ラジオ	新聞	チラシ	雑誌	その他	計
4月	3	0	5	4	7	3	22
5月	4	0	0	0	3	0	7
6月	2	0	1	1	3	0	7
7月	1	0	2	0	5	1	9
8月	2	0	3	0	6	0	11
9月	2	0	2	4	8	1	17
10月	2	0	5	4	6	3	20
11月	3	0	2	3	4	0	12
12月	1	0	1	3	0	0	5
1月	1	0	9	0	6	0	16
2月	2	0	2	0	3	0	7
3月	4	0	8	10	11	1	34
計	27	0	40	29	62	9	167

※その他：ポスター等の掲出

SNSによる情報発信件数

媒体	令和1年	令和2年	令和3年
Facebook	274	276	272
Instagram	208	212	181
Twitter	93	93	144
計	575	581	597

令和4年 見込み

媒体	令和4年
Facebook	250
Instagram	190
Twitter	100
計	540

地区名	駐車場	4月29日	5月1日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日
海老江	本駐車場							
	臨時駐車場							
大淀野草	本駐車場							
長柄	本駐車場							
長柄河畔	本駐車場							
毛馬	本駐車場							
赤川	本駐車場							
	臨時駐車場							
城北河畔	本駐車場							
太子橋	本駐車場							
	第1臨時駐車場							
	第2臨時駐車場							
外島	本駐車場							
守口	本駐車場							
八雲野草	本駐車場							
八雲	本駐車場							
庭窪河畔	本駐車場							
大日	本駐車場							
	臨時駐車場							
佐太西	本駐車場							
仁和寺野草	本駐車場							
	臨時駐車場							
点野草	本駐車場							
太間	本駐車場							
	第1臨時駐車場							
	第2臨時駐車場							
出口野草	本駐車場							
出口	本駐車場							
出口河畔	本駐車場							
伊加賀野草	本駐車場							
三矢	本駐車場							
枚方	下流駐車場							
	上流駐車場							
背割堤	本駐車場							
十三野草	本駐車場							
西中島	本駐車場							
	臨時駐車場							
豊里	本駐車場							
	臨時駐車場							
一津屋野草	本駐車場							
	臨時駐車場							
一津屋河畔	本駐車場							
鳥飼西	本駐車場							
	臨時駐車場							
鳥飼野草	本駐車場							
鳥飼下	本駐車場							
鳥飼上	本駐車場							
三島江	本駐車場							
三島江野草	本駐車場							
大塚	本駐車場							
	臨時駐車場							
島本	本駐車場							
大山崎	本駐車場							
	臨時駐車場							

駐車場の混雑日時

令和元年度(平成31年度)

令和元年度としては2、3月しかありません。

地区名	駐車場	4月29日	5月1日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日
海老江	本駐車場							
	臨時駐車場							
大淀野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
長柄	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
長柄河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
毛馬	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
赤川	本駐車場	9:10 - 16:20		9:10 - 15:40	8:20 - 16:50	8:00 - 16:00	10:30 - 16:10	
	臨時駐車場	10:45 - 15:15		11:00 - 15:45	9:10 - 15:30	8:40 - 15:30		
城北河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
太子橋	本駐車場	10:40 - 13:10		9:00 - 15:50	8:55 - 15:00	9:00 - 15:45	10:30 - 15:35	
	第1臨時駐車場							
	第2臨時駐車場							
外島	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
守口	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
八雲野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
八雲	本駐車場			10:50 - 15:15	13:15 - 15:35		9:35 - 13:15	
庭窪河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
大日	本駐車場			14:30 - 17:00	10:20 - 17:00	8:10 - 16:00		
	臨時駐車場							
佐太西	本駐車場							
仁和寺野草	本駐車場							
	臨時駐車場							
点野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
太間	本駐車場	11:15-11:45		9:59 - 11:50	9:00 - 12:10	8:57 - 11:30	9:30 - 13:30	
	第1臨時駐車場			10:49-12:30	9:50-12:00	9:30 - 12:00		
	第2臨時駐車場							
出口野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
出口	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
出口河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
伊加賀野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
三矢	本駐車場			11:10 - 15:15	11:00 - 13:20	10:45 - 16:10		
枚方	下流駐車場			10:20 - 15:35	10:30 - 16:00	9:30 - 16:00	13:40 - 15:40	
	上流駐車場							
背割堤	本駐車場			11:20 - 15:40	11:20 - 15:30	10:40 - 15:30		
十三野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
西中島	本駐車場	10:00 - 15:50	12:40 - 14:30	10:00 - 15:15	10:10 - 15:50	9:30 - 15:15	10:50 - 15:30	
	臨時駐車場					10:20 - 15:00		
豊里	本駐車場			10:30 - 16:00	10:45 - 16:45	10:40 - 16:00	11:50 - 16:30	
	臨時駐車場				11:45 - 17:00	11:15 - 17:00		
一津屋野草	本駐車場							
	臨時駐車場							
一津屋河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
鳥飼西	本駐車場	10:00 - 16:00		9:00 - 17:00	9:00 - 17:00	8:45 - 15:45	9:30 - 16:00	
	臨時駐車場			9:20 - 15:40	9:05 - 16:20	9:00 - 16:20		
鳥飼野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
鳥飼下	本駐車場					10:30 - 16:00		
鳥飼上	本駐車場					8:30 - 14:15		
三島江	本駐車場							
三島江野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
大塚	本駐車場			11:00 - 16:00	11:00 - 16:00	9:45 - 16:00		
	臨時駐車場							
島本	本駐車場							
大山崎	本駐車場			10:00 - 15:00	10:00 - 15:30	9:30 - 15:00	11:00 - 15:00	
	臨時駐車場			10:00 - 15:00	10:30 - 15:30	10:00 - 15:00		

※海老江地区、大淀野草地区は阪神高速道路工事のため、公園閉鎖中

※(-)は駐車場はありません。

駐車場の混雑日時

令和 2年度

地区名	駐車場	4月29日	5月1日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日
海老江	本駐車場							
	臨時駐車場							
大淀野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
長柄	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
長柄河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
毛馬	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
赤川	本駐車場							
	臨時駐車場							
城北河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
太子橋	本駐車場							
	第1臨時駐車場							
	第2臨時駐車場							
外島	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
守口	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
八雲野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
八雲	本駐車場							
庭窪河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
大日	本駐車場							
	臨時駐車場							
佐太西	本駐車場							
仁和寺野草	本駐車場							
	臨時駐車場							
点野野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
太間	本駐車場							
	第1臨時駐車場							
	第2臨時駐車場							
出口野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
出口	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
出口河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
伊加賀野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
三矢	本駐車場							
枚方	下流駐車場							
	上流駐車場							
背割堤	本駐車場							
十三野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
西中島	本駐車場							
	臨時駐車場							
豊里	本駐車場							
	臨時駐車場							
一津屋野草	本駐車場							
	臨時駐車場							
一津屋河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
鳥飼西	本駐車場							
	臨時駐車場							
鳥飼野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
鳥飼下	本駐車場							
鳥飼上	本駐車場							
三島江	本駐車場							
三島江野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
大塚	本駐車場							
	臨時駐車場							
島本	本駐車場							
大山崎	本駐車場							
	臨時駐車場							

※海老江地区、大淀野草地区は阪神高速道路工事のため、公園閉鎖中

※その他の地区は緊急事態宣言のため、駐車場閉鎖中(斜線)

※(-)は駐車場はありません。

地区名	駐車場	4月29日	5月1日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日
海老江	本駐車場							
	臨時駐車場							
大淀野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
長柄	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
長柄河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
毛馬	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
赤川	本駐車場							
	臨時駐車場							
城北河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
太子橋	本駐車場							
	第1臨時駐車場							
	第2臨時駐車場							
外島	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
守口	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
八雲野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
八雲	本駐車場							
庭窪河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
大日	本駐車場							
	臨時駐車場							
佐太西	本駐車場							
仁和寺野草	本駐車場							
	臨時駐車場							
点野野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
太間	本駐車場							
	第1臨時駐車場							
	第2臨時駐車場							
出口野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
出口	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
出口河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
伊加賀野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
三矢	本駐車場							
枚方	下流駐車場							
	上流駐車場							
背割堤	本駐車場							
十三野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
西中島	本駐車場							
	臨時駐車場							
豊里	本駐車場							
	臨時駐車場							
一津屋野草	本駐車場							
	臨時駐車場							
一津屋河畔	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
鳥飼西	本駐車場							
	臨時駐車場							
鳥飼野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
鳥飼下	本駐車場							
鳥飼上	本駐車場							
三島江	本駐車場							
三島江野草	本駐車場	-	-	-	-	-	-	-
大塚	本駐車場							
	臨時駐車場							
島本	本駐車場							
大山崎	本駐車場							
	臨時駐車場							

※海老江地区、大淀野草地区は阪神高速道路工事のため、公園閉鎖中

※その他の地区は緊急事態宣言のため、駐車場閉鎖中(斜線)

※(-)は駐車場はありません。

## 提供物品一覧

番号	品目	規格	単位	数量	設置場所	備考
1	小型トラック	4×4G	台	1	守口サービスセンター	大阪500に744
2	洗浄機	MTVK-830 (高圧)防音タイプ	台	1	太間サービスセンター 階段下	
3	テーブル	会議用	個	1	鳥飼サービスセンター	
4	テーブル	会議用	個	1	鳥飼サービスセンター	
5	テーブル	会議用	個	1	鳥飼サービスセンター	
6	テーブル	会議用	個	1	鳥飼サービスセンター	
7	テーブル	会議用	個	1	鳥飼サービスセンター	
8	テーブル	会議用	個	1	鳥飼サービスセンター	
9	テーブル	会議用	個	1	鳥飼サービスセンター	
10	テーブル	会議用	個	1	鳥飼サービスセンター	
11	テーブル	会議用	個	1	庭窪レストセンター	
12	テーブル	会議用	個	1	庭窪レストセンター	
13	テーブル	会議用	個	1	庭窪レストセンター	
14	テーブル	会議用	個	1	庭窪レストセンター	
15	テーブル	会議用	個	1	庭窪レストセンター	
16	テーブル	会議用	個	1	庭窪レストセンター	
17	テーブル	会議用	個	1	庭窪レストセンター	
18	テーブル	会議用	個	1	庭窪レストセンター	
19	両袖机	事務用	個	1	鳥飼サービスセンター	
20	両袖机	事務用	個	1	鳥飼サービスセンター	
21	回転椅子	その他 ライオン	脚	1	太間サービスセンター	

22	テレビ	その他 サンヨーC-24w	台	1	鳥飼サービスセンター	
23	金庫	片開き ライオン	個	1	鳥飼サービスセンター	
24	保管庫	引き違い戸	台	1	鳥飼サービスセンター	
25	保管庫	引き違い戸	台	1	鳥飼サービスセンター	
26	保管庫	引き違い戸	台	1	鳥飼サービスセンター	
27	ポンプ	水中ポンプ 残水吸水用LSP2-4	個	1	仁和寺(財団)	
28	ポンプ	水中ポンプ 残水吸水用LSP2-4	個	1	仁和寺(財団)	
29	ポンプ	水中ポンプ 残水吸水用LSP2-4	個	1	仁和寺(財団)	
30	平机	会議用 コクヨ K_T-TS81R	個	1	守口サービスセンター会議室	
31	平机	会議用 コクヨ K_T-TS81R	個	1	守口サービスセンター会議室	
32	ダストボックス(ゴミ箱)	イナバ DBN-106N同等品以上	台	1	背割堤サービスセンター	
33	物置	プレハブ式倉庫イナバNHN-64 同等品以上	台	1	背割堤サービスセンター	
34	多用途物品棚(5段、300kg用)	日本ファイリング同等品以上	台	1	背割堤サービスセンター	
35	演壇	内田洋行80型スタンダードタイプ 同等品以上	台	1	背割堤サービスセンター	
36	ダストボックス	ヤマサキG-003同等品以上	台	1	背割堤サービスセンター	
37	おむつ替え台	ヤマサキ 業務用おむつ交換台 G-002同等品以上	台	1	背割堤サービスセンター	
38	司会台	内田洋行 案内板スタンダードタイプS型同等品以上	台	1	背割堤サービスセンター	
39	ステージ(折り畳み式)	内田洋行 NPS-400同等品以上	台	5	背割堤サービスセンター	
40	ステージ用カーテン	内田洋行 NSC-4同等品以上	m	20	背割堤サービスセンター	
41	書架	壁面書架(単式7段2連)	台	1	背割堤サービスセンター	
42	パネル	展示パネル	台	14	背割堤サービスセンター	
43	自動体外式除細動器	AED	台	1	背割堤サービスセンター	

44	リアカー	アルミアカーSMC-3	台	1	背割堤サービスセンター	
45	テーブル	テーブル径1100×高さ700パラソルホール付	脚	9	背割堤サービスセンター	
46	椅子	上記テーブル用椅子	脚	35	背割堤サービスセンター	
47	ボート	アオキカヌーワークスhighfivoA-TEAM	艇	1	太間サービスセンター	
48	ボート	ゴムボート	台	1	太間サービスセンター	
49	船舶用エンジン	船外機 トーハツMFS9.9DS-DO	台	1	太間サービスセンター	
50	スクリーン	150型ワイド手動スクリーン	台	1	背割堤サービスセンター	
51	テーブル	プロジェクターテーブル	個	1	背割堤サービスセンター	
52	ブルーレイディスクレコーダー	パナソニック DMR-BRG2020	台	1	背割堤サービスセンター	
53	製氷機	北沢産業 KFIC-A45KT	台	1	背割堤サービスセンター	
54	コンロ	IHコンロ 北沢産業KCT-30A 3KW	台	1	守口サービスセンター	
55	冷蔵コールドテーブル	北沢産業 KYRC-150RM.	台	1	背割堤サービスセンター	
56	調理台	三方枠 W1450 * D400 * H800	台	1	背割堤サービスセンター	
57	発電機	発電機	台	1	背割堤サービスセンター	
58	ディスプレイ	冷蔵ディスプレイ ホシザキKD-90D1	台	1	背割堤サービスセンター	
59	アンプ	ワイヤレスポータブルアンプ	台	1	背割堤サービスセンター	
60	ミキサー	エムエムアイ MMB-142	台	2	守口サービスセンター	
61	プロジェクター	液晶プロジェクター エプソン EB1780W	台	1	背割堤サービスセンター	
62	テレビ	パナソニック TH-32D325	台	1	背割堤サービスセンター	
63	プロジェクター	液晶プロジェクター	台	1	背割堤サービスセンター	

## 購入備品一覧

【 令和 1 年度 】 ※実績なし

番号	品目	規格	数量	単位	購入年月日	金額	経費区分	保管場所または 設置場所
					/ /			

【 令和 2 年度 】

番号	品目	規格	数量	単位	購入年月日	金額	経費区分	保管場所または 設置場所
1	手洗いユニット	旭ハウス L10	1	体	2020/6/1	145,000	給水設備維持 修繕	鳥飼 SC
2	発電機	ホンダ・エネボ EU9iGB	2	機	2021/2/9	200,000	その他設備維持 修繕	鳥飼 SC
3	発電機	デンヨーGAW-135	1	機	2021/3/1	228,000	その他設備維持 修繕	鳥飼 SC
4	電動アシスト自 転車	パナソニックパートナ ーDX	16	台	2021/3/30	2,276,000	巡視補助	各管理所

【 令和 3 年度 】

番号	品目	規格	数量	単位	購入年月日	金額	経費区分	保管場所または 設置場所
1	大容量ポータ ブル電源	JVC BN-RB10-C	4	台	2021/11/26	452,000	巡視補助	守口 SC

貸与車両の使用状況・維持管理状況

別紙 21

【令和1年度】

車両名 小型トラック公園パトロールカー

登録番号 大阪500 に 744

月	主な作業内容	作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	備考
			運転日数	運転時間			
4月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	390 km	9 日	53 時間 00 分			73.0 ℓ
5月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	515 km	8 日	58 時間 00 分			42.0 ℓ
6月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	641 km	13 日	62 時間 30 分			99.43 ℓ
7月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	645 km	12 日	64 時間 00 分			69.42 ℓ
8月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	621 km	11 日	60 時間 00 分			98.9 ℓ
9月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	602 km	11 日	64 時間 20 分			74.35 ℓ
10月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	725 km	12 日	77 時間 00 分			71.23 ℓ
11月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	472 km	11 日	61 時間 30 分			81.07 ℓ
12月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	618 km	13 日	63 時間 30 分			73.63 ℓ
1月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	592 km	15 日	59 時間 30 分			74.2 ℓ
2月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	619 km	16 日	60 時間 30 分			63.29 ℓ
3月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	420 km	9 日	40 時間 30 分			77.01 ℓ

貸与車両の使用状況・維持管理状況

【令和2年度】

車両名 小型トラック公園パトロールカー

登録番号 大阪500 に 744

月	主な作業内容	作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	備考
			運転日数	運転時間			
4月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	207 km	6 日	23 時間 30 分	15,180	バッテリー交換	28.00 ℓ
5月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	163 km	7 日	26 時間 00 分			32.00 ℓ
6月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	287 km	7 日	33 時間 30 分			38.00 ℓ
7月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	433 km	8 日	47 時間 00 分			102.00 ℓ
8月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	675 km	16 日	76 時間 30 分			90.80 ℓ
9月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	592 km	14 日	69 時間 00 分			66.03 ℓ
10月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	632 km	15 日	71 時間 30 分			58.00 ℓ
11月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	604 km	14 日	68 時間 30 分			88.00 ℓ
12月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	345 km	7 日	41 時間 00 分			32.00 ℓ
1月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	556 km	13 日	58 時間 30 分			59.00 ℓ
2月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	700 km	14 日	69 時間 30 分			79.26 ℓ
3月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	301 km	6 日	28 時間 30 分			36.00 ℓ

5,495

127

15,180

709.09

## 貸与車両の使用状況・維持管理状況

【令和3年度】

車両名 小型トラック公園パトロールカー

登録番号 大阪500 に 744

月	主な作業内容	作業量 (走行キロ数)	稼働状況		維持修理費 (円)	主な修理箇所 及び取替え部品名	備考	ガソリン代 (円)
			運転日数	運転時間				
4月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	310 km	12 日	44 時間 30 分			37.00 ㊦	-
5月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	525 km	16 日	59 時間 00 分			64.86 ㊦	10,941
6月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	690 km	14 日	75 時間 00 分	15,895	タイヤバンク修理代(127)、 スペアタイヤロック修理代 (159)	95.00 ㊦	16,177
7月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	574 km	13 日	64 時間 30 分	8,912	アンダーカバー脱着、エンジ ンオイル交換代(208)	65.00 ㊦	11,321
8月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	732 km	16 日	80 時間 30 分			94.99 ㊦	16,128
9月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	855 km	18 日	94 時間 30 分			112.14 ㊦	19,672
10月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	615 km	12 日	61 時間 00 分			57.80 ㊦	14,809
11月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	522 km	10 日	59 時間 00 分			61.12 ㊦	11,295
12月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	405 km	11 日	48 時間 30 分			64.00 ㊦	6,283
1月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	360 km	10 日	42 時間 30 分			45.35 ㊦	9,815
2月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	414 km	10 日	46 時間 30 分			29.00 ㊦	9,331
3月	H31-35 淀川河川公園運営維持管理業務	560 km	13 日	63 時間 30 分			59.00 ㊦	11,033
		6,562 km	155 日		24,807		785.26 ㊦	136,805

令和 年度 河川公園区域内における事故報告一覧

<事故>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者
1 月 日 ( )		地区						
2 月 日 ( )		地区						
3 月 日 ( )		地区						
4 月 日 ( )		地区						
5 月 日 ( )		地区						

<事件>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者
1 月 日 ( )		地区						
2 月 日 ( )		地区						
3 月 日 ( )		地区						
4 月 日 ( )		地区						
5 月 日 ( )		地区						

<病気>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者
1 月 日 ( )		地区						
2 月 日 ( )		地区						
3 月 日 ( )		地区						
4 月 日 ( )		地区						
5 月 日 ( )		地区						

<その他>

事故発生日	サービスセンター	発生地区	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者・被害者	相手方・加害者
1 月 日 ( )		地区						
2 月 日 ( )		地区						
3 月 日 ( )		地区						
4 月 日 ( )		地区						
5 月 日 ( )		地区						

## 危機管理対応実績・報告①&lt;事故対応等&gt;

【令和 1 年度】

[守口サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	2	0	0	0	1	0	0	1	2	2	4
3月	1	0	0	1	3	1	0	0	2	4	6
合計	3	0	0	1	4	1	0	1	4	6	10

[鳥飼サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
合計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1

## [背割堤サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
合計	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1

## [管轄サービスセンター不明]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【令和 2 年度】

[守口サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	1	0	0	0	3	0	0	0	1	3	4
5月	2	1	0	0	3	1	0	1	3	5	8
6月	0	2	1	0	2	1	0	3	3	6	9
7月	1	0	0	0	0	0	0	5	1	5	6
8月	2	0	3	0	2	0	1	3	5	6	11
9月	0	0	2	0	3	0	0	2	2	5	7
10月	1	0	0	3	5	0	0	2	4	7	11
11月	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
12月	4	0	1	0	1	0	0	2	5	3	8
1月	3	1	0	0	0	0	0	1	4	1	5
2月	0	0	0	0	1	1	0	2	0	4	4
3月	2	2	0	0	2	0	0	1	4	3	7
合計	20	6	7	3	22	3	1	22	36	48	84

[鳥飼サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
5月	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	2
6月	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2
7月	1	0	1	0	0	0	0	2	2	2	4
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
10月	1	0	0	0	0	0	1	1	1	2	3
11月	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	2
12月	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
1月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
2月	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	2
3月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	6	0	3	0	2	0	1	9	9	12	21

## [背割堤サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2
5月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	2	0	2	0	0	0	2	2	4
9月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	2	0	6	0	0	1	2	7	9

## [管轄サービスセンター不明]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【令和 3 年度】

[守口サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	1	4	0	4	0	0	1	5	5	10
5月	2	1	0	0	3	0	0	1	3	4	7
6月	0	1	0	0	0	1	0	2	1	3	4
7月	1	2	3	0	0	0	2	2	6	4	10
8月	0	0	4	0	1	0	1	3	4	5	9
9月	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2
10月	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2
11月	1	0	0	0	1	0	0	2	1	3	4
12月	0	0	0	1	1	0	0	5	1	6	7
1月	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2
2月	1	0	0	1	0	0	0	1	2	1	3
3月	1	0	3	0	1	1	2	2	4	6	10
合計	9	5	14	2	11	2	6	21	30	40	70

[鳥飼サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
6月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
7月	2	0	0	0	1	0	0	0	2	1	3
8月	0	0	1	0	1	0	0	1	1	2	3
9月	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	2
10月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
11月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
12月	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
3月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
合計	5	0	1	1	3	0	0	5	7	8	15

## [背割堤サービスセンター]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	2
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	2
9月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
10月	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
11月	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1
3月	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1
合計	0	0	4	0	1	1	0	4	4	6	10

## [管轄サービスセンター不明]

件

	公園区域内				公園区域外				公園区域内計	公園区域外計	合計
	事故	事件	病気	その他	事故	事件	病気	その他			
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和元年度 2月・3月分 河川公園内における事故報告一覧表（合計 5件）

No. 1

「事故」 0件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者

「事件」 1件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者
1	2月27日(水)	守口	守口	左岸 14.6km	駐車場	物損破壊	高水敷維持業者が旧管理所内の備品を整理運搬作業時に車両に向かって石を投げ車を損傷させた。	京阪園芸 軽自動車 男性 37歳

「病気」 0件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者
1								
2								
3								

「怪我」 2件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者
1	2月15日(土)	守口	太子橋	左岸 14.5km	野球場	足首負傷	野球の試合中に2塁にスライディングした際に右足首を痛めた。	男性 58歳
2	3月26日(木)	守口	太間	左岸 21.8km	園路	接触転倒	芝生広場で家族でボール遊びをしていてボールが園路に飛び出しロードバイクに当たり運転者が転倒し手のひらを負傷した。	男性 30歳位 家族連れ

「その他」 2件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者
1	3月12日(木)	守口	枚方	左岸26.4k+ 120m	堤外法面	小火	堤防法面より煙が上がっているのを河川事務所から連絡が入り、公園課の職員が消火活動を行った。	—
2	3月21日(土)	背割堤	背割堤	左岸 37.2km	園路	苦情	管理所の新築工事作業中にミキサー車が園路を走行中配置のガードマンの声掛けに激怒し苦情を言った。	ガードマン 男性 年齢不明

令和2年度 河川公園内における事故報告一覧表（合計 46件）

No.1

「事故」 6件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者	
1	5月19日（火）	守口	枚方	左岸 25.7km	駐車場	車両事故	駐車場で並行して駐車中の1台がドアを開けたときに隣の車両に当たった。	男性 40歳位	男性 30歳位
2	7月2日（木）	鳥飼	豊里	右岸 13.8km	駐車場	車両事故	高水敷維持業者が草刈り作業中に駐車場に停車中の車両に小石を飛ばしあつた。	高水敷 維持業者	不明
3	8月29日（土）	守口	大日	左岸 18.1km	園路	自転車 衝突	ロードバイク2台が正面衝突し1名が軽症1名が鎖骨骨折の疑い。	男性 58歳位	男性 44歳位
4	11月9日（月）	守口	赤川	左岸 11.1km	駐車場	車両事故	駐車場で駐車中の1台がサイドブレーキの引き忘れて自然にバックし後方に駐車中の車両に接触した。	男性 30歳位	男性 50歳位
5	1月14日（木）	守口	仁和寺野草	左岸 19.4km	駐車場	車両事故	駐車場で駐車中の1台がドアを開けた所、隣の車両に当たり傷がついた。	不明	不明
6	3月14日（日）	守口	枚方	左岸 26.5km	駐車場	車両事故	駐車場に入ろうと空きスペースを探していて後方に車両があるのに気づかず接触した。	男性 30歳位	女性 20歳位

「事件」 1件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者	
1	3月27日（土）	守口	西中島	右岸 8.4km	駐車場	器物破損	イベント出展者の車両が帰ろうと車に戻ると後部ガラスが割られており車上荒らしの疑いで警察に通報。	出展者 不明	不明

「病気」 9件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者	
1	7月19日（日）	鳥飼	鳥飼上	右岸 20.5km	野球場内	熱中症	少年野球の試合中に選手が熱中症の症状を訴えたため救急要請した。	男性 14歳	—
2	8月1日（土）	守口	外島	左岸 14.7km	園路上	熱中症	散歩中の男性が暑さのため体調を崩し異変をきたし倒れた。	男性 70歳	—
3	8月2日（日）	守口	外島	左岸 14.6km	陸上競技場	熱中症	競技場利用者が熱中症の症状を訴えたためコーチが救急要請した。	男性 30歳	—
4	8月15日（土）	鳥飼	鳥飼下	右岸 19.7km	サッカー場	熱中症	サッカー場利用者が熱中症の症状を訴えたためチームメイトが救急要請した。	男性 31歳	—
5	8月16日（日）	鳥飼	大塚	右岸 27.7km	サッカー場	熱中症	サッカー場利用者が熱中症の症状を訴えたため父兄が救急要請した。	男性 13歳	—
6	11月26日（木）	鳥飼	大塚	—	園路上	めまい	来園中のお客様がめまいを発症し自ら救急要請した。	不明	—
7	12月6日（日）	守口	仁和寺野草	左岸 19.2km	グランド ゴルフ内	体調不良	グランドゴルフ利用者が体調不良に陥った。	男性 82歳	—
8	2月21日（日）	鳥飼	鳥飼上	右岸 20.8km	野球場内	発作発症	野球の試合中に持病のてんかん症で発作を発症した。	男児 11歳	—
9	3月14日（日）	守口	三矢	左岸 25.3km	テニスコート	持病発症	テニスの試合中に持病の不整脈を発症した。	男性 66歳	—

令和2年度 河川公園内における事故報告一覧表

No.2

「怪我」 18件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者	
1	4月9日(木)	守口	赤川	左岸 11.0km	テニスコート	脳震盪	テニス中に転倒し頭を打ったが意識あり。	男性 68歳	—
2	7月23日(木祝)	守口	木屋元	左岸 22.0km	サッカー場	骨折の 疑い	サッカー場でプレー中の少年が転倒し 右腕を負傷した。	男性 13歳	—
3	8月22日(土)	守口	西中島	右岸 8.2km	BBQエリア	転倒怪我	BBQ利用者が飲酒のし過ぎでふらつき 転倒し怪我をした。	男性 26歳	—
4	8月23日(日)	守口	木屋元	左岸 22.0km	サッカー場	骨折の 疑い	サッカー場でプレー中の少年が転倒し 肩を脱臼した。	男性 21歳	—
5	9月12日(土)	鳥飼	鳥飼下	右岸 19.6km	フットサル場	頭部打撲	父親のフットサルの応援に来ていた男子が誤って ベンチから後ろ向きに転倒した。	男児 5歳	—
6	10月2日(金)	守口	太間	左岸 21.7km	下段	ハチ刺さ	職場体験に来ていた実習生が作業中に ハチに刺された。	女性 16歳	—
7	10月4日(日)	鳥飼	大塚	右岸 27.7km	サッカー場	骨折の 疑い	サッカー場でプレー中の少年が転倒し 左腕を骨折した。	男性 13歳	—
8	10月11日(日)	守口	西中島	右岸 8.3km	BBQエリア	転倒怪我	BBQ利用者が飲酒のし過ぎでふらつき トイレのステップを踏み外し倒し頭部を強打し意識を失った。	男性 25歳	—
9	11月6日(金)	守口	佐太西	左岸 19.0km	芝生広場	転倒怪我	毛馬からのジョギングランナーが芝地を走っていて 足の不調で正面から転倒し擦り傷、鼻血を出した。	男性 67歳	—
10	11月8日(日)	守口	毛馬	左岸 10.6km	芝生広場	転倒怪我	ラグビーの練習中にアキレス腱を断裂した。	男性 20歳	—
11	11月15日(日)	守口	西中島	右岸 8.5km	野球場内	転倒怪我	野球の試合中にスライディングした際に 左足を負傷した。	男性 26歳	—
12	12月5日(土)	守口	太子橋	左岸 14.5km	野球場内	捻挫	野球場で試合中の選手がホームに滑りこんだ際に キャッチャーと接触し左足を捻挫した。	男性 21歳	—
13	12月12日(土)	守口	木屋元	左岸 22.0km	サッカー場	脳震盪	サッカー場でプレー中に選手が衝突し転倒 脳震盪を起こして一時は意識不明になった。	男性 75歳	—
14	12月12日(土)	守口	太子橋	左岸 14.5km	野球場内	怪我	野球の試合中に打者が打ったボールをみぞおち付近で 補給し苦しんだためチームメイトが救急要請した。	男性 45歳	—
15	12月27日(日)	守口	毛馬	左岸 10.6km	芝生広場	転倒怪我	ラグビーの練習中に転倒し地面に頭を打ち付け 脳震盪を起こした。	男性 30歳	—
16	1月2日(土)	守口	毛馬	左岸 10.1km	芝生広場	転倒怪我	ラグビーの練習中に持病の男性がギックリ腰 になり動けなくなった。	男性 20歳	—
17	1月26日(火)	守口	点野野草	左岸 21.0km	園路整備 工事現場	指の怪我	工事現場内でダンプカーを誘導中、土砂を降ろす際に 荷台の後部扉に指を挟まれ怪我をした。	男性 60歳	—
18	3月20日(土)	鳥飼	鳥飼下	右岸 19.7km	サッカー場	手首捻挫	サッカー場でプレー中の少年が転倒し 手首を捻挫した。	男性 15歳	—

令和2年度 河川公園内における事故報告一覧表

No.3

《その他》 12件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者	
1	5月4日(月祝)	守口	外島	左岸 14.7km	テニスコート (閉鎖中)	喧嘩	閉鎖中のテニスコート内で若者がスケボーを行っていた。管理員、一般者が注意したことに腹をたて喧嘩となった。	男性 不明	若者 18~20歳
2	6月7日(日)	守口	太間	左岸 21.8km	園路	行方不明	親子喧嘩の末、子供が行方不明になった。	男性 11歳	母親
3	6月27日(土)	守口	西中島	右岸 8.3km	駐車場内	喧嘩	野球場利用者が駐車場に進入した時、歩行者が前を横切りクラクションを鳴らしたことにより喧嘩となった。	男性 40歳	男性 28歳
4	6月29日(月)	守口	西中島	右岸 8.2km	BBQエリア	アルコール 中毒	BBQ利用者がお酒を飲みすぎ急性アルコール中毒になった。	男性 22歳	—
5	9月13日(日)	守口	西中島	右岸 8.3km	BBQエリア	アルコール 中毒	BBQ利用者がお酒を飲みすぎ意識が朦朧となり急性アルコール中毒になった。	男性 19歳	—
6	9月13日(日)	守口	西中島	右岸 8.3km	BBQエリア	アルコール 中毒	BBQ利用者がお酒を飲みすぎ意識が朦朧となり急性アルコール中毒になった。	男性 19歳	2件目
7	10月11日(日)	守口	西中島	右岸 8.2km	BBQエリア	アルコール 中毒	BBQ利用者がお酒を飲みすぎ急性アルコール中毒になった。	男性 30歳	—
8	10月24日(土)	守口	西中島	右岸 8.2km	BBQエリア	呼吸困難	BBQ利用者が肉を喉に詰まらせ呼吸困難に陥った。	女性 48歳	—
9	12月26日(土)	鳥飼	三島江	右岸 23.0km	移動式 トイレ内	骨折	和式トイレ内で用をたしていた女性がバランスを崩して転倒し便器に臀部からはまり動けなくなった。	女性 78歳	—
10	12月27日(日)	鳥飼	鳥飼上	右岸 20.6km	野球場 ベンチ	体調不良	ベンチで飲酒していた公園利用者が飲みすぎで気分が悪くなり管理員に訴えた。	男性 50歳	—
11	1月2日(土)	守口	八雲	—	園路	行方不明	兄弟で太間地区付近で自転車に乗って遊んでいた子が行方不明になり母親が探していたが八雲地区で見つかった。	男児 8歳	—
12	3月22日(月)	守口	太間~ 仁和寺	—	園路	行方不明	中学1年生の男児が行方不明になり母親が警察に連絡し警察官14名体制で捜索が行われた。	男児 13歳	母親

令和3年度 河川公園内における事故報告一覧表（合計 41件）

No.1

「事故」 1件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者	
1	10月22日（金）	守口	枚方	左岸 26.0km	園路	自転車衝突	自転車同士がすれ違い様に衝突し1名が転倒し右わき腹を打撲した。	男性 不明	男性 不明

「事件」 4件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者	
1	5月23日（日）	守口	枚方	左岸 26.3km	トイレ内	盗撮	女兒と母親がトイレに入るのを確認し反対側のトイレに男が入り隙間から鏡でのぞきこんだ。	女兒 6歳	男性 60歳代
2	6月24日（木）	守口	木屋元	左岸 22.0km	遊具広場	自殺未遂	遊具付近で若い女性が手首を切って自殺を図ったが他の利用者が救急通報した。	女性 20歳代	—
3	7月18日（日）	守口	太間	左岸 21.8km	駐車場	車上荒らし	駐車中の車のドアノブを引っ張る行為者がいて中に乗っていた男児が驚き周りの人に救助を求めた。	男児 11歳	男性 不明
4	7月20日（火）	守口	枚方	左岸 25.7km	駐車場	自殺未遂	駐車場内の停車中の車の様子がおかしく感じ管理員が中を覗くと練炭自殺を図っていた。	男性 30歳代	—

「病気」 13件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者	
1	6月27日（日）	背割堤	大山崎	桂川右岸 0.9km	野球場内	熱中症	少年野球の試合中に選手が熱中症の症状を訴えたため救急要請した。	男児 9歳	—
2	7月4日（日）	守口	八雲	左岸 16,4km	野球場内	熱中症	少年野球の試合中に選手が熱中症の症状を訴えたため救急要請した。	男児 12歳	—
3	7月11日（日）	守口	毛馬	左岸 10.0km	テニスコート	熱中症	赤川地区の駐車場から毛馬地区のテニスコートに徒歩で向かったが熱中症の症状を訴えたため救急要請した。	男性 50歳代	—
4	8月8日（日）	守口	西中島	右岸 8.7km	野球場内	熱中症	野球の試合中に選手が熱中症の症状を訴えたため救急要請した。	男性 25歳位	—
5	8月8日（日）	守口	八雲	左岸 16,4km	園路	熱中症	散歩中の男性が熱中症の症状を訴えたため救急要請した。	男性 40歳位	—
6	8月8日（日）	背割堤	島本	右岸 34.9km	野球場内	熱中症	親子でキャッチボールをしていた男児が熱中症の症状を訴えたため救急要請した。	男児 11歳位	—
7	8月8日（日）	守口	毛馬	左岸 10.0km	芝生広場	熱中症	友人同士でキャッチボールをしていて熱中症の症状を訴えたため救急要請した。	男性 20歳代	—
8	8月21日（土）	鳥飼	鳥飼上	右岸 20.2km	ローラースケート場	熱中症	ローラースケートをしていて熱中症の症状を訴えたため救急要請した。	男性 20歳代	—
9	8月29日（日）	守口	西中島	右岸 8.7km	園路	熱中症	散歩中の男性が熱中症の症状を訴えたため救急要請した。	男性 70歳代	—
10	10月23日（土）	背割堤	さくらであい館	左岸 37.3km	授乳室	体調不良	サイクリストから気分が悪いと申し出があり授乳室で休憩していたが良くならず救急通報した。	男性 不明	—
11	11月20日（土）	背割堤	背割堤	左岸 37.2km	園路	体調不良	親子で散歩中に父親が冷や汗をかきだし歩行困難になり救急要請した。	男性 60歳代	—
12	2月5日（土）	守口	木屋元	左岸 22.0km	テニスコート	言語障害	テニスコート利用者が急に呂律が回らない状態に陥り救急要請した。	男性 57歳	—
13	3月27日（日）	守口	西中島	右岸 8.6km	野球場	熱中症	なにわ淀川マラソン大会参加者がゴール後、体調を崩して倒れたためスタッフが救急要請した。	女性 30歳代	—

令和3年度 河川公園内における事故報告一覧表

No.2

「怪我」 12件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者	
1	5月3日(月祝)	守口	木屋元	左岸 22.0km	遊具広場	転倒怪我	遊具広場で男の子が走っていて転倒。その時、遊具の角で額に裂傷を負った。	男児 3歳	—
2	5月12日(水)	守口	太間	左岸 21.2km	園路	転倒怪我	堤防の坂路から自転車でスピードを緩めず園路に入った所で転倒し打撲、裂傷を負った。	女性 49歳	—
3	7月4日(水)	鳥飼	大塚	右岸 27.4km	テニスコート	転倒怪我	テニスのプレー中に足を滑らせ転倒し頭部を打ち少し切り傷を負った。	男性 60歳代	—
4	7月10日(土)	鳥飼	鳥飼上	右岸 20.2km	サッカー場	転倒怪我	サッカーのプレー中に足を滑らせ転倒し左手首を骨折した。	男児 10歳位	—
5	7月24日(土)	守口	毛馬	左岸 10.1km	サッカー場	転倒怪我	サッカーのプレー中に足を負傷し歩行困難になり救急通報。	男性 37歳	—
6	9月19日(水)	守口	太間	左岸 21.8km	遊具広場	転倒怪我	兄妹で遊んでいたところ、兄が妹を押し倒す形になり妹が転倒し後頭部を打ち出血したため救急要請した。	女児 3歳位	男児 8歳位
7	10月10日(日)	鳥飼	三島江	右岸 23.0km	野球場内	転倒怪我	野球の試合中に足を滑らせ転倒し肩を脱臼した。	男性 28歳	—
8	11月14日(日)	守口	枚方	左岸 26.0km	園路	転倒怪我	ふれあいマラソン参加者の男児が転倒し左手を骨折した。(骨折は翌日に判明した。)	男児 7歳	—
9	11月27日(土)	鳥飼	鳥飼上	右岸 20.2km	サッカー場	転倒怪我	サッカーのプレー中に選手同士が衝突し1名が脳震盪をおこしたため救急要請した。	男児 49歳	—
10	12月26日(土)	鳥飼	鳥飼上	右岸 23.0km	園路	転倒怪我	子供5~6人で遊んでいた内の1人が転倒しベンチに額をぶつけ多少の出血したので救急要請した。	男児 2歳位	—
11	1月16日(日)	守口	佐太西	左岸 18.4km	野球場内	単独怪我	野球の試合中にピッチャーが投球した際に肩、肘をいためたので救急要請した。	男性 30歳代	—
12	3月19日(土)	守口	木屋元	左岸 22.1km	野球場内	転倒怪我	野球の試合中に接触、転倒し鎖骨を負傷した。チーム関係者が救急要請した。	男児 12歳	—

「その他」 11件

事故発生日	担当SC	発生地区名	距離標	発生場所	事故種別	事故内容	負傷者被害者	相手方加害者	
1	4月4日(日)	守口	太間	左岸 21.8km	駐車場	腰痛	雨の降る中、老齢男性が傘もささず座り込んでいた。話を聞くと腰が痛くうごけないとのこと。	男性 70歳	—
2	4月7日(水)	守口	西中島	右岸 8.3km	BBQエリア	アルコール中毒	BBQ利用者がお酒を飲みすぎ意識が朦朧となり急性アルコール中毒になった。	男性 20歳	—
3	4月7日(水)	守口	西中島	右岸 8.3km	BBQエリア	アルコール中毒	BBQ利用者がお酒を飲みすぎ意識が朦朧となり急性アルコール中毒になった。	男性 20歳	2件目
4	4月21日(木)	守口	西中島	右岸 8.3km	BBQエリア	喧嘩	飲みすぎて女性がトイレで嘔吐していて付き添いの男性と別のグループの男性と口論になり1名歯が折れ、数名が擦り傷を負った。	男性 20歳代	男性 20歳代
5	4月24日(土)	守口	太子橋	左岸 13.9km	BBQエリア	人が倒れていた	BBQエリア内で人が倒れていると利用者から連絡があり管理員が声をかけても応答がなく警察、救急に通報。	男性 20歳	—
6	7月23日(金)	守口	佐太西	左岸 18.6km	芝生広場	体調不良	利用者から高木の下で人が倒れていると連絡があり管理員が声を掛けるも救急要請を拒否したので警察へ通報。	男性 80歳代	—
7	9月18日(土)	鳥飼	鳥飼西	右岸 17.4km	BBQエリア	器物破損	BBQ案内看板をサッカー遊びをしていた男性が急に怒り出し看板を手で殴り破損させた。	—	高校生 4人グループ
8	12月2日(木)	守口	点野野草	左岸 20.7km	野草内	白骨死体発見	公園整備工事個所内で工事業者が掘削作業中に白骨死体を発見し警察に通報。	不明	—
9	2月26日(木)	守口	伊加賀野草	左岸 24.0km	河川道際	小火	緊急用河川敷道路際の枯れ草が燃えているのを子供達が発見し消防に通報した。約2㎡焼失。	—	—
10	3月21日(月祝)	守口	佐太西	左岸 18.1km	芝生広場	体調不良	朝の巡回から夕方の巡回時間に同じ場所で座っている男性がいたので声をかけ体調が悪そうなので救急要請した。	男性 60歳代	—
11	3月21日(月祝)	守口	枚方	左岸 26.3km	園路	体調不良	枚方管理所アスガード枚方の隊員が自転車で移動中何度も転倒し来園者が危険と判断し警察に通報した。	男性 70歳代	—

## 危機管理対応実績・報告

セアカゴケグモ・ヒアリ調査

## 【令和元年度】

調査月日	発見地区名	確認状況	処分状況
調査実施なし			

## 【令和2年度】

令和2年7月28日～10月2日調査)

調査月日	発見地区名	確認状況	処分状況
10月 2日	仁和寺野草	成虫1匹確認	現地で殺処分
10月 2日	木屋元	成虫1匹確認	現地で殺処分

## 【令和3年度】

令和3年7月14日～10月26日調査)

調査月日	発見地区名	確認状況	処分状況
8月25日	豊里	成虫2匹、卵2個確認	現地で殺処分
10月 7日	三島江野草	成虫1匹確認	現地で殺処分

## 出水時の公園管理に係る業務履歴

## 【令和 1 年度】

作業日	実施地区	作業内容	理由
7月 3日 (水)	背割堤地区	トイレ、集積所撤去	増水
7月 3日 (水)	枚方地区	プロムナード、アクアシアター立入禁止措置	増水
8月 15日 (木)	背割堤、大山崎、 島本地区	閉園、施設撤去	台風 10 号
8月 15日 (木)	大阪市域の各地区	閉園	台風 10 号
8月 16日 (金)	枚方地区	プロムナード、アクアシアター立入禁止措置	台風 10 号による増水
8月 16日 (金)	各地区	強風対策	台風 10 号
10月 10日 (木)	各地区	強風対策	台風 19 号
10月 12日 (土)	各地区	閉園	台風 19 号
10月 12日 (土)	枚方地区	プロムナード、アクアシアター立入禁止措置	台風 19 号による増水
10月 13日 (日)	各地区	点検後開園	台風 19 号

## 【令和 2 年度】

作業日	実施地区	作業内容	理由
6月 14日 (日)	枚方地区	プロムナード、アクアシアター立入禁止措置	増水
6月 19日 (日)	枚方地区	プロムナード、アクアシアター立入禁止措置	増水
7月 7日 (火)	背割堤、大山崎、 島本地区	閉園、施設撤去	増水

## 【令和 3 年度】

作業日	実施地区	作業内容	理由
8月 12日 (木)	背割堤、大山崎、島本 地区	閉園	増水
8月 12日 (木)	背割堤、大山崎地区	施設撤去	増水
8月 12日 (木)	枚方地区	プロムナード、アクアシアター立入禁止措置	増水

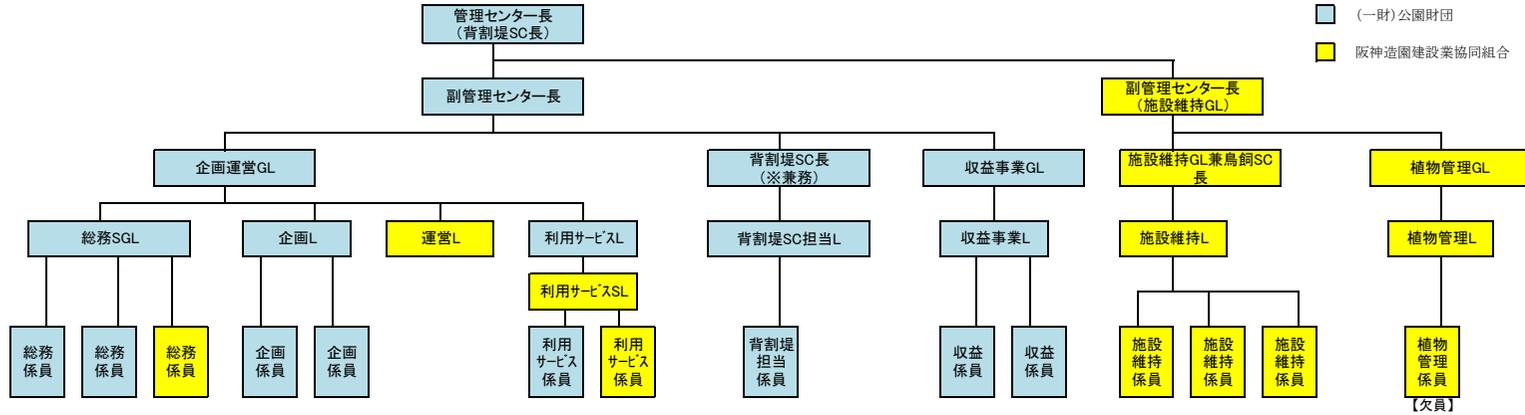


(員数 内訳)

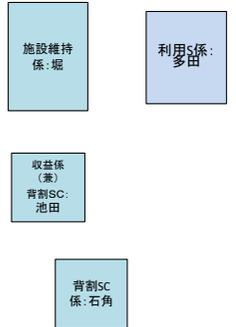
# 令和2年度 淀川河川公園管理センター 職員等配置表

令和 3年 4月 1日

サービスセンター (職員)	28名 - 内訳 - 財団 17名 組合 11名
サービスセンター よどい受付(パート)	7名 財団
管理所 (パート)	24名 財団・組合
講師 (仁和寺)	1名 財団
合計	59名 - 内訳 - 財団 38名 組合 21名



守口サービスセンター	鳥飼サービスセンター	背割堤サービスセンター (さくらであい館)
(清掃) (よどいご受付) 1名 2名 シルバー ※毎日1名勤務 ※平日1名勤務	(清掃) (よどいご受付) 3名 2名 シルバー ※毎日1名勤務 ※毎日1名勤務	(館内管理) (清掃) (よどいご受付) 5名 3名 3名 シルバー ※毎日1名勤務 ※毎日1名勤務 ※金土日月は1名追加



内は外業

(管理所) 海老江 名	(管理所) 長柄河 名	(管理所) 1 赤川 1名	(管理所) 2 太子橋 1名	(管理所) 3 八雲 名	(管理所) 4 佐太西 1名	(管理所) 5 西中島 1名	(管理所) 6 豊里 1名	(管理所) 7 太間 1名	(管理所) 8 枚方 1名	(管理所) 9 背割堤 1名	(管理所) 10 鳥飼西 1名	(管理所) 11 鳥飼上 1名	(管理所) 12 三島江 1名	(管理所) 13 大塚 1名	(管理所) 14 島本 1名	(管理所) 15 大山崎 1名	(詰所) 18 仁和寺 2名
(閉鎖中)				※土・日・祝のみ配置					※土・日・祝のみ2名体	シルバー							うち1名 シルバー
担当地区 1 海老江	担当地区 長柄	担当地区 3 毛馬	担当地区 8 太子橋	担当地区 八雲野 草	担当地区 14 大日	担当地区 17 十三野 草	担当地区 19 豊里	担当地区 20 点野野 草	担当地区 25 出口河 畔	担当地区 29 背割堤	担当地区 30 一津屋 野草	担当地区 33 鳥飼上	担当地区 36 三島江	担当地区 38 大塚	担当地区 39 島本	担当地区 40 大山崎	
2 大淀野 草	長柄河 畔	4 赤川	9 外島	庭窪河 畔	15 佐太西	18 西中島		21 太間	26 伊加賀 野草		31 一津屋 河畔	34 鳥飼野 草	37 三島江 野草				
※海老江・大淀野草は臨時閉園中		5 城北河 畔	10 守口	八雲	16 仁和寺 野草			22 木屋元	27 三矢		32 鳥飼西	35 鳥飼下					
		6 長柄	11 八雲野 草	※土・日・祝のみ配置				23 出口野 草	28 枚方								
		7 長柄河 畔	12 庭窪河 畔					24 出口									
2 箇所	箇所	5 箇所	6 箇所	箇所	3 箇所	2 箇所	1 箇所	5 箇所	4 箇所	1 箇所	3 箇所	3 箇所	2 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	

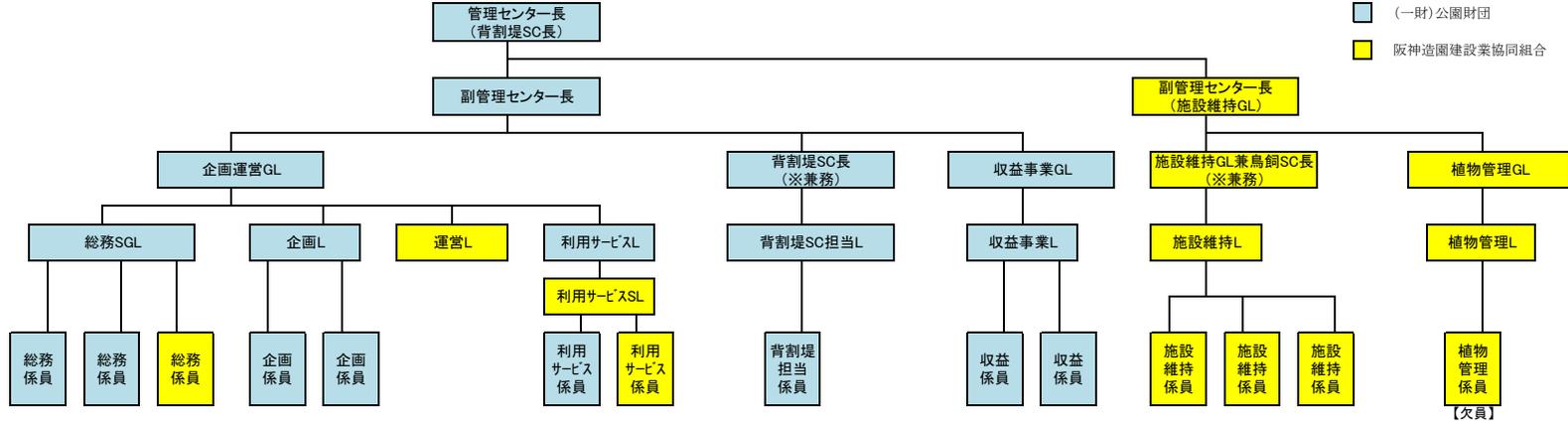
管理所は15箇所・40地区  
仁和寺、詰め所は1箇所・1地区  
※海老江は閉園中  
一津屋野草については土日祝日のみ配置

(員数 内訳)

### 令和3年度 淀川河川公園管理センター 職員等配置表

令和 3年 4月 1日

サービスセンター (職員)	28名 - 内訳 - 財団 17名 組合 11名
サービスセンター ふじ実行(パート)	7名 財団
管理所 (パート)	24名 財団・組合
課所 (仁和寺)	1名 財団
合計	59名 - 内訳 - 財団 38名 組合 21名



■ (一財)公園財団  
■ 阪神造園建設業協同組合

守口サービスセンター	鳥飼サービスセンター	背割堤サービスセンター (さくらであい館)
(清掃) 1名 シルバー ※平日1名勤務	(清掃) 3名 シルバー ※毎日1名勤務	(館内管理) 5名 シルバー ※毎日1名勤務 ※金土日は1名追加
(よどいご受付) 2名 ※毎日1名勤務	(よどいご受付) 2名 ※毎日1名勤務	(よどいご受付) 3名 シルバー ※毎日1名勤務

□内は外業

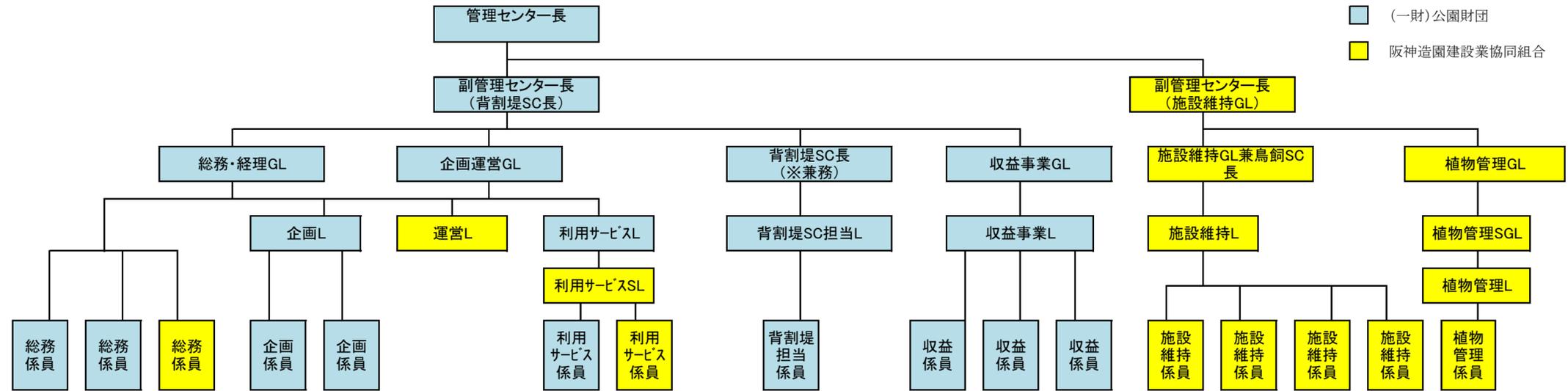
(管理所) 海老江 名	(管理所) 長柄河 名	(管理所) 1 赤川 1名	(管理所) 2 太子橋 1名	(管理所) 3 八雲 名	(管理所) 4 佐太西 1名	(管理所) 5 西中島 1名	(管理所) 6 豊里 1名	(管理所) 7 太間 1名	(管理所) 8 枚方 1名	(管理所) 9 背割堤 1名	(管理所) 10 鳥飼西 1名	(管理所) 11 鳥飼上 1名	(管理所) 12 三島江 1名	(管理所) 13 大塚 1名	(管理所) 14 島本 1名	(管理所) 15 大山崎 1名	(詰所) 18 仁和寺 2名 うち1名 シルバー
(閉鎖中)				※土・日・祝のみ配置				※土・日・祝のみ2名体制		シルバー							
担当地区 1 海老江	担当地区 長柄	担当地区 3 毛馬	担当地区 8 太子橋	担当地区 八雲野草	担当地区 14 大日	担当地区 17 十三野草	担当地区 18 豊里	担当地区 20 点野野草	担当地区 25 出口河畔	担当地区 29 背割堤	担当地区 30 一津屋野草	担当地区 33 鳥飼上	担当地区 36 三島江	担当地区 38 大塚	担当地区 39 島本	担当地区 40 大山崎	
2 大淀野草	長柄河	4 赤川	9 外島	庭窪河	15 佐太西	18 西中島		21 太間	26 伊加賀野草		31 一津屋河畔	34 鳥飼野草	37 三島江野草				
※海老江・大淀野草は臨時閉園中		5 城北河畔	10 守口	八雲	16 仁和寺野草			22 木屋元	27 三矢		32 鳥飼西	35 鳥飼下					
		6 長柄	11 八雲野草	※土・日・祝のみ配置				23 出口野草	28 枚方								
		7 長柄河畔	12 庭窪河畔					24 出口									
2 箇所	箇所	5 箇所	6 箇所	箇所	3 箇所	2 箇所	1 箇所	5 箇所	4 箇所	1 箇所	3 箇所	3 箇所	2 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
管理所は15箇所・40地区										仁和寺、詰め所は1箇所・1地区		一津屋野草については土日祝日のみ配置					
※海老江は閉園中																	

(員数 内訳)

# 令和4年度 淀川河川公園管理センター 職員等配置表

令和 4年 7月 1日

サービスセンター (職員)	32名 - 内訳 - 財団 18名 組合 14名
サービスセンター よど受付(パート)	8名 財団
管理所 (パート)	32名 財団・組合
詰所 (仁和寺)	1名 財団
合計	73名 - 内訳 - 財団 42名 組合 31名



守口サービスセンター	鳥飼サービスセンター	背割堤サービスセンター (さくらであい館)
(清掃) 1名 シルバー ※平日1名勤務	(よどいこ受付) 3名 ※毎日1名勤務	(館内管理) 5名 シルバー ※毎日1名勤務
(よどいこ受付) 3名 ※毎日1名勤務	(清掃) 3名 シルバー ※毎日1名勤務	(よどいこ受付) 3名 ※毎日1名勤務
	(よどいこ受付) 2名 ※毎日1名勤務	(よどいこ受付) 3名 ※毎日1名勤務
	※毎日1名勤務	※金土日月は1名追加

内は外業

(管理所) 海老江 名	(管理所) 長柄河 名	(管理所) 1 赤川 1名	(管理所) 2 太子橋 1名	(管理所) 3 八雲 名	(管理所) 4 佐太西 1名	(管理所) 5 西中島 1名	(管理所) 6 豊里 1名	(管理所) 7 太間 1名	(管理所) 8 枚方 1名	(管理所) 9 背割堤 1名 シルバー	(管理所) 10 鳥飼西 1名	(管理所) 11 鳥飼上 1名	(管理所) 12 三島江 1名	(管理所) 13 大塚 1名	(管理所) 14 島本 1名	(管理所) 15 大山崎 1名	(詰所) 18 仁和寺 2名 うち1名 シルバー
(閉鎖中)				※土・日・祝のみ配置				※土・日・祝のみ2名体									
担当地区 1 海老江	担当地区 長柄	担当地区 3 毛馬	担当地区 8 太子橋	担当地区 八雲野草	担当地区 14 大日	担当地区 17 十三野草	担当地区 19 豊里	担当地区 20 点野野草	担当地区 25 出口河畔	担当地区 29 背割堤	担当地区 30 一津屋野草	担当地区 33 鳥飼上	担当地区 36 三島江	担当地区 38 大塚	担当地区 39 島本	担当地区 40 大山崎	
2 大淀野草	長柄河	4 赤川	9 外島	庭窪河畔	15 佐太西	18 西中島		21 太間	26 伊加賀野草		31 一津屋河畔	34 鳥飼野草	37 三島江野草				
※海老江・大淀野草は臨時閉園中	6 長柄	5 城北河畔	10 守口	八雲	16 仁和寺野草			22 木屋元	27 三矢		32 鳥飼西	35 鳥飼下					
	7 長柄河	11 八雲野草	12 庭窪河畔	※土・日・祝のみ配置				23 出口野草	28 枚方								
		13 八雲						24 出口									
2 箇所	箇所	5 箇所	6 箇所	箇所	3 箇所	2 箇所	1 箇所	5 箇所	4 箇所	1 箇所	3 箇所	3 箇所	2 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
管理所は15箇所・40地区										仁和寺、詰め所は1箇所・1地区		一津屋野草については土日祝日のみ配置					
※海老江は閉園中																	



【令和2年度】

会合名	開催時期	主催者	備考
定例会	毎月1回	淀川河川事務所 淀川河川公園管理センター	
さくらまつりに関する打合せ	4月、6月、	淀川河川事務所 淀川河川公園管理センター 主催 八幡市役所 商工観光課	
河川敷フェスティバル実行委員会	ほぼ 毎月1回	河川敷フェスティバル事項委員会	
大阪府公園緑地団体連絡協議会 幹事会・総会	5月	大阪府公園緑地団体連絡協議会	
淀川河川公園西中島地区有料BBQ連絡協議会・総会	6月、12月、3月	淀川河川公園西中島地区有料BBQ連絡協議会	
ふれあいマラソン総会	7月	ふれあいマラソン実行委員会	
淀川沿川まちづくりプラットフォーム	7月、3月	大阪府	
さくらまつり実行委員会 総会・幹事会	10月、12月、3月	さくらまつり実行委員会	
公園からの健康づくりネット事業委員会	1月	(一社)公園からの健康づくりネット	
八幡市交通対策会議	2月	淀川河川事務所 淀川河川公園管理センター 八幡市 商工観光課 主催 八幡警察署、八幡消防署	
淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会 事前会議・総会	2月、3月	大阪市 淀川区	
淀川河川公園下流地域協議会	3月	淀川河川事務所	
レンタサイクル調整会議	3月	淀川河川事務所 主催 淀川河川公園管理センター 八幡市観光協会 大山崎町商工会	

【令和3年度】

会合名	開催時期	主催者	備考
定例会	毎月1回	淀川河川事務所 淀川河川公園管理センター	
河川敷フェスティバル実行委員会	ほぼ 毎月1回	河川敷フェスティバル事項委員会	
大阪府公園緑地団体連絡協議会 幹事会・総会	5月	大阪府公園緑地団体連絡協議会	
淀川河川公園西中島地区有料BBQ連絡協議会・総会	6月、12月	淀川河川公園西中島地区有料BBQ連絡協議会	
ふれあいマラソン総会	6月、9月	ふれあいマラソン実行委員会	
淀川河川公園中流左岸域協議会	6月	淀川河川事務所	
淀川沿川まちづくりプラットフォーム ・三川合流協議会 ・中流協議会	7月	大阪府	
さくらまつり実行委員会 総会・幹事会	7月、9月、12月	さくらまつり実行委員会	
公園からの健康づくりネット事業委員会	2月	(一社)公園からの健康づくりネット	
八幡市交通対策会議	2月	淀川河川事務所 淀川河川公園管理センター 八幡市 商工観光課 主催 八幡警察署、八幡消防署	
淀川河川敷十三エリア魅力向上協議会 ワーキング・総会	3月	大阪市 淀川区	
レンタサイクル調整会議	3月	淀川河川事務所 主催 淀川河川公園管理センター 八幡市観光協会 大山崎町商工会	

令和1年	項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	施設利用等			1		1							1	3
	施設管理システム													0
	駐車場													0
	違法駐車													0
	野犬、野良猫等			2										2
	草刈、清掃			2	1									3
	ゴミ			1										1
	騒音			1										1
	トイレ													0
	利用マナー			1				1					1	3
	車・バイク													0
	利用方法違反		1											1
	ゴルフ練習			1										1
	喫煙													0
	飼い犬			1										1
	花火						1							1
	バーベキュー		1	3										4
	職員接遇、対応			2				1	1	2			1	7
	その他		2	2		1								6
	計	4	17	1	2	1	1	2	2	0	0	0	4	34

令和2年	項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	施設利用等	5		1				2	1			1		10
	施設管理システム													0
	駐車場	7						1	1					9
	違法駐車													0
	野犬、野良猫等													0
	草刈、清掃					1	1	2						4
	ゴミ													0
	騒音													0
	トイレ	1	1											2
	利用マナー					3						2	1	6
	車・バイク									1	1		1	3
	利用方法違反			1	1	1	1		1	1				6
	ゴルフ練習													0
	喫煙			3			1							4
	飼い犬													0
	花火				1		1	1						3
	バーベキュー				3	2	2	2	4					13
	職員接遇、対応													0
	その他	2			1	1	1	1	2	2			1	11
	計	15	6	6	5	10	6	9	5	2	1	3	3	71

令和3年	項目/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	施設利用等			1			1	1			1		1	5
	施設管理システム								1					1
	駐車場			1			2							3
	違法駐車			1										1
	野犬、野良猫等				1	1					1			3
	草刈、清掃				1	1		5	1					8
	ゴミ													0
	騒音								1			1	1	3
	トイレ													0
	利用マナー			2	1			1	2		1	1		8
	車・バイク													0
	利用方法違反	1			1						1			3
	ゴルフ練習												1	1
	喫煙													0
	飼い犬													0
	花火	1			1		2	1						5
	バーベキュー							1	1				1	3
	職員接遇、対応	2	1	1				2	2					8
	その他		1	1	2			2					2	8
	計	4	5	7	6	5	9	8	4	1	4	2	5	60

## 紙媒体(種類、発行部数)

委託費	自主事業費	委託費+自主 事業費	一部委託費
-----	-------	---------------	-------

(令和1年度～令和3年度の分類)

月	令和1年度		令和2年度		令和3年度	
	チラシ	情報誌	チラシ	情報誌	チラシ	情報誌
4	ナチュラル・ヨガ教室&スロージョギング 1,000 部				ナチュラル・ヨガ教室 1,000 部	
5	淀川わいわいガヤガヤ祭り 7,000 部					
6	ミュージック&マルシェ YOU~結~ 6,000 部				フォトコンテスト 2021 2,500 部	よしぶえ 106 号 170,000 部
7	フォトコンテスト 2019 2,000 部	よしぶえ 98 号 165,000 部	フォトコンテスト 2020 2,000 部	よしぶえ 102 号 10,000 部		
	淀川アーバンキャンブ 16,000 部		淀川アーバンフロント 22,000 部			
8	背割堤夏の休日 2,000 部		ナチュラル・ヨガ教室 1,000 部			
9	ナチュラル・ヨガ教室&スロージョギング 2,000 部	よしぶえ 99 号 165,000 部	ひらかた淀川ファミリーフェスタ 12,000 部	よしぶえ 103 号 160,000 部	淀川アーバンフロント 5,000 部	よしぶえ 107 号 (ふれあいマラソン含む) 193,000 部
	ふれあいマラソン参加者募集 75,000 部		淀川アーバンフロント 22,000 部			
10	淀川アーバンマルシェ 10,000 部					
	背割堤のアキサイ 4,000 部		背割堤のアキサイ 1,000 部		背割堤のアキサイ 500 部	
	ミュージック&マルシェ~結~ 6,000 部					
11		よしぶえ 100 号 165,000 部				
12				よしぶえ 104 号 170,000 部		よしぶえ 105 号 170,000 部

月	令和1年度		令和2年度		令和3年度	
	チラシ	情報誌	チラシ	情報誌	チラシ	情報誌
1	さくらであい館 パースデイ感謝祭 4,000部 ミュージック&マルシェ エ〜結〜 6,000部					
2			さくらであい館 パースデイ感謝祭 500部		さくらであい館 パースデイ感謝祭 500部	
3		よしぶえ 101号 165,000部	淀川アーバンマルシェ 3,000部	よしぶえ 105号 170,000部	ナチュラル・ヨガ教室 1,000部	よしぶえ 109号 170,000部
計	部	部	部	部	部	部

---

淀川河川公園

---

# 巡回巡視員マニュアル

## 巡回巡視員マニュアル

### 1. 巡回巡視員の役割、心得（整理）

#### 1) はじめに

巡回巡視員は各管理所と各センター間の情報や物品をつなぐ重要な役割を果たす。

必要に応じてセンター長から指示に基づいて対応する。

巡回巡視員になるために、必要な講習を受講する。

- (1) 新採研修（新しく巡回巡視員に採用された場合の研修（交通ルール研修を含む） 1日）
- (2) 現場研修（新採研修後の一定期間の現場研修）
- (3) 定期研修（年 2 回の巡回巡視員研修）

判断に迷うことがらや不明な点があれば、必ず所轄センターに問い合わせ、指示に従うこと。

2) 概略行程

概略工程表（年間を通じて）	
8時30分 ↓	打ち合わせ（太間サービスセンター） 車両点検 装備品等の確認 必要工具類の積み込み
9時00分	巡回
9時00分 ↓	順次各サービスセンター管理所へ  上下流の巡回
12時00分 ↓	出来るだけ巡視を実施 現場状況、指示により特別巡視
16時00分	
16時00分 ↓	報告書のとりまとめ、報告 引き継ぎ書の作成 車両点検 必要に応じ洗車及び点検
17時30分	

### 3) 平常時の巡回巡視

(1) 公園管理に必要な書類や物品・工具類の受け渡しを行うため、  
順次管理所、各 SC、淀川河川事務所を経由する。

- ① 巡視日報や事故報告、草丈等書類等の受け渡し・管理所での事故報告や毎日1回測定した草丈を記録簿
- ② 落とし物
- ③ 物品や消耗品の要求書等
- ④ 指示書や占用関係等の書類
- ⑤ 物品・工具類等

(2) 公園及び河川の利用者指導

悪質な不法行為や危険迷惑行為を発見した時は、速やかに区域管理員へ連絡を行う。

- ① コルフの練習
- ② 引き綱を外した犬など他の利用者の迷惑となる動物
- ③ ラジコン飛行機、ヘリコプター
- ④ 単車の乗り入れ

(3) 危険を及ぼす動植物の発見

危険を及ぼす動植物の発見した時は速やかに担当地区の現場管理員へ連絡を行う。

4) 公園及び河川の事故又は緊急時の報告

事故及び緊急時は、速やかに担当地区の現場管理員へ連絡を行う。

5) 視日報の作成及び報告

巡視内容の日々報告は、「巡回巡視日報」により報告する。

6) その他

- ① 物品とは次のものをいう。修理のための資材・機材、石油等
- ② 書類、郵便物で個人あて配布物は、宛名を確認すること。
- ③ 現金の取り扱い。

---

淀川河川公園

---

# 区域巡視員マニュアル

## 1. 現場巡視員の/心得、役割（整理）

### 1) はじめに

- ・ 現場管理員は、利用者にはいちばん近い職員である。
- ・ 淀川河川公園管理の顔となる職員である。
- ・ 公園利用者はお客様です。親しみやすい親切な管理員を目指す。
- ・ 利用者が安全・安心・快適に公園を使っただけのように利用環境を保持、公園施設を良好に保全するため、担当区域を巡視し管理する。
- ・ 利用者の緊急時に対応（小さな怪我やハチ～災害まで）する。
- ・ 必要に応じ利用者間の利用調整や、利用者と占使用者（占有許可を受けた者）間との利用調整を行う。
- ・ 利用者に公園の情報を提供し、様閃な情報を収集する役割がある。

### 2) 現場管理員になるために、必要な講習を受講する。

- (1) 新採研修（新しく管理員に採用された場合の研修）
- (2) 現場研修（新採研修後の2週間程度の現場研修）
- (3) 定期研修（年1回以上の管理員研修）
- (4) 特別研修（剪定の方法など、必要に応じたテーマ別の作業研修）

管理上、判断に迷うことがらや不明な点があれば、必ず担当サービスセンターに問い合わせて指示に従うこと。

## 2. 現場管理員のしごとの概要

1) 現場管理員は、担当の管理区域が安全・~~安~~で快適に利用できるように、次の作業を行う。

- ・ 開園・閉園
- ・ 開園前点検、閉園後の後片付け
- ・ 駐車場への案内
- ・ 平常時、緊急時の担当区域の巡視
- ・ 利用状況の把握
- ・ 遺失物の保管利用者整理
- ・ 利用者への情報案内
- ・ 環境整備
- ・ 安全措置
- ・ 運動施設対応
- ・ 巡視日報の作成及び報告
- ・ 公園及び河川の事故報告
- ・ 危険防止措置報告等（写真報告）

2) 特に、「重点区域」については、次の作業を重点的に行う。

- (1) 低木の見通し剪定
- (2) 園内清掃（常時）
- (3) 管理所周辺のトイレ及び水飲み場の清掃（常時）

3. 巡視作業の時間、範囲

実施期間及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、出水時や事故等緊急時に行う特別巡視等は実施時間の延長を行う。

また巡視区域を効率的に広範囲に安全確認ができる巡視経路を設定し巡視を行う。

巡視時間	① 開園前点検、閉園後の後片付け等
	②開園時間の巡視 9時00分から17時00分まで ただし、夏期（6月1日から8月31日）の期間は、19時00分まで ※地区によって早期開園を行う。

#### 4. 仕事の詳細

##### 1) 現場管理員の概略行程

期間（9月1日から5月31日まで）		夏期間（6月1日から8月31日まで）	
8時30分	公園開園準備 開園前点検 運動施設・工作物点検	8時30分	公園開園準備 開園前点検 運動施設・工作物点検
↓		↓	
9時00分	公園の開園・車止めの解錠	9時00分	公園の開園・車止めの解錠
9時00分	管理所内外・備品の点検 1回目の巡視、報告書の作成 園内等清掃  巡視ルートは順次変える。 2回目の巡視、報告書の作成	9時00分	管理所内外・備品の点検 1回目の巡視、報告書の作成 園内等清掃  巡視ルートは順次変える。 2回目の巡視、報告書の作成
↓		↓	
12時00分	巡視ルートは順次変える。 3回目の巡視、報告書の作成 4回目の巡視、報告書の作成	12時00分	巡視ルートは順次変える。 3回目の巡視、報告書の作成 4回目の巡視、報告書の作成
↓		↓	
16時30分		18時30分	5回目の巡視、報告書の作成
16時30分	公園の閉園準備・閉園案内  残車がある場合は呼び出し や持ち主を捜す	18時30分	公園の閉園準備・閉園案内  残車がある場合は呼び出し や持ち主を捜す 報告書のとりまとめ 引き継ぎ書の作成 管理所内外・備品の点検 トイレ・運動施設・施錠点検
↓		↓	
17時00分		19時00分	
17時00分	トイレ・運動施設・施錠点 検公園の閉園・車止めの施 錠  報告書のとりまと め引き継ぎ書の作 成 管理所内外・備品の点検	19時00分	公園の閉園・車止めの施錠  残車がある場合は車種とナン バーを守口SCへ連絡
↓		↓	
17時30分	残車がある場合は車種とナン バーを守口SCへ連絡		

※勤務時間中は携帯電話を携帯すること。

##### 2) 公園の開閉準備

(1) 開閉園時間および車止めの開閉

- ① 平常期間は9時00分から17時00分まで
- ② 夏期間は9時00分から19時00分までとする。

(2) 車止めの開閉は時間どおりに行う。

- ① 車止めの開閉は、周辺に人がいないか安全を確認する。
- ② 車止めの変形、破損等がないか点検を行う。

### 3) 駐車場の利用者指導及び管理

- (1) 施錠30分前から放送で閉園案内を行う。
- (2) 施錠時間に残車がある場合は、平常期間は17時30分までとする。
- (3) 指定された場所以外の駐車車両については緊急車両の通行の妨げとなり、また重大な事故が起こる恐れがあるので車両移動を指導する。
- (4) 利用者に対し来園時には公共機関の利用と、出来るだけ乗りあわせをお願いするようにする。
- (5) 残車がでた場合は、車種（乗用車・ワゴン等）とナンバーを窓口サービスセンターに17時30分または19時00分以降に、電話で報告し、日報に記録する。
- (6) 残車があった1場合は、その後について翌日の日報で報告する。
- (7) 放置自動車は、毎日「区域巡視日報」に記入し、報告する。
- (8) 放置自動車については、月一回写真を撮り報告する。

### 4) 平常時の区域巡視

#### (1) 公園施設等の日常点検（安全確認）

現場管理員は、1日4回、夏期は5回）自転車または徒歩にて区域巡視時に目視による点検を行います。必要に応じて触診・聴診等により、工作物施設の異常等の有無を調べる。

自転車による巡回は、特に注視するときは自転車を安全なところで一旦停めて確認する。西日が強いときはサングラス等防眩対策をする異常があった場合、必要な安全措置を行い速やかに報告する。

<施設点検項目>

- ・園路施設の破損、変形、汚れがないか。
- ・運動施設、その付属施設の破損、変形、汚れがないか。
- ・便益施設の破損、変形、汚れ、漏水がないか。
- ・休養施設の破損の変形、汚れがないか。
- ・管理施設の破損、変形、汚れがないか。標識は表示内容が消えていないか。
- ・遊具施設の破損、変形、汚れがないか。砂場の砂の固結化または砂の不足により底部が露出してないか。
- ・修景施設（電気設備・機械設備含む）の破損、変形、汚れがないか。

(2) 公園内の安全確認

- ・公園内に危険物・その他不審物がないか確認を行う。
- ・徒渉池、曝水池、ジャブジャブ池等へビン・缶等が投棄されていないか確認する
- ・発見した時は担当サービスセンターに緊急報告を行う。

(3) 危険を及ぼす動植物の発見

野犬、マムシ、害虫等利用者に危険を及ぼすと思われる動植物を発見した時は担当サービスセンターに緊急報告を行う。

(4) テロ対策について

① 不審人物への対応

公園内及び各サービスセンター等において不審人物を発見した時は、速やかに連絡を行うとともに、その指示に従う。

- ・危険物（銃刀類、爆発物、もしくはそれに類するもの）を持っている人
- ・公園利用者では考えられない大きな荷物、バック、袋を持っている人
- ・挙動不審な人
- ・特異な服装をしている人（全裸、季節的に合わない服装等）
- ・その他（個人の経験で、これまでと違う公園利用者・個人の見解でよい）

## ② 不審拾得物の取り扱い

公園内及び各サービスセンター等において、忘れ物らしき厚手の封筒・紙袋、箱、鞆等を発見しても不用意に開けたり、必要以上の衝撃を加えるようなことはしないこと。

外見から判断して不審な点

例えば

- ・包装が不自然
- ・ワイヤー、ひも等の突起物及び油状のジミや汚れ
- ・異臭
- ・内容物のカタつき
- ・時計のようなコチコチ音や液体の音等がある時は、速やかに連絡を行うとともにその指示に従う。

利用者等からの捨て物等の受付に関しても上記のことを勘案して取り扱いには注意する。

特に届け物が袋や箱物等の時は届出者の氏名、連絡先等を必ず確認し、服装背格好などの特徴もメモしておく。

## (5) 公園利用者数の計測

- ① 平常期間は一日4回、夏期間(6月1日から8月31日まで)は一日5回巡視時に行う。
- ② 早朝開園地区は、開園後直ちに1回巡視を行う。
- ③ 利用者数は、毎日「区域巡視日報」に記入し、報告する。

## (6) 草丈の確認

毎日一回、定点(各ゾーン)の草丈を測定し「草丈報告書」に記載、担当サービスセンターへ報告する。

## (7) 特に目につくゴミ収集、集積

巡視時にゴミの収集を行い、管理所横の指定された場所へ集積を行う。

## (8) トイレの清掃・点検

- ① 巡視時に点検を行い、必要に応じ清掃を行う。重点区域は重点的に行う。
- ② 必要に応じ洗浄水の補給を行う。
- ③ 一日1回トイレの汚物容量の確認を行う。

ゴールデンウィークの期間中は、仮設トイレを増設するので適宜清掃

を行う。

※大阪市域：容量を確認し、センターに報告→回収日を決定する。

その他の区域：指定された日に定期的に回収する。

※トイレの容量によっては、臨時回収を行う。

( 9 ) 水飲場の清掃

巡視時に点検を行い、必要に応じ清掃を行う。

( 10 ) 公園工作物の応急処置、又は軽微な補修

巡視時に点検を行った結果をもとに、事故を未然に防ぐために安全対策を行い、軽微なものについては、必要に応じて応急処置、又は補修を行う。

また、作業結果については、「区域巡視日報」又は「公園点検写真報告書」に記入し、担当サービスセンターに報告する。

( 11 ) 低木の見通し剪定

利用者の安全を確保するために、重点区域外については必要に応じて低木剪定を行う。

## 5) 遺失物の保管

遺失物の保管は「遺失物取り扱い要領」により行う。

## 6) 利用者指導

### (1) 危険行為・迷惑行為の指導

火気の使用、ゴルフの練習、犬の放し飼い、バイクの走行、ラジコン飛行機の使用、ゴミの不法投棄等を発見した場合は、指導し報告する。

Q&A を参考に対応する。

### (2) 一時使用及び占用の確認

一時使用及び占用の許可書に基づき使用状況から許可内容と相違ないかを確認する。

## 7) 運動施設の管理

(1) 未然に事故の発生を防ぐため 施設利用の「可・否」の判断を行い、「否」と判断した時は利用者が立ち入ったり、利用出来ないように速やかにカラーコーン・杭・ロープ等で閉鎖し、使用禁止の表示を行い担当サービスセンターに連絡する。

(2) 運動施設の利用の可否については、朝その状況をメールで担当受付窓口へ報告する。又、途中降雨等で使用が不可となった場合は、速やかに担当受付窓口へメールで報告する。

(3) 施設の用具箱の開閉と備品・消耗品の確認と補充する。消耗品の手配を依頼する場合は、太間サービスセンターに連絡する。

## 8) 広報活動

- ・「よしぶえ」（年4回発行）を管理所に置き、掲示板に掲示したり、利用者へ配布を行う。
- ・管理所の掲示板や管理所のスピーカーを用いて、イベント情報、公園案内、禁止事項などを利用者に周知する。

## 9) 行事等の開催

- ・公園内で行事が行われる場合は、多くの利用者で混雑する場合があるが、適宜、公園の適切な管理に向けて協力する。
- ・特に、太間地区では、「チューリップの植え付け体験」を行うので、現場管理員も協力する。

## 10) 安全措置

### (1) 危険箇所及び工作物の安全対策

危険な箇所や工作物等を発見した場合は利用者が立ち入ったり、利用出来ないように速やかにカラーコーン・杭・ロープ等で囲み、使用禁止看板による明示を行う。

(2) 工作物等の補修や、汚れ異物の除去清掃等の軽微な作業を状況に応じて行う。

## 11) 公園及び河川の事故及び火災・緊急時の対応

### (1) 事故対応

- ①現場管理員等は、事故が発生したらまず
  - ・人命救助に努める
  - ・警察署や消防署（救急車）への第一報
  - ・安全対策の実施（危険箇所への立ち入り禁止措置など）を行う。
- ②速やかに管理所から担当サービスセンターへ、一報を入れる。
- ③「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのようにして」起こったのかを聞き、その名前、年齢、住所、電話番号等教えてもらえる範囲で聞く。警察官等から入手した情報もあれば添付する。

### (2) 火災の対応

現場管理員等は、火災が発生したらまず、人命救助に努め、警察署や消防署への第一報を入れ、安全対策の実施（危険箇所への立ち入りの禁止措置など）を行う。

- ①速やかに管理所から担当サービスセンターへ、一報を入れる。
- ②「いつ」、「どこで」、「焼失面積等」確認の上消防署員等から入手した情報もあれば添付する。

(3) AEDを3センターおよび広域車両に常時設置している。必要に応じて現場に持ち込みを行う。

(4) 救急セットを各管理所に配置する。

#### (5) 事故及び火災報告

電話連絡ののち、速やかに「事故報告書」に記入して報告を行う。

- ① 事故報告は、わかる範囲の事実のみを記載する。（考察は不要。）
- ② 発生した場所、公園区域内か河川区域内かわかる範囲内で記入し（距離標識による k m）、地区名を必ず記入する。
- ③ 公園施設での怪我の場合は施設の状況などを確認する。（瑕疵：施設の破損など欠陥について確認し、あれば記入する。）  
例)
- ④ 発生場所と事故が起こった施設名を記入する。
- ⑤ 火災により公園施設が燃えた場合、燃えた施設名を（ベンチ等）記入する。
- ⑥ 平面図、写真を貼付する。

- (6) 事故発生時は、事故報告とわかるように巡回巡視員に「事故報告」と告げて手渡す。ただし、巡回巡視員が通過した後の場合は、翌日に渡す。

#### (7) 緊急時の報告

園施設の点検、公園工作物の応急処置、又は軽微な補修、危険を及ぼす動植物、不法占用、不法行為、その他の危険迷惑行為、安全措置などで緊急時の対応をした時は速やかに、「公園点検写真報告書」、「区域巡視日報」により担当サービスセンターに連絡する。

### 1 2 ) 増水時の対応

#### (1) 増水時の対応

守口サービスセンターの指示に従って公園区域を特別巡視し、来園者に注意を促し利用中止と避難を呼びかける。まだ、駐車場の利用を中止し、車が駐車場に入らないように車止め施設を閉鎖する。

枚方地区のアクアアジアター及びプロムナードの水没が懸念される場合は、国の指示に従って、立ち入り禁止措置としてカラーコーンや看板等を設置し、安全確保を図る。

呼びかけにあたっては、マニュアルにしたがって「管理所スピーカー」や「拡声器」を使用して現場管理員等が呼び掛ける。

特別巡視は、公園施設を効率的に広範囲に安全確認ができる巡視経路を設定し、巡視を行う。

## (2) 減水後の措置

減水後も、特別巡視を行い、園内の安全を確認して早期の開園を目指す。

また、必要に応じて安全対策を講じる。

## 13) 災害時の対応

### (1) 震災発生時の対応について

#### ①震度4以上で緊急点検を行う。

国交省では震度5弱以上で緊急点検を行うこととしているが、水道施設が老朽化しているため震度4で点検チェックリストに基づいて緊急点検を行う。あわせてその他の施設も実施する。

開園時に地震があった場合は、直ちに緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策や閉園措置を行う。

閉園時に地震があった場合は、緊急点検を実施し、必要に応じて施設の使用禁止などの安全対策を行い、利用の安全が確認できた場合は開園する。

#### ②点検結果、安全措置、被害状況等を担当サービスセンターから国へ報告する。

### (2) 津波への対応について

気象庁が大阪府において津波注意報以上を発表したときは、直ちに津波に関する情報を収集して、淀川河川事務所の指示により、園内放送により、避難誘導案内を行い、速やかに堤内地側への避難を促す。また、公園の駐車車両の排出等適切な処置を講じる。

津波の恐れのある地区は、海老江地区、西中島地区、十三野地区、大淀野草地区、長柄地区。

特別巡視は、公園施設を効率的に広範囲に安全確認ができる巡視経路を設定し、巡視を行う。

減水後の対応は、増水時の対応と同様とする。

### (3) 淀川河川公園に期待されている役割

淀川河川公園は、周辺自治体から「避難場所（広域避難地等）」や「災害時緊急ヘリポート」に指定されているため、自治体等からの要請に協力する。

淀川河川公園を広域避難地に指定している自治体	大阪市、守口市、寝屋川市、枚方市、高槻市、摂津市、島本町
淀川河川公園を災害時緊急ヘリポートに指定している自治体	守口市、摂津市、島本町、大山崎町

#### 14) 緊急ヘリ離発着（ドクターヘリ）

淀川河川公園は、緊急ヘリの離発着場所として指定されている。そのため、周辺医療機関等から要請があった場合には、適切な対応を講じる。

＜対応策の例＞

- (1) 緊急車両の通行ルートの確保
- (2) 離発着場所の利用者の移動、利用の中止
- (3) 離発着場所の安全確保 など

#### 15) その他の緊急時（事件・事故、テロ対策、その他）

淀川河川公園の安全確保のため、さまざまな状況についても、適切に対応することとする。

＜その他の緊急時の例＞

- (1) 園内での事件、
- (2) 不審郵便物（宅配含む）、不審電話、不審人物、不審拾得物など

#### 16) 危険防止措置報告

公園管理、利用者指導、迷惑行為、特別巡視において利用者のための安全対策を講じたときは、「危険防止措置報告」により報告する。

#### 17) その他

守口サービスセンターから配布された連絡事項、報告等は、よく読んで対応する。事故への対応、季節ごとの対応など必要に応じて「お知らせ」が配布される。

建物・工作物に係る修繕履歴（修繕箇所、費用等）

	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
修繕に要した総費用(円) (税抜)	3,014,328	5,807,160	4,409,492

修繕履歴（令和元年度）

（守口サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額

小計 0

（太間サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額

小計 0

（鳥飼サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
建物維持修繕	サービスセンター修繕		年間契約	鳥飼SC	自動扉	自動扉保守契約	150,000

小計 150,000

（庭窪レストセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額

小計 0

（背割堤サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
建物維持修繕	サービスセンター修繕		年間契約	背割堤SC	自動扉	自動扉保守契約	191,700
建物維持修繕	サービスセンター修繕		令和元年9月	背割堤SC		さくらであい館ブラインド修理	40,000
建物維持修繕	サービスセンター修繕		令和元年12月	背割堤SC		木製チェア修繕作業(さくらであい館)	75,000
建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	空調設備維持修繕	令和元年9月	背割堤SC		空調機修理作業	12,800

小計 319,500

（河川公園）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		平成31年4月	河川公園	三矢地区	三矢地区ベンチ修繕	271,000
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和元年10月	河川公園	三矢地区	三矢地区ベンチ修繕その2	271,000
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		平成31年4月	河川公園	背割堤地区	背割堤地区ロープ柵設置作業	150,000
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和元年5月	河川公園	枚方地区	枚方地区BBQ看板設置作業	97,728
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和元年6月	河川公園	鳥飼上地区	鳥飼上地区サッカー場ベンチ修繕	155,180
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和元年7月	河川公園	太子橋地区他	太子橋地区外ベンチ修繕	241,000
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和元年9月	河川公園	外島地区他	外島地区他ベンチ修繕	240,000
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和2年1月	河川公園	三島江地区	三島江野草看板支柱塗装作業	66,000
遊具維持修繕等その他設備維持修繕等	遊具維持修繕等	遊具維持修繕等	令和元年11月	河川公園	大日地区他	河川公園遊具点検作業	148,900
給水設備維持修繕	給水設備維持修繕	給水設備維持修繕	令和元年5月	河川公園	木屋元地区	木屋元地区手洗い場修繕	153,910
給水設備維持修繕	給水設備維持修繕	給水設備維持修繕	令和元年10月	河川公園	仁和寺野草地区	仁和寺野草地区漏水修繕	325,290
遊具維持修繕等その他設備維持修繕等	遊具維持修繕等	遊具維持修繕等	令和2年2月	河川公園	木屋元地区	既存RC製滑り台イラスト描き工事(木屋元地区)	256,000
給水設備維持修繕	給水設備維持修繕	給水設備維持修繕	令和2年2月	河川公園	外島地区	外島地区給水管漏水修理	168,820

小計 2,544,828

合計 3,014,328

修繕履歴（令和2年度）

（守口サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額

小計 0

（太間サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
建物維持修繕	サービスセンター修繕		令和2年10月	太間SC	正面入口ドア	太間SC入口ドア修理作業	175,274
建物維持修繕	サービスセンター修繕		令和2年11月	太間SC	資材置場	太間SC高架下スライドゲート修理作業	120,767

小計 296,041

（鳥飼サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
建物維持修繕	サービスセンター修繕		年間契約	鳥飼SC	自動扉	自動扉保守契約	150,000
建物維持修繕	サービスセンター修繕		令和2年9月	鳥飼SC		鳥飼SC窓等補修作業	107,086
建物維持修繕	サービスセンター修繕		令和2年11月	鳥飼SC		鳥飼SC漏水箇所補修作業	336,480
建物維持修繕	サービスセンター修繕		令和3年1月	鳥飼SC		鳥飼SC1階入口ドア修理作業	84,400
建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	空調設備維持修繕	令和3年1月	鳥飼SC		空調機配管スポット点検作業	49,000
消防設備維持修繕	消防設備維持修繕	消防設備維持修繕	令和2年7月	鳥飼SC		消防設備不良箇所修理作業	48,000
建物設備維持修繕	その他維持修繕	その他維持修繕	令和2年10月	鳥飼SC		鳥飼SC電動シャッター保守点検整備作業	28,000
電気設備維持修繕	電気設備維持修繕	電気設備維持修繕	令和2年6月	鳥飼SC		片切SW交換	4,000
建物維持修繕	電気設備維持修繕	電気設備維持修繕	令和2年9月	鳥飼SC		1階男子トイレ換気扇交換	52,450
建物維持修繕	電気設備維持修繕	電気設備維持修繕	令和2年9月	鳥飼SC		2階事務室照明器具交換作業	79,280
建物維持修繕	電気設備維持修繕	電気設備維持修繕	令和2年12月	鳥飼SC		1階女子トイレ換気扇交換作業	59,560

小計 998,256

（庭窪レストセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
消防設備維持修繕	消防設備維持修繕	消防設備維持修繕	令和2年7月	庭窪RC		消防設備不良箇所修理作業	42,000
建物維持修繕	サービスセンター修繕		令和2年9月	庭窪RC		換気扇2台（会議室・給湯室用）更新	17,400

小計 59,400

（背割堤サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
建物維持修繕	サービスセンター修繕		年間契約	背割堤SC	自動扉	自動扉保守契約	221,700
建物維持修繕	サービスセンター修繕		令和2年6月	背割堤SC		案内用液晶テレビ修理作業	189,600
その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工		令和2年6月	河川公園		掲示盤吊りワイヤー補修等	62,720

小計 474,020

（河川公園）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
建物維持修繕	サービスセンター修繕		令和2年6月	河川公園	豊里地区	管理所ソーラー蓄電システム点検修理（豊里管理所）	190,000
建物設備維持修繕	その他維持修繕	その他維持修繕	令和2年11月	河川公園	大山崎地区	大山崎地区管理所天井改修作業	112,904
建物設備維持修繕	その他維持修繕	その他維持修繕	令和3年3月	河川公園	三島江地区他	三島江管理所、鳥飼上管理所入口ドア入替作業	268,489
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和2年10月	河川公園		刈払機修理費	32,860
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和2年11月	河川公園	佐太西地区	佐太西地区ベンチ改修作業	310,000
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和2年11月	河川公園	八雲地区	八雲地区ベンチ改修作業	570,000
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和2年11月	河川公園		トリマー修理	12,060
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和2年11月	河川公園	枚方地区	枚方地区安全柵補修作業	95,000
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和2年11月	河川公園	枚方地区	枚方地区木製ステージ補修作業	220,000
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和2年12月	河川公園	木屋元地区	木屋元地区ベンチ改修作業	510,000
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和2年12月	河川公園	太間地区	太間地区ベンチ改修作業	305,000
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和3年1月	河川公園	西中島地区他	西中島地区外2地区不陸整正作業	270,000
遊具維持修繕等その他設備維持修繕等	遊具維持修繕等	遊具維持修繕等	令和2年8月	河川公園	太間地区他	太間外1地区砂補充作業	280,000
遊具維持修繕等その他設備維持修繕等	遊具維持修繕等	遊具維持修繕等	令和2年12月	河川公園	大日地区他	令和2年度淀川河川公園遊具点検作業	156,300
遊具維持修繕等その他設備維持修繕等	その他維持修繕	その他維持修繕	令和3年1月	河川公園	各地区	発電機EU9iGB修理	68,000
その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	令和2年12月	河川公園	西中島地区	西中島地区トイレ水漏れ補修作業	47,230
その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	令和3年2月	河川公園	赤川地区他	赤川外7地区集積場補修作業	261,000
その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	令和3年2月	河川公園	枚方地区	枚方地区移動式トイレ扉設置作業	270,600

小計 3,979,443

合計 5,807,160

修繕履歴（令和3年度）

（守口サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
建築維持修繕	電気設備維持修繕	電気設備維持修繕	R4.3.8	守口SC		ホールダウンライト照明器具交換工事	92,080
小計							92,080

（太間サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
小計							0

（鳥飼サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
建物維持修繕	サービスセンター修繕		年間契約	鳥飼SC	自動扉	自動扉保守契約	150,000
建物維持修繕	サービスセンター修繕		令和3年8月	鳥飼SC		車庫鉄扉ヒンジ取替	35,500
建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	空調設備維持修繕	令和3年6月	鳥飼SC		吸気式冷温水機 冷却水配管修繕作業	175,000
建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	空調設備維持修繕	令和3年7月	鳥飼SC		吸気式冷温水機 冷温水ポンプ交換作業	300,000
建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	空調設備維持修繕	令和3年9月	鳥飼SC		吸気式冷温水機 温度センサー交換作業	19,000
消防設備維持修繕	消防設備維持修繕	消防設備維持修繕	令和3年6月	鳥飼SC		消防設備不良個所修理作業	17,600
建物設備維持修繕	その他維持修繕	その他維持修繕	令和3年10月	鳥飼SC		湯沸し器取替作業	41,376
建物設備維持修繕	その他維持修繕	その他維持修繕	令和3年10月	鳥飼SC		換気連動スイッチ用外連動機能補足部材購入	14,083
小計							752,559

（庭窪レストセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
消防設備維持修繕	消防設備維持修繕	消防設備維持修繕	令和3年6月	庭窪RC		消防設備不良個所修理作業	11,000
小計							11,000

（背割堤サービスセンター）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
建物維持修繕	サービスセンター修繕		年間契約	背割堤SC	自動扉	自動扉保守契約	221,700
建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	空調設備維持修繕	令和3年12月	背割堤SC		空調設備ベンチエール修理作業	41,830
建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	空調設備維持修繕	令和4年1月	背割堤SC		振込手数料	600
建物設備維持修繕	その他維持修繕	その他維持修繕	令和4年1月	背割堤SC		ウォシュレット修理作業	13,900
その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	令和3年10月	背割堤SC		さくらであい館物置扉修理作業	27,000
小計							305,030

（河川公園）

（消費税抜き）

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容	金額
建物設備維持修繕	その他維持修繕	その他維持修繕	令和3年4月	河川公園	鳥飼西地区	鳥飼西管理所入口ドア入替作業	134,244
建物設備維持修繕	その他維持修繕	その他維持修繕	令和3年5月	河川公園	枚方地区	枚方地区スタジアム用具置場修繕作業	301,994
建物設備維持修繕	その他維持修繕	その他維持修繕	令和3年5月	河川公園	枚方地区	枚方地区管理所 樋修繕作業	6,600
建物設備維持修繕	その他維持修繕	その他維持修繕	令和3年11月	河川公園	鳥飼上地区	鳥飼上地区管理所 雨漏れ修繕作業及び窓ガラス欠損部入替作業	94,072
建物設備維持修繕	その他維持修繕	その他維持修繕	令和4年1月	河川公園	枚方地区	枚方地区管理所入口ドアクローザー取替作業	28,490
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和3年6月	河川公園	大塚地区	大塚地区ベンチ修繕作業	352,380
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和3年9月	河川公園		新宮フロア、新ダイワトリマー修理点検整備	10,400
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和3年10月	河川公園	八雲地区	八雲地区ベンチ修繕作業	345,000
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和3年11月	河川公園	背割堤地区	背割堤地区遊歩道タイル補修作業	742,703
園路広場維持修繕等	園路広場維持修繕等		令和3年12月	河川公園		パロネス、ニッカリ(刈払機)、エネボ各修理	53,130
遊具維持修繕等その他設備維持修繕等	遊具維持修繕等	遊具維持修繕等	令和3年10月	河川公園	大日地区他	令和3年度淀川河川公園遊具点検作業	157,400
給水設備維持修繕	給水設備維持修繕	給水設備維持修繕	令和3年5月	河川公園	太間地区	太間地区陸上競技場飲水台漏水補修作業	72,610
その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	令和3年7月	河川公園	西中島地区	西中島地区集積場改修作業	270,000
その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	令和3年7月	河川公園	背割堤地区	背割堤地区移動式トイレ扉設置作業	409,200
その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	その他設備維持修繕工	令和3年12月	河川公園	枚方地区	枚方地区移動式トイレ扉設置作業	270,600
小計							3,248,823
合計							4,409,492

## 清掃実施状況

## 1. 種類

清掃には、園内、移動式トイレ、水飲場、徒渉池・噴水池、サービスセンター、側溝等を対象とし、日常的に行う軽微な清掃作業と年間を通して計画的に定期的に行う専門的な清掃作業がある。

## 2. 建物清掃

### I. 日常清掃

サービスセンター、レストセンターの床、階段、机の上等の軽微な清掃は、毎日、業務管理員が行う。(太間サービスセンター、庭窪レストセンターの清掃は、週1回)

- 1) 清掃箇所は、設計図書によるものとする。
- 2) 壁、床、扉、窓、柱、ベンチ、机、イス、黒板等は、掃き掃除、拭き掃除を行い、公園利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。
- 3) くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除くものとする。
- 4) 天井、照明器具、展示物等は、必要に応じて清掃するものとする。
- 5) 清掃箇所は以下の通りとする。

守口サービスセンター、太間サービスセンター、鳥飼サービスセンター、背割堤サービスセンター、庭窪レストセンター

### II. 定期清掃

定期清掃は快適な公園建物を維持するために計画的に淀川河川公園管理センターが行う。

## 3. 公園敷地等清掃

清掃作業は環境に配慮してゴミの排出量を軽減し、ゴミの分別化によるリサイクル、再資源化に努める。また、河川敷地内では、清掃等の雑排水は河川へ直接放流されることから、できるだけ洗剤を使用しないように心がけ、やむを得ず使用しなければならないときは、合成洗剤等を避け、微生物が分解し易い油脂製石けんを使用し、水質汚濁防止に配慮する。

### I. 日常清掃

各地区の管理所員は別紙 30「淀川河川公園巡視マニュアル」に基づき、必要に応じて点検と軽微な清掃を行う。

### II. 定期清掃

定期清掃は公園内敷地を快適な公園を維持するために行う。計画的に淀川河川事務所が行う。

#### 4. 工作物清掃

##### I. 日常清掃

各地区の管理所員は別紙 30「淀川河川公園巡視マニュアル」に基づき、トイレ、手洗い、水飲場、徒渉池等の毎日の点検を行い、必要に応じて点検と軽微な清掃を行う。

##### II. 定期清掃

定期清掃は公園内の施設、工作物を定期的に清掃し、快適な公園を維持するために淀川河川事務所が行う。

#### 5. し尿処理

##### (1) 移動式トイレの汲み取り

###### i) 大阪市

毎週月曜日に、その週のくみ取り対象トイレを指定し、大阪府衛生管理協同組合に依頼する。費用は 7 基以上と 6 基以下ではくみ取り料金が異なるので、依頼基数は、なるべく 7 基以上となるよう調整して依頼する。金曜日が主。

###### ii) 守口市

依頼は、事前に守口生活環境保全協力会とくみ取り日を調整して行う。

1～2回/月 金曜日が主。

###### iii) 寝屋川市、枚方市

依頼は、事前に北口建設とくみ取り日を調整して行う。第 2、4 木曜日が主。

###### iv) 摂津市

2 週間ごとに 1 回、市衛生管理部局が都合の付く日にくみ取り。

###### v) 高槻市

市衛生管理部局が都合の付く日にくみ取り。毎年一般廃棄物処理手数料の免除申請が必要。

###### vi) 島本町、大山崎町

町衛生管理部局にその都度くみ取りを依頼する。

###### vii) 八幡市

依頼は、市の予定表でくみ取り日が指定され、城南衛生管理組合が行う。さくらまつり期間は、早朝汲み取りとして、城南開発興業と個別契約となりし尿処理料も別料金体系となる。

第1表 移動式トイレの汲み取り

対象自治体	処理の流れ		
	該当地区	収集方法等	連絡等
大阪市	海老江、長柄、毛馬、赤川、太子橋、西中島、豊里	毎週月曜日に、その週のくみ取り対象トイレを指定し、依頼する。	大阪府衛生管理協同組合 6基以下は8,393円/基(税込み) 7基以上は5,250円/基(税込み)
守口市	外島、八雲、大日、佐太西	事前に依頼業者とくみ取り日を調整、金曜日が主。 12,1,2月 1回/月 3,4,6,7,9,10,11月 2回/月 5,8月 3回/月	守口生活環境保全協力会 6,050円/基(税込み)
寝屋川市	仁和寺、大間、木屋元	事前に依頼業者とくみ取り日を調整(第2・4木曜日)	北口建設 枚方市 3,000円/基+消費税 寝屋川市 8円/ℓ+消費税 臨時3,000円/基+消費税
枚方市	出口、三矢、枚方		
摂津市	一津屋野草、鳥飼西、鳥飼下、鳥飼上	2週間ごとに1回 市の都合の付く日	市衛生管理部局 300円/50ℓ(税込み)
高槻市	大塚、三島江	大塚地区(毎週月曜日) 三島江地区(1回/2週間) 市の都合の付く日	市衛生管理部局 免除、但し臨時は有料
島本町	島本	その都度依頼	町衛生管理部局 島本 300円/50ℓ(税込み) 大山崎 830円/90ℓ+消費税
大山崎町	大山崎		
八幡市	背割堤	市の予定表でくみ取り日が指定される さくらまつり期間は、別途	城南衛生管理組合 1,100円/90ℓ さくらまつり期間は、別途

- 1 料金体系は、令和3年度実績による。
- 2 定期収集の自治体も繁忙期の場合は連絡すれば臨時くみ取りが可能。
- 3 高槻市は、毎年一般廃棄物処理手数料の免除申請を行い免除決定を受けることで、費用を免除。

## 事業系一般廃棄物(サービスセンター等)(排出量、経費)

【令和1年度】2年度、3年度も同じ

地区	年月日	内容	単位	数量	金額 (税抜き：円)	摘要
河川公園各地区		公園内各地区で集積したごみは、各地区の管理員が集積場に集積します。集積されたごみは、別途発注の高水敷維持作業の業者が処分します。処分量の積み上げ等は、こちらではしていません。				
守口サービスセンター	年間契約月払い	サービスセンター内で発生したゴミを所定のゴミ置き場に集積すると、契約業者が毎週決まった曜日に回収してくれる。特に、処分量の規定はありません。	月	12	139,200	排出量は、不明
鳥飼サービスセンター	年間契約月払い	サービスセンター内で発生したゴミを所定のゴミ置き場に集積すると、契約業者が毎週決まった曜日に回収してくれる。特に、処分量の規定はありません。	月	12	60,000	排出量は、不明
背割堤サービスセンター	年間契約月払い	サービスセンター内で発生したゴミを所定のゴミ置き場に集積すると、契約業者が毎週決まった曜日に回収してくれる。特に、処分量の規定はありません。	月	12	60,000	排出量は、不明

農薬散布(位置、数量、時期、頻度等)

別紙33

【平成31年度】

作業日	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)

【令和2年度】

作業日	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
令和2年9月1日	高木薬剤散布	1	高木2本 (サクラ)	守口地区	トレボン乳剤 (4,000倍希釈)

【令和3年度】

作業日	種別	作業回数	施工数量	施工箇所等	摘要 (薬剤名等)
令和3年9月8日	草花薬剤散布	1	草花179m2 (キク類他)	枚方地区	トレボン乳剤 (2,000倍希釈)
令和3年9月18日	高木薬剤散布	1	高木65本 (サクラ他)	守口地区	トレボン乳剤 (2,000倍希釈)
令和3年9月21日	高木薬剤散布	1	高木9本 (サクラ他)	太間サービスセンター	トレボン乳剤 (2,000倍希釈)
令和3年9月21日	中低木薬剤散布	1	中低木4m2 (ウバメガシ他)	太間サービスセンター	トレボン乳剤 (2,000倍希釈)
令和3年9月27日	高木薬剤散布	1	高木50本 (ウメ他)	鳥飼サービスセンター	トレボン乳剤 (2,000倍希釈)
令和3年9月27日	中低木薬剤散布	1	中低木76m2 (ウバメガシ)	鳥飼サービスセンター	トレボン乳剤 (2,000倍希釈)
令和3年9月27日	草花薬剤散布	1	草花176m2 (ワタ)	太間地区	トレボン乳剤 (2,000倍希釈)
令和3年9月28日	高木薬剤散布	1	高木41本 (サクラ)	長柄河畔地区	トレボン乳剤 (2,000倍希釈)
令和3年9月28日	高木薬剤散布	1	高木8本 (サクラ)	城北河畔地区	トレボン乳剤 (2,000倍希釈)
令和3年9月28日	高木薬剤散布	1	高木1本 (サクラ)	一津屋河畔地区	トレボン乳剤 (2,000倍希釈)
令和3年10月5日	高木薬剤散布	1	高木221本 (サクラ)	背割堤地区	トレボン乳剤 (4,000倍希釈)
令和3年11月19日	中低木薬剤散布	1	中低木43m2 (ウバメガシ他)	背割堤地区	トップジンM水和剤 (1,000倍希釈)
令和3年12月25日	中低木薬剤散布	1	中低木43m2 (ウバメガシ他)	背割堤地区	トップジンM水和剤 (1,000倍希釈)

収益施設利用者数、売上等

資料-34

令和元年度

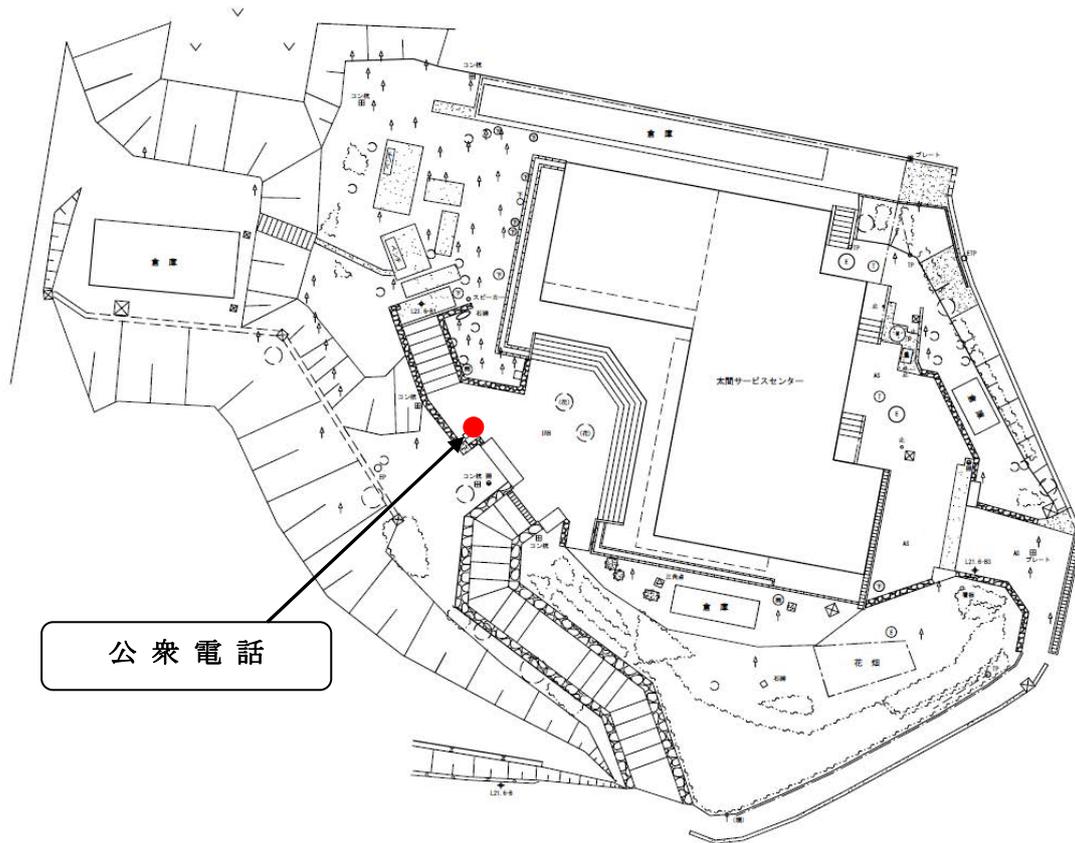
(単位:円 税込)

	野 球 場		サッカー・ラグビー		フットサル		陸上競技場		ゲートボール		ディスクゴルフ		グラウンド・ゴルフ		パターゴルフ		テ ニ ス		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数 (時間)	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
4 月	960	1,231,755	285	619,920	116	200,700	37	45,510	60	12,600	0	0	1,877	394,170	1,326	463,780	846	1,822,460	5,507	4,790,895
5 月	1,027	1,316,010	312	542,160	92	159,280	43	52,890	60	12,600	0	0	2,133	447,930	1,524	598,420	931	2,029,600	6,122	5,158,890
6 月	989	1,258,980	342	637,845	103	186,260	35	43,050	54	11,340	0	0	1,500	315,000	1,114	376,290	739	1,601,910	4,876	4,430,675
7 月	873	1,099,800	330	722,085	95	167,720	37	45,510	24	5,040	0	0	1,403	294,630	1,017	331,940	856	1,837,485	4,635	4,504,210
8 月	992	1,242,540	388	816,045	88	151,040	38	46,740	48	10,080	0	0	787	165,270	688	238,970	925	1,993,345	3,954	4,664,030
9 月	1,347	1,727,595	364	633,360	107	178,660	66	80,565	36	7,560	0	0	1,311	275,310	994	356,710	1,032	2,258,530	5,257	5,518,290
10月	981	1,311,450	244	461,540	90	156,660	34	42,840	8	1,760	0	0	1,432	315,040	1,226	448,630	948	2,079,980	4,963	4,817,900
11月	1,359	1,795,790	382	657,735	109	190,080	71	88,540	44	9,680	0	0	1,982	436,040	1,355	537,200	1,182	2,620,320	6,484	6,335,385
12月	951	1,111,130	305	514,850	114	141,270	30	37,800	60	13,200	0	0	1,445	317,900	1,034	358,950	1,327	1,808,720	5,266	4,303,820
1 月	833	984,340	284	478,970	101	130,890	34	42,840	0	0	0	0	1,709	375,980	1,207	456,070	1,329	1,897,180	5,497	4,366,270
2 月	907	1,204,960	271	517,110	80	137,130	40	50,400	36	7,920	0	0	1,677	368,940	1,093	403,190	911	1,982,220	5,015	4,671,870
3 月	717	994,700	379	773,385	132	240,450	18	22,680	36	7,920	0	0	3,302	726,440	1,871	721,300	1,557	3,229,340	8,012	6,716,215
合 計	11,936	15,279,050	3,886	7,375,005	1,227	2,040,140	483	599,365	466	99,700	0	0	20,558	4,432,650	14,449	5,291,450	12,583	25,161,090	65,588	60,278,450

## 公衆電話

【平成 30 年度及び令和元.2.3 年度】

【太間サービスセンター】 公衆電話位置図



【太間サービスセンター】

設置場所	国設置	管理センター設置
正面玄関前		1
計		1



## 業務評定

## 【概要】

公園名	淀川河川公園
所在地	大阪府、京都府
事業者	〇〇〇〇
履行期間	自；令和〇〇年〇〇月〇〇日 至；令和〇〇年〇〇月〇〇日
評価対象	令和〇〇年度

## 【目標達成状況】

設定した目標指標と目標値		達成状況	備考
①入園者数	年間〇〇万人		
②満足度	〇〇%		
③〇〇	〇〇		

## 【運行状況】

評価内容		
評価ランク		優 ・ 良 ・ 可
特記事項	特に評価すべき事項	
	改善が望まれる事項	
	今後の課題等	
備考		

(提出様式1-1)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長 殿

印

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

(担 当 者)  
所属部署  
氏 名  
電話番号  
FAX番号  
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 共同体事務所の所在地  
商号又は名称 R5-9年度淀川河川公園  
運営維持管理業務◇◇・○○共同体  
代表者氏名 印

令和●●年●月●日付けで入札公告のありました「R5-9淀川河川公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(提出様式1-2)  
 ○企業の業務実績

担当する分担業務:○○業務				
会社名:○○○○(株)				
業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○○業務	○○県	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	令和○年○月 ～ 令和○年○月
内容種別 1) 2)				
内容種別 1) 2)				
企業の延べ業務年数				○ヶ月
1級造園施工管理技士保有者数(植物管理業務のみ記入)				
令和 年 月 日時点 ○名				

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。  
 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。  
 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。  
 注4:複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。  
 注5:記載する業務件数による評価は行わない。  
 注6:内容種別欄は実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の1)～2)のいずれか該当するものを選び○を記入する。  
 注7:実施要項3.2.の「表7 企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。  
 注8:参加する法人の会社概要がわかる公表資料(会社紹介パンフレット、HP等)を別途提出する。

(提出様式1-3)

○業務責任者の業務実績

担当する分担業務：○○業務

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・1級造園施工管理技士(登録番号: ) (取得年月日: 年 月 日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○年○月 ～ ○年○月	○年○月 ～ ○年○月	○年○月 ～ ○年○月
内容種別 【同種】1) 2) 【類似】3) 4)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	○年○月 ～ ○年○月	○年○月 ～ ○年○月	○年○月 ～ ○年○月	○月 ～ 平成○年○月
内容種別 【同種】1) 2) 【類似】3) 4)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
- 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
- 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。
- 注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。
- 注5:企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。
- 注6:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～4)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
- 注7:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

柱8:実施要項3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

(提出様式1-4)守秘性に関する要件

○守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ. 社内規則等(守秘義務に関する規程及びその罰則規定が明示されているものに限る)制定について

ロ. 守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注1: 守秘義務に関する規程及びその罰則規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式1-4を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付することとし、該当部分に下線を引くこと。

(提出様式1-5-1) 業務実施体制

[実施要項で定める業務責任者]

実施要項3.3.に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間								備考	
		常勤	非常勤	委託	その他(具体的に)		月	火	水	木	金	土	日	計		
本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の業務責任者(総括責任者)		○	—	—												代表企業 ○○会社 近畿 太郎
企画運営管理業務責任者																○○会社 ○○ ○○
施設・設備維持管理業務責任者																○○会社 ○○ ○○
植物管理業務責任者																○○会社 ○○ ○○
収益施設等運営業務責任者																○○会社 ○○ ○○

※ 組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。

※ 総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。

※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。

※ 実施要項 3.3.に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

※ [実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]を配置する場合には、別紙に記入すること。

※ 総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任(注)とする。なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。

(注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。)

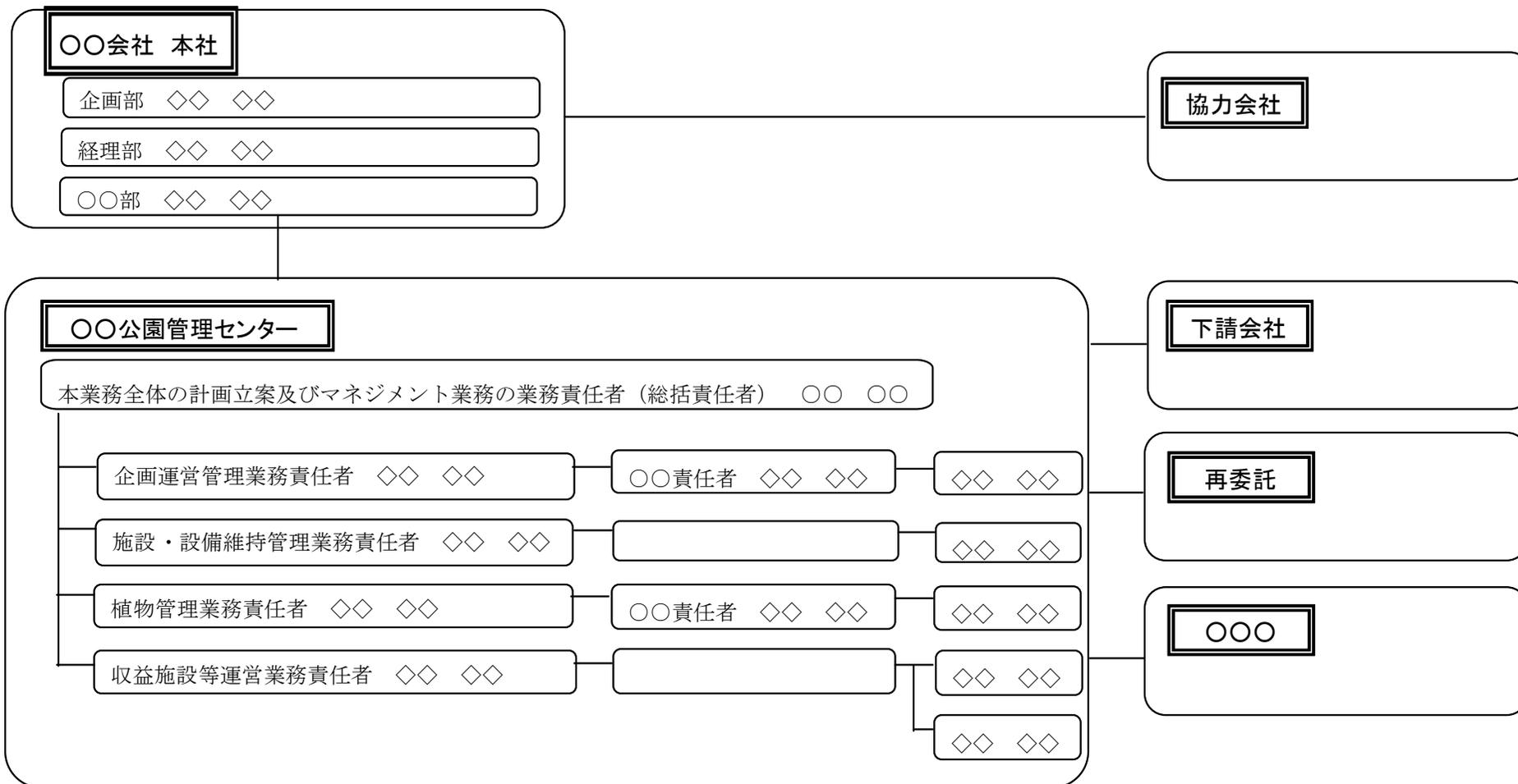
(別紙)

[実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者]

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等 (業務内容に対する適切性について記載)	1週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他(具体的に)		月	火	水	木	金	土	日	計	
△△業務責任者の下 ----- ○○係長		○	—	—			月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							8	8	8	8	8	0	0	40	
□□業務責任者の下 ----- ○○リーダー							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○ ○○

- ※ [実施要項で定める業務責任者]の下に配置するのか責任区分を明確にすること。
- ※ [実施要項で定める業務責任者]と併せた組織図(業務実施のための管理機構)を添付する(任意様式)。
- ※ 災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制(責任体制、現地体制)を記載する。
- ※ 配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。
- ※ 備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。(氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい)
- ※ 業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。

業務実施体制 組織図（業務実施のための管理機構）（作成例）



(提出様式1-5-2)業務実施体制における提案

・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を付带的に記載すること。

※A4版1枚以内にまとめる(図表含む。)

※文字寸法は10.5ポイント以上。

※白黒またはカラーの片面印刷で提出すること。

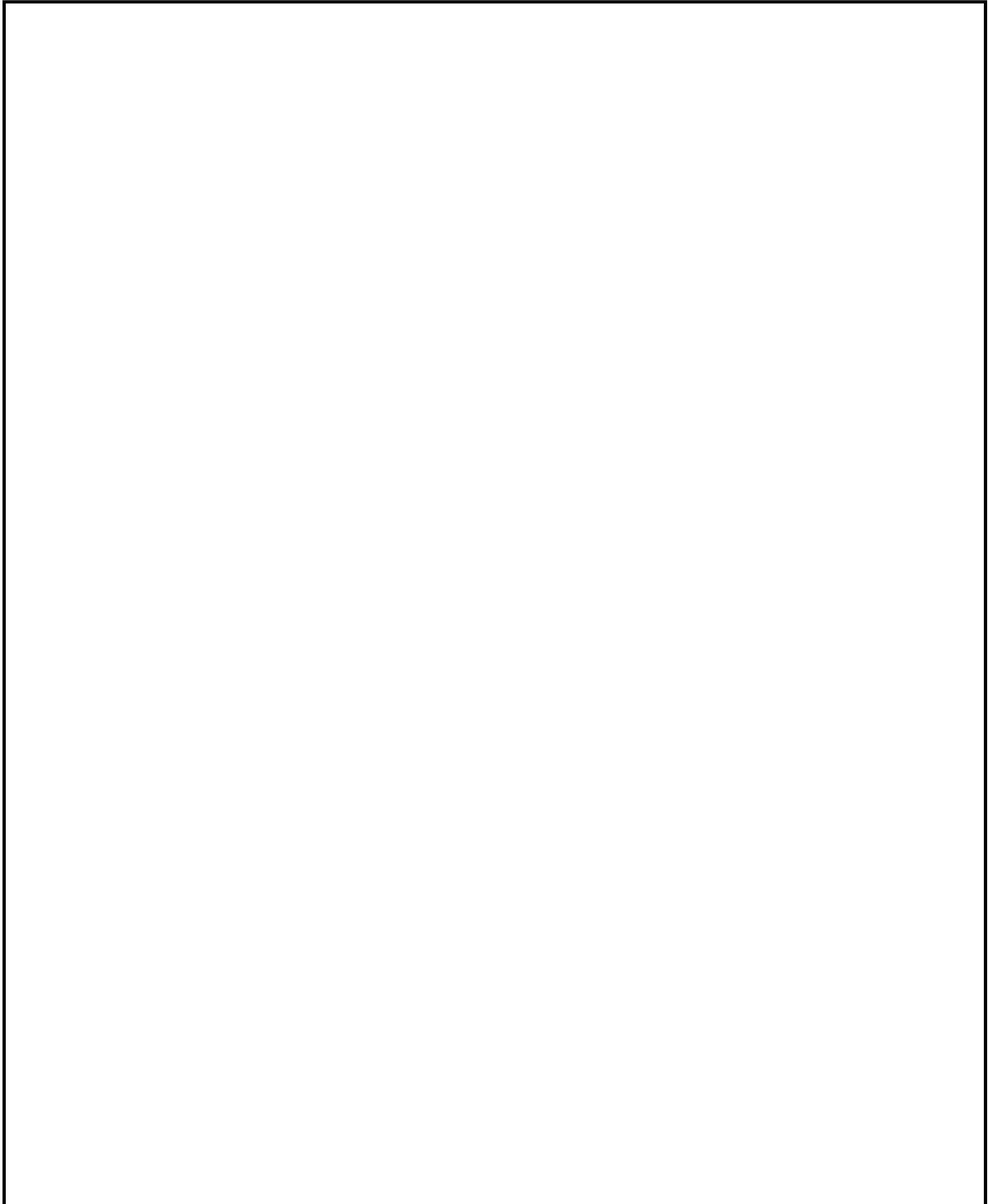
(提出様式1-5-3)

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

<small>ふりがな</small> 氏名 生年月日      年      月      日							
会社名・所属・役職  ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格(植物管理業務責任者は、1級造園施工管理技士を必ず記入すること) ・技術士(建設部門:都市及び地方計画) (登録番号:                      )                      (取得年月日: 年      月      日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	○年○月 ～ ○年○月	○年○月 ～ ○年○月	○年○月 ～ ○年○月	○年○月 ～ ○年○月
内容種別 【同種】1) 2) 【類似】3) 4)							
○○○○○○○○○○ 業務	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	○年○月 ～ ○年○月	○年○月 ～ ○年○月	○年○月 ～ ○年○月	○月 ～ ○年○月
内容種別 【同種】1) 2) 【類似】3) 4)							
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験 の延べ経験年数							○年○ヶ月

- 注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。
- 注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。
- 注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。
- 注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。
- 注5:内容種別欄は実施要項3.3.「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～5)のいずれか該当するものを選び○を記入する。
- 注6:実施要項3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。
- 注7:申請書類の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1-8)を添付する。

(提出様式1-6)実施方針



- ※A4版 2枚以内にまとめる(図表含む。)
- ※文字寸法は10.5ポイント以上。
- ※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。
- ※白黒またはカラーの片面印刷で提出すること。

年間業務計画（作成例）

工 種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植物管理	芝生管理	●回／年												
	低木管理	●回／年		—————										
	高木管理	●回／年												
	草花管理	●回／年												
●●●●●														
●●●●●														
●●●●●														
●●●●●														

(提出様式1-7)再委託又は、下請負の予定(協力企業の名称等)

企業名		代表者名	
所在地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企業名		代表者名	
所在地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企業名		代表者名	
所在地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注1：再委託又は、下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注2：原則として、小規模な業務\*を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※ 小規模な業務とは、基本的に契約金額が100万円未満の業務等

注3：再委託又は、下請負の枠が足りなければ、追加して記入すること。

注4：組織図（業務実施のための管理機構）に記入すること。

念書(例) (申請書類提出時に当該法人と雇用関係が無い場合)

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長 様

## 念書 (例)

株式会社〇〇〇〇と近畿太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

### 記

国土交通省近畿地方整備局で、令和●年●月●日付けで入札公告のあった「R5-9淀川河川公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

令和〇年〇月〇日

住所  
電話番号  
会社名 株式会社〇〇〇〇  
代表者 代表取締役社長△△ △△ 印

住所  
氏名 近畿 太郎 印

(提出様式1-8)業務経験証明書

ふりがな 氏名	近畿 太郎 ( 年 月 日生)
会社名	□□□□株式会社
業務実績	〇〇業務の〇〇責任者として従事。
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考	

上記の通りであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

住 所

電話番号

会社名 □□□□株式会社

代表者 役職名 氏名 印

(提出様式1-9-1)

令和 年 月 日

## 収益施設運営実績書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申請者) 社 名  
代表者  
所在地  
TEL (FAX)

印

下記収益施設等について運営実績書を提出します。

### 記

(記入例)

	淀川河川公園 収益施設名	収益施設運営実績 (※1)		収益施設運営予定 (※2)	
		企業としての 実績	配置予定者と しての実績	申請者 (共同 体構成員を含 む)	申請者以外 の者 (再委託 ・下請け等)
1	運動施設				○ ((株)○○)
2	飲食・物販施設	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
3	自動販売機	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	

(提出様式1-9-1)の注意事項

- ※1 収益施設運営実績について、実施要項3. 2. 企業の業務実績に関する要件、及び3. 3. 配置予定者の業務実績に関する要件の「⑤収益施設等運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」）、「◎（○○太郎）」）  
又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（提出様式1-9-3）に記入すること。
- ※2 収益施設運営予定について、淀川河川公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設運営実績の申請者と収益施設運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でなくてもよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（株）○○」）、「○（○○太郎）」）。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）  
又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、（提出様式1-7）に記載すること。
- ※3 「R 5-9 淀川河川公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、淀川河川公園収益施設等管理運営規定書（以下、「規定書」という。）の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。  
また、「R 5-9 淀川河川公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第5条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。
- ※4 共同体として参加する者が提出する場合は、R 5-9 淀川河川公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

(提出様式1-9-2)

## 会社の概要

(1) 以下について記入するものとする。

- |          |   |             |        |
|----------|---|-------------|--------|
| ①社名      | ( |             | )      |
| ②業種(主・副) | ( |             | )      |
| ③設立      | ( | 年           | 月)     |
| ④資本金     | ( |             | 円)     |
| ⑤従業員数    | ( |             | 人)     |
| ⑥株式      | ( | 上場          | ・ 非上場) |
| ⑦株主数     | ( |             | 人)     |
| ⑧営業範囲    | ( | 大阪府・近畿地方・全国 | )      |
| ⑨年商      | ( |             | 円)     |

(2) 下記の最新資料を添付するものとする。

- ①会社概要書等
- ②登記簿謄本
- ③財務諸表(過去3ケ年分)

- ※ 提出様式1-9-1で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。  
(収益施設運営実績、収益施設運営予定を含む)
- ※ 財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等(過去3ケ年分)を提出するものとする。
- ※ 申請者以外の者については、上記(2)②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時まで提出するものとする。
- ※ 申請者以外の者が未定の場合は、上記(1)①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記(2)①～③を業務計画書提出時まで提出するものとする。

(提出様式1-9-3)

## 〇〇施設運営実績

項目	内容
・施設名 ・所在地 ・開設年	(記入例) ・〇〇〇〇 〇〇店 ・大阪府〇〇市〇〇1-2-3 ・令和〇年〇月
・業態 ・取扱品目 ・主な客層	(記入例) ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
・構造 ・規模	(記入例) ・構造 RC構造 ・延床面積 401.88㎡ ・客席面積 300㎡ ・席数 100席 ・厨房面積 50㎡ ・駐車場 平面駐車場 普通車20台
・売上高	記入例) ・120,000千円/年(過去3ヶ年の平均)
・従業員数	(記入例) ・社員3人、補員5人

※ 提出様式1-9-1の収益施設運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ1件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設(別の施設)の場合は、それぞれ記載すること。又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※ 売上高は、過去3ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去2年又は1年でもよい。又1年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※ 実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を2~3枚添付すること。

なお、自由様式は、A4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

近畿地方整備局長  
○○ ○○ 殿

令和 年 月 日  
住 所  
商号又は名称  
氏名 印  
(法人にあつては、代表者氏名)

〔 法定代理人  
氏名 印 〕

## 誓約書

令和●年●月●日付けで公告のありました「R5-9 淀川河川公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

### 記

- 次の各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - ①心身の故障により本業務を適正かつ確実に実施することができない者
  - ②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
  - ③禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - ④暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ⑤本実施要項8.3.11により契約を解除され、その解除の日から起算し5年を経過しない者
  - ⑥営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
  - ⑦法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
  - ⑧暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者
  - ⑨その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）第3条の規定で定める者を準用する。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
  - ⑩その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって本業務の公正な実施又は本業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者
2. 予決令第70条の規定に該当する者でないこと。
3. 予決令第71条の規定に該当する者でないこと。
4. 開札日において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること（本実施要項4.2.2に示す申請書類（以下「申請書類」という。）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、開札日までに競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効となる。）
5. 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
6. 会社更生法に基づき厚生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

7. 電子調達システムによる場合は、電子認証（IC カード）を取得していること。
8. 入札説明書及び図書等を電子調達システムから直接ダウンロード、または支出負担行為担当官から直接交付を受けた入札説明書及び図書等により作成した申請書を受領期限までに提出したものであること。
9. 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - ① 資本関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
      - ア) 親会社と子会社の関係にある場合
      - イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - ② 人的関係
    - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしイ)については、会社の方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
      - ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
      - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
10. 競争の公正性を害すると判断される場合には、本業務に係る業務に関与する者でないこと。
11. 近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務評価アドバイザーが属する事業者でないこと。
12. 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
13. 淀川河川事務所で令和4年度に実施の「淀川河川公園の利活用分析と公園計画遂行支援業務」、令和3年度に実施の「淀川河川公園の利活用分析と動植物調査とりまとめ業務」、令和2年度に実施の「淀川河川公園上流域の利活用分析と整備項目作成支援・設計業務」、令和3年度から令和4年度に実施の「河川公園課・河川環境課調査設計資料整理業務」に参加している者及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。

なお、「業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいい、「資本面・人事面で関係がある」とは本実施要項3.1.f)①、②に該当することをいう。
14. 申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上



## 記載が必要な事項一覧表

	記載対象 <sup>(※1)</sup>	記載必要事項
個人の場合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
	② ①の法定代理人 <sup>(※2)</sup>	・氏名、生年月日、性別、住所
落札予定事業者 法人の場合	③ 落札予定事業者	・商号又は屋号 ・主たる事業所の所在地
	④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
	⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
	⑥ ③の主要株主等 <sup>(※3)</sup> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
	⑦ ③の主要株主等(法人)	・商号又は屋号
	⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所
	⑨ ③の親会社等 <sup>(※4)</sup> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所
	⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
	⑪ ③の親会社等(法人)	・商号又は屋号
	⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
	⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
	⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1 「記載対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

- ※3 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。
- ※4 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者と「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第3条第1項の規定を準用することとし、同条第2項に規定する者は含まないものとする。
- ※5 必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。
- ※6 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。
- ※7 「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。
- ※8 「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。
- ※9 前記※6の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。
- ※10 電磁的記録媒体の作成要領  
 電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（CD-R等）に以下の要領で記録する。
- ① 電磁的記録媒体に記載すべき対象者は、第3面により第2面に記載された者とする。
  - ② 氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で1マス空ける。
  - ③ 氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。
  - ④ 生年月日のうち、年、月及び日については、半角の2桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。
  - ⑤ 性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。
  - ⑥ 氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。
  - ⑦ 記載例（データ上の記載）  
 昭和38年7月14日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ(半角)	氏名漢字(漢字)	元号(半角)	年	月	日	性別
コウキョウ タロウ	公共 太郎	S	38	7	14	M

[別添]

## 申請書類における留意事項について

1. 提出部数は1部とし、通しの頁数を次の例のように頁右下に記載するものとする。(例 1/10, 2/10・・・9/10, 10/10)。
2. 提出様式1-2「企業の業務実績」
  - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
  - ②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」「植物管理業務」、「収益施設等運営業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」などの記載とし、独自に「総合運営管理業務(例)」など独自の名称は作らないこと。
  - ③本業務全体の計画立案及びマネジメント業務の実績については、説明書1.(2)1)で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について目標及び業務計画を策定し、多岐にわたる業務について総合的な調整を行い、適切な進捗管理を実施」した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付すること。
  - ④共同体の場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する企業を代表企業とすること。
3. 提出様式1-3「総括(業務)責任者等の業務実績」
  - ①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付すること。
  - ②「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」、「企画運営管理業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等運営業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。  
ただし、実施要領に定めた範囲において兼務は可能とする。
  - ③共同体の場合は、本業務全体の計画立案及びマネジメント業務を担当する総括責任者を代表企業の社員(予定を含む)とすること。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載すること。
4. 提出様式1-4「守秘性に関する要件」
  - ①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に様式1-4の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等(該当ページのみ)を添付すること。該当部分に下線を引くこと。
5. 提出様式1-5-1「業務実施体制」
  - ①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載すること。
  - ②組織図(業務実施のための体制図)を添付すること。その際に担当する分担業務を記載すること。
  - ③実施要項3.3.表8に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。
6. 提出様式1-5-2「業務実施体制における提案」
  - ①A4版片面1枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
  - ②図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。白黒またはカラーの片面印刷で提出すること。
7. 提出様式1-6「実施方針」
  - ①A4版片面2枚以内で、文字寸法は10.5ポイント以上とすること。
  - ②図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。白黒またはカラーの片面印刷で提出すること。

8. 提出様式1-10(2面)等

落札者となるべき者(落札予定者)は、開札後速やかに様式1-10(2面)及び電磁的記録媒体(CD-R等)を提出すること。

なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があります。

(提出様式2-1)

## 企画書

業務の名称 R5-9淀川河川公園運営維持管理業務

履行期限 令和●年 ●月●日

標記業務について、企画書を提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
近畿地方整備局長  
○○ ○○ 殿

提出者)住 所  
電話番号  
会社名  
代表者 役職名 氏 名 印

作成者)担当部署  
氏 名  
電話番号  
F A X  
E-mail

(共同企業体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 : 共同体事務所の所在地  
電話番号: 共同体事務所の電話番号  
FAX : 共同体事務所のFAX番号  
会社名 : ○○○○業務  
          △△・○○共同体  
代表者 : △△(株) 役職名 氏名 印

注) 紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

(提出様式 2 - 2 - 1)

<b>1) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案</b>																																																																																																	
<p>基本的な考え方・方針                  ○○○を基本的な方針として、○○○</p> <p style="text-align: center;">公園利用者数【数値目標】 <span style="float: right;">(単位：万人)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年 度</th> <th style="width: 10%;">令和 5 年度</th> <th colspan="4" style="width: 15%;">令和 6 年度</th> <th colspan="4" style="width: 15%;">令和 7 年度</th> <th colspan="4" style="width: 15%;">令和 8 年度</th> <th colspan="3" style="width: 10%;">令和 9 年度</th> </tr> <tr> <td>年間 公園利用者数</td> <td></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="4"></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>四半期毎 公園利用者数</td> <td>2-3 月</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="15"> <p><b>1. 企画提案項目：○○○の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。</li> <li>・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。</li> </ul> <p><b>2. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な企画提案：</li> <li>・期待される効果：</li> </ul> <p><b>3. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な企画提案：</li> <li>・期待される効果：</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>															年 度	令和 5 年度	令和 6 年度				令和 7 年度				令和 8 年度				令和 9 年度			年間 公園利用者数																	四半期毎 公園利用者数	2-3 月	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3																		<p><b>1. 企画提案項目：○○○の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。</li> <li>・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。</li> </ul> <p><b>2. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な企画提案：</li> <li>・期待される効果：</li> </ul> <p><b>3. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な企画提案：</li> <li>・期待される効果：</li> </ul>														
年 度	令和 5 年度	令和 6 年度				令和 7 年度				令和 8 年度				令和 9 年度																																																																																			
年間 公園利用者数																																																																																																	
四半期毎 公園利用者数	2-3 月	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3																																																																																	
<p><b>1. 企画提案項目：○○○の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。</li> <li>・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。</li> </ul> <p><b>2. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な企画提案：</li> <li>・期待される効果：</li> </ul> <p><b>3. 企画提案項目：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な企画提案：</li> <li>・期待される効果：</li> </ul>																																																																																																	

- ※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。
- ※目標とする数値を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
- ※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。
- ※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 2)

2) 利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

公園利用者の満足度（「満足」または「やや満足」）

【数値目標】

(単位：%)

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度				令和 7 年度				令和 8 年度				令和 9 年度		
	2-3 月	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
年間 公園利用者数																
四半期毎 公園利用者数																

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※目標とする数値を設定の上、その満足度の向上に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式 2 - 2 - 1 2 の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 3)

3) 公園特性を活かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～3.に、本公園内の自然資源等を活用した魅力ある修景や河川公園ならではの風景の演出に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 4)

4) 公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目の1.～3.に、本公園の河川公園ならではの魅力や機能を発揮させるための維持管理方法に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 5)

5) 多様な利用プログラムの提供に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※1：イベント・行事等は、本公園の意義や役割、機能を踏まえ、また本公園の様々な資源等を活用した内容のものとする。

※2：自然環境・歴史文化に関する利用プログラムとは、淀川を利用しながら淀川に対する理解を深めてもらうため、淀川とその周辺の歴史文化や自然環境などを学ぶ利用プログラムで、事業者が主催又は共催するもの。体験講座や自然環境学習のほか、生物の生息・生育環境の保全活動、清掃等の維持管理活動等を含む。

※企画提案項目の1.～3.に、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※自主事業の自主イベントの企画提案については「(提出様式2-2-10)自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事(材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む)のみを記載すること。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 6)

6) 情報受発信の充実にに関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

記者発表件数・ホームページアクセス件数【数値目標】 (単位：件)

【数値目標】

(単位：件)

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
記者発表件数					
SNS発信件数					

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※記者発表件数やSNS情報発信件数の目標を設定の上、それらの実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 7)

7) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇と連携

- ・具体的な企画提案：〇〇〇と連携し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇と連携することにより、・・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. ～2. に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. に、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 8)

8) 平常時の公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. に、平常時の公園利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. に、既存地形や河川公園という本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 9)

9) 緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇について、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇をすることにより、・・・・の防止が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. に、繁忙期において、混乱回避のための体制構築を含めた対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 0)

1 0) 自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の実施

- ・具体的な企画提案：〇〇〇において、・・・・〇〇〇を実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を実施することにより、・・が期待されます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～3.に、**自主事業の実施による公園の目的・魅力の向上**の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※収益の一部を国営公園の利用促進及び利便性向上等に寄与する内容について記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※自主事業：事業者の独立採算により行う事業をいう。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 1)

1 1) 収益施設の運営に関する提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 企画提案項目：〇〇〇の活用

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を活用し、・・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を活用することにより、・・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～3.に、**野球場・テニスコート等**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式2-2-12の改善提案も行うこと。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

(提出様式 2 - 2 - 1 2)

1 2) 各業務の最低水準 (現行基準) として示された仕様書に対する、改善提案

基本的な考え方・方針

〇〇〇を基本的な方針として、〇〇〇

1. 改善提案項目 : 〇〇〇工

- ・設計数量 : 〇〇m<sup>2</sup>
- ・変更数量 : 〇〇m<sup>2</sup>
- ・変更可能な理由 : 〇〇〇を導入し、・・・の質が向上 (〇〇を削減) します。
- ・期待される効果 : 〇〇〇を導入することにより、・・・の削減が見込まれます。

2. 改善提案項目 :

- ・設計数量 :
- ・変更数量 :
- ・変更可能な理由 :
- ・期待される効果 :

3. 改善提案項目 :

- ・設計数量 :
- ・変更数量 :
- ・変更可能な理由 :
- ・期待される効果 :

※各改善提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※改善提案項目1. ~ 3. に、改善提案による質の維持向上又は経費の削減 (あるいはその両方) に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。

※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。

※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

※当初契約に基づく数量内で提案がある場合のみ記載すること。

## ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
- ※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

### 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。  
【 該当 ・ 該当しない 】

### 2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- プラチナくるみんの認定を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（新基準）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（旧基準）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】

### 3. 若者雇用促進法に基づく認定

- 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。  
【 該当 ・ 該当しない 】

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当事業年度)(又は○年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率○%以上とすることを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

} 状況に応じいずれかを選択\*

令和 年 月 日

株式会社○○○○

(住所を記載)

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当事業年度)(又は○年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率○%以上とすることを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

} 状況に応じいずれかを選択\*

令和 年 月 日

株式会社○○○○

(住所を記載)

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

## 別紙1の1及び1の2 留意事項

### (留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は加算点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

【別添】

## 企画書の提案に関する注意事項等

1. 各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。
2. 各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めA4版2頁以内とする。  
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は2頁目までに記載されている内容とし、3頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、3頁目以降に記載した内容(履行不可と判断されたものを除く。)についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
3. 各企画提案の項目数は最大3項目までとし、記載の順に1から通し番号を付けること。  
頁数は、上記2. によるものとする。
4. 改善提案は、記載の順に1から通し番号を付けること。
5. 1つの企画提案項目は1つの着目対象(〇〇対策、等)に限って設定すること。  
複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目(履行不可と判断されたものを除く。)についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
6. 1つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法(効果を高めるために付帯して行うものを含む。)を具体的に記載する。  
曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。
7. 以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。  
①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容
8. 以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの(履行不可)とする。  
①関係法令に違反するもの  
②入園料、使用料等の増減を変更させるもの  
③開園日時を変更させるもの(主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く)
9. 自主事業において、施設を新設、又は指定する既存施設を改修し、管理運営する提案を行う場合には、別紙-4(基本方針)に沿ったもの、かつ別添-34(自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲)と別添-35(指定する既存施設の改修運営の対象一覧表)の範囲でなければ評価しない。

10. 文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。
11. 白黒またはカラーの片面印刷で提出するものとする。
12. 企画書の提出部数は1部とし、通しの頁数を以下の例のように頁右下に記載するものとする。(例 1/10, 2/10・・・9/10, 10/10)。
13. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載(法人名又は個人名)を行わないこと。やむを得ず法人名を用いる場合には以下の例のように記載するものとする。

(例)      ▲▲会社      →    当法人  
          ■ ■財団      →    当法人  
          ◇◇共同体    →    当法人  
          □□グループ    →    関連グループ 等

※固有の名称は用いないこと。

14. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所に「(再掲)」と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表9に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

R5-9 淀川河川公園

収益施設運営計画書

提 出 様 式

国土交通省 近畿地方整備局

【企画書提出時に提出すること】

(様式3-1)

令和 年 月 日

## 収益施設運営計画書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者

印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、R5-9淀川河川公園収益施設運営計画書を提出します。

### 記

- (1) 所在地 大阪市福島区海老江三丁目・四丁目・六丁目並びに大阪市大淀北二丁目（海老江地区）  
～京都府八幡市八幡在応寺地先（背割堤地区）
- (2) 対象施設 野球場・テニスコート等（39地区）、飲食・物販施設（1箇所）、自動販売機

\* 共同体として参加する者が提出する場合は、R5-9淀川河川公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者とする。

## 収益施設運営計画

<b>(1) 運営施設全体の運営計画</b>
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 混雑期、閑散期に対応した運営方針

※運営施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(2) 収益施設の運営に関する提案

1. 企画提案項目：〇〇〇の設定

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

2. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

3. 企画提案項目：

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1. **野球場・テニスコート等**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目2. **飲食・物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※企画提案項目3. **自動販売機**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒またはカラーの片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-11と同様な内容とする。

(3-1) 野球場・テニスコート等の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-2) 飲食・物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

(3-3) 自動販売機の設置個所、設置台数、販売品目、主なサービス
設置個所、設置台数
販売品目
主なサービス

※収益施設の設置個所、設置台数、販売品目、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※収益施設等設置管理運営規定書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

令和 年 月 日

## 自主事業施設運営計画書

国土交通省 近畿地方整備局 殿

(申込者) 社 名

代表者 印

所在地

TEL (FAX)

下記施設について、R5-9淀川河川公園自主事業施設運営計画書を提出します。

### 記

- (1) 所在地 大阪市福島区海老江三丁目・四丁目・六丁目並びに大阪市大淀北二丁目（海老江地区）  
～京都府八幡市八幡在応寺地先（背割堤地区）
- (2) 対象施設 野球場・テニスコート等（40地区）、飲食・物販施設（1箇所）、自動販売機

\* 共同体として参加する者が提出する場合は、R5-9淀川河川公園運営維持管理業務について、業務全体の計画立案及びマネジメント業務をする者とする。

## 自主事業施設運営計画

(1) 自主事業施設運営施設全体の運営計画
・ 基本的な考え方
・ 取組方策
・ 繁忙期、閑散期に対応した運営方針

※自主事業施設全体の運営計画について、基本的な考え方及び取組み方策を具体的に記述すること。

また、繁忙期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述すること。

※図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

**(2) 自主事業施設の運営に関する提案**

**1. 企画提案項目：〇〇〇の設定**

- ・具体的な企画提案：〇〇〇を設定し、・・・実施します。
- ・期待される効果：〇〇〇を設定する事により、・・・が見込まれます。

**2. 企画提案項目：**

- ・具体的な企画提案：。
- ・期待される効果：

**3. 企画提案項目：**

- ・具体的な企画提案：
- ・期待される効果：

※各企画提案項目には1から3までの通し番号を付けること。

※企画提案項目1.～3.に、**自主事業施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字寸法は10.5ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ9ポイント程度までとする。白黒またはカラーの片面印刷で提出するものとする。

※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式2-2-10と同様な内容とする。

(3) 自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※自主事業施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述すること。

※様式は、図表を含みA4版2枚までとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

※仕様書に示す期間・時間を超える提案は不可とする。

## 収入及び支出の見込み

○自主事業の実施における収入及び支出の見込みについて、具体的に記載すること。

- ※1 需要予測及びそれに基づく収入想定について、その概要を明示し、さらに下表の書式を用いて記載すること。
- ※2 提案する事業実施方針を踏まえた支出想定とすること。
- ※3 収支計画を上回る収益となった場合の収益の活用方策について記載すること。
- ※4 本事業に付随するその他の収益活動を提案する場合には、その内容・金額等について記載すること。

### 【収入記載書式】

単位：千円

収入項目	金額/10年※1	根拠等
収益施設運営収入		
その他収入※2		
合計		

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他収入」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

### 【支出記載書式】

単位：千円

支出項目		金額/10年※1	根拠等
設備 投資 費	建設費		
	内装費		
	その他		
	小計		
人件費			
光熱 水費	電気		
	ガス		
	水道		
	その他		
	小計		
保険料			
土地・施設使用料			
その他支出※2			
合計			

※1 様式3-10 収支計画書と整合をとること。

※2 「その他支出」は必要に応じ欄を追加して記載すること。

## 収支計画書

(1)売上高												金額(単位:千円)	
区 分	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	合計	備考
公園施設(自主事業施設)												0	
合計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)売上原価												金額(単位:千円)	
区 分	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	合計	備考
公園施設(自主事業施設)												0	
合計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3)売上総利益												金額(単位:千円)	
(C) = (A) - (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4)販売費及び一般管理費その他費用												金額(単位:千円)	
区 分	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	合計	備考
人件費												0	
自主事業施設・設備管理費												0	
維持管理費												0	
(除草・清掃費)												0	
通信費												0	
修繕費												0	
光熱水費												0	
イベント催事費												0	
広告宣伝費												0	
支払保険料												0	
固定資産税												0	
減価償却費												0	
土地・施設使用料												0	
その他費用												0	
支払利息												0	
原状復旧費												0	
合計(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5)損益												金額(単位:千円)	
(C) - (D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 資金調達・償還計画

○自主事業の実施における資金調達・償還計画について具体的に記載すること。

- ※1 資金調達計画、外部調達計画の概要について、下表の書式を用いて記載すること。
- ※2 劣後ローン等による調達をする場合はそれぞれ明示すること。
- ※3 予備的資金の確保の考え方について明示すること。

### 【資金調達計画】

調達総額	(合計) ア+イ+ウ	千円
内訳	出資金(計) …ア	千円
	外部調達(計) …イ	千円
	その他(計) ※1 …ウ	千円

※1 その他の調達がある場合には、下表に準じて記載すること。

### 【外部調達計画の概要】

金融機関等の名称	調達予定金額	条件 (実行予定時期・ 返済方法・金利等)	備考 (優先ローン・劣後ローンの 別、優先順位など)
	千円		
外部調達(計)…イ	千円		

自主事業施設の設置場所

○自主事業施設の設置場所について図示すること。